

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年11月30日
【計算期間】	第10期(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)
【ファンド名】	コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・ セレクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection)
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー 小林 央明
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通 り 287 - 289番 (287-289, Route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 中野 春芽
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 中野 春芽 同 橋本 雅行 同 原田 亮
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6775)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2020年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.80円および1豪ドル=75.49円)による。

(注2) ファンドおよびサブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されるが、米ドル建 米ドルクラス受益証券、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、米ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「米ドル建受益証券」という。)は米ドル建であり、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス受益証券、豪ドル建 中国元ヘッジクラス受益証券および豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス受益証券(以下、個別にまたは総称して「豪ドル建受益証券」といい、米ドル建受益証券とあわせて、個別にまたは総称して「受益証券」または「通貨クラス」という。)は豪ドル建のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルまたは豪ドルをもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション (Kokusai Cayman Trust - Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection) (以下「サブ・ファンド」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき、2010年8月3日付信託証書に従って同日付で登録されたアンブレラ・ファンドであるコクサイ・ケイマン・トラスト (Kokusai Cayman Trust) (以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドである。なお、アンブレラとは、1つの投資信託の下で1または複数の投資信託(サブ・ファンド)を設定できる仕組みのものを指す。現在、ファンドは、本サブ・ファンドを含む4つのサブ・ファンドにより構成されている。

サブ・ファンドは、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスで構成される。各クラスの表示通貨は、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラスおよび米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスは米ドルとし、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスについては豪ドルとする。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラスト (Kokusai Trust) のサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (US High Yield Bond Fund) のUSHYFノン・ヘッジ・クラス (USHYF Non-hedge Class) (以下「投資先ファンド」という。)への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債^(注) (以下「米国ハイ・イールド債」ということがある。)に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。

サブ・ファンドの信託金の限度額はない。

(注)ハイ・イールド債とは、格付機関によりBBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

ファンドの性格

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープン・エンド型投資信託として設立された。

管理会社は、サブ・ファンドの勘定で受益証券を発行する権利を有する。日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて管理事務代行会社に対して通知することにより、毎取引日に保有する受益証券の買戻しを請求することができる。買い戻された受益証券について支払われる買戻価格は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、または受託会社および管理会社の同意の上、サブ・ファンド決議により、存続期間の延長を決定しない限り、サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスは、2025年9月24日に終了し、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス以外のクラスは、2021年5月31日に終了する。

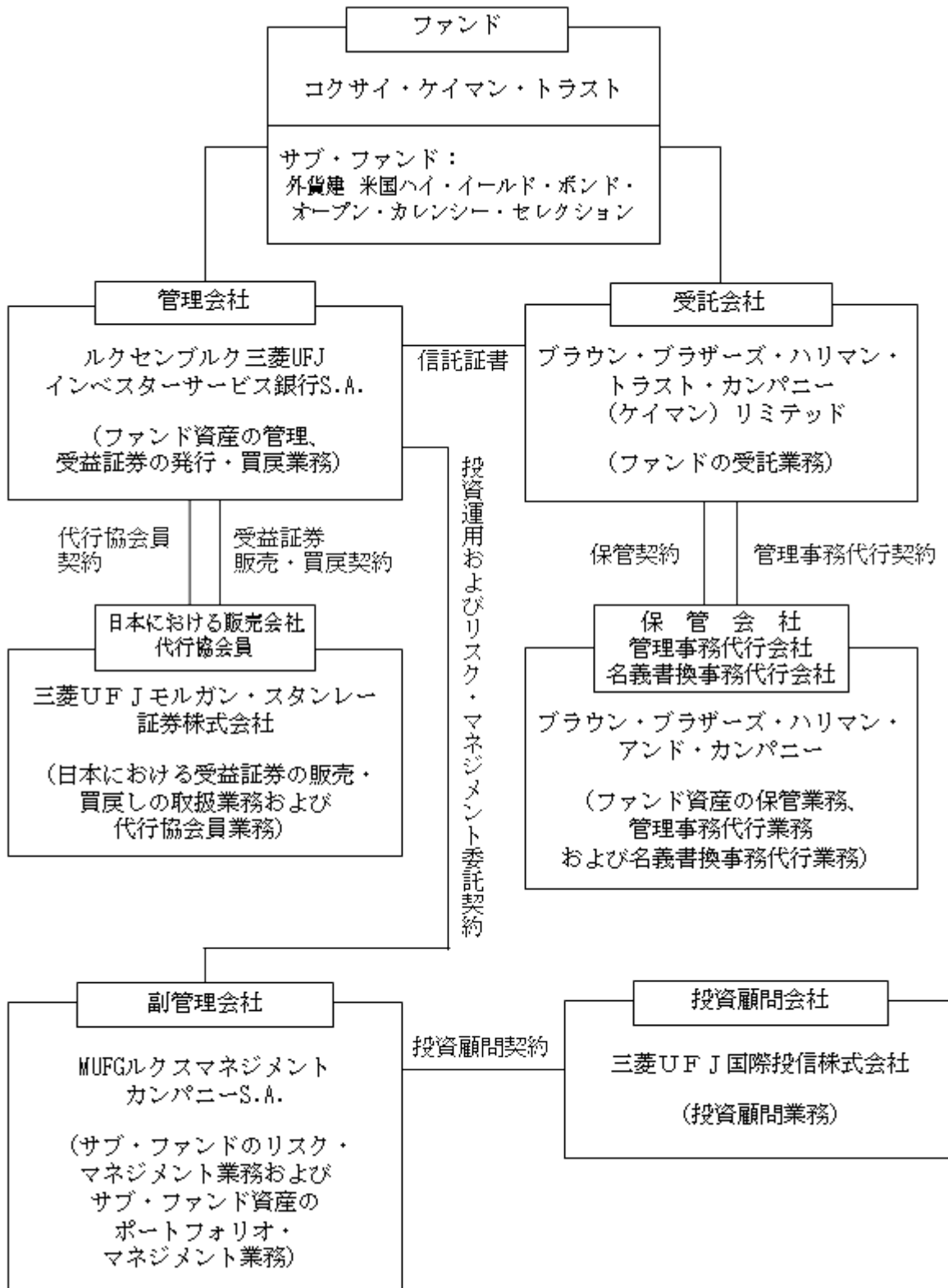
(注)サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの存続期間は、管理会社により、2025年9月24日まで延長された。

(2)【ファンドの沿革】

1974年4月11日	管理会社設立
2010年8月3日	信託証書および補遺信託証書締結
2010年8月23日	日本における受益証券の募集開始
2010年9月28日	サブ・ファンドの運用開始
2015年6月12日	サブ・ファンドの存続期間延長
2015年6月12日	補遺信託証書締結
2019年11月11日	補遺変更証書締結

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2010年8月3日付で信託証書および補遺信託証書ならびに2015年6月12日付で補遺信託証書および2019年11月11日付で補遺変更証書(以下「信託証書」という。)を受託会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	2010年8月3日付で信託証書を管理会社と締結。信託証書は、ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社 名義書換事務代行会社	2008年11月3日付で保管契約(注1)を受託会社と締結。同契約は、サブ・ファンドの資産保管業務について規定している。 2008年11月3日付で管理事務代行契約(注2)を受託会社と締結。同契約は、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務について規定している。
MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A. (MUFG Lux Management Company S.A.)	副管理会社	2014年7月18日付で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(注3)を管理会社と締結(随時変更され、または補足される可能性がある。)。同契約は、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産のポートフォリオ・マネジメント業務について規定している。
三菱UFJ国際投信株式会社	投資顧問会社	2014年7月18日付で投資顧問契約(注4)を副管理会社と締結(随時変更され、または補足される可能性がある。)。同契約は、投資顧問業務について規定している。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2010年8月4日付で管理会社との間で代行協会員契約(変更済)(注5)を締結。同契約は、代行協会員業務について規定している。 2010年8月4日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注6)を締結。同契約は、日本における販売会社としての業務について規定している。

(注1) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、サブ・ファンドの資産保管業務の提供を約する契約である。

(注2) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を提供することを約する契約である。

- (注3) 投資運用およびリスク・マネジメント委託契約とは、管理会社によって任命された副管理会社が、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産の運用管理業務の提供を約する契約である。
- (注4) 投資顧問契約とは、副管理会社によって任命された投資顧問会社が、副管理会社に対し、投資顧問業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、サブ・ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の日本における販売会社に対する送付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することならびに日本の投資者からの取得申込み・買戻しの注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ大公国の1915年8月10日付商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグ大公国において1974年4月11日に設立された。1915年8月10日付商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。

(ロ) 事業の目的

事業の目的は、自己勘定および第三者の勘定で、すべての銀行業務および金融業務を引き受けることである。

(ハ) 資本金の額(2020年9月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約198億円)

発行済株式総数 5,051,655株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

ただし、前記資本金の増減については、定款の規定に基づく株主総会の決議を要する。

(ニ) 会社の沿革

1974年4月11日	設立
2006年1月1日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイからバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに変更
2007年4月2日	会社名をバンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイからミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイに変更
2016年5月1日	会社名をミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイからルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.に変更

(ホ) 大株主の状況

(2020年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,002,575株	99.03%

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

サブ・ファンドは、ケイマン諸島の信託法(2020年改訂)(以下「ケイマン諸島信託法」という。)に基づき登録されている。サブ・ファンドは、また、随時改訂されるケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規制されている。

準拠法の内容

(イ) 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用する。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の投資信託は、150年まで存続することができる。

信託証書の規定に従い、延長または期限前に終了しない限り、サブ・ファンドならびに米ドル建米ドルクラス、米ドル建ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建ブラジル・リアルヘッジクラスは、2025年9月24日に終了し、米ドル建米ドルクラス、米ドル建ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建ブラジル・リアルヘッジクラス以外のクラスは、2021年5月31日に終了する。

(注)サブ・ファンドならびに米ドル建米ドルクラス、米ドル建ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建ブラジル・リアルヘッジクラスの存続期間は、管理会社により、2025年9月24日まで延長された。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

(ロ) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」の項を参照のこと。

(5)【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

(イ) ケイマン諸島金融庁に対する開示

サブ・ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がサブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- () 弁済期に債務を履行できないまたはその可能性があること。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ミューチュアル・ファンド法および同法に基づく規則
 - 金融庁法(2020年改訂)
 - マネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)
 - 認可条件

サブ・ファンドの監査人は、「プライスウォーターハウスクーパース

(PricewaterhouseCoopers)ケイマン諸島」である。サブ・ファンドの会計監査は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的であるとして定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に基づいて行われる。

受託会社は、CIMAが承認した監査人を通じて、毎年5月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を5月31日から6か月以内にCIMAに提出する。

(ロ) 受益者に対する開示

サブ・ファンドの会計年度末は、毎年5月31日である。サブ・ファンドの会計書類は、米国で一般に公正と認められる会計基準または受託会社が随時文書で合理的に定めるその他の一般に公正と認められる会計原則もしくは会計基準に従って作成される。会計年度末から通常3か月以内、各年の年次総会の前に、管理会社は受益者に監査済会計書類の写しを送付し、また、半期末から3か月以内に、未監査会計書類が各サブ・ファンドについて作成される。監査済会計書類の写しは、サブ・ファンドの受益者名簿に記載された登録住所宛で受益者に対して送付される。

日本における開示

(イ) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の修正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、サブ・ファンドの財務状況等を開示するために、サブ・ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、サブ・ファンドの各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、サ

ブ・ファンドの資産について、サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項について記載した運用報告書および運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

(ロ)日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

前記のサブ・ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。サブ・ファンドの運用報告書は、代行協会のホームページに掲載されるが、受益者から交付請求があった場合には、交付される。

(6)【監督官庁の概要】

ファンドおよびサブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、サブ・ファンド(および受託会社)は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでもサブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするサブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならない。CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、裁判所にファンドの解散を請求することができる。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、サブ・ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはサブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ投資信託としてケイマン政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

・サブ・ファンドの投資目的および投資戦略

投資目的

サブ・ファンドの投資目的は、投資先ファンドへの投資を通じて、主として米国ハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。

投資戦略

資産配分方針(投資コンセプト)

サブ・ファンドは、外国為替予約取引、直物為替先渡取引(注)、ならびに/または現金および短期金融商品取引を行うことができるものの、その資産のほぼ全額を投資先ファンドに投資することを意図している。

(注)直物為替先渡取引(NDF)とは、一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分への受渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差、および元本により計算された額の受渡しを行う取引をいう。

外国為替取引方針

各クラスの申込代金は、サブ・ファンドに帰属し、外国為替予約取引または直物為替先渡取引を利用して以下のとおり米ドルに対し当該クラスにおいて選択された通貨(以下「取引対象通貨」という。)について為替取引が行われる(米ドル建 米ドルクラスを除く。)

通貨クラス	表示通貨	取引対象通貨	外国為替取引方針
米ドル建 米ドルクラス	米ドル	なし	外国為替取引を行わない。
米ドル建 ブラジル・ リアル ヘッジクラス	米ドル	ブラジル・ リアル	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをブラジル・リアルに対して低減させる為替取引を行い、ブラジル・リアルのみドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
米ドル建 中国元 ヘッジクラス	米ドル	中国元	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーを中国元に対して低減させる為替取引を行い、中国元のみドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
米ドル建 インドネシア・ ルピア ヘッジクラス	米ドル	インドネシア・ ルピア	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをインドネシア・ルピアに対して低減させる為替取引を行い、インドネシア・ルピアのみドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
豪ドル建 豪ドル ヘッジクラス	豪ドル	豪ドル	当該クラスは、原則として、損失のリスクを減少させるため、米ドルのエクスポージャーを豪ドルに対して低減させる為替取引を行う。

通貨クラス	表示通貨	取引対象通貨	外国為替取引方針
豪ドル建 ブラジル・ リアル ヘッジクラス	豪ドル	ブラジル・ リアル	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをブラジル・リアルに対して低減させる為替取引を行い、ブラジル・リアルの豪ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
豪ドル建 中国元 ヘッジクラス	豪ドル	中国元	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーを中国元に対して低減させる為替取引を行い、中国元の豪ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。
豪ドル建 インドネシア・ ルピア ヘッジクラス	豪ドル	インドネシア・ ルピア	当該クラスは、原則として、米ドルのエクスポージャーをインドネシア・ルピアに対して低減させる為替取引を行い、インドネシア・ルピアの豪ドルに対する為替レートの変動を反映することを目指す。

通常の場合において、投資顧問会社は、各クラスの外国為替取引比率を95%から105%の間で管理する予定である。

サブ・ファンドの申込代金の主要部分は、ケイマン諸島籍のユニット・トラストである投資先ファンドの受益証券の申込みに充当される。

< 収益の源泉 >

米国ハイ・イールド債への投資

他の資産と比較して、相対的に利回りの高い米国ハイ・イールド債を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカム・ゲインの確保と債券の値上がり益の獲得を目指す。

米ドルと取引対象通貨の短期金利の差から得られる「為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）」

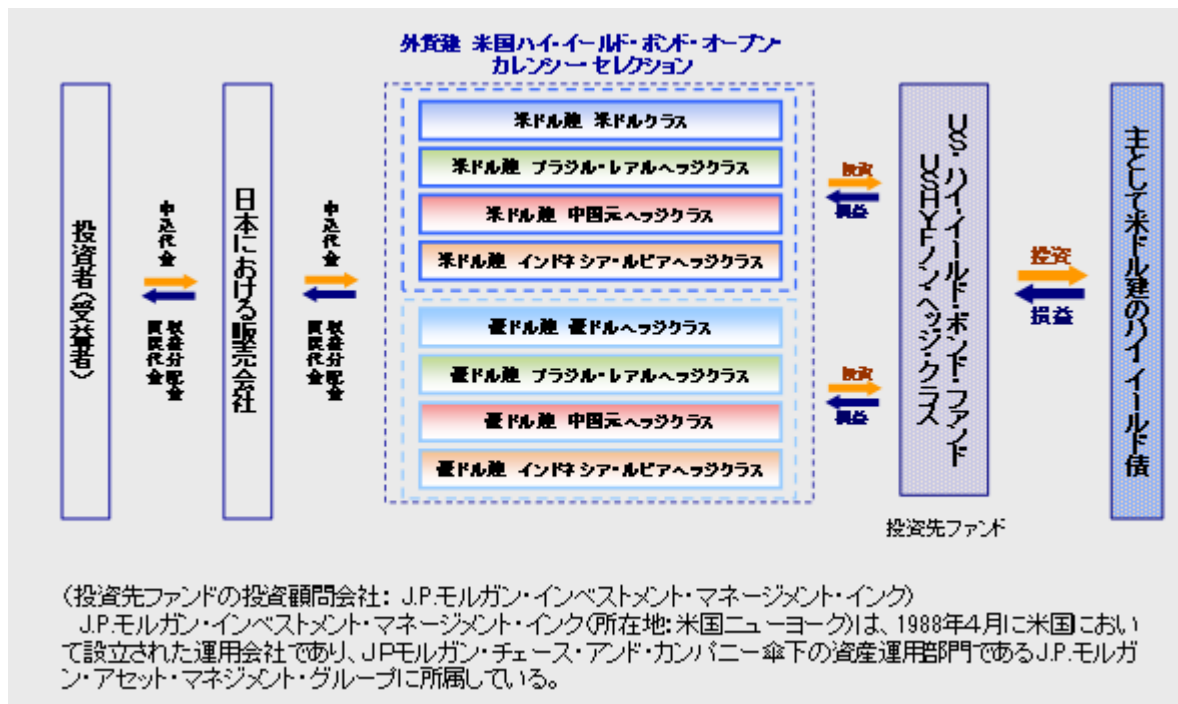
各クラス（米ドル建 米ドルクラスを除く。）において取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも高い場合には、「為替取引プレミアム（金利差相当分の収益）」の獲得が期待できる。ただし、各クラスにおいて取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利よりも低い場合には、「為替取引コスト（金利差相当分の費用）」が生じる。

取引対象通貨の為替変動

各クラス（米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。）において取引対象通貨が対表示通貨で上昇（表示通貨安）した場合には、為替差益を得ることができる。一方、対表示通貨で下落（表示通貨高）した場合には、為替差損が生じる。

市況動向、資金動向またはサブ・ファンドの残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができないことがある。

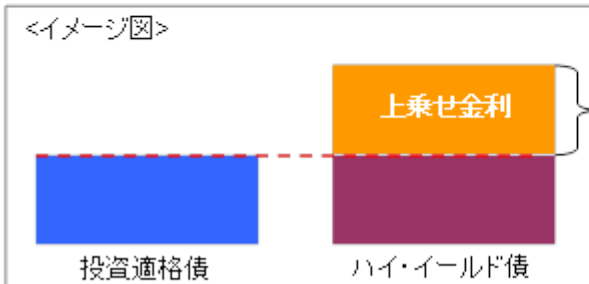
<サブ・ファンドの仕組み>



<ハイ・イールド債とは>

- S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P社」という。)やムーディーズ(以下「ムーディーズ社」という。)などの格付機関による格付が、BB格相当以下の相対的に格付の低い債券をいう。
- ハイ・イールド債は、投資適格債に比べ、一般的に信用力が低く、デフォルト*のリスクも高くなることから、その分金利が上乘せされる傾向がある。

*デフォルト:債務不履行および支払遅延



格付と信用力のイメージ

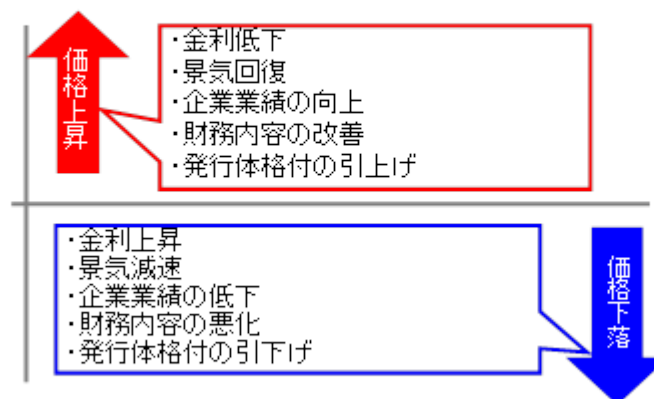
	ムーディーズ社	S&P社
投資適格債	Aaa	AAA
	Aa	AA
	A	A
	Baa	BBB
ハイ・イールド債	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
		D

利回り: 低(上) → 高(下)
信用力: 高(上) → 低(下)

投資先ファンドでは、デフォルト債には原則として投資を行わないが、保有している債券がデフォルト債となった場合には、保有を継続する場合がある。

景気動向とハイ・イールド債の価格変動の関係

一般的に、景気回復時には金利が上昇し、債券価格は下落すると考えられるが、ハイ・イールド債には、景気回復時の金利上昇局面において、発行体である企業の業績向上や財務内容の改善が期待されることなどから、債券価格が上昇するという傾向がある。



※上記はハイ・イールド債の主な価格変動要因の一例を示したものであり、すべての価格変動要因を表すものではない。

<為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)とは>

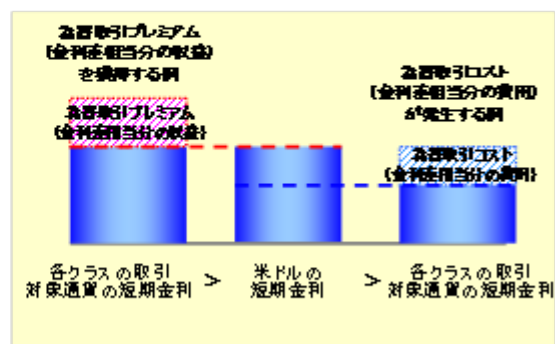
■サブ・ファンドの各クラス(※)は、米ドルを売り、取引対象通貨を買うことで為替取引を行う。

■各クラス(※)の取引対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して高い場合には、為替取引を行うことによって、通貨間の短期金利差を「為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)」として実質的に受け取ることが期待できる。

逆に、各クラス(※)の取引対象通貨の短期金利が、米ドルの短期金利と比較して低い場合には、「為替取引コスト(金利差相当分の費用)」がかかる。

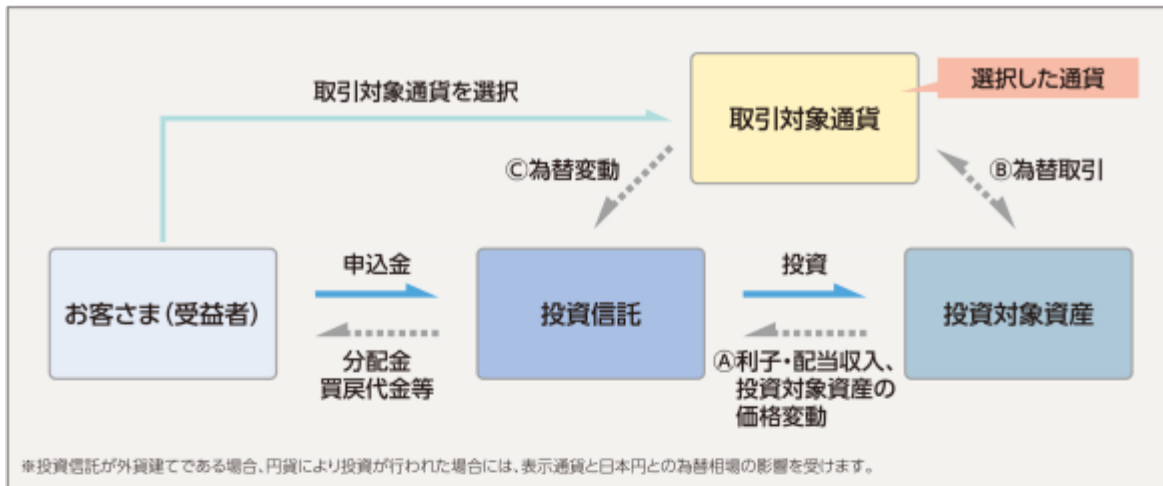
(注) 米ドル建 米ドルクラスを除く。

為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)
と為替取引コスト(金利差相当分の費用)



収益／損失に関する留意事項

■ 通貨選択型の投資信託の収益／損失のイメージ図



通貨選択型の投資信託は、株式や債券などといった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる通貨も選択することができるよう設計された投資信託です。

○通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。

① 投資対象資産の価格変動(上図①部分)

- ・投資対象資産が値上がりした場合や利子・配当が支払われた場合は、受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となります。
- ・逆に、投資対象資産が値下がりした場合には、期待した収益が得られず、受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。

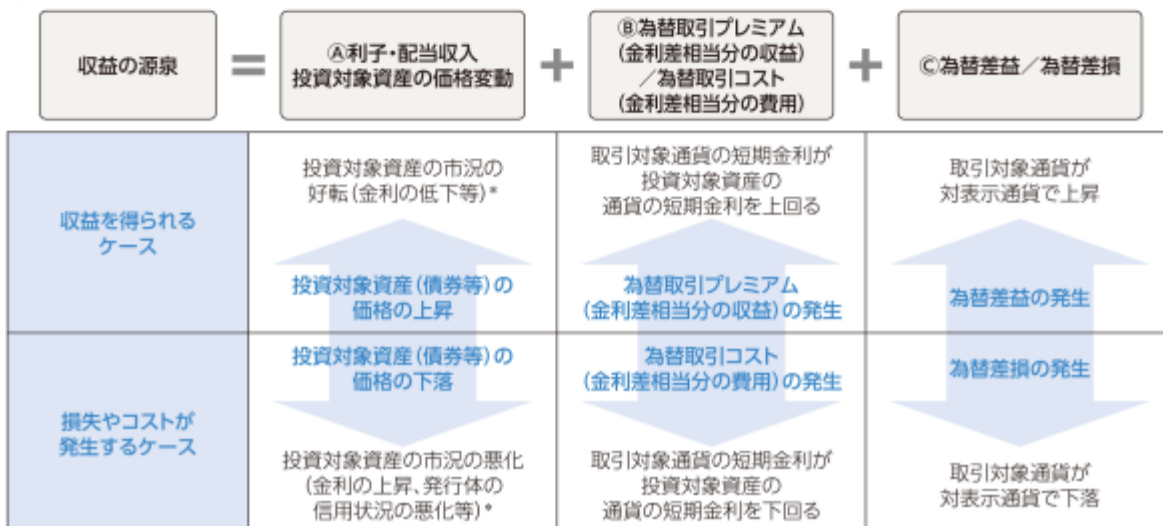
② 為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)／為替取引コスト(金利差相当分の費用)(上図②部分)

- ・取引対象通貨(選択した通貨)の短期金利が、投資信託の投資対象資産の通貨の短期金利よりも高い場合は、その金利差による為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)が期待できます。
- ・逆に、取引対象通貨(選択した通貨)の短期金利の方が低い場合には、為替取引コスト(金利差相当分の費用)が生じます。
- ・なお、取引対象通貨(選択した通貨)と投資対象資産の通貨が同一通貨の場合、為替取引プレミアム(金利差相当分の収益)や為替取引コスト(金利差相当分の費用)は発生しません。
- ※新興国通貨の場合などについては、金利差がそのまま反映されない場合があります。

③ 為替差益／差損(上図③部分)

- ・上図②部分とは異なり、上図③部分については為替取引を行っていないため、取引対象通貨(選択した通貨)と投資信託の表示通貨(以下「表示通貨」といいます。)が異なる場合、表示通貨に対する為替変動の影響を受けることとなります。
- ・取引対象通貨(選択した通貨)の対表示通貨レートが上昇した場合は、為替差益を得ることができます。
- ・逆に、取引対象通貨(選択した通貨)の対表示通貨レートが下落した場合は、為替差損が発生します。
- ・その他、表示通貨が外貨建てである場合、円貨により投資が行われた場合には表示通貨と日本円の為替リスクが生じます。

➡ これまで説明しました内容についてまとめますと、以下のようになります。



*投資対象資産の価格の上昇／下落の要因は、資産の種類(債券、株式、不動産等)によります。

・投資先ファンドの投資戦略および投資制限

投資先ファンド

コクサイ・トラスト -

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンド - U S H Y F ノン・ヘッジ・クラス

投資顧問会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク (J.P. Morgan Investment Management Inc.)

受託会社：インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド (Intertrust Trustees (Cayman) Limited)

管理事務代行会社および保管会社：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)

設定日：2010年9月28日

会計年度末：5月31日

信託期間：無期限(ただし、早期に終了することがある。)

監査人：プライスウォーターハウスクーパース (PricewaterhouseCoopers)

申込手数料：なし

投資目的

投資先ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求することである。

主な投資戦略

- ・投資先ファンドは、主に、B B + (S & P 社) / B a 1 (ムーディーズ社) 以下の格付の社債に投資する。
- ・投資先ファンドは、格付を付与されていないが、投資先ファンドの投資顧問会社により B B + (S & P 社) / B a 1 (ムーディーズ社) 以下の格付に相当するとみなされる社債に投資することができる。かかる格付を付与されていない社債に対する投資は、投資先ファンドの純資産価額の5%以下とする。
- ・投資先ファンドは、B B B - (S & P 社) / B a a 3 (ムーディーズ社) 以上の格付を付与された投資適格社債に投資することができる。投資適格社債への総投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の15%以下とする。
- ・債務不履行の債券への直接の投資は禁止される。保有証券の債務不履行の場合には、投資先ファンドは、当該証券の保有を続けることができるが、かかる債務不履行の証券の投資割合は、投資先ファンドの純資産価額の15%以下とする。
- ・投資先ファンドは、デリバティブを、投資先ファンドのデュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスクおよび市場ボラティリティ・リスクを管理する目的で使用することができる。

主な投資制限

- ・投資先ファンドは、その純資産価額の10%を超える金額の借入れを行ってはならない。
- ・投資先ファンドは、その純資産価額の15%を超えて非流動資産に投資してはならない。
- ・投資先ファンドは、デリバティブによって生じたショート・ポジションを除いて、いかなる証券のショート・ポジションも取得してはならない。

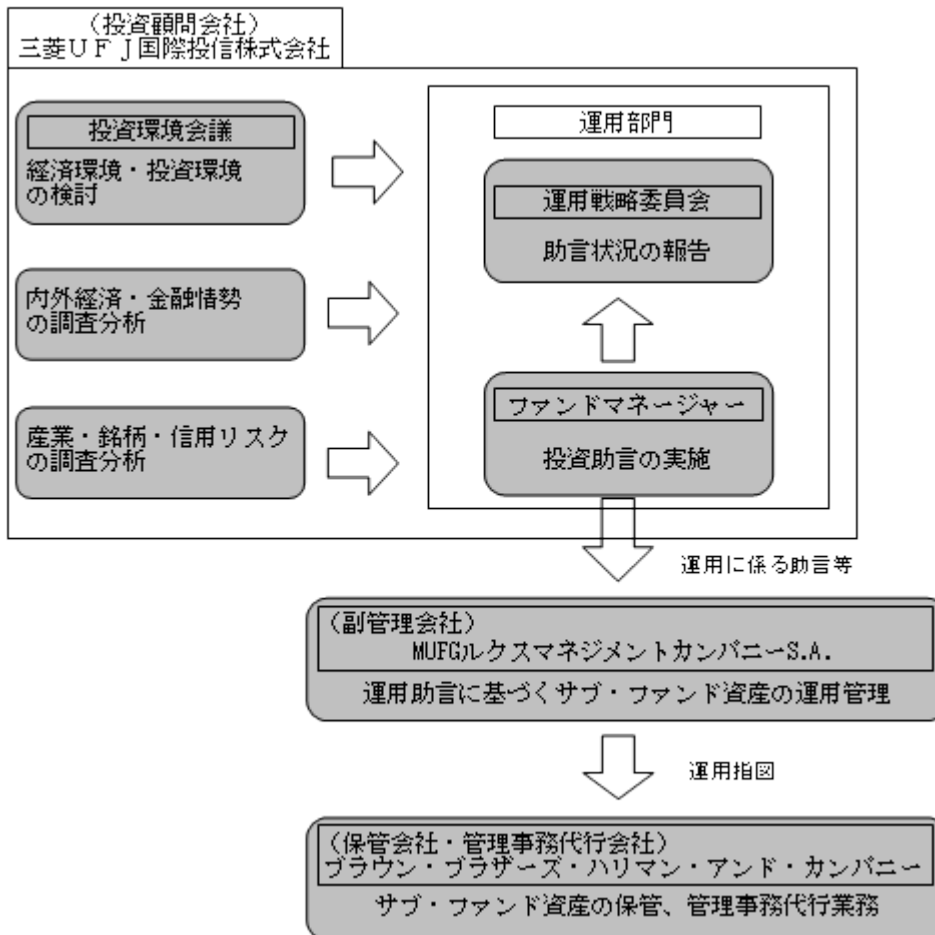
市況動向、資金動向または投資先ファンドの残存信託期間等の事情によっては、前記のような運用ができないことがある。

(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

管理会社は、副管理会社との間で投資運用およびリスク・マネジメント委託契約を締結し、同契約に基づき、副管理会社がサブ・ファンド資産の運用管理を行う。副管理会社は、投資顧問会社との間で投資顧問契約を締結し、同契約に基づき、投資顧問会社は副管理会社に対して運用に係る助言等を実施する。副管理会社は、投資顧問会社からの助言を受け、サブ・ファンド資産に関する運用指図を行う。



投資顧問会社における各会議の役割・機能

会議	役割・機能
投資環境会議	投資環境会議を開催し、経済環境等の長期的な構造変化や中長期的な投資環境について検討を行う。
運用戦略委員会	運用戦略委員会を開催し、助言状況の報告を行う。

(4) 【分配方針】

管理会社は、その裁量により、毎月24日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインならびに分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者(日本においては、日本における販売会社)に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

分配は、基準日現在登録されている受益者に対して、その保有するサブ・ファンドの受益証券の口数に応じて行われなければならない。分配金を受領する権利を有している受益者は、分配宣言の日から5年を超えて請求しなかった場合、その権利を失うものとし、請求されなかった分配

金は、当該日より、管理会社が適切であると判断した方法により、サブ・ファンドのために計上される。

管理会社は、受益者に対する分配金のうち、信託証書の条項により受益者が支払義務を負うものの、未払いの状態にある金額を控除することができる。

管理会社は、信託証書の条項により明示的に授權されているか否かを問わず、受益証券に対する分配金その他の支払から、公課またはその他の税金、手数料もしくはその他のあらゆる性質の賦課について、受託会社または管理会社が行うことを義務づけられているかまたは行う権限を有するその他の控除を行うことができる。

上記は、将来の分配金の支払および金額について保証するものではない。

収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

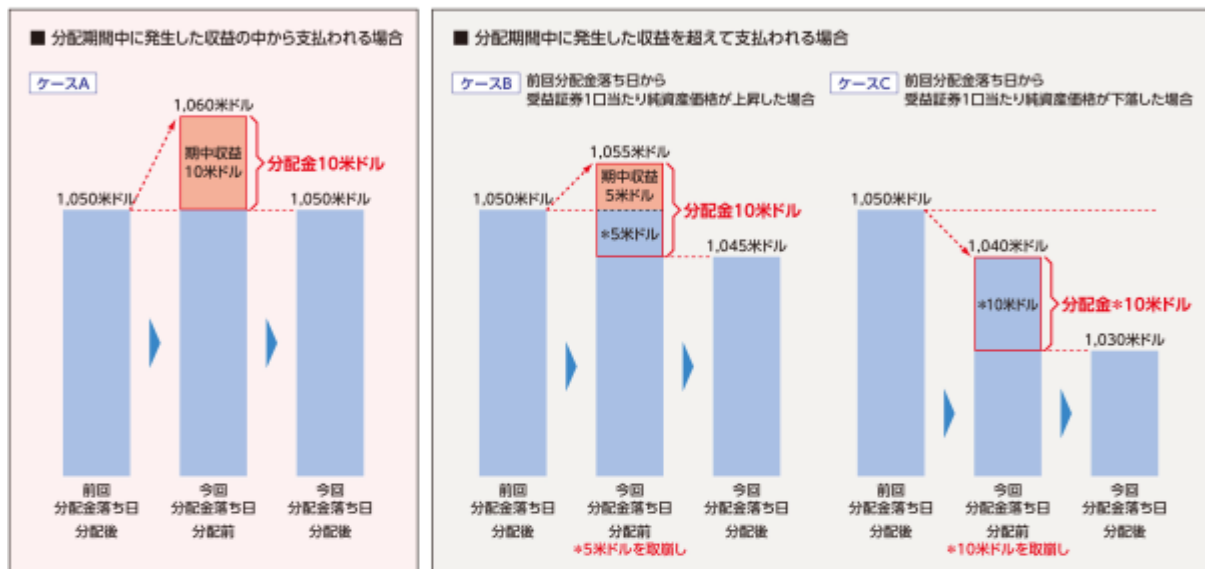
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格は、前回分配金落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるサブ・ファンドの収益率を示すものではなく、ありません。

(注)「分配期間」とはある分配金落ち日から次の分配金落ち日までの期間をいいます。

■ 分配金と受益証券1口当たり純資産価格の関係(イメージ)



(注) 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や受益証券1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

○分配金は、サブ・ファンドの分配方針に基づいて支払われます。

○上図のそれぞれのケースにおいて、前回分配金落ち日から今回分配金落ち日まで保有した場合の損益をみると、次の通りとなります。

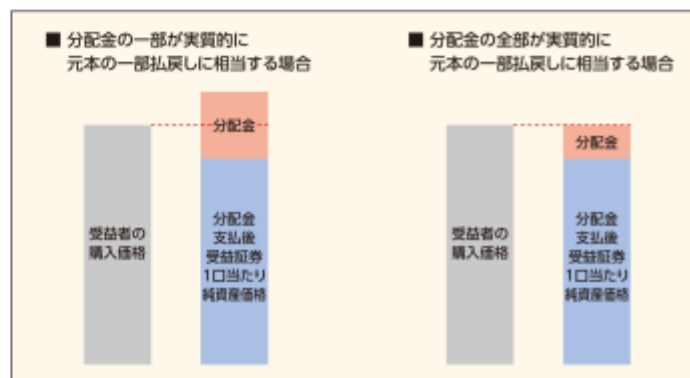
ケースA : 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	0米ドル = 10米ドル
ケースB : 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲5米ドル = 5米ドル
ケースC : 分配金受取額10米ドル+今回分配金落ち日と前回分配金落ち日の受益証券1口当たり純資産価格の差	▲20米ドル = ▲10米ドル

➡ A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、受益証券1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の受益証券1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

(注) 豪ドル建の各クラスについては、受益証券1口当たり純資産価格は豪ドル建で計算され、分配金は豪ドル建で支払われます。

受益者の受益証券の購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

受益証券購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。



○受益者の購入価格にかかわらず、分配金はすべて課税対象となります。

(5) 【投資制限】

管理会社は、以下の投資制限をサブ・ファンドが遵守するよう確保する。

- () サブ・ファンドについて空売りされる証券の時価総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えないものとする。
- () 残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止される。ただし、合併等の特別事態により一時的に当該10%の制限を超える場合はこの限りではない。
- () サブ・ファンドは、一発行会社の株式取得の結果、管理会社が運用するすべての投資信託およびすべてのミューチュアル・ファンド(サブ・ファンドを含む。)の全体において、保有する株式の議決権の総数がかかる発行会社の株式の議決権の50%を超える場合、かかる発行会社の株式を取得しない。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。上記比率は、買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- () サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条(随時改正および改訂される。)により要求される価格の透明性を確保する適切な措置が講じられている場合を除く。上記比率は買付時に計算されるかまたは時価によることができる。
- () 投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わない。
- () 管理会社または受益者を除くその他第三者の利益のための、受益者保護に反するまたはサブ・ファンドの資産の適正な運用を害する、サブ・ファンドのための管理会社の取引は禁止される。

サブ・ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、サブ・ファンドの資産からの支払またはサブ・ファンドの受益証券の買戻しの結果としてサブ・ファンドに適用ある投資制限のいずれかに違反した場合、管理会社は、直ちにサブ・ファンドの投資対象を売却する必要はない。しかし、管理会社は、サブ・ファンドの受益者の利益を考慮した上で、違反が判明してから合理的な期間内にサブ・ファンドに適用ある制限を遵守するために合理的に実行可能な措置を講じる。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

各クラスの受益証券への投資は、高度のリスクを伴うものであり、証券、金融デリバティブおよび税務について相当の経験および個人的な知識を有し、かつ損失を負担することができる投資者によってのみ行われるべきである。受益証券への投資により生じる損失に対する保証や、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。世界的な証券および金融商品への投資が一定のリスクを伴うのと同様に、受益証券への投資はリスクを伴う。投資予定者は、本書全体を慎重に検討し、受益証券の申込みを行う前に自らの専門アドバイザーに相談するべきである。

過去の実績は必ずしも将来の業績を示すものではない。利益が実現される保証や、多額の損失を被らない保証はない。

受益証券は相当の損失リスクを伴う投機的な非流動証券であり、サブ・ファンドに対する投資が完全な投資プログラムを反映するものではなく、かつサブ・ファンドに対する投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した個人による投資のみに適している。サブ・ファンドによる債務証券に対する集中によって一部のポートフォリオに不適切となる可能性がある。以下のリスクについての要約に記載されたサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものである。サブ・ファンドに対する投資に伴うすべてのリスクの完全なリストとされるものではない以下の勘案事項は、サブ・ファンドに対する投資を行う前に慎重に評価されるべきである。

サブ・ファンドの主なリスク要因

受益証券1口当たり純資産価格は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下する。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受ける。

したがって、投資元本が保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがある。運用による損益はすべて投資者に帰属する。

投資信託は預貯金と異なる。

為替変動リスク

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、外貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替取引を行い、米ドルと豪ドルとの間の為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分の為替取引コストがかかることに留意されたい。

<各通貨クラス(米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。)>

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスの取引対象通貨に対して為替取引を行う。そのため、各通貨クラスの取引対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスの取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引コストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(以下「NDF」という。)を利用することにより為替取引を行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該取引対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

金利変動リスク(債券価格変動リスク)

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション^(注)が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

(注)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなる。

信用リスク(デフォルト・リスク)

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

流動性リスク

有価証券等を売却または購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、または売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいう。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、または買戻金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢よりも低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。

一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買ができない可能性がある。

一般的なリスク

サブ・ファンドに対する投資には、高度のリスクを伴う。サブ・ファンドが投資目的を達成するという保証はなく、当該受益者が自己の投資のすべてまたは実質的にすべてを失わないという保証もない。

損失リスク

サブ・ファンドに対する投資には、投資額のすべてが失われる可能性を含む、高度のリスクを伴う。

保証がないこと

サブ・ファンドの資産について、投資目的または投資戦略の実行が受益者の損失という結果を招くことはないという保証はない。

最近設立されたファンドであり、運用歴が限定的であること

サブ・ファンドは最近設立されたものであり、運用実績の記録が限定的である。

カウンター・パーティーおよびブローカー

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー(銀行および証券会社を含む。)が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

補償リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および保管会社、投資顧問会社、監査人およびその他の当事者ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々には、一定の状況において、サブ・ファンドの資産から補償を受ける権利を有する。

信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。

サブ・ファンドが投資する可能性のある、格付が低いか、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、(かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む)より大きなリスクを伴う。

発行体リスク

証券の価額は、運用パフォーマンス、財務レバレッジ、および発行体の商品または業務提供に対する需要の低下などの、発行体に直接関係する多数の理由により、下落する可能性がある。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

戦略リスク(一定の取引商品)

金利リスク

サブ・ファンドが投資することがある確定利付証券の価額は、金利の一般水準が変動するにつれて変化する。金利が下落する場合、サブ・ファンドの確定利付証券の価額は上昇すると予想される。反対に、金利が上昇する場合、当該証券の価額は通常下落することが予想される。

デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、またはリターンを強化することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、サブ・ファンドは、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク

デリバティブ取引における取引相手方(取引の反対側の当事者)が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

・レバレッジ・リスク

比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。

・流動性リスク

一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在の価値があると判断する価格において、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、予定ヘッジを含むヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドがその他のサブ・ファンドの保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは排除させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動がサブ・ファンドが期待したとおりにヘッジされていた当該保有財産の変動に合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略が、リスクを減少させ、またはヘッジ取引が利用可能となるかもしくは費用効率が良くなるという保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの強化を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に投資する。サブ・ファンドは、その投資対象を、レバレッジをかけられ、かつその他キャッシュ・フローに負担がかけられた、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に有することができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされる可能性があり、当該債務は、金利変動、経済情勢の変化または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

相当なリスクを伴う新興市場およびソブリン債務

サブ・ファンドは、新興国のソブリン債務および企業債務(またはそれに関する商品)に投資する。新興国の通貨および証券の価額は、発行国の政治的発展に強烈な影響を受けることがある。更に、当該関連諸国の既存政府が、国有化、収用、没収税もしくは規制を課し、または利払いに対する源泉徴収税を課すこと含む、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性のある措置を取るおそれがある。

サブ・ファンドが投資する国の多くは、このような政治的、経済的および/または社会的不安定に陥っている。これらの多くの国々においては、自国通貨の価値も劇的に変動している。こうした不安定または変動が将来発生しない、または発生したとしてもそれらがサブ・ファンドのパフォーマンスに相当な悪影響を及ぼすことはないという保証はない。

多くの新興国の経済は、未だ近代的発展の初期段階にあり、突然かつ予測できない変化を受ける。多くの場合、政府は、経済に対し高度の直接的支配力を保持しており、突然かつ広範な影響を及ぼす措置を取ることがある。また、多くの新興国の経済は、小さな市場の集まり、または単一の市場に、過度に依拠している。

多くの新興国は、堅固なインフラを欠いている。電信による通信システムは一般に貧弱であり、銀行およびその他の金融システムは、発達しきれておらず、また、規制も未熟である。多くの国は限られた供給量の国内貯蓄しかなく、ビジネスにおいては運転資本を入手するのが困難である可能性がある

る。また、相当額の対外債務を抱えていることがあり、そのことが市場のパフォーマンスに悪影響を与え、経済の正常な機能に影響している。公正かつ経済的に合理的な税制を欠くことが多いため、これが恣意的なまたは重い税金が突然課されるという付帯的なリスクとなり、外国投資家に対して悪影響を及ぼす可能性がある。

新興国には、相当な金利の変動のみならず、高インフレ・高金利の期間が生じやすく、サブ・ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドが購入した証券およびそれらに関してサブ・ファンドが締結した商品は、流動的な取引市場を欠くことがあり、これによりサブ・ファンドがかかる証券を売却しまたは取引を終了することができないこととなり、その結果、サブ・ファンドが潜在的かつ無制限の損失を負う可能性がある。

新興国証券について取引を行うのに使われる仕組みは、複雑な場合があり、かかる仕組みがかかる法域で通常利用されているものであっても、重大な取引相手方リスク(エクスポージャー)を伴い、および/または現地の法律を遵守していない(もしくは遵守が明確でない)可能性がある。

一般に、新興国の会計、監査および財務報告基準は、より先進的な諸国で適用されるものと同様でなく、国によっては、投資者に対する補助が実質的にないことがある。新興国、関連政府または企業体および一般的な経済指標に関する情報およびリサーチ(公式データを含む。)の入手可能性、質および信頼性は、先進市場に対する投資に関するものより低い場合がある。新興国の会社に課される財務情報の公表義務は、限定的である可能性がある。

新興国に対する外国投資は制限されている場合がある。これらの国の多くの通貨が換算不可能であり、投資対象の価額は利用可能な通貨レートの変動および為替管理規制に影響されることがある。したがって、利益の送金が制限されることがあり、サブ・ファンドは、市場にアクセスし、かつ利益を送金するために、スワップ、参加契約、ローンおよびその他間接的投資手法を利用しなければならないことがある。更に、これらの国々の銀行システムは欧米の取引相手方ほど発展しておらず、これらの諸国内における資金の移転およびこれらの諸国からの金銭の送金について相当な遅れが生じることがある。

多くの新興国で、税金ならびにその他の法律および規則が遡及的に適用されたことがあるという事実、多くの新興国の税金ならびにその他の法律および規則の起草が不完全であり、非常に説明的であり、かつ未公表または広く公布されていないことがあるという事実、デリバティブ契約およびその他の投資対象の利益および損失に対する課税措置が未だ整備されていないことがあるという事実、ならびに、税金およびその他の法律の施行が予測できずかつ恣意的であるという事実に伴う一定のリスクがある。

新興国内会社の所有権およびコーポレート・ガバナンスを規制する一定の新興国の法律(例えば、株主に対する一般募集を行うために株式の大量買付けまたは過半数株主の開示を要求すること)は存在せず、または少数株主に対してわずかな保護しか与えないことがある。開示および報告規制は、一般に、年次報告書および四半期報告書から目論見書の内容および交付要件に至るまで、最低限の場合から不存在の場合までである。また、詐欺取引防止およびインサイダー取引防止の制定法が一般に未発達である。既存の事業運営を終了し、自社の資産を売却もしくはその他処分し、またはその他自社の株主の同意なく会社の価値に著しく影響を及ぼす経営陣の能力について、現地法上禁止または制限がないことがある。希薄化を防止する保護も非常に限られていることがある。一般に、経営陣または取締役の側に会社または株主全体に対する信任義務の概念がない。株主権による違反に対する是正は、デリバティブまたはクラス・アクション訴訟の制度がない限り困難である可能性がある。

一般に、新興国に関する取引のコストは先進市場に関する同等のコストよりも高く(著しく高い可能性もある。)、また他国の通貨を入手するためのコストを含む可能性がある。新興市場の証券に対して投資する追加リスクには、(a)流動性の欠如および価格変動性、(b)一定の業界に対する投資に関する国の制限的な方針、(c)収用、帰化および没収的課税措置、(d)政治的、社会的および財政的不安定性、ならびに(e)(サブ・ファンドは主に米ドル建資産に投資するものの)米ドルと新興国通貨との間の為替レートの変動を含む。

ソブリン債

サブ・ファンドは、主に新興国を含むソブリン債発行体が発行または保証するソブリン債証券に投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および/または利息を返済することができないかまたはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、そのキャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減するために、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および/または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債について不履行となることがある。

ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行の場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

ブレディ債

サブ・ファンドは、ブレディ債に投資することができる。ブレディ債は、元米国財務長官ニコラス F. ブレディにより1989年に導入された構想(以下「ブレディ・プラン」という。)に基づく債務再編に関連して、国家機関に対する既存の商業銀行ローンを新規債務と交換することにより設定される債務である。ブレディ・プランによる債務再編は、今日までメキシコ、ベネズエラ、アルゼンチン、ウルグアイ、コスタリカ、ナイジェリア、フィリピン、ブラジル、ペルー、エクアドル、パナマ、ポーランドおよびブルガリアで実施されてきた。現段階の見積もりによると、今日までに合計約800億米ドルとなるブレディ債が未払であり、ブレディ債の最も大きな部分はメキシコ、アルゼンチンおよびベネズエラにより発行されている。サブ・ファンドは、ブレディ債の債務として再編され得る銀行ローンに(参加または譲渡により)投資することができる。

ブレディ債は、ほとんどが米ドル建ではあるものの、様々な通貨により担保されかつ発行されていることがあり、店頭流通市場で活発に取引されている。米ドル建の担保付ブレディ債は、固定利付額面価格債である場合も、変動利付割引債である場合もあり、一般に、ブレディ債と同じ満期の米国財務省ゼロ・クーポン債により元本について全額担保されている。ブレディ債は3つから4つの評価要素を有するとみられることが多い。すなわち、()最終満期時の担保された一定の元本額の返済、()担保された利払、()無担保の利払、および()満期時の無担保元本の返済(無担保金額が「残余リスク」を構成する。)である。ブレディ債の残余リスク、および、特に、ブレディ債を発行している国の公的機関による商業銀行ローンに関する不履行歴という要因に照らして、ブレディ債に対する投資は投機的とみなされる。

サブ・ファンドの費用

サブ・ファンドの費用は、その他多くの私募投資信託において見られるものよりも純資産に占める割合が高いことがある。

純資産価額の計算

証券の売却が取引日直後に発生した場合でも、後記の受益証券1口当たり純資産価格の決定が証券の実際の売却価格を反映する保証はない。投資対象の売却が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとり、サブ・ファンドの純資産価額が減少することとなる。価格設定が許容範囲を超えて不透明であった場合、当該不透明性の解決についての最終権限は最終的に受託会社にある。

純資産価額は、米国において適用される、一般的に認められた会計原則に基づいて決定される。サブ・ファンドの特定の投資対象(直接または間接的を問わない。)について、それが正確な評価であ

ると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負わない。

多額の買戻しの影響

短期間における多額の買戻しによって、サブ・ファンドの取引ポジションの相当部分を著しく不利な条件で清算することが必要となる可能性がある。

受託会社および管理会社の限定的な役割

受託会社および管理会社は、サブ・ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有する。しかしながら、かかる活動を管理する管理会社の能力は、限定されたものである。管理会社の役割は、サブ・ファンドの投資活動に対する監督であり、かかる投資活動に対する積極的な関与ではない。

法的、税務および規制リスク

法的、税務上および規制上の変更は、サブ・ファンドの存続期間中に生じる可能性があり、かかる変更はサブ・ファンドに対して不利な影響を与えることがある。例えば、デリバティブ商品の規制環境および税務環境は進展しており、デリバティブ商品に対する規制上または税務上の変更は、サブ・ファンドが保有するデリバティブ商品の価値およびサブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に対して悪影響を及ぼすことがある。同様に、高レバレッジの投資者に対する規制環境も進展しており、高レバレッジの投資者に対する直接的または間接的な規制上の変更は、サブ・ファンドが自己の取引戦略を追求する能力に悪影響を及ぼすことがある。

クラスに関する一定のリスク

為替リスクおよび為替取引のリスク

為替取引を行わないクラスに帰属する投資対象の場合を除き、投資顧問会社は、サブ・ファンドの米ドル・エクスポージャーを、為替取引を行う各クラスの取引対象通貨に対して低減することを追求する。

為替取引には、為替取引を行う取引相手方による債務不履行の可能性を含む特別なリスクが伴う。更に、取引対象通貨の価値が米ドルに比べて減少することがあり、したがって、損失を被ることがある。投資顧問会社は、実行可能とみなす方法で為替レートのリスクに対する為替取引に従事する。投資顧問会社が、為替レートのリスクに対して十分に為替取引を行わなかった場合、当該為替取引は、前記の通貨間の為替レートの変動に対して部分的な保護のみを提供することとなり、損失は、サブ・ファンドがかかっているポジションに対して十分に為替取引をした場合よりも大きくなる可能性がある。

クラス間における債務負担

ファンドは、独立の法主体ではない。ファンド内会計の目的上、別個の勘定がクラス毎に設定される。かかるクラスに帰属するサブ・ファンドの資産は当該勘定に配分され、かかるクラスに明確に配分できるサブ・ファンドの債務は、当該勘定の借方に計上される。クラスの支払不能または終了の場合(すなわち、クラスの資産がクラスの債務への充当に不十分である場合)、個別のクラスに対して計上されている額だけでなく、サブ・ファンドのすべての資産が、クラスの債務に充当するために使用される。その他のクラスに帰属する債務が当該各クラスに帰属する資産を超過するまで、いずれか一のクラスに帰属する資産を分離することは不可能である。したがって、例えば、一のクラスの勘定に負債が生じ、債権者がかかる負債に関してサブ・ファンドに対する判決を取得する場合、サブ・ファンドの資産は、クラスにかかわらず、かかる判決を履行するために利用可能である。受託会社は、現在、かかる既存債務または偶発債務を認識していない。

サブ・ファンド内での様々なクラスの運用開始は、異なる時期に生じることがあり、したがって、特定のクラス(複数の場合もある。)の運用開始時に、特定のクラスが関連する資産のプールが取引を開始していることがある。サブ・ファンドに関する財務情報は、随時公表され、直近に公表された監査済みまたは未監査の財務情報は、要求により、投資予定者に提供される。

監査人の責任限定

ケイマン諸島の法律は、監査人が自らの責任を限定する能力を制限していないため、監査人と締結した監査契約書において、かかる責任限定が規定されることがあり、また、一定の場合に監査人を補償する規定が置かれることもある。

為替取引に関する一定のリスク

クラス間における担保提供

サブ・ファンドは、単一のポートフォリオにより構成される。クラスの為替取引の影響は、当該クラスの資産が為替取引の損失をカバーするために不十分である場合にのみ当該クラスに及ぼされることが意図される一方、その他のクラスに帰属する資産は、かかる不足をカバーするために使用される。それにもかかわらず、様々なクラスは、当該クラスのために為替取引により生じた値上がりから利益を得ることはない。

法律顧問 受託会社、管理会社ならびにそれらの委託先および/または関連会社の一部(以下、総称して「ファンド当事者」という。)は、助言をする法律顧問(複数の場合もある。以下、総称して「顧問」という。)を雇用している。顧問はまた、その他のファンド当事者の法律顧問として行為することもある。ファンド当事者の代表に関連して、顧問は、受益者を代表しない。いずれの独立法律顧問も受益者を代表するためにサブ・ファンドにより雇用されていない。

リスク開示の制限 リスク要因の前記リストは、サブ・ファンドへの投資に伴うリスクの完全な列挙または説明というわけではない。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドに関する本書全体を読むべきであり、サブ・ファンドに投資を行うか否かを決定する前に自己の投資、法務、税務、会計およびその他のアドバイザーに相談すべきである。更に、サブ・ファンドの投資プログラムは時間の経過とともに発展し、変化するため、サブ・ファンドへの投資は更なる様々なリスク要因にさらされることがある。

(2) リスクに対する管理体制

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、サブ・ファンドに影響する可能性のあるすべての判明しているリスクを検知し、理解し、管理するために合理的な努力をすることを目的としている。副管理会社のリスク・マネジメント機能は、事業全体にわたるリスクの特定、測定、モニタリング、報告および軽減措置を連係させ、また容易にするという役割を担っている。リスク・マネジメント機能は、サブ・ファンドがさらされているか、さらされる可能性のあるすべての重大なリスク・イベントの構造的な影響と発生可能性の評価を連係させる。

リスク・マネジメント機能は、ポートフォリオ・マネジメント機能から機能的および階層的に独立しており、更に、潜在的な利益相反を避け、またリスク・マネジメントとリスクを伴う活動との厳密な分離を確実にするため、経営上の責任を負わない。

< 参考情報 >

グラフは、サブ・ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報のひとつとしてご利用下さい。

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建 米ドルクラス



米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス



米ドル建 中国元ヘッジクラス



※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なります。以下同じです。

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2015年10月から2020年9月の各月末における価格を、また、年間騰落率は、2015年10月から2020年9月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。以下同じです。

サブ・ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドル建 米ドルクラス



米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス



米ドル建 中国元ヘッジクラス



(出所) 指数提供会社のデータを基にアンダーソン・毛利・友常法律事務所が作成
※全ての資産クラスがサブ・ファンドの投資対象とは限りません。以下同じです。

※2015年10月から2020年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、サブ・ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。以下同じです。

※このグラフは、サブ・ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス



豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

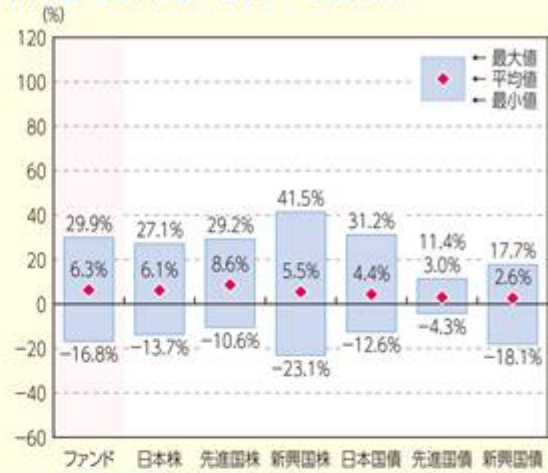


豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス



サブ・ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス



豪ドル建 豪ドルヘッジクラス



豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス



サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

豪ドル建 中国元ヘッジクラス



豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス

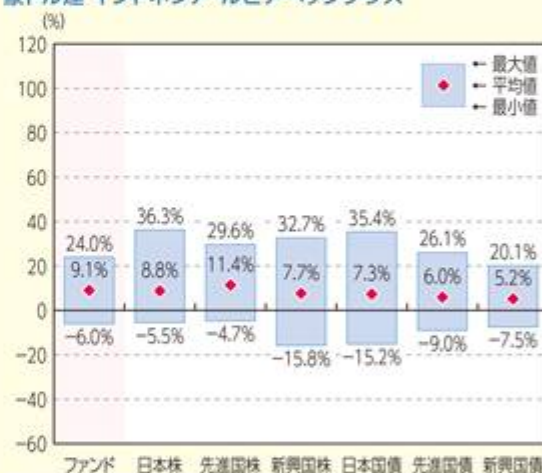


サブ・ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

豪ドル建 中国元ヘッジクラス



豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス



<各資産クラスの指数>

米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラスおよび米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス

日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSA I 指数 (配当込) (米ドルベース)

新興国株 … MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)

日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (日本) (米ドルベース)

先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本) (米ドルベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス

日本株 … 東証株価指数 (TOPIX) (配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSA I 指数 (配当込) (豪ドルベース)

新興国株 … MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込) (豪ドルベース)

日本国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (日本) (豪ドルベース)

先進国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス (除く日本) (豪ドルベース)

新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

(日本における販売会社が放棄しない限り)発行価格の3%(税別)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社により留保される。

日本国内における申込手数料

(日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り)発行価格の3.30%(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。購入(申込み)手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に収受される。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、課されない。

(3)【管理報酬等】

サブ・ファンドの管理報酬等は、合計で純資産価額の年率1.03%である(保管報酬等を除く。)。ただし、最低年間報酬が適用されることがある。

() 管理報酬(副管理報酬を含む。)

管理会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。管理会社は、サブ・ファンドから受領した自身の報酬から、副管理会社の報酬を支払う。管理報酬は、信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は34,525米ドルであった。

() 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.38%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。投資顧問報酬は、投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の投資顧問報酬は327,983米ドルであった。

() 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

その報酬に加え、受託会社は、サブ・ファンドに関する終了手数料を受領する権利を有し、また、信託証書に基づきサブ・ファンドに関する自らの義務の履行にあたり負担したすべての立替費用について、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。受託報酬は、信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の受託報酬は10,028米ドルであった。

() 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社は、年間45,000米ドルの最低報酬を条件として、以下の料率による報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

サブ・ファンドの純資産価額	料率
5億米ドルまでの部分について	年率0.05%

5億米ドル超10億米ドルまでの部分について 年率0.04%

10億米ドル超の部分について 年率0.03%

管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬は、管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価として、管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は53,755米ドルであった。

() 保管報酬

保管会社は、合意済の取引手数料の支払を受ける権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。かかる報酬は、米ドル建てで、当該月の終了後、会計年度を基準として30暦日以内に毎月後払いされる。保管報酬は、保管契約に基づく保管業務の対価として、保管会社に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の保管報酬は32,421米ドルであった。

() 販売報酬

日本における販売会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。販売会社報酬は、投資者からの申込または買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、販売会社に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の販売報酬は431,556米ドルであった。

() 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われる。

2020年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬は43,156米ドルであった。

(4) 【その他の手数料等】

設立費用

ファンドの設立に関する費用は、約340,000米ドルであった。受託会社またはその適法に授權を受けた代理人が他の方法を適用することを決定した場合を除き、ファンドの設立費用は、サブ・ファンドの受益証券の当初申込期間の終了時からサブ・ファンドの第5会計年度の終了時まで償却される。ただし、ファンドの設立費用については、当該償却期間中に追加のサブ・ファンドが設定されているため、すべてのサブ・ファンドが、それぞれの純資産価額に比例して、存続期間の長さに応じて期間調整ベースで負担する。

サブ・ファンドの設立および終了に関する費用は、サブ・ファンドにより負担される。サブ・ファンドの設立に関する費用は、5会計年度間で償却される。

サブ・ファンドの各クラスは、すべての費用、または管理会社が負担する費用を除いて、特定のクラスまたは複数のクラス(場合による。)に帰属しないすべてのサブ・ファンドの費用の(各純資産価額ベースでの)按分金額を支払う。

2020年5月31日に終了した会計年度にサブ・ファンドが負担した設立費用は0米ドルであった。

その他の運営費用

支払利息、仲介手数料・仲介報酬、斡旋手数料およびその他の類似の費用、ならびに特定の投資対象に関するデュー・ディリジェンス、その他の専門家報酬およびコンサルティング料を含む投資関連費用は、受託会社によってサブ・ファンドの資産から支払われる。

弁護士、監査人および会計士にかかる費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、投資報酬ならびに仲介報酬を含むファンドまたはサブ・ファンドの直接的な運営費用も、サブ・ファンドの資産から支払われる。ただし、

サブ・ファンドのみに割り当てられない費用については、受託会社はその裁量により公平と考える基準に基づき、複数のサブ・ファンド間で比例按分される。

以上に類似し、管理会社がサブ・ファンドにより負担することを適切と考えるその他すべての管理費用(受益証券の募集または販売に関して直接生じた広告宣伝費およびその他の費用を含む。)がサブ・ファンドの資産から支払われる。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、サブ・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

2020年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は176,474米ドルであった。

コクサイ・トラスト・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの報酬および費用

コクサイ・トラスト・US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。)の管理報酬等は、合計でUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.59%(受託報酬等を除く。)である。ただし、最低年間報酬が適用されることがある。

設立費用

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、その設立およびその受益証券の当初募集の費用を支払う。かかる費用は、取引運営の開始から5年以内の期間で償却される。

運営費用および取引費用

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、以下の費用を含む(ただし、これらに限られない。)運営費用を負担する。すなわち、弁護士報酬、受益証券の継続募集の費用(英文目論見書の作成および頒布の費用を含む。)、印刷および郵送費用、届出の手数料および費用、会計、監査、および税務書類作成費用、コンサルタント報酬、税金、訴訟および臨時費用(もしあれば)、利息費用(レポ契約およびUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによる借入れの利息を含む。)、保管報酬、リスク計算業務、銀行手数料、仲介手数料(オプション取引を含む。)、スプレッド、証券の利幅、スワップおよび先渡し、ショート・ディビデンド、通貨ヘッジ費用、ならびにその他の投資および運営費用である。

臨時費用

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、課される税金(もしあれば)について責任を負う(これに対し、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対する投資について受益者に対して課される税金については責任を負わない。)。受託会社およびその委託先は、現在、かかる税金を認識しておらず(外国配当に対する源泉徴収税を除く。)、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが将来かかる税金を負担することがないよう最善の努力を行う。さらに、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、自己の取引に付随する一定の臨時手数料を支払わなければならない場合がある。受託会社およびその委託先は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが支払うことになる可能性のあるかかる費用が高額にはならないと予想している。

投資顧問報酬

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社に報酬および手数料を支払う。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、毎年、1月1日、4月1日、7月1日および10月1日の前営業日のUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額に基づき計算される一律年率0.5%の報酬を受領する権利を有する。当該報酬は、米ドルで支払われ、3か月毎に発生し、後払いされる。

管理事務代行報酬

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの管理事務代行会社は、年間45,000米ドルの最低報酬を条件として、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから、月次の報酬を受領する。管理事務代行報酬は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の最初の5億米ドルの部分についてUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.09%として計算され、次の5億米ドルの部分についてUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.08%として計算され、10億米ドルの資産を超える部分についてUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の年率0.07%として計算される。US・ハイ・イールド・ボンド・

ファンドの管理事務代行会社の一定の他の立替費用ならびに適用ある情報、通信および技術関連手数料もまた、管理事務および保管業務契約に従い、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドまたはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社に課される。

受託報酬

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、受託会社に対して、約5,500米ドルの最低年間報酬ならびに追加の時間制報酬、費用および当初費用を加えた金額を前払いで支払う。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、コクサイ・トラストについて、現在610米ドルの年間免税トラスト手数料および現在4,268米ドルの年間ミューチュアル・ファンド登録手数料の比例按分額も支払う。

「ソフト・ダラー」

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、1934年米国証券取引法第28(e)条で規定される「セーフ・ハーバー」内でリサーチ、リサーチ関連業務およびその他の業務を提供するかまたはそれらについて代金を支払う企業に仲介を指示する権限を特に付与されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

(5) 【課税上の取扱い】

以下の記載は、情報提供のみを目的とする。受益者となる予定の者は、サブ・ファンドへの投資による税金について、専門家である自己の税務アドバイザーに相談すべきである。税務上の帰結は、受益者となる予定の者の個々の状況に応じて異なりうる。

(A) 日本

2020年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民

税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一だが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島政府は、現行の法規の下で、ファンド、サブ・ファンド、受託会社または受益者に対し、所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、資産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課さない。ケイマン諸島は、ファンドまたはサブ・ファンドに関連して受託会社に対するまたは受託会社による支払に適用される二重課税条約をいかなる国との間でも締結していない。

受託会社は、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、ファンドの設定日後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドもしくはサブ・ファンドに発生した利益もしくはファンドもしくはサブ・ファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。受益証券の譲渡または買戻しに関し、ケイマン諸島における印紙税は課されない。ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社からケイマン諸島政府に対して支払われる。現在のところ、登録手数料は年間約610米ドル(約6万6,765円)である。信託証書につき、50米ドル(約5,637円)の印紙税が課された。ファンドはミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAに登録されているため、ファンドに関する年次の登録手数料が、受託会社によりCIMAに対して支払われる。CIMAに対する登録手数料は、現行の料率によると、年間4,268米ドル(約48万1,132円)である。

(C) ケイマン諸島 金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスおよび情報交換を改善するため、米国を相手方とする政府間協定(以下、「米国IGA」という。)に調印している。またケイマン諸島は、100か国以上とともに、金融口座情報の自動的交換に係るOECD基準、すなわち共通報告基準(以下、「CRS」といい、米国IGAとあわせて、「AEOI」という。)を実施するための多国間所轄庁協定にも調印した。

米国IGAおよびCRSを施行するケイマン諸島の規則が発表されている(以下、「AEOI規則」と総称する。)。AEOI規則に従い、ケイマン諸島の税務情報局(以下「税務情報局」という。)は、米国IGAおよびCRSの適用に関する指針を公表している。

ケイマン諸島の「金融機関」は全て、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件を遵守することが求められる。ただし、1つまたは複数のAEOI制度に関して「報告外金融機関」(関連するAEOI規則に定義される。)として認められる例外規定に依拠することができる場合を除き、この場合、CRSに基づく登録要件のみ適用される。ファンドおよび各サブ・ファンドは報告外金融機関に係る例外規定に依拠する提案を行っておらず、したがってAEOI規則の全ての要件を遵守する予定である。

AEOI規則は、ファンドおよび各サブ・ファンドに対し、「報告金融機関」として、とりわけ()内国歳入庁(以下「IRS」という。)への登録、国際仲介者証明(以下「GIN」という。)の取得(ただし、米国IGAについてのみ)、()税務情報局への登録およびこれに伴う「報告金融機関」としての資格の通知、()CRSに基づく報告金融機関の義務にどのように対処するかを規定する、書面による方針および手順を採用および実施し、()「報

告対象口座」に該当するかを識別するための、保有口座に対するデュー・ディリジェンスの実施、ならびに、() 税務情報局に対する当該報告対象口座の情報提供を義務付けている。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を当該報告対象口座に関連する海外の財務当局(例えば、米国の報告対象口座であればIRS)に対し自動的に転送する。

報告金融機関であり、かつ米国IGAを実施するAEOI規則を遵守するサブ・ファンドは、アメリカ合衆国外国口座税務コンプライアンス法(以下「米国FATCA」という。)のデュー・ディリジェンスおよび報告要件を満たしているものと扱われ、これにより、米国FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、FATCA源泉徴収税(現在の割合は30%)の対象から外れ、非協力的口座の解約を要求されない。ケイマン諸島報告金融機関は、FATCA源泉徴収税の賦課を避けるため、米国の源泉徴収義務者に対し、米国FATCAの状況について米国の納税申告書に関する自己証明を提供する必要がある可能性がある。米国IGAの規定の下では、「重大な違反」の結果として非参加的金融機関(米国IGAによって定義される。)とみなされない限り、ファンド/サブ・ファンドに対する支払いについては米国FATCA源泉徴収税が賦課されない。米国IGAを実施するAEOI規則は、ケイマン諸島の金融機関に対して、米国FATCAまたはその他のために、口座所有者に対するまたは口座所有者による支払いについて税金を源泉徴収することを要求していない。

ファンド/サブ・ファンドに対して課税される可能性のある源泉徴収税については、米国の税務開示制度も参照されたい。

投資者は、ファンド/サブ・ファンドに投資し、および/または継続投資することにより、ファンド/サブ・ファンドに対する追加的な情報提供が必要となる可能性があること、ファンド/サブ・ファンドによるAEOI規則の遵守が投資者情報の開示につながる場合があること、ならびに海外の財務当局との間で投資者情報が交換される可能性があることを認めているものとみなされる。投資者が要求された情報を提供しない場合(それによって生じる結果にかかわらず)、受託会社は、対象となる投資者の強制買戻しを含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保する。TIAガイダンスに従い、口座開設から90日以内に自己証明が得られない場合は、サブ・ファンドは投資者の口座を解約する必要がある。

米国IGAまたはCRS、AEOI規則または基礎となる法律のうち関連のあるもののいずれかを遵守するため、当該行為または改善措置の影響を受けた投資者は、受託会社によって、または受託会社を代表してなされた行為または改善措置の結果として生じたいかなる形の損害または責任についても、受託会社(またはその代理人)に対する賠償請求権を一切持たない。

(D) その他

受益者となる予定の者は、自らに適用されうるその他の法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)および国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)は、近時、ファンドに適用される、税に関するより多くの開示を必要とする指針を發布した。米国において一般に公正と認められる会計原則を採用するファンドに適用されるFASB解釈指針第48号および国際財務報告基準を採用するファンドに適用される国際会計基準第12号は、財務諸表に記載される不確実な法人所得税の税務状況の測定および認識に関する枠組みを規定している。かかる基準の適用により、サブ・ファンドは、法人所得税の負担を余儀なくされ、これにより純資産価額の計算に悪影響が及ぶことがある。かかる悪影響の結果、サブ・ファンドへの投資および解約の時期によって、特定の受益者に利益または損害をもたらすことがある。

特定の支払に関する特定の米国の実質的所有権報告および源泉徴収

2010年に施行された法律に基づき、サブ・ファンドがサブ・ファンドへの直接および特定の間接的な米国人投資家に関する身元その他の特定情報をサブ・ファンドの投資者から取得し、これを米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)へ報告しない限り、原則として払戻不能となる30%の米国の源泉徴収税が(a)2013年12月31日より後に行われた特定の米国を源泉とする支払(利息および配当を含む。)、(b)2014年12月31日より後に行われた米国の株式または債券の処分による手取金総額(以下、(a)および(b)の各々を「源泉徴収対象支払」という。)、および(c)特定の外国の法主体により2016年12月31日より後に行われた特定のパススルー支払(かかる支払が源泉徴収対象支払に帰するとみなされる場合に限る。)に課税される。(これらの規定は、サブ・ファンドのレベルではなく(またはかかるレベルに加えて)、受益者、ファンドおよび/または投資先ファンドのレベルで適用される可能性がある。)サブ・ファンドに対し必要な情報を提供しなかった投資者は、サブ・ファンドの米国投資に直接的または間接的に起因する支払における自己の持分に関し、原則として30%の源泉徴収税を課され、サブ・ファンドは、当該投資家によるサブ・ファンドへの投資を終了せざるを得なくなることがある。当該法律の施行に関する規則は未だ最終決定されていないため、当該法律を遵守するためのすべての要件が現時点で明らかになっていないだけでなく、実際の報告制度および源泉徴収制度(サブ・ファンドとIRSの間の合意が含まれることがある。)により、サブ・ファンド、ファンド、投資先ファンドまたは受益者にさらなる負担が課されることがある。

投資予定者は、当該法律が自らのサブ・ファンドへの投資に与える影響につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

本書に記載される米国連邦税に関連する一切の検討は、本書に記載される取引の促進およびマーケティングのために記載される。かかる検討は、いずれかの者に課される税務上のペナルティを回避するために当該者により使用されることを意図しているものではなく、かかる使用のために記載されるものでもなく、また、そのように使用されてはならない。各受益者は、独立の税務アドバイザーに対し自らの特定の状況に基づく助言を求めるべきである。

税務一般

特定の法域から得たサブ・ファンドの収益は、配当、利息および場合によりキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税の対象となることがあり、かかる源泉徴収税は各法域により異なる。受益者となる予定の者は、自らに適用されうる法域の税法および規則に関し、自らの顧問に相談すべきである。

本書に記載される税金およびその他の事項は、受益者となる予定の者に対する法律上または税務上の助言を構成せず、かつそのような助言とみなされてはならない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年9月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ケイマン諸島	72,770,684.97	95.21
現金・その他の資産(負債控除後)		3,664,426.11	4.79
合計 (純資産総額)		76,435,111.08 (約8,087百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年9月末日現在)

順位	銘柄名	国名	種類	数量(口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1.	US High Yield Bond Fund (Series of Kokusai Trust) - USHYF Non-hedge Class	ケイマン 諸島	投資 信託	8,639,520,951.1230	0.008595	74,259,629.12	0.008423	72,770,684.97	95.21

<参考情報>

投資先ファンドの組入上位銘柄

(2020年9月末日現在)

順位	銘柄名	発行地	種類	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1.	REICHHOLD CAYMAN EQUITY	ケイマン諸島	その他 有価証券	-	-	4.43
2.	HCA INC	アメリカ合衆国	社債	5.88	2026/02/15	1.89
3.	SPRINT CORP	アメリカ合衆国	社債	7.63	2025/02/15	1.89
4.	SPRINT CAPITAL	アメリカ合衆国	社債	8.75	2032/03/15	1.52
5.	DISH DBS CORP	アメリカ合衆国	社債	5.88	2024/11/15	1.40
6.	CCO HLDGS LLC/	アメリカ合衆国	社債	5.13	2027/05/01	1.20
7.	HCA INC	アメリカ合衆国	社債	5.38	2025/02/01	1.17
8.	CCO HLDGS LLC/C	アメリカ合衆国	社債	5.75	2026/02/15	1.08
9.	BAUSCH HEALTH COS	カナダ	社債	9.00	2025/12/15	0.99
10.	VICI PROPERTIES INC	アメリカ合衆国	不動産 投資信託	-	-	0.85

(注) 投資比率とは、投資先ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

【投資不動産物件】

該当事項なし(2020年9月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2020年9月末日現在)。

(3) 【運用実績】

下記の運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではない。

【純資産の推移】

下記の各会計年度末および2020年9月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	109,012,703.37	11,533,544,017	101.30	10,718
第2会計年度末 (2012年5月末日)	85,863,251.50	9,084,332,009	97.48	10,313
第3会計年度末 (2013年5月末日)	165,405,482.60	17,499,900,059	102.98	10,895
第4会計年度末 (2014年5月末日)	278,349,735.53	29,449,402,019	99.17	10,492
第5会計年度末 (2015年5月末日)	166,021,362.55	17,565,060,158	90.04	9,526
第6会計年度末 (2016年5月末日)	79,839,297.58	8,446,997,684	75.97	8,038
第7会計年度末 (2017年5月末日)	79,687,160.04	8,430,901,532	75.78	8,018
第8会計年度末 (2018年5月末日)	55,628,140.44	5,885,457,259	69.97	7,403
第9会計年度末 (2019年5月末日)	45,194,090.60	4,781,534,785	65.65	6,946
第10会計年度末 (2020年5月末日)	38,159,562.15	4,037,281,675	59.54	6,299
2019年10月末日	44,319,937.19	4,689,049,355	65.07	6,884
11月末日	44,127,220.90	4,668,659,971	64.89	6,865
12月末日	41,188,803.98	4,357,775,461	65.91	6,973
2020年1月末日	40,682,871.57	4,304,247,812	65.15	6,893
2月末日	39,509,133.02	4,180,066,274	63.92	6,763
3月末日	34,465,462.85	3,646,445,970	56.31	5,958
4月末日	36,837,045.32	3,897,359,395	57.57	6,091
5月末日	38,159,562.15	4,037,281,675	59.54	6,299
6月末日	38,444,394.35	4,067,416,922	59.32	6,276
7月末日	39,901,738.77	4,221,603,962	61.34	6,490
8月末日	40,361,217.60	4,270,216,822	61.59	6,516
9月末日	41,102,876.14	4,348,684,296	61.07	6,461

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で公表された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日～2020年9月末日)



(注) 課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、各クラスの公表されている1口当たり純資産価格に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、公表されている1口当たり純資産価格とは異なる。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	910,946,378.53	96,378,126,848	108.14	11,441
第2会計年度末 (2012年5月末日)	694,598,465.11	73,488,517,609	75.67	8,006
第3会計年度末 (2013年5月末日)	332,408,859.10	35,168,857,293	72.23	7,642
第4会計年度末 (2014年5月末日)	179,630,001.17	19,004,854,124	71.38	7,552
第5会計年度末 (2015年5月末日)	75,057,097.83	7,941,040,950	49.28	5,214
第6会計年度末 (2016年5月末日)	44,370,907.85	4,694,442,051	39.08	4,135
第7会計年度末 (2017年5月末日)	52,540,658.90	5,558,801,712	46.55	4,925
第8会計年度末 (2018年5月末日)	35,730,907.25	3,780,329,987	38.25	4,047
第9会計年度末 (2019年5月末日)	28,331,968.57	2,997,522,275	34.27	3,626
第10会計年度末 (2020年5月末日)	17,176,650.53	1,817,289,626	22.84	2,416
2019年10月末日	26,365,470.99	2,789,466,831	33.50	3,544
11月末日	24,725,699.42	2,615,978,999	31.63	3,346
12月末日	28,467,573.76	3,011,869,304	33.88	3,585
2020年1月末日	26,325,747.03	2,785,264,036	31.43	3,325
2月末日	24,670,425.86	2,610,131,056	29.52	3,123
3月末日	17,031,437.23	1,801,926,059	22.22	2,351
4月末日	16,594,479.06	1,755,695,885	21.72	2,298
5月末日	17,176,650.53	1,817,289,626	22.84	2,416
6月末日	16,492,283.00	1,744,883,541	22.26	2,355
7月末日	17,672,261.94	1,869,725,313	23.95	2,534
8月末日	17,043,045.41	1,803,154,204	23.12	2,446
9月末日	16,180,976.91	1,711,947,357	22.02	2,330

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日~2020年9月末日)



<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	1,619,884.79	171,383,811	104.56	11,062
第2会計年度末 (2012年5月末日)	733,121.56	77,564,261	106.30	11,247
第3会計年度末 (2013年5月末日)	467,334.69	49,444,010	120.54	12,753
第4会計年度末 (2014年5月末日)	406,995.20	43,060,092	123.00	13,013
第5会計年度末 (2015年5月末日)	330,568.08	34,974,103	124.23	13,144
第6会計年度末 (2016年5月末日)	160,378.49	16,968,044	112.86	11,941
第7会計年度末 (2017年5月末日)	172,021.25	18,199,848	121.06	12,808
第8会計年度末 (2018年5月末日)	219,662.61	23,240,304	130.29	13,785
第9会計年度末 (2019年5月末日)	158,075.24	16,724,360	122.92	13,005
第10会計年度末 (2020年5月末日)	150,080.45	15,878,512	116.70	12,347
2019年10月末日	158,747.60	16,795,496	123.44	13,060
11月末日	159,351.52	16,859,391	123.91	13,110
12月末日	163,612.95	17,310,250	127.23	13,461
2020年1月末日	164,758.85	17,431,486	128.12	13,555
2月末日	161,357.50	17,071,624	125.47	13,275
3月末日	141,093.33	14,927,674	109.71	11,607
4月末日	145,984.89	15,445,201	113.52	12,010
5月末日	150,080.45	15,878,512	116.70	12,347
6月末日	151,897.57	16,070,763	118.12	12,497
7月末日	160,247.26	16,954,160	124.61	13,184
8月末日	164,610.36	17,415,776	128.00	13,542
9月末日	165,908.20	17,553,088	129.01	13,649

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日~2020年9月末日)

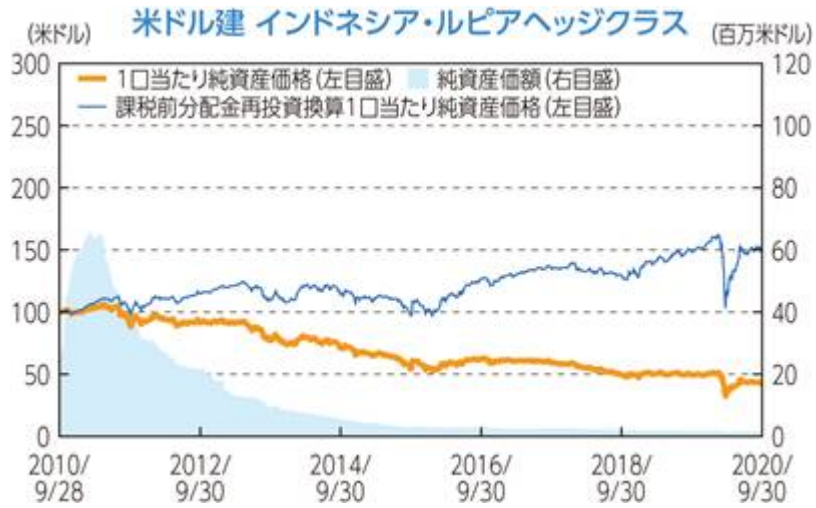


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	56,247,252.82	5,950,959,348	104.56	11,062
第2会計年度末 (2012年5月末日)	23,141,015.49	2,448,319,439	89.49	9,468
第3会計年度末 (2013年5月末日)	12,491,806.29	1,321,633,105	89.91	9,512
第4会計年度末 (2014年5月末日)	6,888,228.07	728,774,530	76.75	8,120
第5会計年度末 (2015年5月末日)	3,503,935.97	370,716,426	65.23	6,901
第6会計年度末 (2016年5月末日)	2,668,773.78	282,356,266	57.51	6,085
第7会計年度末 (2017年5月末日)	2,216,015.42	234,454,431	60.52	6,403
第8会計年度末 (2018年5月末日)	2,202,696.76	233,045,317	53.77	5,689
第9会計年度末 (2019年5月末日)	1,910,270.86	202,106,657	49.54	5,241
第10会計年度末 (2020年5月末日)	1,520,954.82	160,917,020	42.35	4,481
2019年10月末日	1,805,528.43	191,024,908	49.50	5,237
11月末日	1,787,324.39	189,098,920	49.00	5,184
12月末日	1,832,186.91	193,845,375	50.23	5,314
2020年1月末日	1,842,968.68	194,986,086	50.53	5,346
2月末日	1,713,228.77	181,259,604	47.11	4,984
3月末日	1,307,057.46	138,286,679	35.94	3,802
4月末日	1,445,553.72	152,939,584	40.25	4,258
5月末日	1,520,954.82	160,917,020	42.35	4,481
6月末日	1,550,590.09	164,052,432	43.18	4,568
7月末日	1,566,099.96	165,693,376	43.61	4,614
8月末日	1,564,329.90	165,506,103	43.56	4,609
9月末日	1,441,885.11	152,551,445	42.29	4,474

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日~2020年9月末日)

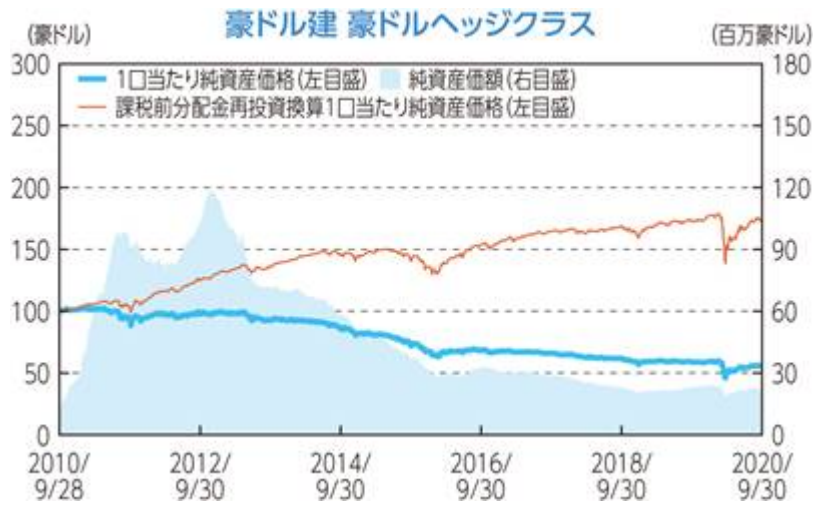


< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	76,289,419.22	5,759,088,257	100.83	7,612
第2会計年度末 (2012年5月末日)	83,667,123.84	6,316,031,179	94.74	7,152
第3会計年度末 (2013年5月末日)	83,823,142.83	6,327,809,052	96.64	7,295
第4会計年度末 (2014年5月末日)	65,730,223.55	4,961,974,576	90.91	6,863
第5会計年度末 (2015年5月末日)	44,645,633.11	3,370,298,843	80.30	6,062
第6会計年度末 (2016年5月末日)	28,971,897.38	2,187,088,533	67.48	5,094
第7会計年度末 (2017年5月末日)	30,748,145.87	2,321,177,532	66.80	5,043
第8会計年度末 (2018年5月末日)	24,031,976.46	1,814,173,903	61.88	4,671
第9会計年度末 (2019年5月末日)	21,262,195.04	1,605,083,104	58.75	4,435
第10会計年度末 (2020年5月末日)	21,280,136.37	1,606,437,495	53.52	4,040
2019年10月末日	23,286,677.06	1,757,911,251	58.44	4,412
11月末日	23,207,600.47	1,751,941,759	58.35	4,405
12月末日	23,925,937.64	1,806,169,032	59.30	4,477
2020年1月末日	23,318,293.07	1,760,297,944	58.65	4,427
2月末日	22,874,374.03	1,726,786,496	57.61	4,349
3月末日	19,513,690.00	1,473,088,458	50.48	3,811
4月末日	20,535,474.93	1,550,223,002	51.68	3,901
5月末日	21,280,136.37	1,606,437,495	53.52	4,040
6月末日	21,380,717.50	1,614,030,364	53.42	4,033
7月末日	22,445,600.46	1,694,418,379	55.28	4,173
8月末日	22,613,545.80	1,707,096,572	55.58	4,196
9月末日	22,001,766.21	1,660,913,331	55.17	4,165

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日~2020年9月末日)



<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	144,829,151.55	10,933,152,651	97.48	7,359
第2会計年度末 (2012年5月末日)	98,861,939.49	7,463,087,812	75.68	5,713
第3会計年度末 (2013年5月末日)	40,084,708.84	3,025,994,670	74.11	5,595
第4会計年度末 (2014年5月末日)	21,823,916.35	1,647,487,445	76.63	5,785
第5会計年度末 (2015年5月末日)	11,684,280.93	882,046,367	65.87	4,973
第6会計年度末 (2016年5月末日)	7,963,334.51	601,152,122	57.70	4,356
第7会計年度末 (2017年5月末日)	8,324,090.41	628,385,585	69.05	5,213
第8会計年度末 (2018年5月末日)	4,987,245.37	376,487,153	56.82	4,289
第9会計年度末 (2019年5月末日)	4,544,771.82	343,084,825	56.03	4,230
第10会計年度末 (2020年5月末日)	2,945,205.96	222,333,598	39.13	2,954
2019年10月末日	4,331,086.76	326,953,740	55.19	4,166
11月末日	4,165,284.47	314,437,325	53.13	4,011
12月末日	4,194,483.17	316,641,535	55.06	4,156
2020年1月末日	4,050,540.22	305,775,281	53.41	4,032
2月末日	3,911,565.78	295,284,101	51.58	3,894
3月末日	3,124,269.90	235,851,135	41.20	3,110
4月末日	2,876,548.45	217,150,642	38.06	2,873
5月末日	2,945,205.96	222,333,598	39.13	2,954
6月末日	2,774,417.49	209,440,776	36.86	2,783
7月末日	2,881,811.55	217,547,954	38.29	2,891
8月末日	2,601,157.42	196,361,374	35.87	2,708
9月末日	2,368,253.34	178,779,445	35.09	2,649

<参考情報>

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日~2020年9月末日)



< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	13,253.81	1,000,530	94.00	7,096
第2会計年度末 (2012年5月末日)	1,084.88	81,898	98.63	7,446
第3会計年度末 (2013年5月末日)	1,265.44	95,528	115.04	8,684
第4会計年度末 (2014年5月末日)	26,553.70	2,004,539	126.45	9,546
第5会計年度末 (2015年5月末日)	25,053.92	1,891,320	155.61	11,747
第6会計年度末 (2016年5月末日)	24,298.11	1,834,264	150.92	11,393
第7会計年度末 (2017年5月末日)	25,526.61	1,927,004	158.55	11,969
第8会計年度末 (2018年5月末日)	55,886.24	4,218,852	168.84	12,746
第9会計年度末 (2019年5月末日)	66,649.02	5,031,335	174.93	13,205
第10会計年度末 (2020年5月末日)	65,664.96	4,957,048	172.80	13,045
2019年10月末日	67,333.36	5,082,995	176.73	13,341
11月末日	68,880.47	5,199,787	180.79	13,648
12月末日	68,386.42	5,162,491	179.49	13,550
2020年1月末日	71,952.68	5,431,708	188.85	14,256
2月末日	72,408.69	5,466,132	190.05	14,347
3月末日	66,894.32	5,049,852	176.04	13,289
4月末日	65,334.77	4,932,122	171.93	12,979
5月末日	65,664.96	4,957,048	172.80	13,045
6月末日	64,187.47	4,845,512	168.91	12,751
7月末日	35,979.72	2,716,109	171.33	12,934
8月末日	39,315.79	2,967,949	170.94	12,904
9月末日	40,691.48	3,071,800	176.92	13,356

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日～2020年9月末日)



<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	10,490,138.15	791,900,529	94.42	7,128
第2会計年度末 (2012年5月末日)	5,710,884.75	431,114,690	87.61	6,614
第3会計年度末 (2013年5月末日)	1,440,805.65	108,766,419	86.88	6,559
第4会計年度末 (2014年5月末日)	541,631.28	40,887,745	77.56	5,855
第5会計年度末 (2015年5月末日)	315,130.31	23,789,187	81.49	6,152
第6会計年度末 (2016年5月末日)	135,460.75	10,225,932	78.44	5,921
第7会計年度末 (2017年5月末日)	113,442.03	8,563,739	82.80	6,251
第8会計年度末 (2018年5月末日)	88,042.77	6,646,349	74.61	5,632
第9会計年度末 (2019年5月末日)	92,693.84	6,997,458	78.55	5,930
第10会計年度末 (2020年5月末日)	83,543.41	6,306,692	74.46	5,621
2019年10月末日	95,384.22	7,200,555	80.83	6,102
11月末日	96,700.48	7,299,919	81.95	6,186
12月末日	96,301.14	7,269,773	81.61	6,161
2020年1月末日	101,686.21	7,676,292	86.17	6,505
2月末日	93,159.31	7,032,596	83.03	6,268
3月末日	75,928.57	5,731,848	67.67	5,108
4月末日	80,729.38	6,094,261	71.95	5,432
5月末日	83,543.41	6,306,692	74.46	5,621
6月末日	82,723.55	6,244,801	73.73	5,566
7月末日	81,144.06	6,125,565	72.32	5,459
8月末日	82,473.84	6,225,950	70.55	5,326
9月末日	82,783.54	6,249,329	70.82	5,346

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月28日~2020年9月末日)



【分配の推移】

下記の各会計年度および2020年9月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	3.60	381
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	7.20	762
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	7.60	804
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	9.60	1,016
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	9.60	1,016
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	9.60	1,016
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	8.00	846
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	7.20	762
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	6.75	714
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	5.40	571
2019年10月	0.45	48
11月	0.45	48
12月	0.45	48
2020年1月	0.45	48
2月	0.45	48
3月	0.45	48
4月	0.45	48
5月	0.45	48
6月	0.45	48
7月	0.45	48
8月	0.45	48
9月	0.45	48

<参考情報>

	米ドル	円
直近1年間累計	5.40	571
設定来累計	76.35	8,078

(注) 設定来累計とは、運用開始日である2010年9月28日から2020年9月末日までの期間における分配金の累計額である。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	8.80	931
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	19.20	2,031
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	12.20	1,291
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	7.20	762
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	7.20	762
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	6.40	677
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	6.00	635
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	5.30	561
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	4.35	460
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	3.00	317
2019年10月	0.25	26
11月	0.25	26
12月	0.25	26
2020年1月	0.25	26
2月	0.25	26
3月	0.25	26
4月	0.25	26
5月	0.25	26
6月	0.25	26
7月	0.25	26
8月	0.25	26
9月	0.25	26

<参考情報>

	米ドル	円
直近1年間累計	3.00	317
設定来累計	80.65	8,533

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	1.80	190
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	3.60	381
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	3.60	381
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	3.60	381
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	3.60	381
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	3.60	381
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	3.60	381
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	3.60	381
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	3.30	349
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	2.40	254
2019年10月	0.20	21
11月	0.20	21
12月	0.20	21
2020年1月	0.20	21
2月	0.20	21
3月	0.20	21
4月	0.20	21
5月	0.20	21
6月	0.20	21
7月	0.20	21
8月	0.20	21
9月	0.20	21

<参考情報>

	米ドル	円
直近1年間累計	2.40	254
設定来累計	33.50	3,544

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	米ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	6.00	635
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	12.00	1,270
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	11.00	1,164
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	10.80	1,143
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	7.20	762
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	7.20	762
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	7.20	762
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	7.20	762
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	7.20	762
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	7.20	762
2019年10月	0.60	63
11月	0.60	63
12月	0.60	63
2020年1月	0.60	63
2月	0.60	63
3月	0.60	63
4月	0.60	63
5月	0.60	63
6月	0.60	63
7月	0.60	63
8月	0.60	63
9月	0.60	63

<参考情報>

	米ドル	円
直近1年間累計	7.20	762
設定来累計	85.40	9,035

< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	豪ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	6.60	498
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	13.20	996
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	13.20	996
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	13.20	996
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	12.60	951
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	9.60	725
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	8.00	604
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	6.15	464
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	4.95	374
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	3.60	272
2019年10月	0.30	23
11月	0.30	23
12月	0.30	23
2020年1月	0.30	23
2月	0.30	23
3月	0.30	23
4月	0.30	23
5月	0.30	23
6月	0.30	23
7月	0.30	23
8月	0.30	23
9月	0.30	23

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近1年間累計	3.60	272
設定来累計	92.30	6,968

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	豪ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	8.40	634
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	16.80	1,268
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	11.00	830
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	6.60	498
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	6.60	498
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	6.60	498
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	6.60	498
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	6.60	498
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	6.15	464
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	4.80	362
2019年10月	0.40	30
11月	0.40	30
12月	0.40	30
2020年1月	0.40	30
2月	0.40	30
3月	0.40	30
4月	0.40	30
5月	0.40	30
6月	0.40	30
7月	0.40	30
8月	0.40	30
9月	0.40	30

<参考情報>

	豪ドル	円
直近1年間累計	4.80	362
設定来累計	81.75	6,171

< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	豪ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	1.80	136
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	3.60	272
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	3.60	272
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	3.60	272
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	3.60	272
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	3.60	272
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	3.60	272
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	3.60	272
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	3.60	272
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	3.60	272
2019年10月	0.30	23
11月	0.30	23
12月	0.30	23
2020年1月	0.30	23
2月	0.30	23
3月	0.30	23
4月	0.30	23
5月	0.30	23
6月	0.30	23
7月	0.30	23
8月	0.30	23
9月	0.30	23

< 参考情報 >

	豪ドル	円
直近1年間累計	3.60	272
設定来累計	35.40	2,672

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	豪ドル	円
第1会計年度 (2010年9月28日～2011年5月末日)	6.00	453
第2会計年度 (2011年6月1日～2012年5月末日)	12.00	906
第3会計年度 (2012年6月1日～2013年5月末日)	10.00	755
第4会計年度 (2013年6月1日～2014年5月末日)	9.60	725
第5会計年度 (2014年6月1日～2015年5月末日)	7.20	544
第6会計年度 (2015年6月1日～2016年5月末日)	7.20	544
第7会計年度 (2016年6月1日～2017年5月末日)	7.20	544
第8会計年度 (2017年6月1日～2018年5月末日)	7.20	544
第9会計年度 (2018年6月1日～2019年5月末日)	7.20	544
第10会計年度 (2019年6月1日～2020年5月末日)	7.20	544
2019年10月	0.60	45
11月	0.60	45
12月	0.60	45
2020年1月	0.60	45
2月	0.60	45
3月	0.60	45
4月	0.60	45
5月	0.60	45
6月	0.60	45
7月	0.60	45
8月	0.60	45
9月	0.60	45

<参考情報>

	豪ドル	円
直近1年間累計	7.20	544
設定来累計	83.20	6,281

【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	収益率(注)
第1会計年度	4.90%
第2会計年度	3.34%
第3会計年度	13.44%
第4会計年度	5.62%
第5会計年度	0.47%
第6会計年度	-4.96%
第7会計年度	10.28%
第8会計年度	1.83%
第9会計年度	3.47%
第10会計年度	-1.08%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末日現在の1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(第1会計年度の場合、1口当たり当初発行価格(米ドル建受益証券 100米ドル、豪ドル建受益証券 100豪ドル))

以下同じ。

<参考情報>

年間収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格

以下同じ。

(注2) 2020年は1月1日から9月末日までの収益率である。以下同じ。

(注3) サブ・ファンドおよび各クラスに、ベンチマークはない。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	16.94%
第2会計年度	-12.27%
第3会計年度	11.58%
第4会計年度	8.79%
第5会計年度	-20.87%
第6会計年度	-7.71%
第7会計年度	34.47%
第8会計年度	-6.44%
第9会計年度	0.97%
第10会計年度	-24.60%

<参考情報>

年間収益率の推移

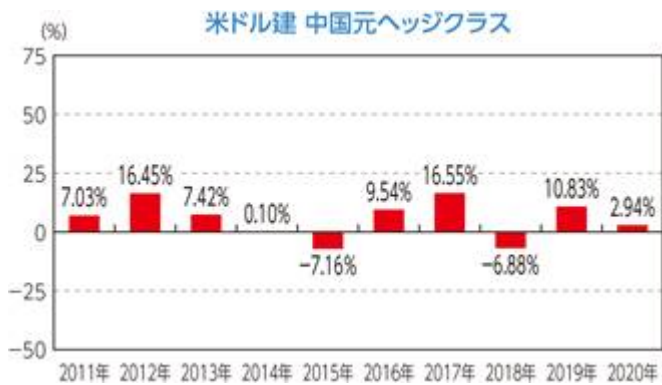


<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	6.36%
第2会計年度	5.11%
第3会計年度	16.78%
第4会計年度	5.03%
第5会計年度	3.93%
第6会計年度	-6.25%
第7会計年度	10.46%
第8会計年度	10.60%
第9会計年度	-3.12%
第10会計年度	-3.11%

<参考情報>

年間収益率の推移

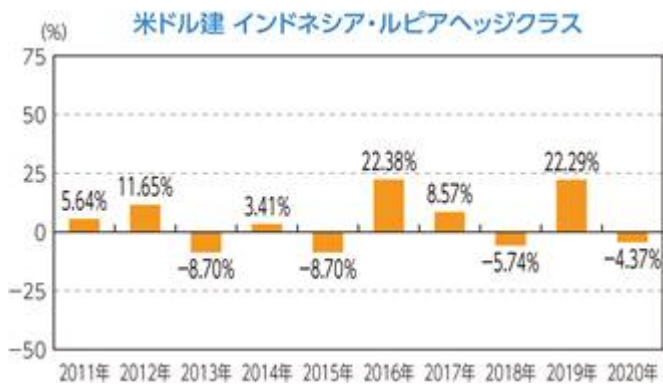


<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	10.56%
第2会計年度	-2.94%
第3会計年度	12.76%
第4会計年度	-2.62%
第5会計年度	-5.63%
第6会計年度	-0.80%
第7会計年度	17.75%
第8会計年度	0.74%
第9会計年度	5.52%
第10会計年度	0.02%

<参考情報>

年間収益率の推移



< 豪ドル建 豪ドルヘッジクラス >

	収益率
第1会計年度	7.43%
第2会計年度	7.05%
第3会計年度	15.94%
第4会計年度	7.73%
第5会計年度	2.19%
第6会計年度	-4.01%
第7会計年度	10.85%
第8会計年度	1.84%
第9会計年度	2.94%
第10会計年度	-2.77%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	収益率
第1会計年度	5.88%
第2会計年度	-5.13%
第3会計年度	12.46%
第4会計年度	12.31%
第5会計年度	-5.43%
第6会計年度	-2.38%
第7会計年度	31.11%
第8会計年度	-8.15%
第9会計年度	9.43%
第10会計年度	-21.60%

<参考情報>

年間収益率の推移



< 豪ドル建 中国元ヘッジクラス >

	収益率
第1会計年度	-4.20%
第2会計年度	8.76%
第3会計年度	20.29%
第4会計年度	13.05%
第5会計年度	25.91%
第6会計年度	-0.70%
第7会計年度	7.44%
第8会計年度	8.76%
第9会計年度	5.74%
第10会計年度	0.84%

< 参考情報 >

年間収益率の推移

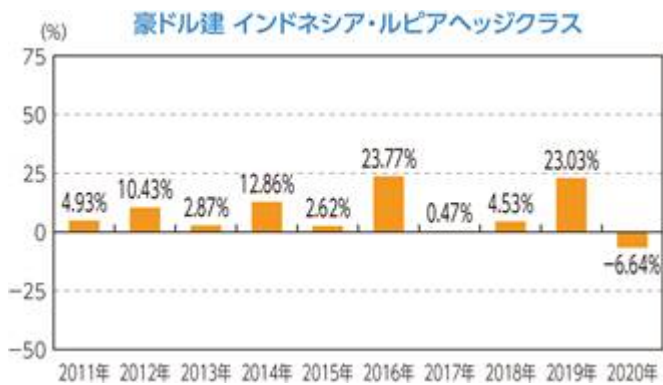


< 豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス >

	収益率
第1会計年度	0.42%
第2会計年度	5.50%
第3会計年度	10.58%
第4会計年度	0.32%
第5会計年度	14.35%
第6会計年度	5.09%
第7会計年度	14.74%
第8会計年度	-1.20%
第9会計年度	14.93%
第10会計年度	3.96%

< 参考情報 >

年間収益率の推移



(4)【販売及び買戻しの実績】

下記の各会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドル建 米ドルクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,203,976 (1,203,976)	127,889 (127,889)	1,076,087 (1,076,087)
第2会計年度	780,377 (780,377)	975,645 (975,645)	880,819 (880,819)
第3会計年度	1,311,847 (1,311,847)	586,518 (586,518)	1,606,148 (1,606,148)
第4会計年度	2,390,359 (2,390,359)	1,189,629 (1,189,629)	2,806,878 (2,806,878)
第5会計年度	659,242 (659,242)	1,622,297 (1,622,297)	1,843,823 (1,843,823)
第6会計年度	134,486 (134,486)	927,325 (927,325)	1,050,984 (1,050,984)
第7会計年度	334,147 (334,147)	333,627 (333,627)	1,051,504 (1,051,504)
第8会計年度	114,235 (114,235)	370,660 (370,660)	795,079 (795,079)
第9会計年度	91,050 (91,050)	197,673 (197,673)	688,456 (688,456)
第10会計年度	75,455 (75,455)	122,997 (122,997)	640,914 (640,914)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含む。以下同じ。

(注3) 上記の数値は、評価日付で公表された販売および買戻しの実績、ならびに発行済口数を記載しており、財務書類の数値と異なる場合がある。以下同じ。

<米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	9,159,604 (9,159,604)	735,958 (735,958)	8,423,646 (8,423,646)
第2会計年度	6,753,453 (6,753,453)	5,998,298 (5,998,298)	9,178,801 (9,178,801)
第3会計年度	1,378,769 (1,378,769)	5,955,185 (5,955,185)	4,602,385 (4,602,385)
第4会計年度	125,450 (125,450)	2,211,307 (2,211,307)	2,516,528 (2,516,528)
第5会計年度	26,838 (26,838)	1,020,243 (1,020,243)	1,523,123 (1,523,123)
第6会計年度	27,902 (27,902)	415,706 (415,706)	1,135,319 (1,135,319)
第7会計年度	208,520 (208,520)	215,190 (215,190)	1,128,649 (1,128,649)
第8会計年度	106,585 (106,585)	301,162 (301,162)	934,072 (934,072)
第9会計年度	74,530 (74,530)	181,954 (181,954)	826,648 (826,648)
第10会計年度	67,340 (67,340)	139,001 (139,001)	754,987 (754,987)

<米ドル建 中国元ヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	15,492 (15,492)	0 (0)	15,492 (15,492)
第2会計年度	978 (978)	9,573 (9,573)	6,897 (6,897)
第3会計年度	2,300 (2,300)	5,320 (5,320)	3,877 (3,877)
第4会計年度	2,512 (2,512)	3,080 (3,080)	3,309 (3,309)
第5会計年度	1,261 (1,261)	1,909 (1,909)	2,661 (2,661)
第6会計年度	0 (0)	1,240 (1,240)	1,421 (1,421)
第7会計年度	0 (0)	0 (0)	1,421 (1,421)
第8会計年度	265 (265)	0 (0)	1,686 (1,686)
第9会計年度	1,195 (1,195)	1,595 (1,595)	1,286 (1,286)
第10会計年度	0 (0)	0 (0)	1,286 (1,286)

<米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	708,936 (708,936)	170,990 (170,990)	537,946 (537,946)
第2会計年度	93,408 (93,408)	372,777 (372,777)	258,577 (258,577)
第3会計年度	62,422 (62,422)	182,059 (182,059)	138,940 (138,940)
第4会計年度	17,076 (17,076)	66,268 (66,268)	89,748 (89,748)
第5会計年度	4,024 (4,024)	40,053 (40,053)	53,719 (53,719)
第6会計年度	4,826 (4,826)	12,143 (12,143)	46,402 (46,402)
第7会計年度	0 (0)	9,787 (9,787)	36,615 (36,615)
第8会計年度	6,300 (6,300)	1,948 (1,948)	40,967 (40,967)
第9会計年度	0 (0)	2,404 (2,404)	38,563 (38,563)
第10会計年度	0 (0)	2,653 (2,653)	35,910 (35,910)

<豪ドル建 豪ドルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	851,948 (851,948)	95,349 (95,349)	756,599 (756,599)
第2会計年度	806,208 (806,208)	679,715 (679,715)	883,092 (883,092)
第3会計年度	897,461 (897,461)	913,195 (913,195)	867,358 (867,358)
第4会計年度	294,689 (294,689)	439,020 (439,020)	723,027 (723,027)
第5会計年度	120,053 (120,053)	287,082 (287,082)	555,998 (555,998)
第6会計年度	30,326 (30,326)	156,991 (156,991)	429,333 (429,333)
第7会計年度	140,518 (140,518)	109,575 (109,575)	460,276 (460,276)
第8会計年度	49,419 (49,419)	121,354 (121,354)	388,341 (388,341)
第9会計年度	25,701 (25,701)	52,142 (52,142)	361,900 (361,900)
第10会計年度	74,457 (74,457)	38,742 (38,742)	397,615 (397,615)

<豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,636,411 (1,636,411)	150,700 (150,700)	1,485,711 (1,485,711)
第2会計年度	860,302 (860,302)	1,039,756 (1,039,756)	1,306,257 (1,306,257)
第3会計年度	176,858 (176,858)	942,265 (942,265)	540,850 (540,850)
第4会計年度	6,721 (6,721)	262,777 (262,777)	284,794 (284,794)
第5会計年度	2,073 (2,073)	109,476 (109,476)	177,391 (177,391)
第6会計年度	2,802 (2,802)	42,180 (42,180)	138,013 (138,013)
第7会計年度	18,195 (18,195)	35,660 (35,660)	120,548 (120,548)
第8会計年度	1,854 (1,854)	34,631 (34,631)	87,771 (87,771)
第9会計年度	3,902 (3,902)	10,556 (10,556)	81,117 (81,117)
第10会計年度	0 (0)	5,853 (5,853)	75,264 (75,264)

<豪ドル建 中国元ヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	141 (141)	0 (0)	141 (141)
第2会計年度	0 (0)	130 (130)	11 (11)
第3会計年度	0 (0)	0 (0)	11 (11)
第4会計年度	3,491 (3,491)	3,292 (3,292)	210 (210)
第5会計年度	0 (0)	49 (49)	161 (161)
第6会計年度	0 (0)	0 (0)	161 (161)
第7会計年度	0 (0)	0 (0)	161 (161)
第8会計年度	170 (170)	0 (0)	331 (331)
第9会計年度	50 (50)	0 (0)	381 (381)
第10会計年度	0 (0)	1 (1)	380 (380)

<豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス>

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	147,045 (147,045)	35,944 (35,944)	111,101 (111,101)
第2会計年度	3,602 (3,602)	49,518 (49,518)	65,185 (65,185)
第3会計年度	1,782 (1,782)	50,383 (50,383)	16,584 (16,584)
第4会計年度	80 (80)	9,681 (9,681)	6,983 (6,983)
第5会計年度	0 (0)	3,116 (3,116)	3,867 (3,867)
第6会計年度	0 (0)	2,140 (2,140)	1,727 (1,727)
第7会計年度	0 (0)	357 (357)	1,370 (1,370)
第8会計年度	0 (0)	190 (190)	1,180 (1,180)
第9会計年度	0 (0)	0 (0)	1,180 (1,180)
第10会計年度	65 (65)	123 (123)	1,122 (1,122)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売

管理会社は受託会社の同意のもと、随時、管理事務代行会社に対して、適格投資家(後記「適格投資家」の項を参照のこと。)による買付けにつき異なるクラス(各クラスはファンドの1つのサブ・ファンドに帰属する。)の受益証券を発行する権限を付与する。サブ・ファンドの各クラスからの発行手取金は、サブ・ファンドに帰属する。サブ・ファンドは、複数のクラスから買付代金を受領することができる。サブ・ファンドに帰属する各クラスの受益証券は、サブ・ファンドの資産のみに対する不可分の持分を表章する。受託会社および管理会社は、その裁量により、ファンドの追加的なサブ・ファンドおよび/またはサブ・ファンドの受益証券クラスを随時設定することができる。

適格投資家は、受益証券を購入するために、管理事務代行会社に買付申込書を提出し、本書に定める期限までに受領されるように本書に定める受益証券の購入金額の資金を送金しなければならない。

発行価格

受益証券は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格(後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算」の項を参照のこと。)に相当する発行価格で申込みが可能である。

最低申込単位

各クラスの最低当初申込単位は、1口である。最低追加申込単位は、1口である。適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的にまたは特定の場合について、上記の最低申込単位を変更することができる。

申込み

サブ・ファンドの受益証券は、各取引日において、関連する申込注文が受諾された当該取引日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の取引日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該取引日の午後1時(ルクセンブルグ時間)(以下「指定時刻」という。)までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される取引日(当該取引日を含む。)から4営業日目に保管会社により受領されなければならない。

受益証券の発行に関して券面は発行されないが、(明示的に要求された場合)受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)、テロ防止法(2018年改訂)および犯罪収益法(2020年改訂)ならびに管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(販売会社が放棄しない限り)発行価格の3%(税別)を上限とする申込手数料が課される。当該申込手数料は、販売会社により留保される。

適格投資家

ファンドに対する投資勧誘を米国および/もしくはEUにおいて、または米国および/もしくはEUから行うことはできない。

直接的または間接的に米国、その領土もしくは属領またはその管轄権に服する地域において、または以下に定義される「米国人」に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。

ある投資予定者が米国人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「米国人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人または法人であって、米国証券法(改正済)のレギュレーションSに定める米国人に該当する者。後記別紙B「レギュレーションSに定める米国人の定義」を参照のこと。
- () 自然人であって、米国民または「外国人居住者」(随時施行中の米国所得税法に定められる。)。現在のところ、米国所得税法に定められる「外国人居住者」には、一般に以下の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
 - (イ) 米国移民局が発行した外国人登録カード(いわゆる「グリーン・カード」)を保有している者。
 - (ロ) 「実質滞在」基準に該当する者。「実質滞在」基準は、一般に、(a)ある自然人が、ある年に31日以上米国に滞在し、かつ(b)かかる者が同年に米国に滞在した日数、その前年に米国に滞在した日数の3分の1、およびその2年前に米国に滞在した日数の6分の1の合計が183日以上である場合に充足される。
- () 自然人以外の者であって、(イ)米国においてもしくは米国もしくは州の法律に基づいて組織され設立された、および/または米国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)米国の裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)一もしくは複数の米国人がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源の如何にかかわらず、その所得が米国所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または販売会社に対して、米国人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に米国人の勘定で受益証券が保有されないこと等を証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社に連絡しなければならない。

信託証書上、受益証券の取得および/または保有がいずれかの国もしくは政府の法律もしくは要件に違反することとなる者を含む非適格投資家に対して直接的または間接的に、受益証券の販売または譲渡を行うことは禁じられている。疑義を避けるために付言すると、非適格投資家には、以下に定義される「欧州人」が含まれる。

EUは、次の28か国により構成されるものと定義されている。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国(以下「EU加盟国」と総称する。)

ある投資予定者が欧州人に該当するか否かを判断するためには、いくつかの要素について判断が行われる。

「欧州人」とは、以下に定められる者をいう。

- () 自然人であって、いずれかのEU加盟国の市民または「外国人居住者」であって、一または複数のEU加盟国の所得税の課税を受ける者。「外国人居住者」には、一般に次の(イ)または(ロ)に該当する自然人が含まれる。
 - (イ) いずれかのEU加盟国の権限を有する政府機関が発行したパスポートもしくは外国人IDカードを保有している者。
 - (ロ) 前暦年に183日以上EUに滞在した者。
- () 自然人以外の者であって、(イ)いずれかのEU加盟国においてもしくはいずれかのEU加盟国の法律に基づいて組織され設立され、および/またはEU加盟国に主たる事業の場所を有している会社、パートナーシップまたはその他の法主体、(ロ)(a)いずれかのEU加盟国に所在する裁判所がその管理について主たる監督権限を行使することができ、かつ(b)前記()に該当する一もしくは複数の者がすべての重要な意思決定を支配する権限を有する信託、ならびに/または(ハ)資金源のいかににかかわらず、その所得がEU加盟国の所得税法の適用を受ける財団。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社および/または販売会社に対して、欧州人により受益証券が取得されないこと、またいつでも直接的または間接的に欧州人の勘定で受益証券が保有されないことなどを証明することが求められる。受益者は、かかる情報に変更があった場合には直ちに管理事務代行会社または販売会社に連絡しなければならない。

受託会社、管理会社、販売会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により受益証券の申込みを拒絶することができる。

前記を前提として、ファンドの適格投資家とは、適格投資家として後記「別紙A 定義」において定義される者をいう。

マネー・ロンダリング防止手続

マネー・ロンダリング防止責任の一環として、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、また、受託会社および管理会社、名義書換事務代行会社、販売会社ならびに一切の下請販売会社またはファンドのその他の業務提供者の一切は、受託会社に代わり、受益者の身元、預金残高に潜在する一切の実質的受益者および支払源の詳細な確認を要求することができる。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリング防止を目的とする制定法または規則を遵守するため、ならびにテロリストおよび拡散金融対策のために、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続を採用および維持するよう求められ、申込者に対してその身元、またはその実質的受益者もしくはそれを支配する者の身元(該当する場合)および資金源を確認する証拠を提出するよう請求することができる。許容される場合には、一定の条件に従って、受託会社は、マネー・ロンダリング防止手続の維持(デュー・ディリジェンス情報の取得を含む。)について適切な者を頼り、または当該手続の維持を適切な者(以下「AML関係者」という。)に委任することもできる。

受託会社、または受託会社のために行為する管理事務代行会社、もしくは受託会社のために行為するAML関係者は、受益者(すなわち申込者または譲受人)の身元およびそれらの者の実質的保有者または支配者の身元(該当する場合)、ならびに申込金の支払源を確認するために必要な情報を受益者(すなわち申込者または譲受人)に要求する権利を留保する。ただし、受託会社、または受託会社のために行為する管理事務代行会社および/もしくはAML関係者が、適用ある法律に基づき関連する例外が適用され申込みにあたって完全なデュー・ディリジェンスが義務付けられないことがあることに受託会社が納得することがあるという特定の場合を除く。しかし、詳細な確認情報は、受益証券からの一切の代金の支払いまたは受益証券に対する権利の移転より前に求められる可能性がある。

申込者または譲受人(該当する場合)の側が身元確認のために要求された情報の提出を怠るか、遅延した場合、受託会社(または受託会社のために行為する管理事務代行会社および/もしくはAML関係者)は、申込みの受諾を拒絶することができ、また申込済の場合には、ファンドの条項に従い、その持分を留保または買い戻すことができ、その場合、受領された資金は、適用ある法律において許容される最大限の範囲で、申込者のコストおよびリスクにおいて、当初出金された口座に利息を付さずに返却される。

受託会社または受託会社のために行為する管理事務代行会社および/もしくはAML関係者は、受益者に対して買戻代金または分配を支払うことが適用される法令に適合していない疑義があるかもしくは適合していないと助言されている場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社および/もしくはAML関係者が適用される法令の遵守を確保するためには当該支払の拒絶が必要または適切であると考えられる場合、当該受益者に対する買戻代金または分配の支払を拒絶する権利も留保する。

CIMAは、ファンドおよびサブ・ファンドによるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(2020年改訂)(随時修正および改正される。)の規定への一切の違反に関して、ファンドおよびサブ・ファンドに対し、および違反に同意もしくは共謀した受託会社またはファンドもしくはサブ・ファンドの役員に対し、または当該違反の原因になったと証明された怠慢があった者に対し、多額の行政上の罰金を科す裁量権を有する。当該行政上の罰金をファンドおよびサブ・ファンドが支払うことができる範囲において、ファンドおよびサブ・ファンドは、当該罰金および関連する一切の手続きの費用を負担する。

ケイマン諸島の者が、他の者が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに従事していること、またはテロもしくはテロリストの資金調達および財産に関与していることを知り、疑義を有しまたはこれを知るもしくは疑義を有するに足る合理的な根拠があり、および自己の業務の過程でその旨を了知しもしくは疑義を有した場合、その者は、かかる確信または疑義につき、開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関するものである場合にはケイマン諸島犯罪収益法(2020年改訂)(随時改正済)に基づいてケイマン諸島金融報告庁(以下「FRA」という。)に対して、また、開示がテロもしくはテロリストの資金調達および財産に関するものである場合には、テロ防止法(2018年改訂)(随時改正済)に基づいて巡査以上の階級の警察官またはFRAに対して通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課された情報の秘匿または開示制限の違反と取り扱われないものとする。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代行者は、該当する法律に基づく規制当局もしくは政府当局もしくは代行機関からの情報請求(例えば、CIIMAからの当該当局もしくは公認の海外規制当局のための金融庁法(2020年改訂)に基づく情報請求、または税務情報当局からの税務情報庁法(2017年改訂)もしくは預金所得情報報告(EU)法(2014年改訂)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく情報請求)に従い、情報(受益者に関する情報、ならびにその実質的受益者およびそれを支配する者に関する情報(該当する場合)を含み、これに限定されない。)の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、ファンド、受託会社または代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

申込みにより、申込者は、申込者自身のために、ならびに実質的受益者およびそれを支配する者のために、およびそれらの者に代わり、受託会社および受託会社のために行為する管理事務代行会社による、規制機関およびその他の要求者に対する、ケイマン諸島およびその他の法域の両地におけるマネー・ロンダリング、税務情報交換、規則および類似する事項に関する申込者についての一切の情報の開示に同意する。

投資者は、受託会社に問い合わせ、ファンドのAMLコンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・オフィサーおよびデプティ・マネー・ロンダリング・オフィサーに関する詳細(連絡先の詳細を含む。)を入手することができる。

情報請求

受託会社またはケイマン諸島に所在するその取締役もしくは代行者のいずれかは、該当する法律に基づく規制当局もしくは政府当局もしくは代行機関からの情報請求(例えば、ケイマン諸島金融庁からの当該当局もしくは公認の海外規制当局のための金融庁法(2020年改訂)に基づく情報請求、または税務情報当局からの税務情報庁法(2017年改訂)もしくは預金所得情報報告(EU)法(2014年改訂)ならびに関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく情報請求)に従い、情報(受益者に関する情報、ならびにその実質的受益者およびそれを支配する者に関する情報(該当する場合)を含み、これに限定されない。)の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、受託会社、およびその取締役または代行者のいずれかは、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

制裁

ファンドおよびサブ・ファンドは、適用される制裁制度の対象となっている企業、個人、組織および/または投資との取引を規制する法律の適用対象となる。

各申込者および受益者は、受託会社および管理会社、名義書換事務代行会社、販売会社ならびに一切の下請販売会社または受託会社のその他の業務提供者の一切に対し、その実質的受益者、それを支配する者または権限を有する者(以下「関係者」という。)(もしあれば)が()米国財務省の外国資産管理局(以下「OFAC」という。)により維持される、またはEUおよび/もしくは英国(以下「UK」という。)(後者は法規命令によりケイマン諸島にも及ぶ。)の規則に従った、制裁対象企業または個人の一切のリストに名前が挙げられていないこと()国際連合、OFAC、EUおよび/またはUKによって課される制裁の対象となる国または領域に、経営上の拠点または所在がないこと、または()それ以外の形で国際連合、OFAC、EUまたはUK(後者は法規命令によりケイマン諸島にも及び、これを含む。)によって課される制裁の対象ではないこと(以下、あわせて「制

裁対象」という。)および知っている限りまたは信じる限りでは当てはまらないことを継続的に明言するよう求められる。

申込者または関係者が制裁対象であるまたは制裁対象となる場合、受託会社または管理会社は、直ちにかつ申込者への通知無く、申込者が制裁対象から外れるまでまたは適切な法の下で取引を継続する権限を得るまで(以下「制裁対象者事由」という。)、申込者とのそれ以降の取引および/または申込者のファンドに対する権利を停止するよう求められる可能性がある。受託会社および管理会社、名義書換事務代行会社、販売会社ならびに一切の下請販売会社または受託会社のその他の業務提供者の一切は、制裁対象者事由の結果申込者に発生したいかなる負債、コスト、費用、損害および/または損失(一切の直接、間接または結果的損失、利益の損失、収益の損失、評判の損失、すべての利息、罰金および訴訟費用ならびにすべてのその他の専門的なコストおよび費用を含み、これに限定されない。)について、一切責任を負わないものとする。

ケイマン諸島のデータ保護

ケイマン諸島政府は2019年9月30日、2017年データ保護法(以下「DPL」という。)を施行した。DPLは、国際的に受け入れられているデータ・プライバシー原則に基づき、ファンドにかかる法的要件を導入するものである。

投資予定者は、サブ・ファンドへの投資、ならびにサブ・ファンドおよびその関連会社および/または委託先との関連相互作用(申込契約の完了を含み、また、該当する場合、電子通信または電話の記録を含む。)によって、または、投資者に関わりのある個人(例:取締役、理事、従業員、代表者、株主、投資者、顧客、実質的受益者または代理人)にかかる個人情報を受託会社に提供することによって、当該個人が受託会社ならびにその関連会社および/または委託先(管理事務代行会社を含むが、これに限定されない。)に対し、DPLにおける個人データの定義に該当する一定の個人情報を提供することになる点を留意すべきである。受託会社は、当該個人データのデータ管理者として行為するものとし、その関連会社および/または委託先(例:管理事務代行会社、投資運用会社またはその他)は、データ処理者(または、状況によって、自己の権利によるデータ管理者)として行為する。

サブ・ファンドへの投資および/またはサブ・ファンドへの投資継続により、投資者は上記を詳細に読み、理解したものとみなされる。

DPLの監督については、ケイマン諸島の行政監察機関が責任を負っている。ファンドによるDPL違反がある場合、行政監察官による強制措置がとられる可能性があり、これには改善命令の発動、罰金の徴収または刑事告発が含まれる。

(2) 日本における販売

日本においては、申込期間中の各取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に、受益証券の募集が行われる。日本における販売会社または販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき原則として国内約定日(通常、取得申込みが受け付けられた取引日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、申込金額および申込手数料を日本における販売会社または販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、管理事務代行会社により取得申込みが受け付けられた取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する発行価格である。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、原則として、取引日の午後3時(日本時間)までに取得の申込みをすることができる。

受益証券は、各取引日に、管理事務代行会社が受領した取得申込みに対して発行することができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、当該取引日の指定時刻までに日本の投資者によりなされた取得申込を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、1口以上1口単位である。ただし、管理会社は、適用法に従い、管理会社の裁量により、一般的に、または特定の場合について、上記の申込単位を変更することができる。具体的な申込単位については、日本における販売会社または販売取扱会社に照会のこと。

(日本における販売会社または販売取扱会社が放棄しない限り)発行価格の3.30%(税抜3%)を上限とする申込手数料(受益証券1口当たり)が課される。当該申込手数料は、日本における販売会社または販売取扱会社により留保される。

投資者は、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社または販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社または販売取扱会社は、サブ・ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し

受益者は、いずれかの取引日に自己の受益証券の全部または一部を買い戻すことができる。受益証券の買戻しの申込みが取引日に処理されるためには、当該申込みは、取引日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌取引日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量で、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。

買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者が取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、適用される取引日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。

買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される取引日(当該取引日を含む。)から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する取引日後可能な限り速やかに行われる。

管理会社は、受益者に対して支払われる買戻代金の全部または一部を控除して、信託証書の規定に基づいて当該受益者の受託会社に対する期限の到来した未払金と相殺することができる。管理会社は、受益証券に関する買戻代金またはその他の支払から、税金、手数料またはその他のあらゆる性質の賦課金について、法律上、受託会社または管理会社が支払わなければならないか支払う可能性があるその他の金額を控除することができる。

買戻代金(送金手数料控除後)の支払は、通常、関連するクラスの表示通貨により、関連する取引日後合理的に可能な限り速やかに、また原則として、関連する取引日から起算して4営業日以内に行われる。

買戻請求は、現金により充足される。

受託会社、管理会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量により、受益者に対する買戻代金の支払がいずれかの関連法域におけるいずれかの者によるFATCAまたはマネー・ロンダリング防止法の抵触もしくは違反を招く可能性があるとの疑義を抱く場合、もしくは抵触もしくは違反となると助言されている場合、または受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社によるいずれかの関連法域のマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために買戻代金の支払の拒絶が必要である場合、当該受益者に対する買戻代金の支払を拒絶することができる。

サブ・ファンドに適用される一定の規定に従い、いずれかの取引日における買戻請求の合計がサブ・ファンドの発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額)を超える場合、管理会社は、()買戻請求を満たすために十分な資産を換金するまで、すべての受益証券の買戻しを延期するか、または()買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の総口数をサブ・ファンドの発行済受益証券の10%(または管理会社が決定するその他の割合もしくは金額)に制限すること(かかる場合、受益者の請求は、比例按分して減じられ、残りの部分は、その後の取引日に、その後の買戻請求に優先して買い戻される。)を選択することができる。

買戻しを行う受益者が、買い戻される受益証券の最終的な純資産価額を超過する買戻代金を受領した場合には、管理会社は、追加の支払なしに、受益者から超過分と同額の純資産価額を有する口数の受益証券を追加的に買い戻す権利を有する。受益者が保有するすべての受益証券を買い戻した場合、管理会社は、支払われた超過額を受益者に返還させる権利を有する。

受益証券の強制的買戻し

管理会社は、適切と判断する書面による通知を行った上で、いつでもその単独の裁量に基づき、理由の如何を問わず(受益証券の併合、転換または均一化を実施する場合を含むがこれらに限定されない。)、発行済受益証券の全部または一部を関連する取引日において買戻価格または管理会社が決定するその他の価格で買い戻すことができる。

上記の一般性を損なうことなく、管理会社が、いずれかの受益証券が次に掲げる者によって直接または実質的に保有されていることを知り、またはそのように信じる理由がある場合、管理会社は、() かかる者に対して、当該受益証券を保有する適格を有する者に対して受益証券を譲渡することを要求する通知(管理会社が適切と考える様式による。)を行うか、または() 書面により当該受益証券の買戻しを請求するかのいずれかを行う権利を有する。かかる通知を受領した者が30日以内に当該受益証券を譲渡せず、または管理会社に買戻請求を提出しない場合、管理会社は、かかる者が保有するすべての受益証券を強制的に買い戻すことができる。

- (イ) ある者がいずれかの国または政府機関の法律または要件に違反しており、かかる違反により、受益証券を保有する適格を失うこととなり、その結果、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる違反がなければ負担することがなかったであろう税務上その他の義務もしくは何らかの不利益を負担することとなりうる場合における、かかる者
- (ロ) 適格投資家ではない者、または適格投資家ではない者に代わり、もしくはその利益のために受益証券を取得した者
- (ハ) ある者に関する事由により、サブ・ファンド、受託会社または管理会社が、かかる事由がなければ負担することがなかった税務上の義務または何らかの法律上、金銭上、規制上もしくは重大な行政上の不利益を負担することとなると受託会社または管理会社が判断する場合における、かかる者

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、取引日かつ日本における販売会社または販売取扱会社の営業日に限り、日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として午後3時(日本時間)までとする。買戻しは、各取引日に行われる。

買戻価格は、管理事務代行会社により、買戻請求が受け付けられた取引日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

買戻請求は1口単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は、これと異なる単位を定めることができる。日本における販売会社または販売取扱会社は、原則として、取引日の指定時刻までに買戻請求を管理事務代行会社に取り次がなければならない。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、円貨または各クラスの表示通貨により、原則として国内約定日(通常、買戻請求が受け付けられた取引日の翌国内営業日)から起算して4国内営業日目に日本における販売会社または販売取扱会社を通じて行われる(ただし、日本における販売会社または販売取扱会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)

買戻し手数料は課されない。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

各サブ・ファンドの純資産価額および各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社によって、サブ・ファンドの受益証券の表示通貨により各評価日付で小数第2位未満を四捨五入して計算される。純資産価額は、信託証書の規定のほかアメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に基づき決定される、サブ・ファンドの全資産から全債務を控除した額と等しいものとする。

サブ・ファンドの資産は、以下を含むものとみなされる。

- () すべての手元現金、預金またはコール資金(その経過利息を含む。)、および発生済みであるが未受領の配当またはその他の分配金
- () すべての投資対象
- () すべての為替手形、請求払手形、約束手形および受取勘定
- () 受託会社により決定されるサブ・ファンドの初期費用(ただし、当該初期費用が償却されていない場合に限る。)
- () 受託会社により随時評価され決定される、サブ・ファンドに帰属するその他一切の資産(前払費用を含む。)

サブ・ファンドに帰属する債務は、以下を含むものとみなされる。

- () すべてのもろ替手形、手形および買掛金
- () 日々計算される、未払いおよび/または発生済みの一切の費用(管理会社または当該サブ・ファンドの投資顧問会社に対する発生済みまたは支払期限の到来した業績連動報酬を含む。)
- () その種類および性質を問わず、受託会社の裁量において、公課・費用等の引当金を含むがこれらに限定されないサブ・ファンドに帰属するその他一切の債務(受託会社が決定する偶発債務に関する金額を含む。)

サブ・ファンドの費用または債務は、管理会社が決定する期間で償却することができ、未償却の金額は、いつでも、サブ・ファンドの資産とみなされる。

各サブ・ファンドの資産の価値は、以下のとおり決定される。

- () 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- () ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- () 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考える割引を行った上で決定される。
- () 証券取引所に上場されるか、またはその他の組織化された市場で取引される投資対象は、入手可能な最終価格で評価される。ただし、証券取引所に上場されているものの、当該証券取引所の市場外または店頭市場においてプレミアム付またはディスカウントで取得または取引されている投資対象の価値は、当該投資対象の評価日現在のプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮した上で評価される。
- () 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因(同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。)を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- () 決済会社において扱われもしくはこれを通じて取引されるデリバティブ商品、取引所において扱われるデリバティブ商品、または金融機関を通じて取引されるデリバティブ商品

は、当該決済会社、取引所または金融機関により値付けされた直近の公式の決済価格を参照して評価される。

- () 利付有価証券に発生した一切の利息(ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。)
- () 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

各サブ・ファンドの年次監査は、ファンドの独立監査人により行われる。

投資予定者は、サブ・ファンドの保有投資対象の評価には不確実性が伴うため、当該投資対象について与えられた評価額が不正確であったと証明された場合、サブ・ファンドの純資産価額に不利な影響を与えることがあることを認識すべきである。不誠実または明白な誤りの場合を除き、管理会社、管理事務代行会社または投資顧問会社(適用ある場合)の評価に関する決定は、最終的なものであり、すべての受益者を拘束する。

各クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社により、各営業日の営業終了時点(または管理会社が定めることができるその他の時点)において小数第2位未満を四捨五入して計算される。

純資産価格の計算の停止

いずれかのクラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/またはいずれかのクラスの受益証券の発行および/もしくは買戻しは、管理会社が、その単独の裁量により、次に掲げる期間を含め、いかなる理由に基づいても停止することができる。

- () 通常の休日および週末以外に、サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象が値付けされている証券取引所が閉鎖されている期間、または当該証券取引所における取引が制限もしくは停止されている期間
- () 緊急事態またはサブ・ファンドの投資対象の評価もしくは処分が合理的に実行可能ではないか、またはサブ・ファンドの受益者に重大な不利益を生じると管理会社が判断する事態が継続している期間
- () サブ・ファンドの直接的もしくは間接的な投資対象の価格もしくは価値、前記の証券取引所における時価を決定する際に通常用いられている通信媒体が停止している期間、または、その他の何らかの理由によりサブ・ファンドが直接的もしくは間接的に保有している投資対象の価格もしくは価値を迅速かつ正確に確認することが合理的に実行可能でない期間
- () サブ・ファンドのいずれかの投資対象の換価または取得に伴う資金移動が通常の為替レートで実行できないと管理会社が判断する期間
- () サブ・ファンドの投資先ファンドがその買戻しおよび/またはその純資産価額の計算を停止している期間
- () 受託会社または管理会社が、受託会社、管理会社もしくは管理事務代行会社またはこれらの関連会社、子会社もしくは提携会社、またはサブ・ファンドのその他の業務提供者に適用ある法令を遵守するために、停止が必要であると判断する期間

かかる停止期間が1週間を超える見込みである場合、すべての受益者に対して、かかる停止から7日以内に文書で通知が行われ、また、停止が解消された場合も速やかに通知される。かかる停止は、CIMAに対しても通知される。

(2) 【保管】

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により早期に終了していない限り、または、管理会社が受託会社と協議の上管理会社の裁量により、もしくは受託会社および管理会社の同意の上、受益者のサブ・ファンド決議により、その存続期間を延長しない限り、サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスは、2025年9月24日に終了し、米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス以外のクラスは、2021年5月31日に終了する。

(注) サブ・ファンドならびに米ドル建 米ドルクラス、米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 豪ドルヘッジクラスおよび豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラスの存続期間は、管理会社により、2025年9月24日まで延長された。

(4) 【計算期間】

サブ・ファンドの決算期は毎年5月31日である。なお、第1期会計年度は2011年5月31日に終了した。

(5) 【その他】

ファンドの解散

サブ・ファンドは、以下のいずれかの場合、2021年5月31日より前に終了することがある。

- () 受託会社および管理会社が同意の上、サブ・ファンドを終了させる旨のサブ・ファンドの受益者の決議が可決された場合
- () ファンドのケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのCIMAによる認可が取り消されるかまたは不利に変更された場合
- () 管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により、サブ・ファンドを継続することが現実的でなく、望ましくなく、または受益者の利益に反すると判断した場合
- () 受託会社が辞任した後、適切な代替または後継受託会社を確保できない場合

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、補遺信託証書により、目的の如何を問わず、適切または望ましいと自ら思料する方法および範囲で、信託証書の条項を随時改正、変更または追加することができる。ただし、信託証書に規定される場合を除き、かかる改正、変更または追加は、適式に招集および開催された受益者集会の特別決議による承認がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、サブ・ファンドにのみ関連する場合、サブ・ファンド決議がない限り行われ不得。改正、変更または追加が、次のいずれかに該当する場合には、かかる承認は必要とならない。

- (a) ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則および/もしくはケイマン諸島信託法またはケイマン諸島のいずれかの法律に基づき定められたその他の規則の改正によりもたらされた変更を含む、ケイマン諸島の法律の改正を履行するために必要な場合
- (b) かかる法律の改正の直接的な結果として必要な場合
- (c) ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドの名称変更を行うために必要な場合
- (d) 会計年度開始および終了の日を変更するため、または年次収益分配日を変更するために必要な場合
- (e) その他の会計期間の開始および終了の日を変更するため、またはかかる会計期間に関連する分配日を変更するために必要な場合
- (f) 管理会社および受託会社が、受益者および潜在的受益者の利益となるかまたはこれらの者が重大な不利益を被らないと認める変更をするために必要な場合
- (g) 信託証書から不要となった条項を削除するために必要な場合

- (h) 管理会社または受託会社が解任された場合または辞任を希望しもしくは辞任したときにこれらを交代させるために必要な場合
- (i) 明白な誤りを訂正するために必要な場合
- (j) CIMA、ミューチュアル・ファンド法、同法に基づき定められた規則およびノもしくはケイマン諸島信託法、またはファンドが従うその他の法令もしくは規則の要求を反映しまたは遵守するために必要な場合
- (k) 追加のサブ・ファンドを設定するために必要な場合

ファンドの他の法域への移管

ファンドをケイマン諸島以外の法域に移管することが受益者の最善の利益に適うと管理会社または受託会社が判断する場合、管理会社または受託会社は、()当該他の法域において信託の存在が認められ、受益者の権利が強制執行されうること、()管理会社および受託会社が承認した適切かつ実在の信託会社が受託会社として選任されること、および()信託証書の規定に従い、受託会社が受益者集会の特別決議の方法により受益者の承諾を得ていることを条件として、ファンドを移管することができる。管理会社および受託会社は、ファンドが新たな法域の法律上も、ケイマン諸島の法律上におけるのと同様、適法かつ有効となることを確保するために必要または望ましいと考えられる変更または追加を行うことができる。

契約当事者との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ニューヨーク州の法律に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当該変更の実施を目指す当事者の相手方当事者により署名された書面によるのみ、変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が相手方に対し、75日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、米国ニューヨーク州の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより、または規制当局により要求された場合には副管理会社が管理会社に対して即時の通知をすることにより、終了する。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、同法に従い解釈される。

同契約につき、法令により要請され副管理会社により提案された変更については、管理会社に通知することにより変更される。いずれかの当事者により提案された同契約のその他の変更は、他方当事者により書面により受諾された場合にのみ変更される。

投資顧問契約

投資顧問契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による事前通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者の授権された代表者の記名押印または署名された書面により、変更することができる。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法に従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければならない。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使することができない。これら日本の受益者は、日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて受益権を自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

() 分配請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

() 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有する。

() 残余財産分配請求権

サブ・ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

() 議決権

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授権された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき適式に招集され開催されたファンドのすべてのサブ・ファンドの受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

受益者に対して重大な悪影響を及ぼしうる英文目論見書中の方針に関する記述または投資対象の変更の承認ならびにファンドの他の法域への移管を含む一定の事項に関し、受益者は、受益者集会の特別決議の方法により、当該行為を承認または確認することを要する。また、受益者は、受益者集会の特別決議により、受託会社および/または管理会社を解任し、またファンドを終了することができる。

受益証券に関する権利または持分を有する者として受託会社により認識されるのは、受益者名簿を参照して決定される受益者のみである。ただし、受託会社は、いかなる時点においても、受益証券が適格投資家により、または適格投資家のために保有されているか否かをその決定により考慮する権利を有する。受託会社は、受益者名簿に記録された受益者を受益証券の絶対的所有者として認識することができ、(たとえそれについて実際のまたは擬制された通知がなされた場合であっても、また登録名義人(ノミニー)の名称で登録されたもしくは登録される受益証券の受益的所有権に関して受託会社が行うべきまたは行った照会にかかわらず)法律または管轄権を有する裁判所の命令により要求される場合を除き、受益証券に対する衡平法上の、条件付の、将来の、または部分的な権利について、いかなる方法によっても認識する義務を負い、また認識することを強いられることはない。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するサブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- () 管理会社またはサブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- () 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 中野 春芽

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権を下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2020年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.80円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【2020年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2020年5月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資(個別原価:74,503,670米ドル)	69,675,030	7,371,618
現金	5,008,250	529,873
外国為替予約取引に係る未実現評価益	241,584	25,560
未収金:		
投資有価証券売却	251,508	26,610
決済済外国為替予約取引	1,303,719	137,933
資産合計	76,480,091	8,091,594
負債		
保管会社によるもの	61,982	6,558
外国為替予約取引に係る未実現評価損	519	55
デリバティブ担保に係るブローカーによるもの	870,000	92,046
未払金:		
投資有価証券取得	1,300,000	137,540
サブ・ファンド受益証券買戻	33,392	3,533
分配	599,076	63,382
未払投資顧問報酬	117,974	12,482
未払印刷費	93,473	9,889
未払販売報酬	58,180	6,155
未払専門家報酬	37,235	3,939
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	24,027	2,542
未払保管報酬	15,453	1,635
未払代行協会員報酬	5,818	616
未払管理報酬	4,654	492
未払受託報酬	2,567	272
その他の負債	1,637	173
負債合計	3,225,987	341,309
純資産	73,254,104	7,750,284
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	14,184,274	1,500,696
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	1,963,127	207,699
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	43,769	4,631
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	55,686	5,892
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	17,176,651	1,817,290
米ドル建 中国元ヘッジクラス	150,080	15,878
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,520,955	160,917
米ドル建 米ドルクラス	38,159,562	4,037,282
	73,254,104	7,750,284

	米ドル	千円
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	397,615 □	
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	75,264 □	
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	380 □	
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,122 □	
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	752,087 □	
米ドル建 中国元ヘッジクラス	1,286 □	
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	35,910 □	
米ドル建 米ドルクラス	640,914 □	
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	35.67	3,774 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	26.08	2,759 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	115.18	12,186 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	49.63	5,251 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	22.84	2,416 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	116.70	12,347 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	42.35	4,481 円
米ドル建 米ドルクラス	59.54	6,299 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2020年5月31日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	3,381	358
投資収益合計	3,381	358
費用		
販売報酬	431,556	45,659
投資顧問報酬	327,983	34,701
印刷費	97,254	10,289
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	53,755	5,687
専門家報酬	50,416	5,334
代行協会員報酬	43,156	4,566
管理報酬	34,525	3,653
保管報酬	32,421	3,430
登録費	28,804	3,047
受託報酬	10,028	1,061
費用合計	1,109,898	117,427
投資純損失	(1,106,517)	(117,069)
実現および未実現利益(損失)：		
実現純利益(損失)：		
投資先ファンドへの投資の売却	(2,124,346)	(224,756)
投資先ファンドからの分配	5,105,821	540,196
外国通貨取引および外国為替予約取引	(7,352,588)	(777,904)
実現純損失	(4,371,113)	(462,464)
未実現評価益(評価損)の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(2,443,947)	(258,570)
外国通貨取引および外国為替予約取引	(761,304)	(80,546)
未実現評価損の純変動	(3,205,251)	(339,116)
実現および未実現純損失	(7,576,364)	(801,579)
運用による純資産の純減少	(8,682,881)	(918,649)

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2020年5月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加(減少)		
投資純損失	(1,106,517)	(117,069)
実現純損失	(4,371,113)	(462,464)
未実現評価損の純変動	(3,205,251)	(339,116)
運用による純資産の純減少	(8,682,881)	(918,649)
受益者への分配	(7,392,789)	(782,157)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(4,120,563)	(435,956)
純資産の純減少	(20,196,233)	(2,136,761)
純資産		
期首	93,450,337	9,887,046
期末	73,254,104	7,750,284

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2020年5月31日に終了した年度

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス	
	豪ドル建	豪ドルヘッジクラス	豪ドル建	豪ドルヘッジクラス
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	74,457	口	-	口
買戻し	(37,492)	口	(5,853)	口
受益証券口数の純変動	36,965	口	(5,853)	口
金額				
発行	2,901,571	米ドル	306,986	千円
買戻し	(1,390,490)	米ドル	(147,114)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加/(減少)	1,511,081	米ドル	159,872	千円
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	65	口
買戻し	(1)	口	(123)	口
受益証券口数の純変動	(1)	口	(58)	口
金額				
発行	-	米ドル	3,806	米ドル
買戻し	(99)	米ドル	(7,075)	米ドル
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加/(減少)	(99)	米ドル	(3,269)	米ドル
豪ドル建 中国元ヘッジクラス				
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	65	口
買戻し	(1)	口	(123)	口
受益証券口数の純変動	(1)	口	(58)	口
金額				
発行	-	米ドル	3,806	米ドル
買戻し	(99)	米ドル	(7,075)	米ドル
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加/(減少)	(99)	米ドル	(3,269)	米ドル
豪ドル建 インドネシア・ルピア ヘッジクラス				
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	65	口
買戻し	(1)	口	(123)	口
受益証券口数の純変動	(1)	口	(58)	口
金額				
発行	-	米ドル	3,806	米ドル
買戻し	(99)	米ドル	(7,075)	米ドル
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加/(減少)	(99)	米ドル	(3,269)	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2020年5月31日に終了した年度

	米ドル建 ブラジル・リアル ヘッジクラス		米ドル建 中国元ヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	67,340	口	-	口
買戻し	(139,001)	口	-	口
受益証券口数の純変動	(71,661)	口	-	口
金額				
発行	2,197,702	米ドル	232,517	千円
買戻し	(4,141,746)	米ドル	(438,197)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(1,944,044)	米ドル	(205,680)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引				
受益証券口数				
発行	-	口	75,455	口
買戻し	(2,653)	口	(122,897)	口
受益証券口数の純変動	(2,653)	口	47,442	口
金額				
発行	-	米ドル	4,609,403	米ドル
買戻し	(126,493)	米ドル	(7,952,806)	米ドル
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(126,493)	米ドル	(3,343,403)	米ドル
			487,675	千円
			(841,407)	千円
			(353,732)	千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト

2020年5月31日に終了した年度

1口当たり主要データ:

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	40.76	4,312
投資純損失*	(0.48)	(51)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(2.20)	(233)
投資運用による損失合計	(2.68)	(284)
受益者への分配	(2.41)	(255)
期末1口当たり純資産価格	35.67	3,774
トータル・リターン ⁽¹⁾	(6.74)	%
期末純資産	14,184,274	1,500,696,189
平均純資産に対する費用比率	1.26	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.25)	%

	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	38.87	4,112
投資純損失*	(0.45)	(48)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(9.12)	(965)
投資運用による損失合計	(9.57)	(1,013)
受益者への分配	(3.22)	(341)
期末1口当たり純資産価格	26.08	2,759
トータル・リターン ⁽¹⁾	(26.13)	%
期末純資産	1,963,127	207,698,837
平均純資産に対する費用比率	1.30	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.30)	%

	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	121.35	12,839
投資純損失*	(1.53)	(162)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(2.23)	(236)
投資運用による損失合計	(3.76)	(398)
受益者への分配	(2.41)	(255)
期末1口当たり純資産価格	115.18	12,186
トータル・リターン ⁽¹⁾	(3.14)	%
期末純資産	43,769	4,630,760
平均純資産に対する費用比率	1.27	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.27)	%

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響(もしあれば)を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2020年5月31日に終了した年度

	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	54.49	5,765
投資純損失*	(0.68)	(72)
投資による実現および未実現純利益(損失)	0.64	68
投資運用による損失合計	(0.04)	(4)
受益者への分配	(4.82)	(510)
期末1口当たり純資産価格	49.63	5,251
トータル・リターン ⁽¹⁾	(0.19)	%
期末純資産	55,686	5,891,579
平均純資産に対する費用比率	1.27	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.27)	%

	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	34.27	3,626
投資純損失*	(0.40)	(42)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(8.03)	(850)
投資運用による利益(損失)合計	(8.43)	(892)
受益者への分配	(3.00)	(317)
期末1口当たり純資産価格	22.84	2,416
トータル・リターン ⁽¹⁾	(26.13)	%
期末純資産	17,176,651	1,817,289,676
平均純資産に対する費用比率	1.29	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.28)	%

	米ドル建 中国元ヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	122.92	13,005
投資純損失*	(1.55)	(164)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(2.27)	(240)
投資運用による利益(損失)合計	(3.82)	(404)
受益者への分配	(2.40)	(254)
期末1口当たり純資産価格	116.70	12,347
トータル・リターン ⁽¹⁾	(3.15)	%
期末純資産	150,080	15,878,464
平均純資産に対する費用比率	1.28	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.27)	%

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響(もしあれば)を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2020年5月31日に終了した年度

	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	49.54	5,241
投資純損失*	(0.61)	(65)
投資による実現および未実現純利益(損失)	0.62	66
投資運用による利益(損失)合計	0.01	1
受益者への分配	(7.20)	(762)
期末1口当たり純資産価格	42.35	4,481
トータル・リターン ⁽¹⁾	(0.10)	%
期末純資産	1,520,955	160,917,039
平均純資産に対する費用比率	1.29	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.29)	%

	米ドル建 米ドルクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	65.65	6,946
投資純損失*	(0.82)	(87)
投資による実現および未実現純利益(損失)	0.11	12
投資運用による利益(損失)合計	(0.71)	(75)
受益者への分配	(5.40)	(571)
期末1口当たり純資産価格	59.54	6,299
トータル・リターン ⁽¹⁾	(1.19)	%
期末純資産	38,159,562	4,037,281,660
平均純資産に対する費用比率	1.29	%
平均純資産に対する純投資損失比率	(1.29)	%

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響(もしあれば)を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト

- 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2020年5月31日に終了した年度

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(旧: ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ)(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日に運用を開始した。

受託会社はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラス、豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの運営通貨は豪ドル、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの運営通貨は米ドルである。運営通貨に換算した豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの2020年5月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ53.52豪ドル、39.13豪ドル、172.80豪ドル、74.46豪ドルであった。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス(以下「投資先ファンド」という。)への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の会計基準編纂書「トピック946金融サービス 投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2019年6月1日からサブ・ファンドの会計年度末である2020年5月31日の期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日(それぞれ「会計日」という。)に計算される。サブ・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。米ドル建てで計算される米ドル建ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスを除き、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建てで計算され豪ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は通常各「営業日」(ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所(以下「LSE」という。)およびニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日)において計算される。

(B) 公正価値測定

サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。

- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資顧問会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2019年5月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って1株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、U.S.GAAPに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の1株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の1株当たり純資産価格(またはこれに相当するもの)で計上し、それ以上の調整は行わない(実務的簡便法)。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭(以下「OTC」という。)での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ(外国為替予約取引を含む。)の評価は、それが入手可能かつ信頼性のあるものと考えられる場合、観察可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いて行なわれる。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資顧問会社は、観察可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観察不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2019年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

投資対象*	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能 なインプット (レベル3)	純資産価額で 測定した投資	2020年5月31日 現在の公正価値
投資先ファンドへの投資					
コクサイ・トラストのサブ・ファンドの1つであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUS HYFノン・ヘッジ・クラス	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 69,675,030	\$ 69,675,030
投資先ファンドへの投資合計	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 69,675,030	\$ 69,675,030
金融デリバティブ商品**					
資産					
外国為替予約取引	\$ -	\$ 241,584	\$ -	\$ -	\$ 241,584
負債					
外国為替予約取引	\$ -	\$ (519)	\$ -	\$ -	\$ (519)

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益/(評価損)で評価されている。

2020年5月31日に終了した年度に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

2020年5月31日時点において、レベル3に該当する有価証券はなかった。

(C) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は、分配日現在の各クラスに対しその持分割合に応じて割り当てられる。

(D) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(E) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2020年5月31日に終了した年度に宣言され支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配		金額
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	935,493
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス		250,120
豪ドル建 中国元ヘッジクラス		919
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス		5,604
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス		2,402,041
米ドル建 中国元ヘッジクラス		3,086
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス		264,515
米ドル建 米ドルクラス		3,531,011
合計	\$	7,392,789

(F) 現金および外貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(G) 定期預金

サブ・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)を通じて、余剰現金残高を一または複数の適格預金機構の翌日払定期預金に預け入れる。これは、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(H) 外国為替予約取引

外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・

ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。リターンの向上を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。2020年5月31日現在の未決済外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(1) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現評価益(評価損)の純変動として損益計算書に反映される。2020年5月31日に終了した年度中、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャーごとに分類されたサブ・ファンドのデリバティブ商品の公正な評価の要約である。

2020年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク*
----	----------

デリバティブ資産

外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$	241,584
-------------------	----	---------

デリバティブ負債

外国為替予約取引に係る未実現(評価損)	\$	(519)
---------------------	----	-------

* 総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益/(評価損)に記載されている。

2020年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
----	---------

運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益/(損失)

外国為替予約取引に係る実現純(損失)*	\$	(7,351,241)
---------------------	----	-------------

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益/(評価損)の変動

外国為替予約取引に係る未実現(評価損)の純変動**	\$	(759,583)
---------------------------	----	-----------

* 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引の実現利益(損失)として表示される額に含まれている。

** 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引による未実現評価益(評価損)の純変動として表示される額に含まれている。

2020年5月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

サブ・ファンド・レベル*	\$	44,636
--------------	----	--------

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	14,873,316
----------------	----	------------

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	2,792,037
---------------------	----	-----------

豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	45,489
----------------	----	--------

豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	62,335
-----------------------	----	--------

米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	25,264,431
---------------------	----	------------

米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	155,621
----------------	----	---------

米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	1,760,527
-----------------------	----	-----------

* 全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。サブ・ファンド・レベルにおいては、本年度中、4ヶ月間のみ外国為替予約が存在した。

3. 投資先ファンド

以下の情報は、投資先ファンドの2020年5月31日付の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2020年5月31日現在の情報と一致している。

3.1. 投資先ファンドの組織

(本「3. 投資先ファンド」中の)US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。)は、コクサイ・トラストの3つ目のサブ・ファンドであり、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで2010年7月23日付の追補証書(以下「追補証書」という。)によって設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラステーズ(ケイマン)リミテッド(以下「投資先ファンド」という。)が行った信託宣言に従って設立された。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、三菱UFJ国際投信株式会社により設立された日本の複数の投資信託および三菱UFJ国際投信株式会社が投資顧問を務めるケイマン諸島の1つの投資信託(外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション)のために設立された。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づきミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島政府より課税免除証書を取得している。コクサイ・トラストおよびUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券は、いずれも1933年米国証券法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はなく、またコクサイ・トラストは、1940年米国投資会社法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はない。

投資先ファンドは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから投資者に対して、USHYF豪ドル・クラス、USHYFブラジル・リアル・クラス、USHYF中国元クラス、USHYFインドネシア・ルピア・クラス、USHYF日本円クラス、USHYFメキシコ・ペソ・クラス、USHYFノン・ヘッジ・クラス、USHYFリソース・カレンシー・クラス、USHYF新トルコ・リラ・クラスおよびUSHYF米ドル・クラスの10クラスの受益証券が募集されている。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは受益証券の販売による手数料その他の報酬を得ていない。

USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で申込みが行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで申込みが行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、為替予約取引または直物為替先渡取引を用いてクラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という)。投資先ファンドは、運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。米ドルで報告されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスの運営通貨は日本円である。運営通貨に換算した受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりであった。

USHYF豪ドル・クラス	¥	0.6364
USHYFブラジル・リアル・クラス	¥	0.2886

USHYF中国元クラス	¥	0.8144
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	¥	0.5823
USHYF日本円クラス	¥	0.7177
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	¥	0.4476
USHYFリソースズ・カレンシー・クラス	¥	0.4204
USHYF新トルコ・リラ・クラス	¥	0.2488
USHYF米ドル・クラス	¥	1.0294

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「投資顧問会社」という。)である。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨(日本円、豪ドル、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピア、新トルコ・リラ、中国元およびメキシコ・ペソ)に変換することである。USHYFリソースズ・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・レアル、メキシコ・ペソおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソースズ通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは投資会社であるため、「財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の会計基準編纂書トピック946金融サービス 投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

3.2. 投資先ファンドの重要な会計方針の要約

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの財務書類は、2019年6月1日からUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの会計年度末である2020年5月31日の期間に関するものである。以下は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、投資先ファンドの最終的な許可の下、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額(以下、「純資産価額」という。)は、各「営業日」(ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日のうち、ロンドンの銀行もしくはロンドン株式市場(以下「LSE」という。)の休日を除いた日、または投資先ファンドが決定するその他の日(以下、それぞれ「会計日」という。))に計算される。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、米ドル建で計算され、日本円建に換算される。各クラスの受

益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはLSEの休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第4位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートをを用いて機能通貨に換算される。その結果、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」という。)が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドにより誠実に決定された公正価値で評価される。投資先ファンドは、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、投資先ファンドにより設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。投資先ファンドは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価額を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格を決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、投資先ファンドまたはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売

却。)された場合にUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性にに基づいており、投資先ファンドが認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

重要な観察不能なインプットを使用して公正な評価をするため、U.S.GAAPは、期間中の公正価値ヒエラルキーのレベル3への移動およびレベル3からの移動ならびにレベル3資産および負債の購入および発行の開示を要求している。また、U.S.GAAPは、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に分類された資産または負債の公正価値の決定に使用された重要な観察不能なインプットについて、定量的情報を要求している。U.S.GAAPの要件に従って、公正価値ヒエラルキー、重要な観察不能なインプットの詳細は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表に対する注記に含まれている。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、短期金融証券、普通株式および定期預金が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類され

る。これらの有価証券には、適格投資社債、ソブリン債およびデリバティブが含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約および上場オプション契約)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引を含むOTCデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2020年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

投資対象*	同一の投資対象の 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能な インプット (レベル2)	重要な観察不能な インプット (レベル3)	2020年5月31日 現在の公正価値
債務証券				
カナダ	\$ -	\$ 9,725,587	\$ -	\$ 9,725,587
フランス	-	1,491,135	-	1,491,135
アイルランド	-	320,800	-	320,800
ルクセンブルグ	-	7,744,811	-	7,744,811
多国籍	-	4,276,592	-	4,276,592
オランダ	-	2,118,904	-	2,118,904
英国	-	1,632,966	-	1,632,966
アメリカ合衆国	-	164,739,364	-	164,739,364
普通株式				
アメリカ合衆国	2,073,280	1,882,060	6,567,033	10,522,373
株式リンク債				
アメリカ合衆国	-	1,007,154	-	1,007,154
優先株式				
アメリカ合衆国	-	213,092	-	213,092
ワラント				

アメリカ合衆国	-	102,031	-	102,031
短期投資有価証券				
定期預金	-	1,793,486	-	1,793,486
投資対象合計	\$ 2,073,280	\$ 197,047,982	\$ 6,567,033	\$ 205,688,295
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	\$ -	\$ 313,074	\$ -	\$ 313,074
負債				
外国為替予約取引	\$ -	\$ (611,821)	\$ -	\$ (611,821)

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益/(評価損)で評価されている。

以下は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの重要な観察不能なインプット(レベル3)を使用した公正な評価の、2020年5月31日に終了した年度における購入、発行および移動の概要である(該当する場合)。

有価証券に対する投資	購入	レベル3への移動	レベル3からの移動
普通株式	\$ -	\$ -	\$ -
投資有価証券合計	\$ -	\$ -	\$ -

以下の表は、2020年5月31日現在のレベル3投資有価証券の公正価値を決定する際に投資顧問会社を使用する評価手法および観察不能なインプットの要旨を示すものである。

資産の種類	2020年5月31日現在の公正価値	評価手法	観察不能なインプット	範囲	平均	インプットの上昇が評価に与える影響
普通株式	\$ 6,567,033	企業価値(EV)	市場性欠如に対する割引	25%	-	低下
			EV倍率	7.70 - 13.00	10.00	上昇
合計	\$ 6,567,033					

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却/増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。プレミアムの償却およびディスカウントの増価は最終利回りベースで計上される。ローン関連その他の資産担保証券(もしあれば)の返済損益は、損益計算書において金利収入を構成するものとして計上される。

(D) 分配方針

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資(現金または現物による)手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、() 実現純キャピタル・ゲイン(ヘッジ・ポジションを含む。)、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠

出された正(プラス)の総額、ならびに、()各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム(費用)を控除した金額のいずれか大きい金額として計算することが検討されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または投資先ファンドが単独の裁量によって決定するその他の日(以下「基準日」という。)に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前(当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日)か、または投資先ファンドがその単独の裁量によって決定するその他の日(以下「配当日」という。)において当該分配を行う。

各クラスの既存の受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

2020年5月31日に終了した年度に宣言され再投資された分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配		金額
USHYF豪ドル・クラス	\$	1,097,427
USHYFブラジル・リアル・クラス		3,239,937
USHYF中国元クラス		43,538
USHYFインドネシア・ルピア・クラス		215,032
USHYF日本円クラス		554,283
USHYFメキシコ・ペソ・クラス		1,274,296
USHYFノン・ヘッジ・クラス		5,105,806
USHYFリソーシズ・カレンシー・クラス		228,574
USHYF新トルコ・リラ・クラス		12,516,135
USHYF米ドル・クラス		1,858,084
合計	\$	26,133,112

(E) 現金および外貨

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差評価損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当す

る実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2020年5月31日現在において未決済の外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品(各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。)を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現評価益(評価損)の純変動として損益計算書に反映される。当期において、U.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

以下は、リスク・エクスポージャーごとに分類されたU.S.ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品の公正な評価の要約である。

2020年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク*
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 313,074
デリバティブ負債	
外国為替予約取引に係る未実現(評価損)	\$ (611,821)

* 総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益/(評価損)に記載されている。

2020年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク
運用によって認識されたデリバティブに係る実現(損失)	
外国為替予約取引に係る実現純(損失)*	\$ (8,288,104)

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現(評価損)の変動

外国為替予約取引に係る未実現(評価損)の純変動** \$ (4,048,820)

* 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引の実現利益(損失)として表示される額に含まれている。

** 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引による未実現評価益(評価損)の純変動として表示される額に含まれている。

2020年5月31日に終了した年度における未決済外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

USHYF豪ドル・クラス	\$	20,887,368
USHYFブラジル・リアル・クラス	\$	37,289,898
USHYF中国元クラス	\$	514,995
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	\$	1,808,605
USHYF日本円クラス	\$	13,283,220
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	\$	10,723,881
USHYFリゾーシズ・カレンシー・クラス	\$	2,771,789
USHYF新トルコ・リラ・クラス	\$	59,870,393

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、取引相手方との間で随時締結されるOTCデリバティブおよび外国為替取引について規定する、国際スワップ・デリバティブ協会基本契約、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約等の基本相殺契約(以下、「基本契約」という。)の契約当事者である。基本相殺契約には、とりわけ当事者の一般義務、表明、合意、担保要件、不履行事由および早期解除に関する規定が定められることがある。

担保要件は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各取引相手方に対するネット・ポジションに基づき決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関の発行する債券またはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドと該当取引相手方との間で合意されたその他の証券のいずれかの形態とすることができる。特定の取引相手方については、基本相殺契約の規定に基づき、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して差し入れられた担保(もしあれば)はUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって別勘定にて管理されており、そのうち売却または転質が可能なものについては投資有価証券明細表に記載されている。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの設定した担保(もしあれば)については、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産が減少し一定の基準値を一定期間にわたり下回った場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して適用可能な解除事由が生じる。また取引相手方の信用格付が一定の水準を下回った場合も、取引相手方に対して適用可能な解除事由が生じる。いずれの場合も、当該事由が生じた場合、他方当事者は早期解除を選択することができ、かかる解除当事者の合理的な決定に従い、早期解除に伴い発生した損失および費用の支払を含め、未決済のデリバティブおよび外国為替予約取引をすべて清算することができる。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの1つ以上の取引相手方が早期解除を選択する判断をした場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ活動に影響が及ぶ可能性がある。

(I) 受益証券

2020年5月31日現在、発行済受益証券はすべて、三菱UFJ国際投信株式会社によって設立された二名の受益者により保有されている。当該二受益者は、純資産における持分をすべて保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれなければならない。優先権や新受益証券引受権を有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

投資先ファンドは、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券(以下「旧受益証券」という。)を他のクラスの受益証券(以下「新受益証券」という。)に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価額で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。投資先ファンドによって、端数の受益証券が発行されることがある。受益証券はすべて、投資先ファンドの裁量で発行される。

米ドル建で支払われるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき発行金額は日本円建で支払われる。米ドルで決定されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき純資産価額は日本円建で決定される。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は米ドルとする。

投資先ファンドは、既存の受益者の同意を得ることなく、コクサイ・トラストの新規シリーズおよび/またはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

受益証券の申込み

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに投資先ファンドがその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する(以下、それぞれの日を「申込日」という。)。投資先ファンドまたはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。投資先ファンドまたはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。

買戻し

受益者は、LSEまたはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに投資先ファンドがその裁量により決定するその他の日時(以下、それぞれの日を「買戻日」という。)に、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、投資先ファンドの管理事務代行会社に対して、買戻日のNYSEの終了時前または投資先ファンドが適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻し日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

投資先ファンドは、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

譲渡

受益証券の募集は1933年米国証券法(改訂済)に基づいて登録されていないため、各購入者は、受益証券を投資目的で購入しており、譲渡目的または当該受益証券の全部もしくは一部を処分する目的ではないことを、申込契約において表明し保証しなければならない。

受益者は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して事前に書面により通知することなく、また、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの事前の書面による同意を得ることなく、当該受益者の受益証券の全部または一部を、贈与またはその他の方法によって、譲渡または処分してはならない。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、単独かつ完全な裁量によって当該同意を留保することができる(また、通常、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは当該同意を与える意図がない。)。譲渡または処分が受益者の死亡によって提案されたものである場合は、受益者の相続財産について正式に権限が与えられた代表者から通知がなされる。当該通知は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが容認する法的権限による証明によって裏付けがなされていなければならない。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、法律の運用により受益証券を有することとなった人が保有する受益証券を強制的に買戻しする権利を有する。

(J) ハイ・イールド債

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、主にハイ・イールド債に投資する。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業種に影響を与える経済的要因の変化、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(K) ソブリン債

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および/または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および/または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるという当該第三者の約定

が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行が発生した場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(L) 手数料および費用

投資先ファンドは、各種費用(会計および管理事務代行報酬、投資顧問報酬、投資先ファンドの報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬ならびに投資先ファンドの運用に伴うその他の費用を含むがこれに限定されない。)を自ら負担している。当該費用は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて、サブ・ファンドにより間接的に支払われている。

4. 受益証券

2020年5月31日現在、発行済受益証券はすべて、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

当初払込日(当該日を含む。)以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻(ルクセンブルグ時間13時)までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日(当該営業日を含む。)から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「保管会社」という。)により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、(明示的に要求された場合)受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則(随時改訂される。)、テロリズム法(随時改訂される。)および犯罪収益法(随時改訂される。)ならびに管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日(当該日を含む。)以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部につき買戻し請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻価格は、買戻請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻代金の支払は通常、適用される営業日(同日を含む)から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は相当な損失リスクを伴う投機的かつ非流動的な有価証券であり、サブ・ファンドへの投資が全ての投資計画を示すものではなく、サブ・ファンドへの投資に係るリスクを完全に理解し、これを引き受ける能力を有する精通した者のみがかかる投資を行うにふさわしい。サブ・ファンドの債務証券への集中は一定のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの概要におけるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資およびポートフォリオに関わる両方のリスクについての言及である。以下の考察は、サブ・ファンドへの投資に係る全てのリスクを完全に列挙することを意図したものではなく、サブ・ファンドへの投資の前に慎重に検討されるべきものである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資を行なっている1または複数の市場価値が下落するリスクをいい、急激かつ予測不能な市場の下落の可能性も含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣の選択した有価証券が市場平均、関連指標または他のファンドが選択した同様の投資目標および投資戦略を有する有価証券を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス(米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。)

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(以下「NDF」という。)を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション(注)が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

(注)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その期間中の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなる。

(D) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、(かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む)より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(E) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー(銀行および証券会社を含む。)が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。

る。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間で基本相殺契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用リスクにさらされる可能性を減らす努力をしている。基本相殺契約により、サブ・ファンドは、カウンター・パーティーの信用力が一定水準を下回った場合に当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引を終了する権利を与えられる。基本相殺契約は各当事者に対し、相手方当事者が債務不履行に陥りまたは契約が解除された場合に、当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引の精算を行ない、各取引における未払額を一方当事者から他方当事者に対する1つの債務に相殺する権利を与える。一般にサブ・ファンドがOTCデリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクにより被る損失リスクの最大値は、カウンター・パーティーがサブ・ファンドに対し差し出した担保を超える、未実現評価益およびカウンター・パーティーの未払債務の合計額である。サブ・ファンドは、カウンター・パーティーのためにOTCデリバティブにつき、未決済デリバティブ契約における各カウンター・パーティーの未実現評価益の金額以上の担保を最低移転規定に従い提供することを求められる場合があり、当該担保(もしあれば)は、投資有価証券明細表において特定される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有するサブ・ファンドの証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資をする有価証券その他の金融商品は、米ドル建であるかまたは米ドルにより値付けされていなければならない。そのため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られるかかるリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資家へのリターンが減少する一方、弱い場合にはかかる利回りが増加する可能性があることを意味する。

(J) デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク - デリバティブ取引におけるカウンター・パーティー(取引の相手方当事者)が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。

- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またはヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの向上を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(M) その他のリスク

当年度中、新型コロナウイルス(以下「COVID-19」という。)が大流行し、金融市場および世界経済全体に影響を及ぼした。COVID-19の大流行は現在も続いており、金融市場における影響の大きさは極めて不明確で予測が困難である。この影響により、投資の将来的な帳簿価額およびサブ・ファンドの運用結果が悪影響を受ける可能性がある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(受託会社および投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改訂済)におけるセーフ・ハーバーに適格となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティ取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会の会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2020年5月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は税務管轄によって異なり、消滅時効に基づき、2010年(運用開始日)から現在の会計年度までの期間のいずれかである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年(運用開始日)から2020年5月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。最低報酬は年間45,000米ドルとする。2020年5月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2020年5月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は保管会社との間で保管契約を締結しており、当該契約に基づき、保管会社は純資産の0.01%から0.04%の範囲の保管報酬を受領する。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、専門手続に対する取引報酬を各取引につき10米ドルから50米ドルの範囲で受領する。2020年5月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2020年5月31日現在における保管会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2020年5月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2020年5月31日現在における受託会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、管理会社に対し投資に関する助言およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の0.38%を年間報酬として受領する。かかる報酬は、毎日発生し四半期毎に支払われる。2020年5月31日に終了した年度中に投資顧問会社が稼得した報酬および2020年5月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2020年5月31日に終了した年度中に代行協会員が稼得した報酬および2020年5月31日現在における代行協会員への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「日本における販売会社」という。)は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2020年5月31日に終了した年度中に日本における販売会社が稼得した報酬および2020年5月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対し投資運用およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2020年5月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2020年5月31日現在における管理会社への未払報酬残高(もしあれば)は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用、印刷費、登録費ならびに専門家報酬を含むが、これらに限定されない。

9. 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2020年5月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引はない。2020年5月31日に終了した年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの外国為替予約取引の実現純損失は1,801米ドルとなり、これは外国為替予約取引の実現利益または損失の一部として損益計算書に開示されている。

10. 最近発表された会計基準

2017年3月、FASBは、プレミアム付きで保有される一定の購入した償還可能負債性証券の償却期間を最も早い償還可能日に短縮するよう修正する改訂会計基準ASU2017-08「債権 払戻不可の手数料及びその他の費用(サブ・トピック310-20): 購入した償還可能負債性証券のプレミアム部分の償却」(以下「ASU2017-08」という。)を公表した。ASU2017-08は、額面以下で保有される負債性証券については会計上の変更を一切要求しておらず、ディスカウントは引き続き満期日までで償却される。ASU2017-08は、2019年12月15日より後に開始する会計年度、および2020年12月15日より後に開始する会計年度中の中間期間に対し効力を生ずる。

経営陣は、ASU2017-08の適用がサブ・ファンドの財務諸表に重要な影響を与えるとは予想していない。

2018年8月28日、FASBは、改訂会計基準ASU2018-13「公正価値測定(トピック820): 開示フレームワーク - 公正価値測定に関する開示規定の改訂」(以下「ASU2018-13」という。)を公表した。ASU2018-13は、ASC820の開示目標の段落において、企業による適切な裁量権行使を促進するために(1)「企業は、最低限、~開示するものとする」という文言における「最低限」を、および(2)その他同様のオープン・エンドの開示規定を削除するよう修正する。ASU2018-13はまた、ASC820のその他の規定も削除および修正する。ASU2018-13は、すべての企業の、2019年12月15日より後に開始する会計年度およびかかる会計年度中の中間期間に対し効力を生ずる。

現時点において、経営陣はASU2018-13を早期に採用することとし、変更は財務諸表に組み込まれる。

11. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表可能日である2020年9月29日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2020年6月1日から2020年9月29日までの発行金額は、2,437,830米ドルであり、買戻

金額は、1,843,996米ドルであった。同期間の配当金額は、2,426,924米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

【投資有価証券明細表等】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表

2020年5月31日に終了した年度

投資先ファンドへの投資 - 95.1%	受益証券口数	純資産比率(%)	評価額(米ドル)
コクサイ・トラストのサブ・ファンドの1つであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス	8,637,324,976	95.1%	69,675,030
投資先ファンドへの投資合計(個別原価 \$74,503,670)		95.1	69,675,030
負債を上回る現金およびその他の資産		4.9	3,579,074
純資産		100.0%	73,254,104

2020年5月31日現在、サブ・ファンドは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産の32.82%を所有している。サブ・ファンドの投資先ファンドにおける個別銘柄の公正価値の持分割合のうち、サブ・ファンドの純資産の5%を超過しているものはなかった。

2020年5月31日現在、870,000米ドルの現金を以下の外国為替予約取引に対する担保として受領している。

2020年5月31日現在の豪ドル建 豪ドルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.09%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 (米ドル)
AUD シティバンクN.A.	21,103,649	07/02/2020	USD	14,002,681	64,376	-	64,376

2020年5月31日現在の豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.02%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 (米ドル)
BRL シティバンクN.A.	10,436,568	07/02/2020	USD	1,936,345	16,285	-	16,285

2020年5月31日現在の豪ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.00%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 (評価損) (米ドル)
CNY シティバンクN.A.	308,717	07/02/2020	USD	43,268	-	(117)	(117)

2020年5月31日現在の豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.00%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 (米ドル)
IDR シティバンクN.A.	807,926,787	07/02/2020	USD	54,435	632	-	632

2020年5月31日現在の米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.20%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 (米ドル)
BRL シティバンクN.A.	91,400,465	07/02/2020	USD	16,957,636	142,936	-	142,936

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日に終了した年度

2020年5月31日現在の米ドル建 中国元ヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.00%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 (評価損) (米ドル)
CNY シティバンクN.A.	1,058,548	07/02/2020	USD	148,361	-	(402)	(402)

2020年5月31日現在の米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの未決済外国為替予約取引(純資産の0.02%)

買い 取引相手方	契約金額	決済日	売り	契約金額	未実現評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純評価益 (米ドル)
IDR シティバンクN.A.	22,202,101,974	07/02/2020	USD	1,495,903	17,355	-	17,355

デリバティブ商品の価値

下表は、相殺取扱いの可能性を含めたサブ・ファンドのデリバティブ持ち高の要約である。デリバティブ商品の詳細については、財務書類に対する注記の注2 デリバティブ商品および注5 リスク要因のセクションを参照のこと。

取引相手方	デリバティブ 資産の価値 (米ドル)	デリバティブ 負債の価値 (米ドル)	受領担保* (米ドル)	差入担保* (米ドル)	相殺額** (米ドル)
店頭デリバティブ					
外国為替予約取引 シティバンクN.A.	241,584	(519)	(241,065)	-	-
相殺基本契約の適用を受けるデ リバティブの合計額	241,584	(519)	(241,065)	-	-
資産負債明細表ごとの店頭デ リバティブの合計額	241,584	(519)			

* 実際に受領するまたは差し入れる担保(もしあれば)は、上表において開示されている金額を上回る場合がある。

**相殺額は債務不履行時に相手方当事者に対して生じる債権/(債務)を表す。相殺は同じ当事者による同じ法的契約の下で行なわれる取引間において認められる。

通貨略称	
AUD	豪ドル
BRL	ブラジル・レアル
CNY	中国元
IDR	インドネシア・ルピア
USD	米ドル

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

May 31, 2020

(Expressed in United States Dollars)

Assets

Investment in Underlying Sub-Trust (cost \$74,503,670)	\$	69,675,030
Cash		5,008,250
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		241,584
Receivables for:		
Investments sold		251,508
Settled forward foreign currency contracts		1,303,719
Total assets		<u>76,480,091</u>

Liabilities

Due to custodian		61,982
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts		519
Due to broker for derivatives collateral		870,000
Payables for:		
Investments purchased		1,300,000
Sub-Trust units redeemed		33,392
Distributions		599,076
Accrued investment advisor's fees		117,974
Accrued printing fees		93,473
Accrued distributor's fees		58,180
Accrued professional fees		37,235
Accrued administrator's and transfer agent's fees		24,027
Accrued custodian's fees		15,453
Accrued agent company's fees		5,818
Accrued manager's fees		4,654
Accrued trustee's fees		2,567
Other liabilities		1,637
Total liabilities		<u>3,225,987</u>
Net assets	\$	<u>73,254,104</u>

Net assets		
AUD-denominated AUD-hedged Class	\$	14,184,274
AUD-denominated BRL-hedged Class		1,963,127
AUD-denominated CNY-hedged Class		43,769
AUD-denominated IDR-hedged Class		55,686
USD-denominated BRL-hedged Class		17,176,651
USD-denominated CNY-hedged Class		150,080
USD-denominated IDR-hedged Class		1,520,955
USD-denominated USD Class		38,159,562
	\$	<u>73,254,104</u>
Units outstanding		
AUD-denominated AUD-hedged Class		397,615
AUD-denominated BRL-hedged Class		75,264
AUD-denominated CNY-hedged Class		380
AUD-denominated IDR-hedged Class		1,122
USD-denominated BRL-hedged Class		752,087
USD-denominated CNY-hedged Class		1,286
USD-denominated IDR-hedged Class		35,910
USD-denominated USD Class		640,914
Net asset value per unit		
AUD-denominated AUD-hedged Class	\$	35.67
AUD-denominated BRL-hedged Class	\$	26.08
AUD-denominated CNY-hedged Class	\$	115.18
AUD-denominated IDR-hedged Class	\$	49.63
USD-denominated BRL-hedged Class	\$	22.84
USD-denominated CNY-hedged Class	\$	116.70
USD-denominated IDR-hedged Class	\$	42.35
USD-denominated USD Class	\$	59.54

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the Year Ended May 31, 2020

(Expressed in United States Dollars)

Investment Income	
Interest income	\$ 3,381
Total investment income	<u>3,381</u>
Expenses	
Distributor's fees	431,556
Investment advisor's fees	327,983
Printing fees	97,254
Administrator's and transfer agent's fees	53,755
Professional fees	50,416
Agent company's fees	43,156
Manager's fees	34,525
Custodian's fees	32,421
Registration fees	28,804
Trustee's fees	10,028
Total expenses	<u>1,109,898</u>
Net investment loss	<u>(1,106,517)</u>
REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS):	
Net realized gain (loss) on:	
Sales of Underlying Sub-Trust	(2,124,346)
Distributions from the Underlying Sub-Trust	5,105,821
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	(7,352,588)
Net realized loss	<u>(4,371,113)</u>
Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:	
Investment in the Underlying Sub-Trust	(2,443,947)
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	(761,304)
Net change in unrealized depreciation	<u>(3,205,251)</u>
Net realized and unrealized loss	<u>(7,576,364)</u>
Net decrease in net assets from operations	<u>\$ (8,682,881)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
 A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Statement of Changes in Net Assets
 For the Year Ended May 31, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Net increase (decrease) in net assets from operations		
Net investment loss	\$	(1,106,517)
Net realized loss		(4,371,113)
Net change in unrealized depreciation		(3,205,251)
Net decrease in net assets from operations		(8,682,881)
Distributions to unitholder		(7,392,789)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions		(4,120,563)
Net decrease in net assets		(20,196,233)
Net assets		
Beginning of year		93,450,337
End of year	\$	73,254,104

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets (continued)
For the Year Ended May 31, 2020
(Expressed in United States Dollars)

	AUD-denominated AUD-hedged Class	AUD-denominated BRL-hedged Class
Sub-Trust unit transactions		
Units		
Issued	74,457	-
Redeemed	(37,492)	(5,853)
Net change in units	<u>36,965</u>	<u>(5,853)</u>
Amounts		
Issued	\$ 2,901,571	\$ -
Redeemed	(1,390,490)	(214,336)
Net increase/ (decrease) resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ 1,511,081</u>	<u>\$ (214,336)</u>
	AUD-denominated CNY-hedged Class	AUD-denominated IDR-hedged Class
Sub-Trust unit transactions		
Units		
Issued	-	65
Redeemed	(1)	(123)
Net change in units	<u>(1)</u>	<u>(58)</u>
Amounts		
Issued	\$ -	\$ 3,806
Redeemed	(99)	(7,075)
Net increase/ (decrease) resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ (99)</u>	<u>\$ (3,269)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Statement of Changes in Net Assets (continued)
For the Year Ended May 31, 2020
(Expressed in United States Dollars)

	USD-denominated BRL-hedged Class	USD-denominated CNY-hedged Class
Sub-Trust unit transactions		
Units		
Issued	67,340	-
Redeemed	(139,001)	-
Net change in units	<u>(71,661)</u>	<u>-</u>
Amounts		
Issued	\$ 2,197,702	\$ -
Redeemed	(4,141,746)	-
Net decrease resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ (1,944,044)</u>	<u>\$ -</u>
Sub-Trust unit transactions		
Units		
Issued	-	75,455
Redeemed	(2,653)	(122,897)
Net change in units	<u>(2,653)</u>	<u>(47,442)</u>
Amounts		
Issued	\$ -	\$ 4,609,403
Redeemed	(126,493)	(7,952,806)
Net decrease resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ (126,493)</u>	<u>\$ (3,343,403)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
 A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Financial Highlights
 For the Year Ended May 31, 2020
 (Expressed in United States Dollars)

Selected Per Unit Data:

	AUD-denominated AUD-hedged Class	AUD-denominated BRL-hedged Class	AUD-denominated CNY-hedged Class	AUD-denominated IDR-hedged Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 40.76	\$ 38.87	\$ 121.35	\$ 54.49
Net investment loss [±]	(0.48)	(0.45)	(1.53)	(0.68)
Net realized and unrealized gain (loss) on investments	(2.20)	(9.12)	(2.23)	0.64
Total loss from investment operations	(2.68)	(9.57)	(3.76)	(0.04)
Distributions to unitholder	(2.41)	(3.22)	(2.41)	(4.82)
Net asset value per unit, end of year	\$ 35.67	\$ 26.08	\$ 115.18	\$ 49.63
Total return ⁽¹⁾	(6.74%)	(26.13%)	(3.14%)	(0.19%)
Net assets, end of year	\$ 14,184,274	\$ 1,963,127	\$ 43,769	\$ 55,686
Ratio of expenses to average net assets	1.26%	1.30%	1.27%	1.27%
Ratio of net investment loss to average net assets	(1.25%)	(1.30%)	(1.27%)	(1.27%)

± Calculated based on average units outstanding throughout the year.

(1) Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the Year Ended May 31, 2020

(Expressed in United States Dollars)

Selected Per Unit Data:

	USD-denominated BRL-hedged Class	USD-denominated CNY-hedged Class	USD-denominated IDR-hedged Class	USD-denominated USD Class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 34.27	\$ 122.92	\$ 49.54	\$ 65.65
Net investment loss*	(0.40)	(1.55)	(0.61)	(0.82)
Net realized and unrealized gain (loss) on investments	(8.03)	(2.27)	0.62	0.11
Total gain (loss) from investment operations	(8.43)	(3.82)	0.01	(0.71)
Distributions to unitholder	(3.00)	(2.40)	(7.20)	(5.40)
Net asset value per unit, end of year	\$ 22.84	\$ 116.70	\$ 42.35	\$ 59.54
Total return ⁽¹⁾	(26.13%)	(3.15%)	(0.10%)	(1.19%)
Net assets, end of year	\$ 17,176,651	\$ 150,080	\$ 1,520,955	\$ 38,159,562
Ratio of expenses to average net assets	1.29%	1.28%	1.29%	1.29%
Ratio of net investment loss to average net assets	(1.28%)	(1.27%)	(1.29%)	(1.29%)

* Calculated based on average units outstanding throughout the year.

(1) Total return assumes the effect of reinvested distributions, if any.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

1. ORGANIZATION

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (the "Sub-Trust") a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the "Trust"), was established under an open-ended Cayman Islands (the "Cayman Islands") unit trust formed on August 3, 2010. The Trust was established pursuant to a trust deed executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the "Trustee") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (formerly known as Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) (the "Manager"), under the laws of the Cayman Islands on August 3, 2010. The Sub-Trust commenced operations on September 28, 2010.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in the future.

The units of the Sub-Trust were issued in multiple classes. Initially, the Manager offered eight classes of units for subscription: AUD-denominated AUD-hedged Class, AUD-denominated BRL-hedged Class, AUD-denominated CNY-hedged Class, AUD-denominated IDR-hedged Class, USD-denominated BRL-hedged Class, USD-denominated CNY-hedged Class, USD-denominated IDR-hedged Class, and USD-denominated USD Class.

The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the United States Dollar (the "functional currency" or "USD"). The Trustee may designate a class in an operational currency. Subscription for, and redemptions of, units are processed in operational currency of the class, and the net asset value per unit of the class are calculated and quoted in such operational. The operational currency of classes: AUD-denominated AUD-hedged Class, AUD-denominated BRL-hedged Class, AUD-denominated CNY-hedged Class, and AUD-denominated IDR-hedged Class, is the Australian Dollar and for classes USD-denominated BRL-hedged Class, USD-denominated CNY-hedged Class, USD-denominated IDR-hedged Class and the USD-denominated USD Class, is the U.S. Dollar. The net asset value per unit in the operational currency for classes AUD-denominated AUD-hedged Class, AUD-denominated BRL-hedged Class, AUD-denominated CNY-hedged Class, and AUD-denominated IDR-hedged Class at May 31, 2020 were AUD53.52, AUD39.13, AUD172.80, and AUD74.46, respectively.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

1. ORGANIZATION (continued)

The investment objective of the Sub-Trust is to provide high current income and capital appreciation by investing mainly in high yield bonds denominated in U.S. Dollar, through investment in USHYF Non-hedge Class of US High Yield Bond Fund a sub-trust of Kokusai Trust (the “Underlying Sub-Trust”). High yield bonds means corporate bonds rated BB+/Ba1 or lower by rating agencies, or deemed to be of equivalent credit rating status by the Investment Advisor of the Underlying Sub-Trust.

The Sub-Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (“FASB”) Accounting Standards Codification Topic 946 Financial Services – Investment Companies.

The investment advisor of the Sub-Trust is Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Advisor”).

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Sub-Trust's financial statements reflect the period from June 1, 2019 to May 31, 2020, which is the Sub-Trust's fiscal year end. The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“U.S. GAAP”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The Sub-Trust's net asset value will be calculated each business day and at such other times as the Trustee may determine (each an "Accounting Date"). The Sub-Trust's net asset value ("Net Asset Value") is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for classes AUD-denominated AUD-hedged Class, AUD-denominated BRL-hedged Class, AUD-denominated CNY-hedged Class, and AUD-denominated IDR-hedged Class will be calculated in U.S. Dollars and translated into Australian Dollar, except for classes USD-denominated BRL-hedged Class, USD-denominated CNY-hedged Class, USD-denominated IDR-hedged Class and USD-denominated USD Class are the U.S. Dollars. The Net Asset Value per unit for each class is normally calculated on each "Business Day" (any day on which federal, state or local banks are open for business) in New York, London, and Tokyo and the London Stock Exchange ("LSE") and the New York Stock Exchange ("NYSE") are open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine.

(B) Fair Value Measurements. In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 - Fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - Fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - Fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the perceived risk of that instrument.

At May 31, 2020, investment in the Underlying Sub-Trust and derivatives were valued based on Level 2 inputs. The Sub-Trust uses the "market approach" valuation technique to value its investments in the Underlying Sub-Trust and derivatives. The Sub-Trust follows the authoritative guidance under U.S. GAAP for estimating the fair value of investments in the Underlying Sub-Trust that has calculated Net Asset Value per share in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies. Accordingly, if the Sub-Trust determines that the Net Asset Value per share of an investment is indicative of fair value, the Sub-Trust records the fair value of an investment in an investment company using the Net Asset Value per share of the investment (or its equivalent) without further adjustment (the "practical expedient"). The guidance permits the Sub-Trust to use the practical expedient only if the Net Asset Value per share of the investment is determined in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies as of the reporting entity's measurement date. Investments in the Underlying Sub-Trust are valued at fair value based on the closing Net Asset Value each Business Day.

Derivative Instruments. Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts, exchange traded option contracts and forward foreign currency contracts are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts, are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as forward foreign currency contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Investment Advisor updates the Level 1 and Level 2 inputs to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of May 31, 2020*:

Investments*	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Investments Measured at Net Asset Value	Fair Value at 05/31/20
Investment in Underlying Sub-Trust					
US High Yield Bond Fund (A Series Trust of Kokusai Trust) USHYF Non- hedge Class	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 69,675,030	\$ 69,675,030
Total Investments in Underlying Sub- Trust	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 69,675,030	\$ 69,675,030

Financial Derivative Instruments**

Assets

Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	\$ 241,584	\$ -	\$ -	\$ 241,584
------------------------------------	------	------------	------	------	------------

Liabilities

Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	\$ (519)	\$ -	\$ -	\$ (519)
------------------------------------	------	----------	------	------	----------

* For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

** Financial derivative instruments such as forward foreign currency contracts are valued at the unrealized appreciation/(depreciation) on the instruments.

During the year ended May 31, 2020, there were no transfers between Level 1, Level 2 and Level 3. The Sub-Trust accounts for investments it transfers in and out of each level at the end of the year.

There were no securities valued as Level 3 as of May 31, 2020.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(C) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Underlying Sub-Trust are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Sub-Trust investments funds are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Sub-Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest Income is allocated among the classes based on their proportional shares at the distributions day.

(D) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to investment advisor, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(E) Distribution Policy. The Manager may, in its discretion, declare distributions in respect of any class on the 24th day of every month (or if that is not a Business Day, then on the next following Business Day) out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. Distributions will be made to unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended May 31, 2020 are as follows:

Distributions to unitholder		Amount
AUD-denominated AUD-hedged Class	\$	935,493
AUD-denominated BRL-hedged Class		250,120
AUD-denominated CNY-hedged Class		919
AUD-denominated IDR-hedged Class		5,604
USD-denominated BRL-hedged Class		2,402,041
USD-denominated CNY-hedged Class		3,086
USD-denominated IDR-hedged Class		264,515
USD-denominated USD Class		3,531,011
Total	\$	7,392,789

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(F) Cash and Foreign Currency. The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the United States Dollar. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's functional currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency appreciation or depreciation. Realized gain or loss and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(G) Time Deposits. The Sub-Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Advisor. These are classified as short-term investments in the Sub-Trust's Schedule of Investments.

(H) Forward Foreign Currency Contracts. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized appreciation or depreciation. Realized gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for a Japanese Yen investor.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments.

The Sub-Trust may use forward foreign currency contracts for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Sub-Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Sub-Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gain or cause loss if the market moves in a manner different from that anticipated by the Sub-Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Sub-Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Sub-Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Sub-Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. Use of derivatives to seek to enhance returns may be considered speculative. Forward foreign currency contracts outstanding at May 31, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

(I) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Sub-Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gain (loss) or net change in unrealized appreciation (depreciation) within the Statement of Operations. During the year ended May 31, 2020, the Sub-Trust's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

The following is a summary of the fair valuations of the Sub-Trust's derivative instruments categorized by risk exposure:

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
 A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements
 May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair Value of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of May 31, 2020

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*
Asset derivatives	
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 241,584
Liability derivatives	
Unrealized (depreciation) on forward foreign currency contracts	\$ (519)

* Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/(depreciation) on open forward foreign currency contracts.

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended May 31, 2020

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk
Realized gain/(loss) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized (loss) on forward foreign currency contracts*	\$ (7,351,241)
Change in unrealized appreciation/(depreciation) on derivatives recognized as a result from operations	
Net change in unrealized (depreciation) on forward foreign currency contracts**	\$ (759,583)

* Included in the amount shown on the Statement of Operations as Realized gain (loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts.

** Included in the amount shown on the Statement of Operations as Net change in unrealized appreciation (depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

During the year ended May 31, 2020, the average monthly notional amounts of open forward foreign currency contracts were:

Sub-Trust Level*	\$	44,636
AUD-Denominated AUD-hedged Class	\$	14,873,316
AUD-Denominated BRL-hedged Class	\$	2,792,037
AUD-Denominated CNY-hedged Class	\$	45,489
AUD-Denominated IDR-hedged Class	\$	62,335
USD-Denominated BRL-hedged Class	\$	25,264,431
USD-Denominated CNY-hedged Class	\$	155,621
USD-Denominated IDR-hedged Class	\$	1,760,527

* Forward foreign currency contracts held for all classes. Sub-Trust Level only held forwards for four months during the year.

3. UNDERLYING SUB-TRUST

The following information has been taken from the May 31, 2020 audited financial statements of the Underlying Sub-Trust and is consistent with the information of the Underlying Sub-Trust as of May 31, 2020.

3.1. ORGANIZATION OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

US High Yield Bond Fund (in this “3. UNDERLYING SUB-TRUST”, the “Fund”) is the third series trust of Kokusai Trust, established by supplemental deed dated July 23, 2010 (the “Supplemental Deed”) under an open-ended Cayman Islands unit trust formed on September 2, 2009. Kokusai Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the “Underlying Sub-Trust”), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands.

The Fund has been established for Japanese Investment Trusts that have been established by Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. and one Cayman Islands Trust (GAIKADATE US High Yield Bond Open Currency Selection), for which Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. provides investment advisory.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The Fund is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands (" Mutual Funds Law ") and has obtained a tax exemption certificate from the Cayman Islands Government. Neither the units of the Trust nor the Fund has been or will be registered under the United States Securities Act of 1933 and the Trust has not been and will not be registered under the United States Investment Company Act of 1940.

The Underlying Sub-Trust is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

Currently, there are ten classes of units being offered by the Fund to investors: USHYF AUD Class, USHYF BRL Class, USHYF CNY Class, USHYF IDR Class, USHYF JPY Class, USHYF MXN Class, USHYF Non-hedge Class, USHYF Resources Currency Class, USHYF TRY Class and USHYF USD Class. The Fund does not receive commissions or other compensation from the sale of units.

Each class, except the USHYF Non-hedge Class will be subscribed to in Japanese Yen. The USHYF Non-hedge Class will be subscribed to in U.S. Dollars. Each class, except the USHYF Non-hedge Class will hedge against the U.S. Dollar for the noted currency of its class by using currency forward or non-deliverable forward contracts.

The functional and reporting currency of the Fund is the United States Dollar (the " functional currency " or " USD "). The Underlying Sub-Trust may designate a class in an operational currency. Subscription for, and redemptions of, units are processed in operational currency of the class, and the net asset value per unit of the class are calculated and quoted in such operational. The operational currency of all classes is the Japanese Yen except the USHYF Non-hedge Class was reported in U.S. Dollar. The net asset values per unit in the operational currency were:

USHYF AUD Class	/	0.6364
USHYF BRL Class	/	0.2886
USHYF CNY Class	/	0.8144
USHYF IDR Class	/	0.5823
USHYF JPY Class	/	0.7177
USHYF MXN Class	/	0.4476
USHYF Resources Currency Class	/	0.4204
USHYF TRY Class	/	0.2488
USHYF USD Class	/	1.0294

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The investment advisor of the Fund is J.P. Morgan Investment Management Inc. (the “ Investment Advisor ”).

The investment objective of the Fund is to seek to provide current high income and capital appreciation by investing mainly in high yield bonds denominated in U.S. Dollar, while U.S. Dollar foreign exchange exposure is being converted to selected currencies (JPY, AUD, BRL, IDR, TRY, CNY and MXN) as represented by its class. The USHYF Resources Currency Class will be hedged against the U.S. Dollar using a resources currency basket which generally includes long foreign exchange forward positions in AUD, BRL, MXN, and ZAR hedged against the U.S. Dollar.

The Fund is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (“ FASB ”) Accounting Standards Codification Topic 946 Financial Services - Investment Companies.

3.2. SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

The Fund's financial statements reflect the period from June 1, 2019 to May 31, 2020, which is the Fund's fiscal year end. The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Fund in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (“ U.S. GAAP ”). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator"), subject to the ultimate authority of the Underlying Sub-Trust, will conduct all asset valuations for the Fund. The Fund's Net Asset Value ("Net Asset Value") is calculated each "Business Day" (any day on which the New York Stock Exchange and banks in New York City and Japan are open for business), except when the banks in London or the London Stock Exchange ("LSE") are closed, and at such other times as the Underlying Sub-Trust may determine (each an "Accounting Date"). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Fund, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for each class will be calculated in U.S. Dollars and translated into Japanese Yen, except for the USHYF Non-hedged Class which calculates Net Asset Value in U.S. Dollars. The Net Asset Value per unit for each class is normally calculated on each Business Day, except when the banks in London or the LSE are closed and the Net Asset Value figure per unit is then adjusted up to 4 (four) decimal places.

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sales prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or independent pricing services. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange-traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value. Exchange-traded options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Investments initially valued in currencies other than the functional currency are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the Net Asset Value of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the New York Stock Exchange (NYSE) is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Underlying Sub-Trust. The Underlying Sub-Trust has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Underlying Sub-Trust, with reference to other securities or indices.

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/ask information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, that materially affect the values of the Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Underlying Sub-Trust is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

When the Fund uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Advisor or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Fund's policy is intended to result in a calculation of the Fund's Net Asset Value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Fund cannot ensure that fair values determined by the Underlying Sub-Trust or persons acting at their direction would accurately reflect the price that the Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by the Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Fund discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 - Fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - Fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - Fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Underlying Sub-Trust's perceived risk of that instrument.

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments of the Fund.

Investments Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include money market securities, common stock and time deposits. The quoted price for such instruments, even in situations where the Fund holds a large position a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include investment-grade corporate bonds, sovereign obligations and derivatives. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Derivative Instruments Derivative Instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter (" OTC "). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange-traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as generic forwards, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of May 31, 2020*:

Investments*	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 05/31/20
Debt Securities				
Canada	\$ -	\$ 9,725,587	\$ -	\$ 9,725,587
France	-	1,491,135	-	1,491,135
Ireland	-	320,800	-	320,800
Luxembourg	-	7,744,811	-	7,744,811
Multinational	-	4,276,592	-	4,276,592
Netherlands	-	2,118,904	-	2,118,904
United Kingdom	-	1,632,966	-	1,632,966
United States	-	164,739,364	-	164,739,364
Common Stocks				
United States	2,073,280	1,882,060	6,567,033	10,522,373
Equity-Linked Notes				
United States	-	1,007,154	-	1,007,154
Preferred Stock				
United States	-	213,092	-	213,092
Warrants				
United States	-	102,031	-	102,031
Short-Term Investments				
Time Deposits	-	1,793,486	-	1,793,486
Total Investments	\$ 2,073,280	\$ 197,047,982	\$ 6,567,033	\$ 205,688,295

Financial Derivative Instruments**

Assets

Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	\$ 313,074	\$ -	\$ 313,074
------------------------------------	------	------------	------	------------

Liabilities

Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	(611,821)	\$ -	(611,821)
------------------------------------	------	-----------	------	-----------

*For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

**Financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts, are valued at the unrealized appreciation/(depreciation) on the instruments.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The following is a summary of purchases, issuances, and transfers of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the year ended May 31, 2020, as applicable:

Investment in Securities	Purchases	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3
Common Stocks	\$ -	\$ -	\$ -
Total Investments	\$ -	\$ -	\$ -

The following table summarizes the valuation techniques used and unobservable inputs utilized by the Investment Advisor to determine the fair value of the Fund's Level 3 investments as of May 31, 2020.

Asset Type	Fair Value as of May 31, 2020	Valuation Techniques	Unobservable Inputs	Range	Average	Impact to Valuation from an Increase in Input
Common Stocks	\$ 6,567,033	Enterprise Value (EV)	Discount for Lack of Marketability	25%	-	Decrease
			EV Multiple	7.70 - 13.00	10.00	Increase
Total	\$ 6,567,033					

(C) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Premiums and discounts on securities are amortized/accreted on an effective yield basis. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accruals basis. Coupon income is not recognized on securities for which collection is not expected. Amortization of premiums and accretion of discounts are accounted for on a yield to maturity basis. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statement of Operations.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(D) Distribution Policy. The Fund will declare and arrange for re-investment of distributions (whether in cash or in specie) for each class. It is contemplated that the distributions will be made on a monthly basis and be calculated as the greater of (i) positive aggregated amounts contributed from net realized capital gain (including hedge position), net unrealized capital gains and net income, and the (ii) estimated theoretical income based on the yield of securities portfolio net fund expense and currency hedge premium (cost), which is calculated by total net assets of the respective class times the portfolio yield.

The Fund will declare and re-invest the distribution to each unitholder of a class, on a monthly basis, the greater amount as determined above by the Administrator. The Fund will declare such distributions for the current month on the last Business Day of the previous month or any other days the Underlying Sub-Trust may determine at its sole discretion (the "Record Date"), and will generally make such Distributions before the tenth (10th) calendar day (if not a Business Day or the banks in London or the London Stock Exchange are closed the following Business Day) of the current month or any other days the Underlying Sub-Trust may determine at its sole discretion (the "Dividend Date").

The existing unitholders of each class have elected to re-invest distributions; therefore, units will be issued on the relative dividend date.

Distributions declared and reinvested for the year ended May 31, 2020 are as follows:

Distributions to Unitholders	Amount
USHYF AUD Class	\$ 1,097,427
USHYF BRL Class	3,239,937
USHYF CNY Class	43,538
USHYF IDR Class	215,032
USHYF JPY Class	554,283
USHYF MXN Class	1,274,296
USHYF Non-hedge Class	5,105,806
USHYF Resources Currency Class	228,574
USHYF TRY Class	12,516,135
USHYF USD Class	1,858,084
Total	\$ 26,133,112

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(E) Cash and Foreign Currency. The functional and reporting currency for the Fund is the U.S. Dollar. The fair values of non-USD denominated securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Fund's functional currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency appreciation or depreciation. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(F) Time Deposits. The Fund, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Advisor. These are classified as short-term investments in the Fund's Schedule of Investments.

(G) Forward Foreign Currency Contracts. The Fund may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Fund as an unrealized appreciation or depreciation. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized appreciation or depreciation reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Fund is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for an investor. Gain and loss arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at May 31, 2020 are listed in the Schedule of Investments.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(H) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Fund disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows. The Fund does not designate derivative instruments as hedging instruments under ASC 815.

The Fund may transact in a variety of derivative instruments including, futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gain (loss) or net change in unrealized appreciation (depreciation) within the Statement of Operations. During the year, the Fund's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

The following is a summary of the fair valuations of the Fund's derivative instruments categorized by risk exposure:

Fair Value of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of May 31, 2020

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*
Asset derivatives	
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 313,074
Liability derivatives	
Unrealized (depreciation) on forward foreign currency contracts	\$ (611,821)

* Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/(depreciation) on open forward foreign currency contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended May 31, 2020

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk
Realized (loss) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized (loss) on forward foreign currency contracts*	\$ (8,288,104)
Change in unrealized (depreciation) on derivatives recognized as a result from operations	
Net change in unrealized (depreciation) on forward foreign currency contracts**	\$ (4,048,820)

*Included in the amount shown on the Statement of Operations as Realized gain (loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts.

**Included in the amount shown on the Statement of Operations as Net change in unrealized appreciation (depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts.

During the year ended May 31, 2020, the average monthly notional amounts of open forward foreign currency contracts were:

USHYF AUD Class	\$ 20,887,368
USHYF BRL Class	\$ 37,289,898
USHYF CNY Class	\$ 514,995
USHYF IDR Class	\$ 1,808,605
USHYF JPY Class	\$ 13,283,220
USHYF MXN Class	\$ 10,723,881
USHYF Resources Currency Class	\$ 2,771,789
USHYF TRY Class	\$ 59,870,393

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The Fund is a party to master netting agreements, such as an International Swaps and Derivatives Association Master Agreement, International Foreign Exchange Master Agreement or Foreign Exchange and Options Master Agreement ("Master Agreements"), with certain counterparties that govern OTC derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The master netting agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Fund's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or debt securities issued by the U.S. government or related agencies or other securities as agreed to by the Fund and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the master netting agreements, collateral posted to the Fund, if any, is held in a segregated account by the Fund's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Fund, if any, is segregated by the Fund's custodian and identified in the Schedule of Investments.

Termination events applicable to the Fund may occur upon a decline in the Fund's net assets below a specified threshold over a certain period of time. Termination events applicable to counterparties may occur upon a decline in the counterparty's credit rating below a specified level. In each case, upon occurrence, the other party may elect to terminate early and cause settlement of all derivative and foreign exchange contracts outstanding, including the payment of any losses and costs resulting from such early termination, as reasonably determined by the terminating party. Any decision by one or more of the Fund's counterparties to elect early termination could impact the Fund's future derivative activity.

(I) Units. As of May 31, 2020 all issued units were held by two unitholders, established by Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. The two unitholders held an interest of 100% in the net assets.

Units are issued in classes that participate pro rata based on Net Asset Value in the profits and distributions of the Fund and to the extent applicable, as described below, and in its assets in the event of termination. Units, which are of no par value and which must be fully paid for upon issue, carry no preferential or pre-emptive rights. The Administrator may issue whole or fractional units.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The Underlying Sub-Trust may redeem all or some of the units held by any unitholder to give effect to any exchange or conversion policy disclosed to unitholders pursuant to which units of one class (the "Old Units") may be exchanged for units of another class (the "New Units") by means of the redemption of the Old Units and the immediate re-subscription on behalf of the relevant unitholders of the redemption proceeds in the New Units.

Subsequent units in the Fund will be purchased at the Net Asset Value of such class at the time of purchase. Each Unit in each class has the right to participate in the assets of the Fund properly attributable to that class of units. Fractions of units may be issued by the Underlying Sub-Trust. All units are issued at the Underlying Sub-Trust's discretion.

Subscription amounts will be paid in Japanese Yen for all classes except for the USHYF Non-hedge Class which will be paid in U.S. Dollars. The Net Asset Value will be determined in Japanese Yen for all classes except for the USHYF Non-hedge Class which will be determined in U.S. Dollars. The functional currency of the Fund will be U.S. Dollars.

The Underlying Sub-Trust may establish new series of the Trust and/or classes of the Fund without the consent of current unitholders, which may have a different subscription or functional currency.

Subscription for Units. The Fund will accept subscriptions for units as of each Business Day, except for days where the London Stock Exchange or banks in London are closed, and at any other time in the discretion of the Underlying Sub-Trust (each a "Subscription Date"). The Underlying Sub-Trust, or its delegate, may accept or reject subscriptions in their sole discretion. The Underlying Sub-Trust or its delegate may waive the minimum subscription amount in its sole discretion. Additional units will be issued at Net Asset Value per units of such class at the Subscription Date.

Redemptions. A unitholder may request that the Fund redeem all or part of such unitholder's units as of each Business Day, except when the LSE or banks in London are closed and at any other time in the discretion of the Underlying Sub-Trust (each such date, a "Redemption Date"). Unitholders need to submit a request to redeem units as of a Redemption Date to the Underlying Sub-Trust's Administrator prior to close of the NYSE or a time as deemed appropriate by the Underlying Sub-Trust on the Redemption Date. Any application received after the time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Redemption requests must specify the Redemption Date and either a percentage of the redeeming unitholder's units, a specific number of the unitholder's units or the Japanese Yen amount or U.S. Dollar amount of such units to be redeemed.

No redemption request will be effective if the Fund commences winding-up on or before the relevant Redemption Date. Redemption price shall be equal to Net Asset Value per unit of such class at Redemption Date.

The Underlying Sub-Trust, in its sole discretion, or its delegate, may waive or modify any of the terms governing redemptions made by unitholders.

Transfers. Because the offering of units is not registered under the U.S. Securities Act of 1933, as amended, each purchaser must represent and warrant in the Subscription Agreement that the purchaser is purchasing its units for investment and not with a view to the transfer, or disposition of all or a portion of such units.

A unitholder may not transfer, or otherwise dispose of, by gift or otherwise, all or any portion of such unitholder's units without giving prior written notice to the Fund and receiving the Fund's prior written consent, which the Fund may withhold in its sole and absolute discretion (and which it does not, in general, intend to give). If a proposed transfer or disposition arises by reason of the death of a unitholder, the notice may be given by the duly authorized representative of the estate of the unitholder. The notice must be supported by proof of legal authority acceptable to the Fund. The Fund reserves the right to redeem mandatorily the units held by any person becoming entitled to units by operation of law.

(J) High Yield Debt Obligations. The Fund mainly invests in high yield debt obligations. The Fund's investments may be in U.S. Governments and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Fund may also make investments that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(K) Sovereign Debt Securities. The Fund may invest in sovereign debt securities issued or guaranteed by an emerging nation. Investment in sovereign debt involves a high degree of risk. The government entity that controls the repayment of sovereign debt may not be able or willing to repay the principal and/or interest when due in accordance with the terms of such debt. A government entity's willingness or ability to repay principal and interest due in a timely manner may be affected by, among other factors, its cash flow situation, the extent of its foreign reserves, the availability of sufficient foreign exchange on the date a payment is due, the relative size of the debt service burden to the economy as a whole, the government entity's policy towards the International Monetary Fund and the political constraints to which a government entity may be subject. Government entities may also be dependent on expected disbursements from non-U.S. governments, multilateral agencies and other international organizations to reduce principal and interest arrearages on their debt. The commitment on the part of these governments, agencies and others to make such disbursements may be conditioned on the implementation of economic reforms and/or economic performance and the timely service of such debtor's obligations. Failure to implement such reforms, achieve such levels of economic performance or repay principal or interest when due may result in the cancellation of such third parties' commitments to lend funds to the government entity, which may further impair such debtor's ability or willingness to timely service its debts. Consequently, government entities may default on their sovereign debt. Holders of sovereign debt may be requested to participate in the rescheduling of such debt and to extend further loans to government entities. In the event of a default by a government entity, there may be few or no effective legal remedies for collecting on such debt.

(L) Fees and Expenses. The Underlying Sub-Trust bears its own expenses, including, but not limited to, Accounting and Administration Fees, Investment Advisor Fees, the Underlying Sub-Trust Fees, Custody Fees, Transfer Agent Fees and other expenses associated with the operation of the Underlying Sub-Trust. These fees are indirectly paid by the Sub-Trust through the Net Asset Value of its investment in the Underlying Sub-Trust.

4. UNITS

As of May 31, 2020, all issued units were held by one unitholder, representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this shareholder could have a material impact on the Sub-Trust.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

4. UNITS (continued)

(A) Subscriptions. After and including the initial closing date, Units in the Sub-Trust will be issued on each Business Day at the Net Asset Value per unit of the relevant class on the Business Day on which the relevant subscription order was accepted.

In order to be dealt with on a specific Business Day, a Subscription Application Form must be received by the Administrator before the Specified Time (13:00 Luxembourg time) on that Business Day unless otherwise agreed by the Manager. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

Subscription monies should be received by Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian") on the fourth Business Day from (and including) the applicable Business Day unless otherwise agreed by the Manager.

Certificates shall not be issued in respect of units but confirmation of the issuance of units (if specifically requested), shall be delivered by the Administrator provided that payment of the subscriptions proceeds has been received by the Custodian.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any application to subscribe for units in whole or in part in their respective sole discretion.

The unitholder will be required to comply with such anti-money laundering procedures as are required by the Money Laundering Regulations (as amended from time to time), the Terrorism Law (as amended from time to time) and the Proceeds of Crime Law (as amended from time to time) of the Cayman Islands and also by any anti-money laundering legislation applicable to the Administrator.

(B) Repurchases. After and including the initial closing date, unitholders may repurchase all or any of their units on any Business Day. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Business Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on that Business Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any order to repurchase units in whole or in part in their respective sole discretion. Repurchase requests may not be revoked by the unitholder, unless the Manager otherwise consents.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

4. UNITS (continued)

The repurchase price of a unit will be the Net Asset Value per unit of the applicable class as of the applicable Business Day. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing unitholder. Repurchases must be made in multiples of 1 unit.

Payment of the repurchase proceeds will generally be made on the fourth Business Day from (and including) the applicable Business Day or as soon as practicable thereafter in such cases where the banks in the relevant markets are not open for settlement.

5. RISK FACTORS

The units are speculative and illiquid securities involving substantial risk of loss and are suitable for investment only by sophisticated persons for which an investment in the Sub-Trust does not represent a complete investment program and who fully understand and are capable of assuming the risks of an investment in the Sub-Trust. The Sub-Trust's debt securities concentration may make it unsuitable for certain portfolios. References to the Sub-Trust and the Sub-Trust's investments and portfolio in the following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments and portfolio of the Sub-Trust as well as the Underlying Sub-Trust. The following considerations, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Sub-Trust, should be carefully evaluated before investing in the Sub-Trust.

(A) Market Risk. Market risk is the risk that one or more markets in which the Sub-Trust invests will go down in value, including the possibility that a market will go down sharply and unpredictably. Selection risk is the risk that the securities that the Sub-Trust's management selects will underperform the markets, the relevant indices or the securities selected by other funds with similar investment objectives and investment strategies.

(B) Exchange Rate Risk. As the Net Asset Value per unit is calculated in currency other than JPY, the amount to be realized in JPY may be less than the principal amount denominated in JPY due to fluctuations in foreign exchange rate when investment is made in JPY.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

5. RISK FACTORS (continued)

AUD-denominated AUD-hedged class

Investment trust securities which the Sub-Trust mainly invests are invested in USD-denominated assets, and are hedged against AUD in the AUD-denominated Hedge Class in principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated. Please note that if the AUD interest rate is lower than the USD interest rate, investors will incur the cost of hedging the difference between the AUD interest rate and the USD interest rate.

Classes other than USD-denominated USD class and AUD-denominated AUD-hedged class

Investment trust securities, which the Sub-Trust mainly invests, are invested in USD-denominated assets, and are hedged against the respective currency class in principle. Therefore, if a hedging currency of each class becomes stronger against a reference currency of the Net Asset Value per unit of each currency class, the Net Asset Value per unit may increase, and if a hedging currency of each class becomes weaker against a reference currency of the Net Asset Value per unit of each currency class, the Net Asset Value per unit may decline. Please note that if the interest rate of the class being hedged is lower than the USD interest rate, investors will incur the cost of hedging the difference.

Certain currencies may be hedged through non-deliverable forward transactions (“NDF”) that are similar to foreign exchange contract transactions.

The price in NDF may be significantly different from the theoretical amount anticipated based on the difference in interest rates due to supply and demand, expectations regarding the currency or other factors. Therefore, the movement of the Net Asset Value per unit may significantly deviate from the anticipated price movement based on the actual price movement in the relevant exchange market.

(C) Interest Rate Risk. Generally speaking, if the level of the interest rate increases (or declines) in the country or region where the bonds which are invested substantially are issued, the bond price declines (or increases), which may result in a fluctuating Net Asset Value per unit. The longer the duration*, the greater the fluctuation in the bond price due to interest rate fluctuations. In addition, the price of high yield bonds significantly fluctuates due to changes in the investment environment, such as market conditions, performance of the issuer, and other factors, will cause fluctuations of the Net Asset Value per unit.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

5. RISK FACTORS (continued)

*Duration means the volatility of the bond price against interest rate fluctuations and indicates the average period of time required to collect investments in bonds. The higher the bond price, the longer it takes to collect the investment principal and the greater the fluctuations in the bond price due to fluctuations in the interest rate (sensitivity) during that period.

(D) Credit Risk. Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may also affect the value of the Sub-Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation. Investments in lower rated or unrated fixed-income securities in which the Sub-Trust may invest indirectly, while generally providing greater opportunity for gain and income than investments in higher rated securities, usually entail greater risk (including the possibility of default or bankruptcy of the issuers of such securities).

The bond price may fluctuate significantly as a result of a change in the bond issuer's rating (credibility) or the possibility of such change due to a change in the issuer's ability to repay debts, and the Net Asset Value per unit also may fluctuate significantly. In addition, the Net Asset Value per unit may decline and cause a loss as a result of insolvency, adverse financial conditions or the credit status of the issuer of the securities which are invested substantially. Generally speaking, low rated bonds such as high yield bonds are considered more likely than high-rated bonds to be exposed to default risks (default and late payment). If an event of default occurs, the bond price may significantly decline. Moreover, in such case, flexible transactions may not be allowed as the liquidity significantly declines.

(E) Liquidity Risk. Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Sub-Trust's investments in less liquid securities may reduce the returns of the Sub-Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Sub-Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities, derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Sub-Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

5. RISK FACTORS (continued)

(F) Counterparties and Brokers Risk. The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Sub-Trust or a delegate on behalf of the Sub-Trust trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Sub-Trust. Any such default could result in material losses to the Sub-Trust. In addition, the Sub-Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Sub-Trust attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into a master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Sub-Trust the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to the other. The Sub-Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to OTC derivatives is generally the aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Sub-Trust. The Sub-Trust may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty's unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the Schedule of Investments.

(G) Custody Risk. The Sub-Trust does not control the custodianship of all of its securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Sub-Trust to lose all or a portion of the Sub-Trust's securities held by those custodians.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

5. RISK FACTORS (continued)

(H) Settlement Risk. Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of U.S. investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Sub-Trust to carry out transactions. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of its assets may be uninvested with no return earned thereon for some period. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, it may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Sub-Trust could be liable for any losses incurred.

(I) Currency Risk. Securities and other instruments in which the Sub-Trust invests must be denominated or quoted in United States Dollar. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Sub-Trust's portfolio. This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Sub-Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Sub-Trust may increase those returns.

(J) Derivatives. The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- Credit Risk - the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Sub-Trust.
- Leverage Risk - the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

5. RISK FACTORS (continued)

- Liquidity Risk - the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

The Sub-Trust may use derivatives for economic hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Sub-Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Sub-Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Sub-Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Sub-Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Sub-Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Sub-Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. Because the Sub-Trust may use derivatives to seek to enhance returns, its investments will expose the Sub-Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Sub-Trust used derivatives solely for hedging purposes. Use of derivatives to seek to enhance returns may be considered speculative.

(K) High Yield Debt Obligations. The Sub-Trust mainly invests indirectly in high yield debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in U.S. Governments and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

5. RISK FACTORS (continued)

(L) Sovereign and Corporate Debt Obligations. The Sub-Trust mainly invests indirectly in sovereign issuers and corporate debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in sovereign issuers and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments in sovereign issuers and corporate debt obligations that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

(M) Other Risk. During the year, there was an outbreak of the novel coronavirus ("COVID-19") which impacted the financial markets and the global economy as a whole. The outbreak of COVID-19 is still on-going and the magnitude of impact in the financial markets is highly uncertain and cannot be predicted. The effect of this impact may adversely affect future carrying value of investments and results of operations of the Sub-Trust.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Sub-Trust's organizational documents, certain parties (including the Trustee and the Investment Advisor) are indemnified against certain liabilities that may arise out of performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Sub-Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gain or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unitholders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

7. INCOME TAX (continued)

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes required in the financial statements. There are currently no interest or penalties related to uncertain tax positions.

As of May 31, 2020 the tax years that remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions, other than the U.S., under the statute of limitations range from the year 2010 (commencement of operations) through the current fiscal year. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the year 2010 (commencement of operations) through May 31, 2020.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator" and "Transfer Agent") receives a fee accrued daily and paid monthly based on the Net Asset Value of the Sub-Trust. The Administrator and Transfer Agent is entitled to receive an annual fee of 0.05% on the first \$500,000,000; 0.04% on the next \$500,000,000 and 0.03% on assets over \$1,000,000,000, subject to an annual minimum of \$45,000. The fees earned by the Administrator and Transfer Agent during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Administrator and Transfer Agent as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(B) Custody Fees. The Trustee has a custody agreement with the Custodian for which the Custodian receives safekeeping fees ranging between 0.01% - 0.04% of net assets. The Custodian earns an annual minimum fee of \$5,000. The Custodian also receives transaction charges for specialized processing ranging from \$10 to \$50 per transaction. The fees earned by the Custodian during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Custodian as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(C) Trustee's Fees. The Trustee receives a fee of 0.01% of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of \$10,000 per annum. Fees are accrued daily and paid on a monthly basis. The fees earned by the Trustee during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Trustee as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(D) Investment Advisor's Fees. The Investment Advisor provides the Manager with investment advice and services and receives an annual fee of 0.38% of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Investment Advisor during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Advisor as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

8. FEES AND EXPENSES (continued)

(E) Agent Company's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") ensures compliance with the rules and requirements of the Japan Securities Dealer's Association and receives an annual fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of each class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Agent Company during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Agent Company as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(F) Distributor's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., (the "Distributor") receives a fee of 0.50% per annum of the Net Asset Value of each class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Distributor during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Distributor as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(G) Manager's Fees. The Manager provides the Sub-Trust with investment management and services and receives a fee of 0.04% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Manager during the year ended May 31, 2020 and outstanding fees payable, if any, to the Manager as of May 31, 2020 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(H) Other Expenses. The Sub-Trust may bear other expenses related to its operations that are not covered by the investment advisor, administrative, custody and transfer agent fees including but not limited to governmental fees; brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; costs of borrowing money, including interest expenses; extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; organizational expenses; printing fees; registration fees; and professional fees.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2020

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Sub-Trust is permitted to enter into forward foreign currency contracts with Brown Brothers Harriman & Co., a related party to the Trustee. The Sub-Trust did not have open forward foreign currency contracts outstanding with Brown Brothers Harriman & Co. as of May 31, 2020. During the year ended May 31, 2020, there was net realized loss of \$1,801 on forward foreign currency contracts with Brown Brothers Harriman & Co. which is disclosed as part of the realized gain or loss on forward foreign currency contracts in the Statement of Operations.

10. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In March 2017, the FASB issued an Accounting Standards Update, ASU 2017-08, Receivable - Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20), Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities ("ASU 2017-08") which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium, shortening such period to the earliest call date. ASU 2017-08 does not require any accounting change for debt securities held at a discount; the discount continues to be amortized to maturity. ASU 2017-08 is effective for fiscal years beginning after December 15, 2019, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2020.

Management does not expect the application of ASU 2017-08 will have a significant impact on the Sub-Trust's financial statements.

On August 28, 2018, the FASB issued an Accounting Standards Update, ASU 2018-13, Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework-Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement ("ASU 2018-13"). ASU 2018-13 modifies the disclosure objective paragraphs of ASC 820 to eliminate (1) "at a minimum" from the phrase "an entity shall disclose at a minimum" and (2) other similar "open ended" disclosure requirements to promote the appropriate exercise of discretion by entities. ASU 2018-13 also eliminates and modifies other requirements under ASC 820. ASU 2018-13 is effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019, and interim periods within those annual periods.

At this time, management has elected to early adopt the ASU 2018-13 and the changes are incorporated in the financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2020

11. SUBSEQUENT EVENTS

Management has evaluated all subsequent transactions and events through September 29, 2020, the date on which these financial statements were available to be issued. During the period June 1, 2020 through September 29, 2020, there were subscriptions of \$2,437,830 and redemptions of \$1,843,996. During the same period, there were distributions of \$2,426,924. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments

May 31, 2020

(Expressed in United States Dollars)

	Units	% of Net Assets	Value
INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST - 95.1%			
US High Yield Bond Fund (A Series Trust of Kokusai Trust) USHYF Non-hedge Class	8,637,324,976	95.1%	\$ 69,675,030
TOTAL INVESTMENT IN UNDERLYING SUB-TRUST (Identified cost \$74,503,670)		95.1	\$ 69,675,030
CASH AND OTHER ASSETS IN EXCESS OF LIABILITIES		4.9	3,579,074
NET ASSETS		100.0%	\$ 73,254,104

At May 31, 2020, the Sub-Trust owned 32.82% of the US High Yield Bond Fund's net assets. The Sub-Trust's proportional share of the fair value of individual issuers in the Underlying Sub-Trust does not exceed 5% of the Sub-Trust's net asset.

Cash in the amount of \$870,000 has been received as collateral for the following forward foreign currency contracts as of May 31, 2020.

AUD-denominated AUD-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.09% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation
AUD	Citibank N.A.	21,103,649	07/02/2020	USD	14,002,681	\$ 64,376	\$ -	\$ 64,376

AUD-denominated BRL-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.02% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation
BRL	Citibank N.A.	10,436,568	07/02/2020	USD	1,936,345	\$ 16,285	\$ -	\$ 16,285

AUD-denominated CNY-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.00% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized (Depreciation)
CNY	Citibank N.A.	308,717	07/02/2020	USD	43,268	\$ -	\$ (117)	\$ (117)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments (continued)

May 31, 2020

(Expressed in United States Dollars)

AUD-denominated IDR-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.00% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation
IDR	Citibank N.A.	807,926,787	07/02/2020	USD	54,435	\$ 632	\$ -	\$ 632

USD-denominated BRL-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.20% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation
BRL	Citibank N.A.	91,400,465	07/02/2020	USD	16,957,636	\$ 142,936	\$ -	\$ 142,936

USD-denominated CNY-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.00% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized (Depreciation)
CNY	Citibank N.A.	1,058,548	07/02/2020	USD	148,361	\$ -	\$ (402)	\$ (402)

USD-denominated IDR-hedged Class Forward Foreign Currency Contracts Outstanding at May 31, 2020
(0.02% of Net Assets)

Buy	Counterparty	Contract Amount	Settlement Date	Sell	Contract Amount	Unrealized Appreciation	Unrealized (Depreciation)	Net Unrealized Appreciation
IDR	Citibank N.A.	22,202,101,974	07/02/2020	USD	1,495,903	\$ 17,355	\$ -	\$ 17,355

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A Sub-Trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Schedule of Investments (continued)

May 31, 2020

(Expressed in United States Dollars)

Value of Derivative Instruments

The following table is a summary of the Sub-Trust's derivative positions inclusive of potential netting arrangements. For additional information on derivative instruments, please refer to the Derivative Instruments section in Note 2 and the Risk Factors section in Note 5 of the accompanying Notes to Financial Statements.

	Counterparty	Value of Derivative Assets	Value of Derivative Liabilities	Collateral Received*	Collateral Pledged*	Net**
Over-the-Counter Derivatives						
Forward Foreign Currency Contracts	Citibank N.A.	\$ 241,584	\$ (519)	\$ (241,065)	\$ -	\$ -
Total Derivatives subject to Master Netting Agreements		\$ 241,584	\$ (519)	\$ (241,065)	\$ -	\$ -
Total Over-the-Counter Derivatives per the Schedule of Assets and Liabilities		\$ 241,584	\$ (519)			

* Actual collateral received or pledged, if any, may be more than disclosed in the table above.

** Net represents the receivable/(payable) that would be due from/(to) the counterparty in an event of default. Netting is allowed across transactions traded under the same legal agreement with the same legal entity.

Currency Abbreviations:

AUD - Australian Dollar

BRL - Brazilian Real

CNY - Chinese Yuan

IDR - Indonesian Rupiah

USD - United States Dollar

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(2)【2019年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

資産負債計算書

2019年5月31日現在

	米ドル	千円
資産		
投資先ファンドへの投資(個別原価：90,980,808米ドル)	88,596,115	9,373,469
現金	4,683,371	495,501
外貨(取得原価：557米ドル)	557	59
外国為替予約取引に係る未実現評価益	1,000,648	105,869
未収金：		
投資有価証券売却	213,085	22,544
資産合計	<u>94,493,776</u>	<u>9,997,442</u>
負債		
未払金：		
サブ・ファンド受益証券買戻	156,892	16,599
決済済外国為替予約取引	514,105	54,392
未払投資顧問報酬	149,300	15,796
未払販売報酬	79,579	8,419
未払印刷費	51,839	5,485
未払専門家報酬	34,660	3,667
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	20,673	2,187
未払保管報酬	15,461	1,636
未払代行協会員報酬	7,958	842
未払管理報酬	6,366	674
未払受託報酬	3,372	357
未払登録費	3,234	342
負債合計	<u>1,043,439</u>	<u>110,396</u>
純資産	<u>93,450,337</u>	<u>9,887,046</u>
純資産		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	14,698,692	1,555,122
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	3,152,706	333,556
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	46,234	4,892
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	64,302	6,803
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	28,232,566	2,987,005
米ドル建 中国元ヘッジクラス	158,075	16,724
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,910,269	202,106
米ドル建 米ドルクラス	45,187,493	4,780,837
	<u>93,450,337</u>	<u>9,887,046</u>

	米ドル	千円
発行済受益証券口数		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	360,650	□
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	81,117	□
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	381	□
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,180	□
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	823,748	□
米ドル建 中国元ヘッジクラス	1,286	□
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	38,563	□
米ドル建 米ドルクラス	688,356	□
受益証券1口当たり純資産価格		
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	40.76	4,312 円
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	38.87	4,112 円
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	121.35	12,839 円
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	54.49	5,765 円
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	34.27	3,626 円
米ドル建 中国元ヘッジクラス	122.92	13,005 円
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	49.54	5,241 円
米ドル建 米ドルクラス	65.65	6,946 円

注記は、財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

損益計算書

2019年5月31日に終了した年度

	米ドル	千円
投資収益		
受取利息	1,865	197
投資収益合計	1,865	197
費用		
販売報酬	513,251	54,302
投資顧問報酬	390,071	41,270
印刷費	101,296	10,717
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	67,651	7,157
代行協会員報酬	51,325	5,430
保管報酬	41,804	4,423
専門家報酬	41,481	4,389
管理報酬	41,060	4,344
登録費	27,724	2,933
受託報酬	10,042	1,062
費用合計	1,285,705	136,028
投資純損失	(1,283,840)	(135,830)
実現および未実現利益(損失)：		
実現純利益(損失)：		
投資先ファンドへの投資の売却	(465,503)	(49,250)
投資先ファンドからの実現利益分配	6,377,192	674,707
外国通貨取引および外国為替予約取引	(3,983,149)	(421,417)
実現純利益	1,928,540	204,040
未実現評価益(評価損)の純変動：		
投資先ファンドへの投資	(903,295)	(95,569)
外国通貨取引および外国為替予約取引	1,711,303	181,056
未実現評価益の純変動	808,008	85,487
実現および未実現純利益	2,736,548	289,527
運用による純資産の純増加	1,452,708	153,697

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書

2019年5月31日に終了した年度

	米ドル	千円
運用による純資産の純増加(減少)		
投資純損失	(1,283,840)	(135,830)
実現純利益	1,928,540	204,040
未実現評価益の純変動	808,008	85,487
運用による純資産の純増加	1,452,708	153,697
受益者への分配	(10,749,714)	(1,137,320)
サブ・ファンド受益証券取引による純資産の純減少	(12,896,279)	(1,364,426)
純資産の純減少	(22,193,285)	(2,348,050)
純資産		
期首	115,643,622	12,235,095
期末	93,450,337	9,887,046

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

純資産変動計算書(続き)

2019年5月31日に終了した年度

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス		豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス		豪ドル建 中国元ヘッジクラス		豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引								
受益証券口数								
発行	25,701	口	3,902	口	50	口	-	口
買戻し	(53,392)	口	(10,556)	口	-	口	-	口
受益証券口数の純変動	(27,691)	口	(6,654)	口	50	口	-	口
金額								
発行	1,083,921	米ドル	114,679	千円	155,531	米ドル	16,455	千円
買戻し	(2,318,789)	米ドル	(245,328)	千円	(434,112)	米ドル	(45,929)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純減少	(1,234,868)	米ドル	(130,649)	千円	(278,581)	米ドル	(29,474)	千円
	米ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス		米ドル建 中国元ヘッジクラス		米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス		米ドル建 米ドルクラス	
サブ・ファンドの受益証券取引								
受益証券口数								
発行	74,530	口	1,195	口	-	口	91,050	口
買戻し	(184,854)	口	(1,595)	口	(2,404)	口	(195,023)	口
受益証券口数の純変動	(110,324)	口	(400)	口	(2,404)	口	(103,973)	口
金額								
発行	2,611,418	米ドル	276,288	千円	155,266	米ドル	16,427	千円
買戻し	(6,624,378)	米ドル	(700,859)	千円	(200,627)	米ドル	(21,226)	千円
サブ・ファンドの受益証券取引による純増加/(減少)	(4,012,960)	米ドル	(424,571)	千円	(45,361)	米ドル	(4,799)	千円
					(119,331)	米ドル	(12,625)	千円
					(119,331)	米ドル	(12,625)	千円
							6,121,475	米ドル
							647,652	千円
							(13,332,418)	米ドル
							(1,410,570)	千円
							(7,210,943)	米ドル
							(762,918)	千円

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト

2019年5月31日に終了した年度

1口当たり主要データ:

	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	46.80	4,951
投資純損失*	(0.54)	(57)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(1.94)	(205)
投資運用による利益(損失)合計	(2.48)	(262)
受益者への分配	(3.56)	(377)
期末1口当たり純資産価格	40.76	4,312

トータル・リターン⁽¹⁾ (5.43) %

期末純資産	14,698,692	1,555,121,614
平均純資産に対する費用比率	1.25	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.25)	%

	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	42.97	4,546
投資純損失*	(0.51)	(54)
投資による実現および未実現純利益(損失)	0.83	88
投資運用による利益(損失)合計	0.32	34
受益者への分配	(4.42)	(468)
期末1口当たり純資産価格	38.87	4,112

トータル・リターン⁽¹⁾ 0.97 %

期末純資産	3,152,706	333,556,295
平均純資産に対する費用比率	1.25	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.25)	%

	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	127.69	13,510
投資純損失*	(1.54)	(163)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(2.22)	(235)
投資運用による利益(損失)合計	(3.76)	(398)
受益者への分配	(2.58)	(273)
期末1口当たり純資産価格	121.35	12,839

トータル・リターン⁽¹⁾ (2.92) %

期末純資産	46,234	4,891,557
平均純資産に対する費用比率	1.26	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.26)	%

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

(1) トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2019年5月31日に終了した年度

	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	56.43	5,970
投資純損失*	(0.68)	(72)
投資による実現および未実現純利益(損失)	3.90	413
投資運用による利益(損失)合計	3.22	341
受益者への分配	(5.16)	(546)
期末1口当たり純資産価格	54.49	5,765
トータル・リターン ⁽¹⁾	6.25	%
期末純資産	64,302	6,803,152
平均純資産に対する費用比率	1.26	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.26)	%

	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	38.25	4,047
投資純損失*	(0.45)	(48)
投資による実現および未実現純利益(損失)	0.82	87
投資運用による利益(損失)合計	0.37	39
受益者への分配	(4.35)	(460)
期末1口当たり純資産価格	34.27	3,626
トータル・リターン ⁽¹⁾	1.24	%
期末純資産	28,232,566	2,987,005,483
平均純資産に対する費用比率	1.25	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.25)	%

	米ドル建 中国元ヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	130.29	13,785
投資純損失*	(1.54)	(163)
投資による実現および未実現純利益(損失)	(2.53)	(268)
投資運用による利益(損失)合計	(4.07)	(431)
受益者への分配	(3.30)	(349)
期末1口当たり純資産価格	122.92	13,005
トータル・リターン ⁽¹⁾	(3.09)	%
期末純資産	158,075	16,724,335
平均純資産に対する費用比率	1.25	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.24)	%

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

コクサイ・ケイマン・トラスト - 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション

(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務ハイライト(続き)

2019年5月31日に終了した年度

	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	53.77	5,689
投資純損失*	(0.63)	(67)
投資による実現および未実現純利益(損失)	3.60	381
投資運用による利益(損失)合計	2.97	314
受益者への分配	(7.20)	(762)
期末1口当たり純資産価格	49.54	5,241
トータル・リターン ⁽¹⁾	6.32	%
期末純資産	1,910,269	202,106,460
平均純資産に対する費用比率	1.25	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.25)	%

	米ドル建 米ドルクラス	
	米ドル	日本円
期首1口当たり純資産価格	69.97	7,403
投資純損失*	(0.85)	(90)
投資による実現および未実現純利益(損失)	3.28	347
投資運用による利益(損失)合計	2.43	257
受益者への分配	(6.75)	(714)
期末1口当たり純資産価格	65.65	6,946
トータル・リターン ⁽¹⁾	3.69	%
期末純資産	45,187,493	4,780,836,759
平均純資産に対する費用比率	1.25	%
平均純資産に対する投資損失比率	(1.25)	%

* 当期間の平均発行済受益証券口数に基づいて計算された。

⁽¹⁾ トータル・リターンは分配金再投資の影響を仮定している。

注記は、財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

コクサイ・ケイマン・トラスト
- 外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション
(ケイマン諸島籍 オープン・エンド型投資信託)

財務書類に対する注記

2019年5月31日に終了した年度

1. 組織

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)は、コクサイ・ケイマン・トラスト(以下「ファンド」という。)のサブ・ファンドであり、ケイマン諸島(以下「ケイマン諸島」という。)のオープン・エンド型投資信託として2010年8月3日に設立された。ファンドは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)およびルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(旧:ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ)(以下「管理会社」という。)の間で締結された2010年8月3日付信託証書に従って、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された。サブ・ファンドは、2010年9月28日に運用を開始した。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

受託会社は、管理会社の同意を得て、将来、サブ・ファンドに帰属するクラスを追加的に発行することができる。

サブ・ファンドの受益証券は、複数のクラスが発行されている。当初、管理会社は、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラス、豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの8クラスの受益証券の募集を行った。

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)。受託会社は運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの運営通貨は豪ドル、米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスの運営通貨は米ドルである。運営通貨に換算した豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの2019年5月31日現在の受益証券1口当たり純資産価格はそれぞれ58.75豪ドル、56.03豪ドル、174.93豪ドル、78.55豪ドルであった。

サブ・ファンドの投資目的は、コクサイ・トラストのサブ・ファンドであるUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラス(以下「投資先ファンド」という。)への投資を通じて、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長を提供することである。ハイ・イールド債とは、格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。

サブ・ファンドは投資会社であるため、財務会計基準審議会(FASB)の会計基準編纂書「トピック946金融サービス 投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

サブ・ファンドの投資顧問会社は、三菱UFJ国際投信株式会社(以下「投資顧問会社」という。)である。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドの財務書類は、2018年6月1日からサブ・ファンドの会計年度末である2019年5月31日の期間に関するものである。以下は、サブ・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

サブ・ファンドの純資産価額は、毎営業日および受託会社が決定するその他の日(それぞれ「会計日」という。)に計算される。サブ・ファンドの純資産価額(以下「純資産価額」という。)は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれに限定されないサブ・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。米ドル建で計算される米ドル建ブラジル・レアルヘッジクラス、米ドル建 中国元ヘッジクラス、米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスおよび米ドル建 米ドルクラスを除き、豪ドル建 豪ドルヘッジクラス、豪ドル建 ブラジル・レアルヘッジクラス、豪ドル建 中国元ヘッジクラスおよび豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラスの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は米ドル建で計算され豪ドルに換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は通常各「営業日」(ニューヨーク、ロンドンおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつロンドン証券取引所(以下「LSE」という。)およびニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日)において計算される。

公正価値測定 - サブ・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観測可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、投資顧問会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

2019年5月31日現在、投資先ファンドおよびデリバティブに対する投資は、レベル2インプットに基づき評価された。サブ・ファンドは、投資信託およびデリバティブに対する投資を評価するために「マーケット・アプローチ」による評価技法を使用している。サブ・ファンドは、投資会社のための会計指針に従って1株当たり純資産価格で計算された投資先ファンドに対する投資の公正価値を見積もるにあたり、U.S.GAAPに準拠した正式な解釈指針に従う。その結果、当該投資対象の1株当たり純資産価格が、公正価値を表象しているとサブ・ファンドが判断した場合には、サブ・ファンドは、投資先ファンドに対する投資の公正価値を当該投資対象の1株当たり純資産価格(またはこれに相当するもの。)で計上し、それ以上の調整は行わない(実務的簡便法)。投資会社のための会計指針は、サブ・ファンドが実務的簡便法を行うことについて、報告対象の測定日現在の投資会社のための会計指針に準拠して決定された投資対象の1株当たり純資産価格である場合に限り認めている。投資先ファンドに対する投資は、各営業日の最終純資産価額に基づく公正価値で評価される。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭(以下「OTC」という。)での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約、上場オプション契約および外国為替予約取引)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

OTCデリバティブ(外国為替予約取引を含む。)の評価は、それが入手可能かつ信頼性のあるものと考えられる場合、観測可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いて行なわれる。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。外国為替予約取引のような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、インプットが観測不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用される場合がある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観測不能なインプットも含まれる。各測定日現在、投資顧問会社は、観測可能なインプットを反映するためレベル1およびレベル2のインプットを更新するが、その結果生じる損益は、観測不能なインプットの重要性に起因してレベル3に反映される。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2019年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

投資対象*：	同一の投資対象 の活発な市場に おける未調整の 公表価格 (レベル1)	重要なその他の 観察可能なイン プット (レベル2)	重要な観察不 能なインプッ ト (レベル3)	純資産価額で測 定した投資 米ドル	2019年5月31 日現在の公正 価値 米ドル
投資先ファンドへの投資					
コクサイ・トラストのサブ・ ファンドの1つであるUS・ハ イ・イールド・ボンド・ファン ドのUSHYFノン・ヘッジ・ クラス	-	-	-	88,596,115	88,596,115
投資先ファンドへの投資合計	-	-	-	88,596,115	88,596,115
金融デリバティブ商品**					
資産					
外国為替予約取引	-	1,000,648	-	-	1,000,648

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益 / (評価損) で評価されている。

2019年5月31日に終了した年度に、レベル1、レベル2およびレベル3の間で移動はなかった。サブ・ファンドは、期末時点における投資有価証券の各レベルへの移動および各レベルからの移動を計上する。

2019年5月31日時点において、レベル3に該当する有価証券はなかった。

(B) 投資取引および投資収益

財務報告の目的上、投資先ファンドへの投資の売買は約定日現在で計上される。損益は個別法に基づき報告される。投資先ファンドからの収益または実現利益の分配は、配当落ち日に計上される。投資先ファンドによる元本の払戻しに係る分配は投資原価の減額として計上される。受取利息は、分配日現在の各クラスに対しその持分割合に応じて割り当てられる。

(C) 費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬および会計報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬、監査報酬およびサブ・ファンドの運用に関連するその他の費用を含むが、これらに限定されない自己の費用を負担する。費用項目は発生主義に基づき計上される。

(D) 分配方針

管理会社は、その裁量により、毎月24日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日とする。)に、すべてのクラスについて、純投資収益、純実現および未実現キャピタル・ゲインおよび分配可能な元本から分配を宣言することができる。分配は、受益者に対して、分配の宣言時から起算して5営業日以内に行われる。

2019年5月31日に終了した年度に宣言され支払われた分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額(米ドル)
豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	1,308,475

豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	368,667
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	918
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	6,092
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	3,985,728
米ドル建 中国元ヘッジクラス	5,322
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	289,023
米ドル建 米ドルクラス	4,785,489
合計	10,749,714

(E) 現金および外貨

サブ・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する外国有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、サブ・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

サブ・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高を一または複数の適格預金機構の翌日払定期預金に預け入れる。これは、サブ・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券売買の決済に関連する外国為替予約取引を締結する。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、サブ・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、サブ・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。サブ・ファンドはまた、日本円投資者の為替リスクヘッジの目的で外国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは、その他のタイプの商品よりも、サブ・ファンドが、そのリスク・エクスポージャーをより迅速かつ効果的に増減させることを可能にする。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含むヘッジ目的で外国為替予約取引を利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンド

の予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。リターンの向上を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、サブ・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。

外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現利益(損失)の純変動として損益計算書に反映される。2019年5月31日に終了した年度中、サブ・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2019年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク* (米ドル)
デリバティブ資産	
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$ 1,000,648

* 総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益/(評価損)に記載されている。

2019年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響
A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク (米ドル)
運用によって認識されたデリバティブに係る実現利益/(損失)	
外国為替予約取引に係る実現純損失*	\$ (3,980,157)
外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動**	\$ 1,710,971

* 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引の実現利益(損失)として表示される額に含まれている。

** 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引による未実現評価益(評価損)の純変動として表示される額に含まれている。

2019年5月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

	(米ドル)
サブ・ファンド・レベル*	\$ 208,550

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	\$	16,442,193
豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	3,465,361
豪ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	43,127
豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	64,002
米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	\$	33,664,125
米ドル建 中国元ヘッジクラス	\$	200,339
米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	\$	2,054,816

*全てのクラスにおいて外国為替予約取引が存在した。サブ・ファンド・レベルにおいては、本年度中、2ヶ月間のみ外国為替予約が存在した。

3. 投資先ファンド

本「3. 投資先ファンド」中の以下の情報は、投資先ファンドの2019年5月31日付の監査済み財務書類から抜粋されたもので、投資先ファンドの2019年5月31日現在の情報と一致している。

投資先ファンドの組織

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(以下「US・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」という。)は、コクサイ・トラストの3つ目のサブ・ファンドであり、2009年9月2日に設立されたケイマン諸島のオープン・エンド型投資信託のもとで2010年7月23日付の追補証書(以下「追補証書」という。)によって設立された。コクサイ・トラストは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立された信託会社であるインタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)が行った信託宣言に従って設立された。

インタートラスト・トラスティーズ(ケイマン)リミテッドは、注記1に定義されるサブ・ファンドの受託会社(ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド)と区別するため、本注記3においてのみ投資先ファンドの受託会社という。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、三菱UFJ国際投信株式会社により設立された日本の複数の投資信託および三菱UFJ国際投信株式会社が投資顧問を務めるケイマン諸島の1つの投資信託(外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション)のために設立された。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)に基づきミューチュアル・ファンドとしての規制を受けており、ケイマン諸島政府より課税免除証書を取得している。コクサイ・トラストおよびUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券は、いずれも1933年米国証券法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はなく、またコクサイ・トラストは、1940年米国投資会社法に基づく登録を行っておらず、かつ行う予定はない。

投資先ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改訂済)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。

現在、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドから投資者に対して、USHYF豪ドル・クラス、USHYFブラジル・リアル・クラス、USHYF中国元クラス、USHYFインドネシア・ルピア・クラス、USHYF日本円クラス、USHYFメキシコ・ペソ・クラス、USHYFノン・ヘッジ・クラス、USHYFリソーシズ・カレンシー・クラス、USHYF新トルコ・リラ・クラスおよびUSHYF米ドル・クラスの10クラスの受益証券が募集されている。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは受益証券の販売による手数料その他の報酬を得ていない。

USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、日本円で申込みが行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスは、米ドルで申込みが行われる。USHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、各クラスは、為替予約取引または直物為替先渡取引を用いてクラスの表示通貨を米ドルに対してヘッジする。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は米ドルである(以下「機能通貨」または「米ドル」という。)。投資先ファンドの受託会社は、運営通貨建のクラスを指定することができる。受益証券の募集および買戻しはクラスの運営通貨において行われ、クラスの受益証券1口当たり純資産価格は当該運営通貨により計算され値付けされる。米ドルで報告されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスの運営通貨は日本円である。運営通貨に換算した受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりであった。

	(日本円)	
USHYF豪ドル・クラス	¥	0.7134
USHYFブラジル・リアル・クラス	¥	0.4239
USHYF中国元クラス	¥	0.9062
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	¥	0.6514
USHYF日本円クラス	¥	0.7663
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	¥	0.5544
USHYFリソースズ・カレンシー・クラス	¥	0.5390
USHYF新トルコ・リラ・クラス	¥	0.3168
USHYF米ドル・クラス	¥	1.0967

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資顧問会社は、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「投資顧問会社」という。)である。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資目的は、主として米ドル建のハイ・イールド債に投資することにより、高いインカム収益と元本の成長の提供を追求しつつ、米ドルの外国為替エクスポージャーを該当クラスにより表示される選択された通貨(日本円、豪ドル、ブラジル・リアル、インドネシア・ルピア、新トルコ・リラ、中国元およびメキシコ・ペソ)に変換することである。USHYFリソースズ・カレンシー・クラスは、一般に対米ドルでヘッジされた豪ドル、ブラジル・リアル、メキシコ・ペソおよび南アフリカランド建の外国為替予約ロング・ポジションを含む、リソースズ通貨バスケットを使用して対米ドルでヘッジされる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは投資会社であるため、「財務会計基準審議会(以下「FASB」という。)の会計基準編纂書トピック946金融サービス 投資会社」における投資会社の会計および報告に関する指針に従う。

投資先ファンドの重要な会計方針の要約

以下は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則(以下「U.S.GAAP」という。)に準拠した財務書類を作成するにあたり継続して従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営者に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。

(A) 受益証券の純資産価額の決定

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」という。)は、投資先ファンドの受託会社の最終的な許可の下、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産評価を行う。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、各「営業日」(ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日ならびにニューヨーク市および日本における銀行が営業を行っている日のうち、ロンドンの銀行もしくはロンドン株式市場(以下「LSE」という。)の休日を除いた日、または投資先ファンドの受託会社が決定するその他の日(以下、それぞれ「会計日」という。))に計算される。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価額は、管理事務代行報酬、弁護士報酬、監査報酬ならびにその他の専門家報酬および費用を含むがこれらに限定されない、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのすべての資産および負債を考慮して計算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、純資産価額が米ドル建で算出されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、米ドル建で計算され、日本円建に換算される。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、通常、ロンドンの銀行またはLSEの休日を除く毎営業日に計算され、受益証券1口当たり純資産価格の数値は、小数第4位に調整される。

(B) 有価証券評価

純資産価額の計算の目的上、市場相場が容易に入手可能なポートフォリオ有価証券およびその他の資産は公正価値で表示される。公正価値は通常、当該有価証券の発行市場において直近に報告された売却価格、または売却が報告されていない場合、相場報告システム、定評のあるマーケット・メーカーまたは独立した価格決定サービスにより入手された相場に基づき決定される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。

国内および海外の確定利付証券および非上場デリバティブは、通常、定評のあるマーケット・メーカーまたは価格決定サービスより入手された相場に基づき評価される。独立した価格決定サービスから入手した価格は、マーケット・メーカーにより提供された情報、または類似の特徴を有する投資または有価証券に関連する利回りデータから入手した市場価値の見積りを使用したものである。遅延引渡基準で購入された一定の確定利付証券は、先渡決済日に決済されるまで日次で時価評価される。満期までの期日が60日以下の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で表示される。上場オプション、上場先物および上場先物オプションは、関連取引所により決定される決済価格で評価される。

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資有価証券は、価格決定サービスから入手した為替レートを用いて機能通貨に換算される。その結果、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の純資産価額は、機能通貨に関連する通貨の評価額の変動に影響を受ける。米国外の市場で取引されている、または機能通貨以外の通貨建有価証券の評価額は、ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」という。)が休日で、投資者が受益証券を購入できない、買戻請求できないまたは取引できない日に純資産価額が変動することによって、重大な影響を受けることがある。

市場相場が容易に入手可能でない有価証券およびその他の資産は、投資先ファンドの受託会社により誠実に決定された公正価値で評価される。投資先ファンドの受託会社は、市場相場が容易に入手可能でない状況において有価証券およびその他の資産を評価する方法を採用している。例えば、日次の市場相場が容易に入手可能でない一定の有価証券または投資は、投資先ファンドの受託会社により設定された指針に従って、その他の有価証券または指数を参照して決定される。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与える事象が、該当市場が閉じた後に生じた場合を含め、直近または信頼性のある市場データ(例えば、取引情報、買呼値/売呼値の情報、ブローカー気配)が欠如した状況において、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。さらに、特別な状況に起因して、有価証券が取引されている取引所または市場が全日開かず、その他の市場価格も入手できない場合、市場相場は、容易に入手可能でないとみなされる。投資先ファンドの受託会社は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券または資産の評価額に重大な影響を与え得る事象を監視し、また当該重大な事象を考慮して、該当有価証券または資産の評価額が再評価されるべきか否かを決定する責任を負っている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが純資産価値を決定するために、公正価値を決定する場合、有価証券は、取引されている主たる市場からの相場に基づいて価格決定されるよりもむしろ、投資顧問会社または投資顧問会社の指示に基づき行為する者により、公正価値を正確に反映すると判断されるその他の方法で価格決定されることがある。公正価値の決定には、有価証券の評価額について、主観的な判断が要求されることがある。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの方針は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産価値の計算結果が、価格決定時点の有価証券の評価額を公正に反映していることを意図する一方で、投資先ファンドの受託会社またはその指示に基づき行為する者が決定する公正価値が、価格決定時に有価証券が売却(例えば、強制的にまたは業績悪化による売却。)された場合にUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが入手し得る価格を正確に反映しているかについて、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは保証できない。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドによって使用される価格は、当該有価証券が売却された場合の実現価格と異なることがあり、かかる差異が財務書類に対して重大な差異となり得る。

公正価値測定 - US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、U.S.GAAPに基づく公正価値測定および開示に関する権威ある指針に従って、公正価値測定に使用される評価技法へのインプットを優先順位付けする階層を用いて投資の公正価値を開示している。この階層は、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格に基づく評価を最も高い優先順位(レベル1測定)とし、評価にとって重要な観察不能なインプットに基づく評価を最も低い優先順位(レベル3測定)としている。当該指針が設定する3つのレベルの公正価値の階層は以下のとおりである。

- ・レベル1 - 公正価値測定には、同一の資産または負債の活発な市場における未調整の公表価格が用いられる。
- ・レベル2 - 公正価値測定には、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットで、資産または負債に関して直接的(すなわち、価格)または間接的(すなわち、価格から派生するもの)に観察可能なものが用いられる。
- ・レベル3 - 公正価値測定には、観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット(観察不能なインプット)を含む評価技法が用いられる。

インプットは、多様な評価技法の適用に使用されるものであり、概して、市場参加者が評価の決定に用いる仮定(リスクの仮定を含む。)のことをいう。インプットは、価格情報、具体的かつ広範な信用情報、流動性統計ならびにその他の要素を含むことがある。公正価値ヒエラルキーにおける金融商品のレベルは、公正価値測定において重要なインプットの最低レベルに基づいている。ただし、いかなる場合に「観測可能」であるかの決定は、投資顧問会社による重大な判断が要求される。投資顧問会社は、観察可能データとは、容易に入手可能な、定期的に配布されるまたは更新される、信頼できかつ検証可能な、非占有の、また該当市場に活発に参加する独立した情報源によって提供された市場データであると考えている。ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、商品の価格決定の透明性に基づいており、受託会社が認識する当該商品のリスクと必ずしも一致しない。

重要な観察不能なインプットを使用して公正な評価をするため、U.S.GAAPは、期間中の公正価値ヒエラルキーのレベル3への移動およびレベル3からの移動ならびにレベル3資産および負債の購入および発行の開示を要求している。また、U.S.GAAPは、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル3に分類された資産または負債の公正価値の決定に使用された重要な観察不能なインプットについて、定量的情報を要求している。U.S.GAAPの要件に従って、公正価値ヒエラルキー、重要な観察不能なインプットの詳細は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表に対する注記に含まれている。

投資有価証券

活発な市場における取引相場価格に基づいて評価され、したがってレベル1に分類される投資有価証券には、短期金融証券、普通株式および定期預金が含まれる。当該金融商品は、ファンドが大きなポジションを保有しているために、ファンドがその証券を売却することによって公表価格に相当な影響を与える可能性があるような場合でも、公表価格を使用する。

活発とはみなされない市場で取引されるが、取引相場価格、ディーラー相場または観察可能なインプットによって支持される代替価格情報に基づいて評価される投資有価証券は、レベル2に分類される。これらの有価証券には、適格投資社債、ソブリン債およびデリバティブが含まれる。レベル2投資有価証券には、活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限が課せられたポジションが含まれるため、評価額は、非流動性および/または非譲渡性を反映すべく調整されることがあり、この場合一般に入手可能なマーケット情報に基づいている。

デリバティブ商品

デリバティブ商品は、取引所取引または店頭での相対取引が可能である。上場デリバティブ(例えば、先物契約および上場オプション契約)は通常、それらが活発に取引されているとみなされるか否かに応じて公正価値階層のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引を含むOTCデリバティブは、入手可能かつ信頼性があると考えられる場合、観察可能なインプット(取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領した気配値)を用いて評価される。評価モデルが使用される場合、OTCデリバティブの価値は、金融商品の契約条件および同商品に内在する固有のリスク、ならびに観察可能なインプットの入手可能性および信頼性に左右される。かかるインプットには参照有価証券の市場価格、イールド・カーブ、クレジット・カーブおよび当該インプットの相関性が含まれる。一般的な先渡しのような店頭デリバティブは、市場データによる裏付けが通常可能なインプットを有しているため、レベル2として分類される。

これらのOTCデリバティブのうち、インプットが観察不能なものはレベル3に分類される。これらのOTCデリバティブの評価に、レベル1および/またはレベル2のインプットが利用されることがある一方、これらの評価には公正価値測定にとって重要と考えられる他の観察不能なインプットも含まれる。

以下の表は、資産負債計算書に計上される金融商品を2019年5月31日現在の評価ヒエラルキーに基づき表題およびレベルごとに示すものである。*

投資対象* :	同一の投資対象の 活発な市場における 未調整の公表価格 (レベル1) 米ドル	重要なその他の観察可能な インプット (レベル2) 米ドル	重要な観察不能な インプット (レベル3) 米ドル	2019年5月31日 現在の公正価値 米ドル
---------	--	--	------------------------------------	------------------------------

債務証券				
カナダ	-	13,669,854	-	13,669,854
フランス	-	1,817,556	-	1,817,556
ドイツ	-	953,715	-	953,715
アイルランド	-	317,600	-	317,600
イタリア	-	1,170,172	-	1,170,172
ルクセンブルグ	-	11,733,455	-	11,733,455
多国籍	-	4,791,191	-	4,791,191
オランダ	-	3,036,482	-	3,036,482
英国	-	3,696,213	-	3,696,213
アメリカ合衆国	-	219,378,973	-	219,378,973
普通株式				
アメリカ合衆国	4,270,914	2,165,591	6,053,157	12,489,662
株式リンク債				
アメリカ合衆国	-	810,831	-	810,831
優先株式				
アメリカ合衆国	-	667,763	-	667,763
ワラント				
アメリカ合衆国	-	266,961	-	266,961
短期投資有価証券				
定期預金	-	6,862,280	-	6,862,280
投資対象合計	4,270,914	271,338,637	6,053,157	281,662,708
金融デリバティブ商品**				
資産				
外国為替予約取引	-	4,106,439	-	4,106,439
負債				
外国為替予約取引	-	(356,366)	-	(356,366)

* 有価証券の分類に関する詳細については、投資有価証券明細表を参照のこと。

** 外国為替予約取引のような金融デリバティブ商品は、商品の未実現評価益/(評価損)で評価されている。

以下は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの重要な観察不能なインプット(レベル3)を使用した公正な評価の、2019年5月31日に終了した年度における購入、発行および移動の概要である(該当する場合)。

有価証券に対する投資	購入 米ドル	レベル3への移動 米ドル	レベル3からの移動 米ドル
普通株式	-	-	-
投資有価証券合計	-	-	-

以下の表は、2019年5月31日現在のレベル3投資有価証券の公正価値を決定する際に投資顧問会社が使用する評価手法および観察不能なインプットの要旨を示すものである。

資産の種類	2019年5月 31日現在の 公正価値 米ドル	評価手法	観察不能な インプット	範囲	平均	インプットの上昇が評価 に与える影響
普通株式	6,053,157	企業価値(EV)	市場性欠如に 対する割引 EV倍率	25% 7.00 - 8.90	- 8.00	低下 上昇
合計	6,053,157					

(C) 有価証券取引および投資収益

財務報告の目的上、有価証券取引は約定日現在において計上される。発行日取引基準または遅延引渡基準で売買される有価証券は、取引日から1ヶ月後またはそれより後に決済される場合がある。有価証券の売却による実現損益は個別法に基づき計上される。有価証券のプレミアムおよびディスカウントは、実効利回り基準に基づき償却/増価される。ディスカウントの増価およびプレミアムの償却を調整された受取利息は、発生主義で計上される。回収が期待されない有価証券に係るクーポン収入は、認識されない。プレミアムの償却およびディスカウントの増価は最終利回りベースで計上される。ローン関連その他の資産担保証券(もしあれば)の返済損益は、損益計算書において金利収入を構成するものとして計上される。

(D) 分配方針

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、分配宣言および分配金の再投資(現金または現物による)手続をクラス毎に行う。分配は、月次ベースで行う予定であり、その金額は、() 実現純キャピタル・ゲイン(ヘッジ・ポジションを含む。)、未実現純キャピタル・ゲインおよび純利益から拠出された正(プラス)の総額、ならびに、() 各クラスの純資産総額にポートフォリオの利回りを乗じて計算される、有価証券ポートフォリオの利回りに基づく見積りの理論上の収益からファンド費用および通貨ヘッジ・プレミアム(費用)を控除した金額のいずれか大きい金額として計算することが検討されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、管理事務代行会社によって上記により決定された大きい方の金額を月次ベースで、各クラスの受益者に対して分配を宣言し、また分配金を再投資する。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、前月の最終営業日または受託会社が単独の裁量によって決定するその他の日(以下「基準日」という。)に当月の分配を宣言し、また、通常、当月の10暦日目の日より前(当該日が営業日でない場合またはロンドンの銀行またはロンドン証券取引所が休日の場合には、翌営業日)か、または受託会社がその単独の裁量によって決定するその他の日(以下「配当日」という。)において当該分配を行う。

各クラスの既存の受益者は、分配の再投資を選択したため、該当する配当日に受益証券が発行される。

2019年5月31日に終了した年度に宣言され再投資された分配は、以下のとおりである。

受益者に対する分配	金額 (米ドル)
USHYF豪ドル・クラス	\$ 1,557,920
USHYFブラジル・リアル・クラス	\$ 5,003,424
USHYF中国元クラス	\$ 43,509
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	\$ 237,256
USHYF日本円クラス	\$ 645,713
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	\$ 1,829,074
USHYFノン・ヘッジ・クラス	\$ 6,377,185
USHYFリソース・カレンシー・クラス	\$ 314,788
USHYF新トルコ・リラ・クラス	\$ 19,765,457
USHYF米ドル・クラス	\$ 2,152,497
合計	\$ 37,926,823

(E) 現金および外貨

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨および報告通貨は、米ドルである。保有する米ドル以外の通貨建有価証券、通貨ならびにその他の資産および負債の公正価値は、毎営業日の実勢為替レートに基づいて、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変動による保有通貨ならびにその他の資産および負債の変動は、未実現為替差損益として計上される。投資有価証券の実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、それぞれの取引日および報告日に換算される。投資有価証券およびデリバティブに係る為替レート変動の影響は、損益計算書において、当該証券の市場価格および評価額の変動の影響と区別されないが、純実現および未実現損益に含まれている。

(F) 定期預金

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、投資顧問会社の判断に従い、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）を通じて、余剰現金残高をひとつまたは複数の適格預金機関の翌日払定期預金に預け入れる。これは、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの投資有価証券明細表において、短期投資に分類されている。

(G) 外国為替予約取引

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの有価証券の一部または全部に関する通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画設定された有価証券売買に関連する外国為替予約取引を締結することができる。外国為替予約取引とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、外国為替予約取引の公正価値は変動する。外国為替予約取引は、価格供給機関から入手したレートに基づいて、日次で時価評価され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは評価額の変動を未実現損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、取引相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはリスクにさらされる可能性がある。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、投資者の為替リスクヘッジの目的で外

国為替予約取引を締結することが認められている。クラス固有の外国為替取引から生じる損益はそれら固有のクラスに配分される。2019年5月31日現在において未決済の外国為替予約取引は、投資有価証券明細表に記載されている。

(H) デリバティブ商品

A S C 815 - 10 - 50は、デリバティブ商品およびヘッジ活動に関する開示を要求している。これはすなわち、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに、a) 事業体がデリバティブ商品をどのように、またなぜ使用するのか、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ対象がどのように会計処理されるのか、ならびにc) デリバティブ商品が事業体の財政状態、財務成績およびキャッシュ・フローにどのような影響を及ぼすのかについて、当ファンドが開示することを要求している。U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、デリバティブ商品をA S C 815に基づくヘッジ商品に指定しない。

U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、先物および外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ商品(各商品の主たるリスク・エクスポージャーを金利リスク、信用リスクまたは為替リスクとする。)を主に売買目的で、取引することができる。外国為替予約取引の公正価値は資産負債計算書に含まれ、公正価値の変動は実現利益(損失)または未実現利益(損失)の純変動として損益計算書に反映される。当期において、U S ・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのデリバティブ商品取引は外国為替予約取引のみで構成されていた。

2019年5月31日現在の資産負債計算書におけるデリバティブ商品の公正価値

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替リスク* (米ドル)	
デリバティブ資産		
外国為替予約取引に係る未実現評価益	\$	4,106,439
デリバティブ負債		
外国為替予約取引に係る未実現評価損	\$	(356,366)
* 総額は資産負債計算書の未決済外国為替予約取引に係る未実現評価益 / (評価損) に記載されている。		

2019年5月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

A S C 815に基づくヘッジ商品として計上されていないデリバティブ

位置	外国為替 (米ドル)	
運用によって認識されたデリバティブに係る実現(損失)		
外国為替予約取引に係る実現純損失*	\$	(12,487,558)

運用によって認識されたデリバティブに係る未実現評価益の変動

外国為替予約取引に係る未実現評価益の純変動** \$ 2,277,127

* 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引の実現利益(損失)として表示される額に含まれている。

** 損益計算書において外国通貨取引および外国為替予約取引による未実現評価益(評価損)の純変動として表示される額に含まれている。

2019年5月31日に終了した年度における未決済外国為替予約取引の月間平均名目元本は以下のとおりであった。

(米ドル)

USHYF豪ドル・クラス	\$	25,447,296
USHYFブラジル・リアル・クラス	\$	51,605,063
USHYF中国元クラス	\$	535,541
USHYFインドネシア・ルピア・クラス	\$	1,941,107
USHYF日本円クラス	\$	15,466,462
USHYFメキシコ・ペソ・クラス	\$	14,702,552
USHYFリソースズ・カレンシー・クラス	\$	3,502,702
USHYF新トルコ・リラ・クラス	\$	72,573,673

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、取引相手方との間で随時締結されるOTCデリバティブおよび外国為替取引について規定する、国際スワップ・デリバティブ協会基本契約、国際外国為替標準契約、または外国為替およびオプション標準契約等の基本相殺契約の契約当事者である。基本相殺契約には、とりわけ当事者の一般義務、表明、合意、担保要件、不履行事由および早期解除に関する規定が定められることがある。

担保要件は、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの各取引相手方に対するネット・ポジションに基づき決定される。担保は、現金または米国政府もしくは関連機関の発行する債券またはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドと該当取引相手方との間で合意されたその他の証券のいずれかの形態とすることができる。特定の取引相手方については、基本相殺契約の規定に基づき、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して差し入れられた担保(もしあれば)はUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって別勘定にて管理されており、そのうち売却または転質が可能なものについては投資有価証券明細表に記載されている。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの設定した担保(もしあれば)については、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの保管会社によって分別され、投資有価証券明細表において特定されている。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産が減少し一定の基準値を一定期間にわたり下回った場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して適用可能な解除事由が生じる。また取引相手方の信用格付が一定の水準を下回った場合も、取引相手方に対して適用可能な解除事由が生じる。いずれの場合も、当該事由が生じた場合、他方当事者は早期解除を選択することができ、かかる解除当事者の合理的な決定に従い、早期解除に伴い発生した損失および費用の支払を含め、未決済のデリバティブおよび外国為替予約取引をすべて清算することができる。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの1つ以上の取引相手方が早期解除を選択する判断をした場合、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの将来のデリバティブ活動に影響が及ぶ可能性がある。

(1) 受益証券

2019年5月31日現在、発行済受益証券はすべて、三菱UFJ国際投信株式会社によって設立された2名の受益者により保有されている。当該2受益者は、純資産における持分をすべて保有している。

受益証券は、クラス別に発行され、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの利益および分配において適用可能な範囲で、以下に詳述されるとおり、純資産価額の割合で按分され、また償還時には、資産について純資産価額割合で按分される。受益証券は、無額面であり、発行時に全額が払い込まれな

ればならず、優先権や新受益証券引受権を有しない。管理事務代行会社は、1口でまたは端数口で受益証券を発行することができる。

投資先ファンドの受託会社は、受益者が保有するすべてまたは一部の受益証券を買い戻すことができる。これは、受益者に開示された交換または転換方針を実行するためであり、その方法は、あるクラスの受益証券(以下「旧受益証券」という。)を他のクラスの受益証券(以下「新受益証券」という。)に交換するにあたり、受益者のために旧受益証券を買い戻した直後に当該買戻代金で新受益証券を再申込みすることによって行われる。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドにおける当初募集後の受益証券は、購入時における該当クラスの純資産価額で購入される。各クラスの各受益証券は、該当する受益証券クラスに適切に配分されたファンド資産に参加する権利を有している。投資先ファンドの受託会社によって、端数の受益証券が発行されることがある。受益証券はすべて、投資先ファンドの受託会社の裁量で発行される。

米ドル建てで支払われるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき発行金額は日本円建てで支払われる。米ドルで決定されるUSHYFノン・ヘッジ・クラスを除き、全てのクラスにつき純資産価額は日本円建てで決定される。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの機能通貨は米ドルとする。

投資先ファンドの受託会社は、既存の受益者の同意を得ることなく、コクサイ・トラストの新規シリーズおよび/またはUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの新規クラスを異なる申込通貨または機能通貨で設定することができる。

受益証券の申込み

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ロンドン証券取引所またはロンドンの銀行の休日ならびに投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時を除く毎営業日に、受益証券の申込みを受諾する(以下、それぞれの日を「申込日」という。)。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により、受益証券の申込みを受諾または拒否することができる。投資先ファンドの受託会社またはその委託者は、単独の裁量により最低当初発行金額を放棄することができる。追加受益証券は、申込日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行される。

買戻し

受益者は、LSEまたはロンドンの銀行の休日を除く毎営業日ならびに投資先ファンドの受託会社はその裁量により決定するその他の日時(以下、それぞれの日を「買戻日」という。)に、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドに対して、保有する受益証券のすべてまたは一部について買戻しを請求することができる。受益者は、管理事務代行会社に対して、買戻日のNYSEの終了時前または投資先ファンドの受託会社が適切とみなす時刻までに買戻日現在の受益証券買戻請求を提示しなければならない。当該時刻を過ぎて受領された申込みは、翌営業日に受領したものとみなされる。

買戻請求は、買戻日、および買戻しを行う受益者の受益証券の割合、受益者の受益証券の具体的な口数または買い戻しを行う受益証券の日本円もしくは米ドルでの金額のいずれかを特定しなければならない。

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドが、当該買戻日またはそれより前に清算を開始した場合、いかなる買戻請求も有効とはならない。買戻価格は、買戻日における当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格である。

投資先ファンドの受託会社は、その単独の裁量またはその委任された権限により、受益者による買戻しの条件を放棄または修正することができる。

(J) ハイ・イールド債

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、主にハイ・イールド債に投資する。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業種に影響を与える経済的要因の変化、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(K) ソブリン債

US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、新興国が発行または保証したソブリン債に対して投資することができる。ソブリン債に対する投資は、高度のリスクを伴う。ソブリン債の返済を管理する政府機関は、かかる債務の要項に従って期限が到来した際に、元本および/または利息を返済することができないか、またはその意思がないことがある。期限の到来している元本および利息を適時に返済する政府機関の意思または能力は、特に、キャッシュ・フローの状況、外貨準備の程度、支払期限が到来している日付に十分な外国為替が利用できるかどうか、経済全体に対する債務返済負担の相対的な規模、国際通貨基金に対する政府機関の方針、および政府機関が服することになる政治的な制約といった要因により影響を受けることがある。政府機関はまた、自己の債務の元本および利息の滞納額を削減する、米国以外の政府、多国間機関およびその他の国際組織からの期待される支出に依存していることもある。このような支出を行う当該政府、政府機関およびその他における約定は、経済改革および/または経済活動、ならびにかかる債務者の債務の適時の返済の実施が条件となっていることがある。こうした改革の実施、このような水準の経済活動の達成、または期限が到来した際に、元本および利息の返済ができないことにより、政府機関に資金を貸し付けるといった当該第三者の約定が解除されることになる場合があり、それにより、債務を適時に返済するというかかる債務者の能力または意思がさらに損なわれることがある。結果として、政府機関が自己のソブリン債を履行しない場合がある。ソブリン債の保有者は、かかる債務の繰延べに参加すること、および政府機関に対して追加貸付けを行うことを要請される場合がある。政府機関による不履行が発生した場合、かかる債務の回収のための効果的な法的救済手段は、ほとんどないかまったくないことがある。

(L) 手数料および費用

投資先ファンドは、各種費用(会計および管理事務代行報酬、投資顧問報酬、受託会社の報酬、保管報酬、名義書換事務代行報酬ならびに投資先ファンドの運用に伴うその他の費用を含むがこれに限定されない。)を自ら負担している。当該費用は、投資先ファンドへの投資の純資産価額を通じて、サブ・ファンドにより間接的に支払われている。

4. 受益証券

2019年5月31日現在、発行済受益証券はすべて、サブ・ファンドの純資産に対する持分の100%を表象する、単一の関連受益者名義で保有されており、当該受益証券保有者の投資活動は、サブ・ファンドに重大な影響を与える。

(A) 発行

当初払込日(当該日を含む。)以後、サブ・ファンドの受益証券は、各営業日において、関連する申込注文が受諾された当該営業日の関連するクラス受益証券の1口当たり純資産価格で発行される。

特定の営業日に取り扱われるためには、管理会社が別段の合意をしない限り、取得申込書類が、当該営業日の指定時刻（ルクセンブルグ時間13時）までに管理事務代行会社に受領されなければならない。指定時刻を過ぎた後に受領された取得申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

申込金額は、管理会社が別段の合意をしない限り、適用される営業日（当該営業日を含む。）から4営業日目にブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「保管会社」という。）により受領されなければならない。

受益証券に関して券面は発行されないが、（明示的に要求された場合）受益証券の発行の確認書が、管理事務代行会社により交付される。ただし、申込手取金の支払が保管会社に受領されることを条件とする。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒絶する権利を有する。

受益者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング規則（随時改訂される。）、テロリズム法（随時改訂される。）および犯罪収益法（随時改訂される。）ならびに管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法の要求に従い、マネー・ロンダリング防止手続の遵守を要求される。

(B) 買戻し

当初払込日（当該日を含む。）以後、受益者は、いずれかの営業日に自己の受益証券の全部または一部につき買戻し請求を行うことができる。受益証券の買戻しの申込みが営業日に処理されるためには、当該申込みは、営業日の指定時刻前に管理事務代行会社により受領されなければならない。指定時刻後に受領された申込みは、翌営業日に受領されたものとみなされる。

管理会社、受託会社および管理事務代行会社は、それぞれの単独の裁量により、受益証券の買戻し請求の全部または一部を拒絶する権利を留保する。買戻し請求は、管理会社が別途同意しないかぎり、受益者により取り消すことができない。

受益証券の買戻し価格は、買戻し請求が受諾された営業日現在の当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格とする。管理事務代行会社は、該当する場合、買戻しを行う受益者に送金された買戻し代金から第三者手数料または源泉徴収税を控除することができる。買戻しは1口単位で行われなければならない。

買戻し代金の支払は通常、適用される営業日（同日を含む）から4営業日目に行われるかまたは関係する市場において銀行が決済を行っていない場合においては該当する営業日後可能な限り速やかに行われる。

5. リスク要因

受益証券は相当な損失リスクを伴う投機的かつ非流動的な有価証券であり、サブ・ファンドへの投資が全ての投資計画を示すものではなく、サブ・ファンドへの投資に係るリスクを完全に理解し、これを引き受ける能力を有する精通した者のみがかかる投資を行うにふさわしい。サブ・ファンドの債務証券への集中は一定のポートフォリオにとって適切でない場合がある。以下のリスクの概要におけるサブ・ファンドならびにサブ・ファンドの投資およびポートフォリオに関する言及は、サブ・ファンドおよび投資先ファンドの投資およびポートフォリオに関わる両方のリスクについての言及である。以下の考察は、サブ・ファンドへの投資に係る全てのリスクを完全に列挙することを意図したものではなく、サブ・ファンドへの投資の前に慎重に検討されるべきものである。

(A) 市場リスク

市場リスクとは、サブ・ファンドが投資を行なっている1または複数の市場価値が下落するリスクをいい、急激かつ予測不能な市場の下落の可能性も含まれる。選択リスクとは、サブ・ファンドの経営陣の選択した有価証券が市場平均、関連指標または他のファンドが選択した同様の投資目標および投資戦略を有する有価証券を下回るリスクをいう。

(B) 為替リスク

受益証券1口当たり純資産価格の算定は、日本円以外の通貨建てにより行われるため、日本円により投資される場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合がある。

豪ドル建 豪ドルヘッジクラス

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、当クラスにおいて原則として対豪ドルで為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかるが、完全に為替リスクを排除することはできない。また、豪ドル金利が米ドル金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

各通貨クラス(米ドル建 米ドルクラスおよび豪ドル建 豪ドルヘッジクラスを除く。)

主要投資対象とする外国の投資信託証券は、米ドル建資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として各通貨クラスのヘッジ対象通貨に対して為替ヘッジを行う。そのため、各通貨クラスのヘッジ対象通貨が各通貨クラスの受益証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなれば受益証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱くなれば受益証券1口当たり純資産価格の下落要因となる。また、各通貨クラスのヘッジ対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意されたい。

なお、一部の通貨については、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(以下「NDF」という。)を利用することにより為替ヘッジを行う場合がある。

NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合がある。この結果、受益証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際の当該ヘッジ対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合がある。

(C) 金利変動リスク

実質的に投資している債券の発行国・地域の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。金利変動に伴う債券価格の変動は、デュレーション(注)が長いほど大きくなる。また、ハイ・イールド債は、景気などの投資環境の変化、発行企業の業績等の影響を受けることにより、債券価格は大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格の変動要因となる。

(注)デュレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標である。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その期間中の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなる。

(D) 信用リスク

信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元利金の支払ができないというリスクである。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、サブ・ファンドの当該発行体に対する投資の価額に影響することがある。信用リスクの程度は、発行体の財務状態および債

務の要項の双方による。サブ・ファンドが間接的に投資する可能性のある、格付が低い、または格付がない確定利付証券に対する投資は、格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供するが、通常、(かかる証券発行体のデフォルトまたは破産の可能性を含む)より大きなリスクを伴う。

実質的に投資している債券の発行体の債務返済能力等の変化等による格付(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、受益証券1口当たり純資産価格も大きく変動する場合がある。また、実質的に投資している有価証券等の発行企業の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、受益証券1口当たり純資産価格は下落し、損失を被ることがある。一般的に、ハイ・イールド債のような低格付の債券は、高格付の債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられる。デフォルトが生じた場合には、債券価格は大きく下落する可能性がある。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがある。

(E) 流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが難しい場合に存在する。流動性の低い証券に対するサブ・ファンドの投資は、非流動的な証券を有利な時期または価格において売却することができないという可能性があるため、サブ・ファンドのリターンを減少させることがある。サブ・ファンドの主な投資戦略が、開発途上国の証券、デリバティブ、または重大な市場リスクおよび/または信用リスクを伴う証券に関わる場合、サブ・ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになる。

(F) カウンター・パーティーおよびブローカーのリスク

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの受任者が取引または投資する金融機関およびカウンター・パーティー(銀行および証券会社を含む。)が、財務上の困難およびサブ・ファンドに対する債務の不履行に陥ることがある。かかる不履行は、サブ・ファンドにとって著しい損失を引き起こすおそれがある。更に、サブ・ファンドは、一定の取引を確保するためにカウンター・パーティーに対して担保を差し入れることがある。

サブ・ファンドは、各カウンター・パーティーとの間で基本相殺契約を締結することにより、カウンター・パーティーの信用リスクにさらされる可能性を減らす努力をしている。基本相殺契約により、サブ・ファンドは、カウンター・パーティーの信用力が一定水準を下回った場合に当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引を終了する権利を与えられる。基本相殺契約は各当事者に対し、相手方当事者が債務不履行に陥りまたは契約が解除された場合に、当該基本相殺契約の下で行なわれている全ての取引の精算を行ない、各取引における未払額を一方当事者から他方当事者に対する1つの債務に相殺する権利を与える。一般にサブ・ファンドがOTCデリバティブに関連してカウンター・パーティーの信用リスクにより被る損失リスクの最大値は、カウンター・パーティーがサブ・ファンドに対し差し出した担保を超える、未実現評価益およびカウンター・パーティーの未払債務の合計額である。サブ・ファンドは、カウンター・パーティーのためにOTCデリバティブにつき、未決済デリバティブ契約における各カウンター・パーティーの未実現評価益の金額以上の担保を最低移転規定に従い提供することを求められる場合があり、当該担保(もしあれば)は、投資有価証券明細表において特定される。

(G) 保管リスク

サブ・ファンドは、自己の投資先証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。保管会社または保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管者が保有する資金または証券の全部または一部をサブ・ファンドが失う可能性がある。

(H) 決済リスク

一定の外国市場における決済および清算手続は、米国、EUおよび日本のものとはかなり異なる。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、証券の支払または引渡しの遅滞等、米国の投資対象の決済には通常伴わない一定のリスクを伴うことがある。時には、一定の外国での決済が、証券取引の件数と足並みをそろえていない場合もある。これらの問題は、サブ・ファンドが取引を行うことを困難にする可能性がある。サブ・ファンドが証券購入について決済できずまたは決済を遅滞する場合、魅力的な投資機会を逃すことがあり、またある期間について資産の一部が未投資のままとなり、それについて得られたはずのリターンがなくなる可能性がある。サブ・ファンドが証券の売却の決済をすることができずもしくは決済を遅滞する場合、証券の価額がその時点で下落している場合には損失を負うことがあり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてサブ・ファンドが責任を負う可能性がある。

(I) 通貨リスク

サブ・ファンドが投資をする有価証券その他の金融商品は、米ドル建てであるかまたは米ドルにより付けられていなければならない。そのため、外国為替レートの変動は、サブ・ファンドのポートフォリオの価値に影響を与える可能性がある。一般に「通貨リスク」として知られるかかるリスクは、サブ・ファンドの機能通貨が強い場合には投資家へのリターンが減少する一方、弱い場合にはかかる利回りが増加する可能性があることを意味する。

(J) デリバティブ

サブ・ファンドは、その投資対象をヘッジするため、または収益を向上することを目指して、デリバティブ商品を利用することがある。デリバティブによって、自己のリスク・エクスポージャーを他の種類の商品よりも迅速かつ効率的に増減させることができる。デリバティブは、変動しやすく、以下を含む重大なリスクを伴う。

- ・信用リスク - デリバティブ取引におけるカウンター・パーティー（取引の相手方当事者）が、サブ・ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク。
- ・レバレッジリスク - 比較的小さい市場の動向が投資対象の価額を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または取引戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または取引戦略により当初投資した金額を大きく超える損失を生じる可能性がある。
- ・流動性リスク - 一定の証券について、売り手が売却したい時期において、または売り手がかかる証券に現在その価値があると判断する価格にて、売却することが困難または不可能となる可能性があるというリスク。

サブ・ファンドは、見積りヘッジを含む経済的ヘッジ目的でデリバティブを利用することができる。ヘッジは、サブ・ファンドが、サブ・ファンドのその他の保有財産に伴うリスクを相殺するためにデリバティブを利用する戦略である。ヘッジは、損失を減らすことができる一方で、市場がサブ・ファンドの予測とは異なる態様で変動した場合またはデリバティブのコストがヘッジの利益を超えた場合には、利益を減少させもしくは消滅させ、または損失を生じさせる可能性もある。ヘッジは、デリバティブ価額の変動とヘッジされていた当該保有財産の価額変動とがサブ・ファンドの期待したようには合致しないリスクも伴い、その場合、ヘッジされていた保有財産についての損失が減少せず、増加することがある。サブ・ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させるという保証、またはヘッジ取引が利用できるまたは費用効率の良いものとなる保証はない。サブ・ファンドは、ヘッジの利用を要求されているわけではなく、利用しないことを選択することもできる。サブ・ファンドは、リターンの向上を目指してデリバティブを利用することができるため、サブ・ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用する場合に比べて、その投資対象により、より大きな前記のリスクをサブ・ファンドは負担することとなる。リターンの強化を目指したデリバティブの利用は、投機的とみなされることがある。

(K) ハイ・イールド債

サブ・ファンドは、主にハイ・イールド債に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴う米国政府および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドはまた、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失った投資対象にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

(L) ソブリン債務および企業債務

サブ・ファンドは、主にソブリン債発行体および企業債務に間接的に投資する。サブ・ファンドは、レバレッジをかけられ、かつキャッシュ・フローにその他の負担が課せられている、すなわち高い金融リスクを伴うソブリン債発行体および企業に投資を行うことができる。サブ・ファンドは、財務上もしくは経営上の困難に陥ったまたはその他投資需要を失ったソブリン債発行体および企業債務にも投資を行うことができる。かかる投資は投機的とみなされることがあり、当該債務は、金利変動、経済情勢または特定のソブリン債発行体もしくは業界に影響を与える経済的要因の変化、または法域および/もしくは企業内における特定の動向により悪影響を受ける可能性がある。

6. 保証および補償

サブ・ファンドの設立契約書類に基づき、一定の関係者(受託会社および投資顧問会社を含む。)は、サブ・ファンドに対する業務の遂行により生じることがある一定の債務に対して補償されている。さらに、通常の商取引において、サブ・ファンドは、様々な補償条項を含む契約を締結している。当該契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、未だ発生していない事象に関し、サブ・ファンドに対して行われることがある、将来的な請求が含まれるため、未知である。ただし、現時点において、サブ・ファンドが当該契約に基づく請求を受けたまたは損失を被ったケースはない。

7. 所得税

サブ・ファンドは、課税上の地位に関してケイマン諸島の法律に従う。ケイマン諸島の現行法の下で、利益、収益、利得および評価益に対して課される税金はなく、また遺産税および相続税の性質を有するいかなる税金も当トラストを構成する不動産、および当トラストの下で生じる収益、ならびに当該不動産および収益に関するサブ・ファンドの受益者に対して適用されない。サブ・ファンドによる分配に対して、および受益証券の買戻時の純資産価額の支払に関して適用される源泉徴収税はない。そのため、当財務書類に計上された所得税の引当はなかった。

サブ・ファンドは通常、米国連邦所得税の目的上、米国における取引または事業に従事しているとみなされないよう活動を実施するようにしている。とりわけ、サブ・ファンドは、1986年内国歳入法(改訂済)におけるセーフ・ハーバーに適切となることを目的としており、サブ・ファンドは、同法に基づき、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティー取引に限定される場合、当該事業に従事しているとはみなされない。サブ・ファンドの収益のどれもサブ・ファンドが行う米国の取引および事業に有効に関連していない場合、サブ・ファンドが米国を源泉として得る一定種類の収益(配当および一定種類の受取利息を含む。)に対して米国の税金30%が課される。この税金は通常、当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性の会計処理および開示に関する権威ある指針(財務会計基準審議会の会計基準編纂書740)は、受託会社に、サブ・ファンドの税務ポジションが税務調査(関連する不服申立てまたは

訴訟手続の解決を含む。)時に「認定される可能性の方が高い(more likely than not)」か否かを、当該ポジションの技術上のメリットに基づき決定するよう要求している。認定される可能性の方が高いかどうかの閾値を超過した税務ポジションについては、当財務書類において認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%超である最大ベネフィットまで減額される。受託会社は、サブ・ファンドの税務ポジションについて検討し、当財務書類において納税引当金が不要であるとの結論を出した。現在、不確実な税務ポジションに関して、利権または賦課金はない。

2019年5月31日現在、アメリカ合衆国以外の主要な税務管轄の調査対象となる課税年度は税務管轄によって異なり、消滅時効に基づき、2010年(運用開始日)から現在の会計年度までの期間のいずれかである。アメリカ合衆国連邦税務管轄の調査対象となる課税年度は、2010年(運用開始日)から2019年5月31日までである。

8. 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬、名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「管理事務代行会社」および「名義書換事務代行会社」という。)は、サブ・ファンドの純資産価額に基づいて、毎日発生し、毎月支払われる報酬を受領する。管理事務代行会社および名義書換事務代行会社は、毎年、報酬として、5億米ドルまでの部分について年率0.05%、5億米ドル超10億米ドルまでの部分について年率0.04%、10億米ドル超の部分について年率0.03%を受領する権利を有する。最低報酬は年間45,000米ドルとする。2019年5月31日に終了した年度中に管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社が稼得した報酬および2019年5月31日現在における管理事務代行会社兼名義書換事務代行会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(B) 保管報酬

受託会社は保管会社との間で保管契約を締結しており、当該契約に基づき、保管会社は純資産の0.01から0.04%の範囲の保管報酬を受領する。保管会社は、年間5,000米ドル最低報酬を受領する。加えて、保管会社は、専門手続に対する取引報酬を各取引につき10米ドルから50米ドルの範囲で受領する。2019年5月31日に終了した年度中に保管会社が稼得した報酬および2019年5月31日現在における保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(C) 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%(ただし、最低年間受託報酬を10,000米ドルとする。)の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月支払われる。2019年5月31日に終了した年度中に受託会社が稼得した報酬および2019年5月31日現在における受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(D) 投資顧問報酬

投資顧問会社は、管理会社に対し投資に関する助言およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の0.38%を年間報酬として受領する。かかる報酬は、毎日発生し四半期毎に支払われる。2019年5月31日に終了した年度中に投資顧問会社が稼得した報酬および2019年5月31日現在における投資顧問会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(E) 代行協会員報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「代行協会員」という。)は、日本証券業協会の規則および要件を確実に遵守して、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2019年5月31日に終了した年度中に代行

協会員が稼得した報酬および2019年5月31日現在における代行協会員への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(F) 販売報酬

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「日本における販売会社」という。)は、サブ・ファンドの各クラスの純資産価額の年率0.50%の報酬を受領する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2019年5月31日に終了した年度中に日本における販売会社が稼得した報酬および2019年5月31日現在における日本における販売会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(G) 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドに対し投資運用およびサービスを提供し、サブ・ファンドの純資産価額の年率0.04%の報酬を受領する。当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に支払われる。2019年5月31日に終了した年度中に管理会社が稼得した報酬および2019年5月31日現在における管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書および資産負債計算書に開示されている。

(H) その他の費用

サブ・ファンドは、投資顧問報酬、管理事務代行報酬、保管報酬および名義書換事務代行報酬によってカバーされない、運用に関連するその他の費用を負担することがあり、当該費用には、政府手数料、ブローカー手数料およびその他のポートフォリオ取引費用、金利を含む借入費用、訴訟および補償費用を含む特別費用、設立費用ならびに監査報酬を含むが、これらに限定されない。

9. 関連当事者との取引

サブ・ファンドは、受託会社の関連当事者であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間で外国為替予約取引を締結することができる。2019年5月31日現在、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの間に未決済の外国為替予約取引はない。2019年5月31日に終了した年度において、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーとの外国為替予約取引の実現純利益は1,430米ドルとなり、これは外国為替予約取引の実現利益または損失の一部として損益計算書に開示されている。

10. 最近発表された会計基準

2017年3月、財務会計基準審議会は、プレミアム付きで保有される一定の購入した償還可能負債性証券の償却期間を最も早い償還可能日に短縮するよう修正する改訂会計基準ASU2017-08「債権 払戻不可の手数料及びその他の費用(サブ・トピック310-20)：購入した償還可能負債性証券のプレミアム部分の償却」(以下「ASU」という。)を公表した。ASUは、額面以下で保有される負債性証券については会計上の変更を一切要求しておらず、ディスカウントは引き続き満期日までで償却される。ASUは、2019年12月15日より後に開始する会計年度、および2020年12月15日より後に開始する会計年度中の中間期間に対し効力を生ずる。経営陣は現在、ASU2017-08の適用およびUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの財務諸表への影響(もしあれば)を評価している。現時点においては、当該変更は財務諸表に影響を及ぼさないものと予想される。

2018年8月28日、FASBは、改訂会計基準ASU2018-13「公正価値測定(トピック820)：開示フレームワーク 公正価値測定に関する開示規定の改訂」(以下「ASU2018-13」という。)を公表した。ASU2018-13は、ASC820の開示目標の段落において、企業による適切な裁量権行使を促進するために(1)「企業は、最低限、～開示するものとする」という文言における「最低限」を、および(2)その他同様のオープン・エンドの開示規定を削除するよう修正する。ASU2018-13はまた、ASC820のその他の規定も削除および修正する。ASU2018-13は、すべての企業の、2019年12月15日より後に開始する会計年度およびかかる会計年度中の中間期間に対し効力を生ずる。早期適用も認められる。現時点においては、当該変更は財務諸表に影響を及ぼさないものと予想される。

経営陣は、ASU2017-08およびASU2018-13の適用がUS・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの財務諸表に重要な影響を与えとは予想していない。

11. 後発事象

経営陣は、財務書類の公表可能日である2019年11月15日までに生じたすべての後発取引および後発事象について評価した。2019年6月1日から2019年11月15日までの発行金額は、3,845,015米ドルであり、買戻金額は、4,374,443米ドルであった。同期間の配当金額は、3,152,220米ドルであった。サブ・ファンドに関して報告されるその他の後発事象はない。

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Assets and Liabilities

May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

Assets

Investment in Underlying Sub-Trust (cost \$90,980,808)	\$	88,596,115
Cash		4,683,371
Foreign currency (cost \$557)		557
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts		1,000,648
Receivables for:		
Investments sold		213,085
Total assets		<u>94,493,776</u>

Liabilities

Payables for:

Sub-Trust units redeemed		156,892
Settled forward foreign currency contracts		514,105
Accrued investment advisor's fees		149,300
Accrued distributor's fees		79,579
Accrued printing fees		51,839
Accrued professional fees		34,660
Accrued administrator's and transfer agent's fees		20,673
Accrued custodian's fees		15,461
Accrued agent company's fees		7,958
Accrued manager's fees		6,366
Accrued trustee's fees		3,372
Accrued registration fees		3,234
Total liabilities		<u>1,043,439</u>
Net assets	\$	<u>93,450,337</u>

Net assets		
AUD-denominated AUD-hedged class	\$	14,698,692
AUD-denominated BRL-hedged class		3,152,706
AUD-denominated CNY-hedged class		46,234
AUD-denominated IDR-hedged class		64,302
USD-denominated BRL-hedged class		28,232,566
USD-denominated CNY-hedged class		158,075
USD-denominated IDR-hedged class		1,910,269
USD-denominated USD class		45,187,493
	\$	<u>93,450,337</u>
Units outstanding		
AUD-denominated AUD-hedged class		360,650
AUD-denominated BRL-hedged class		81,117
AUD-denominated CNY-hedged class		381
AUD-denominated IDR-hedged class		1,180
USD-denominated BRL-hedged class		823,748
USD-denominated CNY-hedged class		1,286
USD-denominated IDR-hedged class		38,563
USD-denominated USD class		688,356
Net asset value per unit		
AUD-denominated AUD-hedged class	\$	40.76
AUD-denominated BRL-hedged class	\$	38.87
AUD-denominated CNY-hedged class	\$	121.35
AUD-denominated IDR-hedged class	\$	54.49
USD-denominated BRL-hedged class	\$	34.27
USD-denominated CNY-hedged class	\$	122.92
USD-denominated IDR-hedged class	\$	49.54
USD-denominated USD class	\$	65.65

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Operations

For the Year Ended May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

Investment income	
Interest income	\$ 1,865
Total investment income	<u>1,865</u>
Expenses	
Distributor's fees	513,251
Investment advisor's fees	390,071
Printing fees	101,296
Administrator's and transfer agent's fees	67,651
Agent company's fees	51,325
Custodian's fees	41,804
Professional fees	41,481
Manager's fees	41,060
Registration fees	27,724
Trustee's fees	10,042
Total expenses	<u>1,285,705</u>
Net investment loss	<u>(1,283,840)</u>
REALIZED AND UNREALIZED GAIN (LOSS):	
Net realized gain (loss) on:	
Sales of Underlying Sub-Trust	(465,503)
Realized gain distributions from the Underlying Sub-Trust	6,377,192
Foreign currency transactions and forward foreign currency contracts	(3,983,149)
Net realized gain	<u>1,928,540</u>
Net change in unrealized appreciation (depreciation) from:	
Investment in the Underlying Sub-Trust	(903,295)
Foreign currency translations and forward foreign currency contracts	1,711,303
Net change in unrealized appreciation	<u>808,008</u>
Net realized and unrealized gain	<u>2,736,548</u>
Net increase in net assets from operations	<u>\$ 1,452,708</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets

For the Year Ended May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

Net increase (decrease) in net assets from operations		
Net investment loss	\$	(1,283,840)
Net realized gain		1,928,540
Net change in unrealized appreciation		808,008
Net increase in net assets from operations		<u>1,452,708</u>
Distributions to unitholders		(10,749,714)
Net decrease in net assets resulting from Sub-Trust unit transactions		(12,896,279)
Net decrease in net assets		<u>(22,193,285)</u>
Net assets		
Beginning of year		<u>115,643,622</u>
End of year	\$	<u><u>93,450,337</u></u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Gai kadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets (continued)

For the Year Ended May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

	AUD-denominated AUD-hedged class	AUD-denominated BRL-hedged class	AUD-denominated CNY-hedged class	AUD-denominated IDR-hedged class
Sub-Trust unit transactions				
Units				
Issued	25,701	3,902	50	-
Redeemed	(53,392)	(10,556)	-	-
Net change in units	<u>(27,691)</u>	<u>(6,654)</u>	<u>50</u>	<u>-</u>
Amounts				
Issued	\$ 1,083,921	\$ 155,531	\$ 5,765	\$ -
Redeemed	(2,318,789)	(434,112)	-	-
Net decrease resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ (1,234,868)</u>	<u>\$ (278,581)</u>	<u>\$ 5,765</u>	<u>\$ -</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gai k adate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Statement of Changes in Net Assets (continued)

For the Year Ended May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

	USD-denominated BRL-hedged class	USD-denominated CNY-hedged class	USD-denominated IDR-hedged class	USD-denominated USD class
Sub-Trust unit transactions				
Units				
Issued	74,530	1,195	-	91,050
Redeemed	(184,854)	(1,595)	(2,404)	(195,023)
Net change in units	<u>(110,324)</u>	<u>(400)</u>	<u>(2,404)</u>	<u>(103,973)</u>
Amounts				
Issued	\$ 2,611,418	\$ 155,266	\$ -	\$ 6,121,475
Redeemed	(6,624,378)	(200,627)	(119,331)	(13,332,418)
Net increase/ (decrease) resulting from Sub-Trust unit transactions	<u>\$ (4,012,960)</u>	<u>\$ (45,361)</u>	<u>\$ (119,331)</u>	<u>\$ (7,210,943)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the Year Ended May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

Selected Per Unit Data:

	AUD-denominated AUD-hedged class	AUD-denominated BRL-hedged class	AUD-denominated CNY-hedged class	AUD-denominated IDR-hedged class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 46.80	\$ 42.97	\$ 127.69	\$ 56.43
Net investment loss ±	(0.54)	(0.51)	(1.54)	(0.68)
Net realized and unrealized gain (loss) on investments	(1.94)	0.83	(2.22)	3.90
Total gain (loss) from investment operations	(2.48)	0.32	(3.76)	3.22
Distributions to unitholders	(3.56)	(4.42)	(2.58)	(5.16)
Net asset value per unit, end of year	\$ 40.76	\$ 38.87	\$ 121.35	\$ 54.49
Total return ⁽¹⁾	(5.43%)	0.97%	(2.92%)	6.25%
Net assets, end of year	\$ 14,698,692	\$ 3,152,706	\$ 46,234	\$ 64,302
Ratio of expenses to average net assets	1.25%	1.25%	1.26%	1.26%
Ratio of investment loss to average net assets	(1.25%)	(1.25%)	(1.26%)	(1.26%)

± Calculated based on average units outstanding throughout the year.

(1) Total return assumes the effect of reinvested distributions.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Financial Highlights

For the Year Ended May 31, 2019

(Expressed in United States Dollars)

Selected Per Unit Data:

	USD-denominated BRL-hedged class	USD-denominated CNY-hedged class	USD-denominated IDR-hedged class	USD-denominated USD class
Net asset value per unit, beginning of year	\$ 38.25	\$ 130.29	\$ 53.77	\$ 69.97
Net investment loss ±	(0.45)	(1.54)	(0.63)	(0.85)
Net realized and unrealized gain (loss) on investments	0.82	(2.53)	3.60	3.28
Total gain (loss) from investment operations	0.37	(4.07)	2.97	2.43
Distributions to unitholders	(4.35)	(3.30)	(7.20)	(6.75)
Net asset value per unit, end of year	\$ 34.27	\$ 122.92	\$ 49.54	\$ 65.65
Total return ⁽¹⁾	1.24%	(3.09%)	6.32%	3.69%
Net assets, end of year	\$ 28,232,566	\$ 158,075	\$ 1,910,269	\$ 45,187,493
Ratio of expenses to average net assets	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
Ratio of investment loss to average net assets	(1.25%)	(1.24%)	(1.25%)	(1.25%)

± Calculated based on average units outstanding throughout the year.

(1) Total return assumes the effect of reinvested distributions.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

1. ORGANIZATION

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (" the Sub-Trust ") a sub-trust of Kokusai Cayman Trust (the " Trust "), was established under an open-ended Cayman Islands (the " Cayman Islands ") unit trust formed on August 3, 2010. The Trust was established pursuant to a trust deed executed by Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited (the " Trustee ") and Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (formerly known as Mitsubishi UFJ Global Custody S.A.) (the " Manager "), under the laws of the Cayman Islands on August 3, 2010. The Sub-Trust commenced operations on September 28, 2010.

The Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Island Banks and Trust Companies Law (as amended).

The Trustee may, with the consent of the Manager, issue additional classes referable to the Sub-Trust in the future.

The units of the Sub-Trust were issued in multiple classes. Initially, the Manager offered eight classes of units for subscription: AUD-denominated AUD-hedged class, AUD-denominated BRL-hedged class, AUD-denominated CNY-hedged class, AUD-denominated IDR-hedged class, USD-denominated BRL-hedged class, USD-denominated CNY-hedged class, USD-denominated IDR-hedged class, and USD-denominated USD class.

The functional and reporting currency of the Sub-Trust is the United States Dollar (the " functional currency " or " USD "). The Trustee may designate a class in an operational currency. Subscription for, and redemptions of, units are processed in operational currency of the class, and the net asset value per unit of the class are calculated and quoted in such operational. The operational currency of classes AUD-denominated AUD-hedged class, AUD-denominated BRL-hedged class, AUD-denominated CNY-hedged class, and AUD-denominated IDR-hedged class, is the Australian Dollar and for classes USD-denominated BRL-hedged class, USD-denominated CNY-hedged class, USD-denominated IDR-hedged class and the USD-denominated USD class, is the U.S. Dollar. The net asset value per unit in the operational currency for classes AUD-denominated AUD-hedged class, AUD-denominated BRL-hedged class, AUD-denominated CNY-hedged class, and AUD-denominated IDR-hedged class at May 31, 2019 were AUD58.75, AUD56.03, AUD174.93, and AUD78.55, respectively.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

1. ORGANIZATION (continued)

The investment objective of the Sub-Trust is to provide high current income and capital appreciation by investing mainly in high yield bonds denominated in U.S. Dollar, through investment in USHYF Non-hedge Class of US High Yield Bond Fund a sub-trust of Kokusai Trust (the "Underlying Sub-Trust"). High yield bonds means corporate bonds rated BB+/Ba1 or lower by rating agencies, or deemed to be of equivalent credit rating status by the Investment Advisor of the Underlying Sub-Trust.

The Sub-Trust is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (FASB) Accounting Standards Codification Topic 946 Financial Services - Investment Companies.

The investment advisor of the Sub-Trust is Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd (the "Investment Advisor").

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Sub-Trust's financial statements reflect the period from June 1, 2018 to May 31, 2019, which is the Sub-Trust's fiscal year end. The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Sub-Trust in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America ("U.S. GAAP"). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(A) Determination of Net Asset Value of Units. The Sub-Trust's net asset value will be calculated each business day and at such other times as the Trustee may determine (each an "Accounting Date"). The Sub-Trust's Net Asset Value ("Net Asset Value") is calculated taking into account all assets and liabilities of the Sub-Trust, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for classes AUD-denominated AUD-hedged class, AUD-denominated BRL-hedged class, AUD-denominated CNY-hedged class, and AUD-denominated IDR-hedged class will be calculated in U.S. Dollars and translated into Australian Dollar, except for classes USD-denominated BRL-hedged class, USD-denominated CNY-hedged class, USD-denominated IDR-hedged class and USD-denominated USD class are the U.S. Dollars. The Net Asset Value per unit for each class is normally calculated on each "Business Day" (any day on which federal, state or local banks are open for business) in New York, London, and Tokyo and the London Stock Exchange ("LSE") and the New York Stock Exchange ("NYSE") are open for trading, or such other days as the Manager may from time to time determine.

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Sub-Trust discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 - Fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - Fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - Fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Advisor's perceived risk of that instrument.

At May 31, 2019, investment in the Underlying Sub-Trust and derivatives were valued based on Level 2 inputs. The Sub-Trust uses the "market approach" valuation technique to value its investments in funds and derivatives. The Sub-Trust follows the authoritative guidance under U.S. GAAP for estimating the fair value of investments in the Underlying Sub-Trust that has calculated Net Asset Value per share in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies. Accordingly, if the Sub-Trust determines that the Net Asset Value per share of an investment is indicative of fair value, the Sub-Trust records the fair value of an investment in an investment company using the Net Asset Value per share of the investment (or its equivalent) without further adjustment (the "practical expedient"). The guidance permits the Sub-Trust to use the practical expedient only if the Net Asset Value per share of the investment is determined in accordance with the specialized accounting guidance for Investment Companies as of the reporting entity's measurement date. Investments in the Underlying Sub-Trust are valued at fair value based on the closing Net Asset Value each Business Day.

Derivative Instruments Derivative instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts, exchange traded option contracts and forward foreign currency contracts are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts, are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs. Certain OTC derivatives, such as forward foreign currency contracts, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination. At each measurement date, the Investment Advisor updates the Level 1 and Level 2 inputs to reflect observable inputs, though the resulting gain and losses are reflected within Level 3 due to the significance of unobservable inputs.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of May 31, 2019*:

	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Investments Measured at net Asset Value	Fair Value at 05/31/19
Investments*:					
Investment in Underlying Sub-Trust					
US High Yield Bond Fund (A Series Trust of Kokusai Trust) USHYF Non-hedge Class	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 88,596,115	\$ 88,596,115
Total Investments in Underlying Sub-Trust	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 88,596,115	\$ 88,596,115

Financial Derivative Instruments**

Assets

Forward Foreign Currency Contracts	\$ -	\$ 1,000,648	\$ -	\$ -	\$ 1,000,648
------------------------------------	------	--------------	------	------	--------------

*For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

**Financial derivative instruments such as forward foreign currency contracts are valued at the unrealized appreciation/(depreciation) on the instruments.

During the year ended May 31, 2019, there were no transfers between Level 1, Level 2 and Level 3. The Sub-Trust accounts for investments it transfers in and out of each level at the end of the year.

There were no securities valued as Level 3 as of May 31, 2019.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
 A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
 (An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
 Notes to Financial Statements
 May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(B) Investment Transactions and Investment Income. Purchases and sales of the Underlying Sub-Trust are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Gains and losses are reported on an identified cost basis. Distributions of income or realized gains from the Underlying Sub-Trust investments funds are recorded on ex-dividend date. Distributions of return of capital by the Underlying Sub-Trust are recorded as a reduction in the cost of the investment. Interest Income is allocated among the classes based on their proportional shares at the distributions day.

(C) Expenses. The Sub-Trust bears its own expenses, including but not limited to Investment Advisor, administration and accounting, custody, transfer agent, audit fees and other expenses associated with the operation of the Sub-Trust. Expense items are recorded on the accrual basis.

(D) Distribution Policy. The Manager may, in its discretion, declare distributions in respect of any class on the 24th day of every month (or if that is not a Business Day, then on the next following Business Day) out of net investment income, net realized and unrealized capital gains and capital available for distribution. Distributions will be made to unitholders within five (5) Business Days from (and including) the declaration of distribution.

Distributions declared and paid during the year ended May 31, 2019 are as follows:

Distributions to unitholders	Amount
AUD-denominated AUD-hedged class	\$ 1,308,475
AUD-denominated BRL-hedged class	368,667
AUD-denominated CNY-hedged class	918
AUD-denominated IDR-hedged class	6,092
USD-denominated BRL-hedged class	3,985,728
USD-denominated CNY-hedged class	5,322
USD-denominated IDR-hedged class	289,023
USD-denominated USD class	4,785,489
Total	\$ 10,749,714

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

(E) Cash and Foreign Currency. The functional and reporting currency for the Sub-Trust is the United States Dollar. The fair values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Sub-Trust's functional currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(F) Time Deposits. The Sub-Trust, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Advisor. These are classified as short-term investments in the Sub-Trust's Schedule of Investments.

(G) Forward Foreign Currency Contracts. The Sub-Trust enters into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Sub-Trust's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in forward foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Sub-Trust as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Sub-Trust could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Sub-Trust is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for a Japanese Yen investor. Gains and losses arising from class specific foreign currency contracts are allocated to those specific classes.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments.

The Sub-Trust may use forward foreign currency contracts for hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Sub-Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Sub-Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Sub-Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Sub-Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Sub-Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Sub-Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. Use of derivatives to seek to enhance returns may be considered speculative.

ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Sub-Trust disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows.

The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gain (loss) or net change in unrealized gain (loss) within the Statement of Operations. During the year ended May 31, 2019, the Sub-Trust's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair Value of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of May 31, 2019

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*
<hr/>	
Asset derivatives	
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 1,000,648

* Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/ (depreciation) on open forward foreign currency contracts.

Effect of Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended May 31, 2019

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk
<hr/>	
Realized gain/(loss) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized loss on forward foreign currency contracts*	\$ (3,980,157)
Net change in unrealized appreciation on forward foreign currency contracts**	\$ 1,710,971

* Included in the amount shown on the Statement of Operations as realized gain (loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts.

** Included in the amount shown on the Statement of Operations as net change in unrealized appreciation (depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

During the year ended May 31, 2019, the average monthly notional amounts of open forward foreign currency contracts were:

Sub-Trust Level*	\$	208,550
AUD-Denominated AUD-hedged class	\$	16,442,193
AUD-Denominated BRL-hedged class	\$	3,465,361
AUD-Denominated CNY-hedged class	\$	43,127
AUD-Denominated IDR-hedged class	\$	64,002
USD-Denominated BRL-hedged class	\$	33,664,125
USD-Denominated CNY-hedged class	\$	200,339
USD-Denominated IDR-hedged class	\$	2,054,816

* Forward foreign currency contracts held for all classes. Sub-Trust Level only held forwards for two months during the year.

3. UNDERLYING SUB-TRUST

The following information has been taken from the May 31, 2019 audited financial records of the Underlying Sub-Trust and is consistent with the information of the Underlying Sub-Trust as of May 31, 2019.

ORGANIZATION OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

US High Yield Bond Fund (the "Fund") is the third series trust of Kokusai Trust (the "Trust"), established by supplemental deed dated July 23, 2010 (the "Supplemental Deed") under an open-ended Cayman Islands unit trust formed on September 2, 2009. The Trust was established pursuant to a declaration of trust executed by Intertrust Trustees (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands.

Intertrust Trustees (Cayman Limited will be referred to as the Underlying Sub-Trust's Trustee for Note 3 only as a means of differentiating from the Sub-Trust's Trustee (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited) as defined in Note 1.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The Fund has been established for Japanese Investment Trusts that have been established by Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. and one Cayman Islands Trust (GAIKADATE US High Yield Bond Open Currency Selection), for which Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd provides investment advisory.

The Fund is regulated as a mutual fund under the Mutual Funds Law (as amended) of the Cayman Islands (" Mutual Funds Law ") and has obtained a tax exemption certificate from the Cayman Islands Government. Neither the units of the Trust nor the Fund has been or will be registered under the United States Securities Act of 1933 and the Trust has not been and will not be registered under the United States Investment Company Act of 1940.

The Underlying Sub-Trust's Trustee is licensed to carry on business as a trust company under the Cayman Islands Banks and Trust Companies Law (as amended).

Currently, there are ten classes of units being offered by the Fund to investors: USHYF AUD Class, USHYF BRL Class, USHYF CNY Class, USHYF IDR Class, USHYF JPY Class, USHYF MXN Class, USHYF Non-hedge Class, USHYF Resources Currency Class, USHYF TRY Class and USHYF USD Class. The Fund does not receive commissions or other compensation from the sale of units.

Each class, except the USHYF Non-hedge Class will be subscribed to in Japanese Yen. The USHYF Non-hedge Class will be subscribed to in U.S. Dollars. Each class, except the USHYF Non-hedge Class will hedge against the U.S. Dollar for the noted currency of its class by using currency forward or non-deliverable forward contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The functional and reporting currency of the Fund is the United States Dollar (the “ functional currency ” or “ USD ”). The Underlying Sub-Trust's Trustee may designate a class in an operational currency. Subscription for, and redemptions of, units are processed in operational currency of the class, and the net asset value per unit of the class are calculated and quoted in such operational . The operational currency of all classes is the Japanese Yen except the USHYF Non-hedge Class was reported in U.S. Dollar . The net asset values per unit in the operational currency were:

USHYF AUD Class	/	0.7134
USHYF BRL Class	/	0.4239
USHYF CNY Class	/	0.9062
USHYF IDR Class	/	0.6514
USHYF JPY Class	/	0.7663
USHYF MXN Class	/	0.5544
USHYF Resources Currency Class	/	0.5390
USHYF TRY Class	/	0.3168
USHYF USD Class	/	1.0967

The investment advisor of the Fund is J.P. Morgan Investment Management Inc. (the “ Investment Advisor ”).

The investment objective of the Fund is to seek to provide current high income and capital appreciation by investing mainly in high yield bonds denominated in U.S. Dollar, while U.S. Dollar foreign exchange exposure is being converted to selected currencies (JPY, AUD, BRL, IDR, TRY, CNY and MXN) as represented by its class.

The USHYF Resources Currency Class will be hedged against the U.S. Dollar using a resources currency basket which generally includes long foreign exchange forward positions in AUD, BRL, MXN, and ZAR hedged against the U.S. Dollar.

The Fund is an investment company and accordingly follows the investment company accounting and reporting guidance of the Financial Accounting Standards Board (“ FASB ”) Accounting Standards Codification Topic 946 Financial Services - Investment Companies.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES OF THE UNDERLYING SUB-TRUST

The following is a summary of significant accounting policies consistently followed by the Fund in the preparation of its financial statements in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America (" U.S. GAAP "). The preparation of financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates.

(A) Determination of Net Asset Value of Units. Brown Brothers Harriman & Co. (the " Administrator "), subject to the ultimate authority of the Underlying Sub-Trust's Trustee, will conduct all asset valuations for the Fund. The Fund's Net Asset Value is calculated each " Business Day " (any day on which the New York Stock Exchange and banks in New York City and Japan are open for business), except when the banks in London or the London Stock Exchange (" LSE ") are closed, and at such other times as the Underlying Sub-Trust's Trustee may determine (each an " Accounting Date "). The Net Asset Value is calculated taking into account all assets and liabilities of the Fund, including, without limitation, administration, legal, audit and other professional fees and expenses. Net Asset Value per unit for each class will be calculated in U.S. Dollars and translated into Japanese Yen, except for the USHYF Non-hedged Class which calculates Net Asset Value in U.S. Dollars. The Net Asset Value per unit for each class is normally calculated on each Business Day, except when the banks in London or the LSE are closed and the Net Asset Value figure per unit is then adjusted up to 4 (four) decimal places.

(B) Security Valuation. For purposes of calculating the Net Asset Value, portfolio securities and other assets for which market quotes are readily available are stated at fair value. Fair value is generally determined on the basis of last reported sales prices on the exchange that is the primary market for such securities, or if no sales are reported, based on quotes obtained from a quotation reporting system, established market makers, or independent pricing services. Short-term investments having maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Domestic and foreign fixed income securities and non-exchange-traded derivatives are normally valued on the basis of quotes obtained from established market makers or pricing services. Prices obtained from independent pricing services use information provided by market makers or estimates of market values obtained from yield data relating to investments or securities with similar characteristics. Certain fixed income securities purchased on a delayed-delivery basis are marked to market daily until settlement at the forward settlement date. Short-term investments having a maturity of 60 days or less are stated at amortized cost, which approximates fair value. Exchange-traded options, futures and options on futures are valued at the settlement price determined by the relevant exchange.

Investments initially valued in currencies other than the functional currency are converted to the functional currency using exchange rates obtained from pricing services. As a result, the Net Asset Value of the Fund's units may be affected by changes in the value of currencies in relation to its functional currency. The value of securities traded in markets outside the United States or denominated in currencies other than the functional currency may be affected significantly on a day that the New York Stock Exchange (NYSE) is closed and the Net Asset Value may change on days when an investor is not able to purchase, request the repurchase of, or exchange units.

Securities and other assets for which market quotes are not readily available are valued at fair value as determined in good faith by the Underlying Sub-Trust's Trustee. The Underlying Sub-Trust's Trustee has adopted methods for valuing securities and other assets in circumstances where market quotes are not readily available. For instance, certain securities or investments for which daily market quotes are not readily available may be valued, pursuant to guidelines established by the Underlying Sub-Trust's Trustee, with reference to other securities or indices.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Market quotes are considered not readily available in circumstances where there is an absence of current or reliable market-based data (e.g., trade information, bid/asked information, broker quotes), including where events occur after the close of the relevant market, that materially affect the values of the Fund's securities or assets. In addition, market quotes are considered not readily available when, due to extraordinary circumstances, the exchanges or markets on which the securities trade, do not open for trading for the entire day and no other market prices are available. The Underlying Sub-Trust's Trustee is responsible for monitoring significant events that may materially affect the values of the Fund's securities or assets and for determining whether the value of the applicable securities or assets should be re-evaluated in light of such significant events.

When the Fund uses fair value pricing to determine its Net Asset Value, securities will not be priced on the basis of quotes from the primary market in which they are traded, but rather may be priced by another method that the Investment Advisor or persons acting at their direction believe accurately reflects fair value. Fair value pricing may require subjective determinations about the value of a security. While the Fund's policy is intended to result in a calculation of the Fund's Net Asset Value that fairly reflects security values as of the time of pricing, the Fund cannot ensure that fair values determined by the Underlying Sub-Trust's Trustee or persons acting at their direction would accurately reflect the price that the Fund could obtain for a security if it were to dispose of that security as of the time of pricing (for instance, in a forced or distressed sale). The prices used by the Fund may differ from the value that would be realized if the securities were sold and the differences could be material to the financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Fair Value Measurements - In accordance with the authoritative guidance on fair value measurements and disclosures under U.S. GAAP, the Fund discloses the fair value of its investments in a hierarchy that prioritizes the inputs to valuation techniques used to measure the fair value. The hierarchy gives the highest priority to valuations based upon unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurement) and the lowest priority to valuations based upon unobservable inputs that are significant to the valuation (Level 3 measurement). The guidance establishes three levels of the fair value hierarchy as follows:

- Level 1 - Fair value measurements are those derived from quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities;
- Level 2 - Fair value measurements are those derived from inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e. as prices) or indirectly (i.e. derived from prices); and
- Level 3 - Fair value measurements are those derived from valuation techniques that include inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. Inputs may include price information, specific and broad credit data, liquidity statistics, and other factors. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. However, the determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Investment Advisor. The Investment Advisor considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Trustee's perceived risk of that instrument.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

For fair valuations using significant unobservable inputs, U.S. GAAP requires to disclose transfers into and out of Level 3 of the fair value hierarchy and purchases and issues of Level 3 assets and liabilities during the period. Additionally, U.S. GAAP requires quantitative information regarding the significant unobservable inputs used in the determination of fair value of assets or liabilities categorized as Level 3 in the fair value hierarchy. In accordance with the requirements of U.S. GAAP, a fair value hierarchy, details of significant unobservable inputs, have been included in the Notes to Schedule of Investments of the Fund.

Investments Investments whose values are based on the quoted market prices in active markets, and therefore classified within Level 1, include money market securities, common stock and time deposits. The quoted price for such instruments, even in situations where the Fund holds a large position a sale could reasonably impact the quoted price.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include investment-grade corporate bonds, sovereign obligations and derivatives. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Derivative Instruments Derivative Instruments can be exchange-traded or privately negotiated over-the-counter ("OTC"). Exchange-traded derivatives, such as futures contracts and exchange-traded option contracts, are typically classified within Level 1 or Level 2 of the fair value hierarchy depending on whether or not they are deemed to be actively traded.

OTC derivatives, including forward foreign currency contracts are valued using observable inputs, such as quotations received from the counterparty, dealers or brokers, whenever available and considered reliable. In instances where models are used, the value of an OTC derivative depends upon the contractual terms of, and specific risks inherent in, the instrument as well as the availability and reliability of observable inputs. Such inputs include market prices for reference securities, yield curves, credit curves and correlation of such inputs.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Certain OTC derivatives, such as generic forwards, have inputs which can generally be corroborated by market data and are therefore classified within Level 2.

Those OTC derivatives for which inputs are unobservable are classified within Level 3. While the valuations of these OTC derivatives may utilize some Level 1 and/or Level 2 inputs, they also include other unobservable inputs which are considered significant to the fair value determination.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The following table presents the financial instruments carried on the Statement of Assets and Liabilities by caption and by level within the valuation hierarchy as of May 31, 2019*:

Investments*	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at 05/31/19
Debt Securities				
Canada	\$ -	\$ 13,669,854	\$ -	\$ 13,669,854
France	-	1,817,556	-	1,817,556
Germany	-	953,715	-	953,715
Ireland	-	317,600	-	317,600
Italy	-	1,170,172	-	1,170,172
Luxembourg	-	11,733,455	-	11,733,455
Multinational	-	4,791,191	-	4,791,191
Netherlands	-	3,036,482	-	3,036,482
United Kingdom	-	3,696,213	-	3,696,213
United States	-	219,378,973	-	219,378,973
Common Stocks				
United States	4,270,914	2,165,591	6,053,157	12,489,662
Equity-Linked Notes				
United States	-	810,831	-	810,831
Preferred Stock				
United States	-	667,763	-	667,763
Warrants				
United States	-	266,961	-	266,961
Short-Term Investment				
Time Deposit	-	6,862,280	-	6,862,280
Total Investments	\$ 4,270,914	\$ 271,338,637	\$ 6,053,157	\$ 281,662,708

Financial Derivative Instruments**

Assets

Forward Foreign Currency Contracts	-	4,106,439	-	4,106,439
------------------------------------	---	-----------	---	-----------

Liabilities

Forward Foreign Currency Contracts	-	(356,366)	-	(356,366)
------------------------------------	---	-----------	---	-----------

*For further information on categories of securities refer to the Schedule of Investments.

**Financial derivative instruments, such as forward foreign currency contracts, are valued at the unrealized appreciation/(depreciation) on the instruments.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The following is a summary of purchases, issuances, and transfers of the fair valuations using significant unobservable inputs (Level 3) for the Fund during the year ended May 31, 2019, as applicable:

Investment in Securities	Purchases	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3
Common Stocks	\$ -	\$ -	\$ -
Total Investments	\$ -	\$ -	\$ -

The following table summarizes the valuation techniques used and unobservable inputs utilized by the Investment Advisor to determine the fair value of the Fund's Level 3 investments as of May 31, 2019.

Asset Type	Fair Value as of May 31, 2019	Valuation Techniques	Unobservable Inputs	Range	Average	Impact to Valuation from an Increase in Input
Common Stocks	\$ 6,053,157	Enterprise Value (EV)	Discount for Lack of Marketability	25%	-	Decrease
			EV Multiple	7.00 - 8.90	8.00	Increase
Total	\$ 6,053,157					

(C) Securities Transactions and Investment Income. Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Securities purchased or sold on a when-issued or delayed-delivery basis may be settled a month or more after the trade date. Realized gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Premiums and discounts on securities are amortized/accreted on an effective yield basis. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortization of premiums, is recorded on the accruals basis. Coupon income is not recognized on securities for which collection is not expected. Amortization of premiums and accretion of discounts are accounted for on a yield to maturity basis. Paydown gains and losses on mortgage-related and other asset-backed securities, if any, are recorded as components of interest income on the Statement of Operations.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(D) Distribution Policy. The Fund will declare and arrange for re-investment of distributions (whether in cash or in specie) for each class. It is contemplated that the distributions will be made on a monthly basis and be calculated as the greater of (i) positive aggregated amounts contributed from net realized capital gain (including hedge position), net unrealized capital gains and net income, and the (ii) estimated theoretical income based on the yield of securities portfolio net fund expense and currency hedge premium (cost), which is calculated by total net assets of the respective class times the portfolio yield.

The Fund will declare and re-invest the distribution to each unitholder of a class, on a monthly basis, the greater amount as determined above by the Administrator. The Fund will declare such distributions for the current month on the last Business Day of the previous month or any other days the Trustee may determine at its sole discretion (the "Record Date"), and will generally make such Distributions before the tenth (10th) calendar day (if not a Business Day or the banks in London or the London Stock Exchange are closed the following Business Day) of the current month or any other days the Trustee may determine at its sole discretion (the "Dividend Date").

The existing unitholders of each class have elected to re-invest distributions; therefore, units will be issued on the relative dividend date.

Distributions declared and reinvested for the year ended May 31, 2019 are as follows:

Distributions to Unitholders		Amount
USHYF AUD Class	\$	1,557,920
USHYF BRL Class		5,003,424
USHYF CNY Class		43,509
USHYF IDR Class		237,256
USHYF JPY Class		645,713
USHYF MXN Class		1,829,074
USHYF Non-hedge Class		6,377,185
USHYF Resources Currency Class		314,788
USHYF TRY Class		19,765,457
USHYF USD Class		2,152,497
Total	\$	37,926,823

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(E) Cash and Foreign Currency. The functional and reporting currency for the Fund is the U.S. Dollar. The fair values of non-USD denominated securities, currency holdings and other assets and liabilities are translated into the Fund's functional currency based on the current exchange rates each Business Day. Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealized foreign currency gains or losses. Realized gains or losses and unrealized appreciation or depreciation on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities and derivatives are not segregated on the Statement of Operations from the effects of changes in market prices and values of those securities, but are included with net realized and unrealized gain or loss.

(F) Time Deposits. The Fund, through Brown Brothers Harriman & Co. (the "Custodian"), places excess cash balances into overnight time deposits with one or more eligible depository institutions, as determined by the Investment Advisor. These are classified as short-term investments in the Fund's Schedule of Investments.

(G) Forward Foreign Currency Contracts. The Fund may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities to hedge the currency exposure associated with some or all of a Fund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The fair value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily based on rates obtained from pricing vendors and the change in value is recorded by the Fund as an unrealized gain or loss. Realized gains or losses equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealized gain or loss reflected on the Statement of Assets and Liabilities. In addition, the Fund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavorably to the base currency. The Fund is also authorized to enter into forward foreign currency contracts for the purpose of hedging exchange risk for an investor. Gains and losses arising from class specific forward foreign currency contracts are allocated to those specific classes. Forward foreign currency contracts outstanding at May 31, 2019 are listed in the Schedule of Investments.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(H) Derivative Instruments. ASC 815-10-50 requires disclosures about derivative instruments and hedging activities. It requires that the Fund disclose: a) how and why an entity uses derivative instruments, b) how derivative instruments and related hedged items are accounted for and c) how derivative instruments and related hedged items affect an entity's financial position, financial performance and cash flows. The Fund does not designate derivative instruments as hedging instruments under ASC 815.

The Fund may transact in a variety of derivative instruments including, futures and forward foreign currency contracts primarily for trading purposes with each instrument's primary risk exposure being interest rate, credit or foreign exchange risk. The fair value of the forward foreign currency contracts is included in the Statement of Assets and Liabilities with changes in fair value reflected as realized gain (loss) or net change in unrealized gain (loss) within the Statement of Operations. During the year, the Fund's transactions in derivative instruments consisted of only forward foreign currency contracts.

Fair Value of Derivative Instruments on the Statement of Assets and Liabilities as of May 31, 2019

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk*
Asset Derivatives	
Unrealized appreciation on forward foreign currency contracts	\$ 4,106,439
Liability Derivatives	
Unrealized depreciation on forward foreign currency contracts	\$ (356,366)

* Gross value is presented in the Statement of Assets and Liabilities in the unrealized appreciation/ (depreciation) on open forward foreign currency contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Effect to Derivative Instruments on the Statement of Operations for the year ended May 31, 2019

Derivatives not accounted for as hedging instruments under ASC 815

Location	Foreign Exchange Risk
Realized (loss) on derivatives recognized as a result from operations	
Net realized loss on forward foreign currency contracts*	\$ (12,487,558)
Change in unrealized appreciation on derivatives recognized as a result from operations	
Net change in unrealized appreciation on forward foreign currency contracts**	\$ 2,277,127

*Included in the amount shown on the Statement of Operations as realized gain (loss) on foreign currency transactions and forward foreign currency contracts.

**Included in the amount shown on the Statement of Operations as net change in unrealized appreciation (depreciation) from foreign currency translations and forward foreign currency contracts.

During the year ended May 31, 2019, the average monthly notional amounts of open forward foreign currency contracts were:

USHYF AUD Class	\$ 25,447,296
USHYF BRL Class	\$ 51,605,063
USHYF CNY Class	\$ 535,541
USHYF IDR Class	\$ 1,941,107
USHYF JPY Class	\$ 15,466,462
USHYF MXN Class	\$ 14,702,552
USHYF Resources Currency Class	\$ 3,502,702
USHYF TRY Class	\$ 72,573,673

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The Fund is a party to master netting agreements, such as an International Swaps and Derivatives Association Master Agreement, International Foreign Exchange Master Agreement or Foreign Exchange and Options Master Agreement, with certain counterparties that govern OTC derivative and foreign exchange contracts entered into from time to time. The master netting agreements may contain provisions regarding, among other things, the parties' general obligations, representations, agreements, collateral requirements, events of default and early termination.

Collateral requirements are determined based on the Fund's net position with each counterparty. Collateral can be in the form of cash or debt securities issued by the U.S. government or related agencies or other securities as agreed to by the Fund and the applicable counterparty. With respect to certain counterparties, in accordance with the terms of the master netting agreements, collateral posted to the Fund, if any, is held in a segregated account by the Fund's custodian and with respect to those amounts which can be sold or repledged, are presented in the Schedule of Investments. Collateral pledged by the Fund, if any, is segregated by the Fund's custodian and identified in the Schedule of Investments.

Termination events applicable to the Fund may occur upon a decline in the Fund's net assets below a specified threshold over a certain period of time. Termination events applicable to counterparties may occur upon a decline in the counterparty's credit rating below a specified level. In each case, upon occurrence, the other party may elect to terminate early and cause settlement of all derivative and foreign exchange contracts outstanding, including the payment of any losses and costs resulting from such early termination, as reasonably determined by the terminating party. Any decision by one or more of the Fund's counterparties to elect early termination could impact the Fund's future derivative activity.

(I) Units. As of May 31, 2019 all issued units were held by two unit holders, established by Mitsubishi UFJ Kokusai Asset Management Co., Ltd. The two unit holders held an interest of 100% in the net assets.

Units are issued in classes that participate pro rata based on Net Asset Value in the profits and distributions of the Fund and to the extent applicable, as described below, and in its assets in the event of termination. Units, which are of no par value and which must be fully paid for upon issue, carry no preferential or pre-emptive rights. The Administrator may issue whole or fractional units.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

The Underlying Sub-Trust's Trustee may redeem all or some of the units held by any unit holder to give effect to any exchange or conversion policy disclosed to unit holders pursuant to which units of one class (the "Old Units") may be exchanged for units of another class (the "New Units") by means of the redemption of the Old Units and the immediate re-subscription on behalf of the relevant unit holders of the redemption proceeds in the New Units.

Subsequent units in the Fund will be purchased at the Net Asset Value of such class at the time of purchase. Each Unit in each class has the right to participate in the assets of the Fund properly attributable to that class of units. Fractions of units may be issued by the Underlying Sub-Trust's Trustee. All units are issued at the Underlying Sub-Trust's Trustee's discretion.

Subscription amounts will be paid in Japanese Yen for all classes except for the USHYF Non-hedge Class which will be paid in U.S. Dollars. The Net Asset Value will be determined in Japanese Yen for all classes except for the USHYF Non-hedge Class which will be determined in U.S. Dollars. The functional currency of the Fund will be U.S. Dollars.

The Underlying Sub-Trust's Trustee may establish new series of the Trust and/or classes of the Fund without the consent of current unit holders, which may have a different subscription or functional currency.

Subscription for Units. The Fund will accept subscriptions for units as of each Business Day, except for days where the London Stock Exchange or banks in London are closed, and at any other time in the discretion of the Underlying Sub-Trust's Trustee (each a "Subscription Date"). The Underlying Sub-Trust's Trustee, or its delegate, may accept or reject subscriptions in their sole discretion. The Underlying Sub-Trust's Trustee or its delegate may waive the minimum subscription amount in its sole discretion. Additional units will be issued at Net Asset Value per units of such class at the Subscription Date.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

Redemptions. A unitholder may request that the Fund redeem all or part of such unitholder's units as of each Business Day, except when the LSE or banks in London are closed and at any other time in the discretion of the Underlying Sub-Trust's Trustee (each such date, a "Redemption Date"). Unitholders need to submit a request to redeem units as of a Redemption Date to the Administrator prior to close of the NYSE or a time as deemed appropriate by the Underlying Sub-Trust's Trustee on the Redemption Date. Any application received after the time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

Redemption requests must specify the Redemption Date and either a percentage of the redeeming unitholder's units, a specific number of the unitholder's units or the Japanese Yen amount or U.S. Dollar amount of such units to be redeemed.

No redemption request will be effective if the Fund commences winding-up on or before the relevant Redemption Date. Redemption price shall be equal to Net Asset Value per unit of such class at Redemption Date.

The Underlying Sub-Trust's Trustee, in its sole discretion, or its delegate, may waive or modify any of the terms governing redemptions made by unitholders.

(J) High Yield Debt Obligations. The Fund mainly invests in high yield debt obligations. The Fund's investments may be in U.S. Governments and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Fund may also make investments that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

3. UNDERLYING SUB-TRUST (continued)

(K) Sovereign Debt Securities. The Fund may invest in sovereign debt securities issued or guaranteed by an emerging nation. Investment in sovereign debt involves a high degree of risk. The government entity that controls the repayment of sovereign debt may not be able or willing to repay the principal and/or interest when due in accordance with the terms of such debt. A government entity's willingness or ability to repay principal and interest due in a timely manner may be affected by, among other factors, its cash flow situation, the extent of its foreign reserves, the availability of sufficient foreign exchange on the date a payment is due, the relative size of the debt service burden to the economy as a whole, the government entity's policy towards the International Monetary Fund and the political constraints to which a government entity may be subject. Government entities may also be dependent on expected disbursements from non-U.S. governments, multilateral agencies and other international organizations to reduce principal and interest arrearages on their debt. The commitment on the part of these governments, agencies and others to make such disbursements may be conditioned on the implementation of economic reforms and/or economic performance and the timely service of such debtor's obligations. Failure to implement such reforms, achieve such levels of economic performance or repay principal or interest when due may result in the cancellation of such third parties' commitments to lend funds to the government entity, which may further impair such debtor's ability or willingness to timely service its debts. Consequently, government entities may default on their sovereign debt. Holders of sovereign debt may be requested to participate in the rescheduling of such debt and to extend further loans to government entities. In the event of a default by a government entity, there may be few or no effective legal remedies for collecting on such debt.

(L) Fees and Expenses. The Underlying Sub-Trust bears its own expenses, including, but not limited to, Accounting and Administration Fees, Investment Advisor Fees, Trustee Fees, Custody Fees, Transfer Agent Fees and other expenses associated with the operation of the Underlying Sub-Trust. These fees are indirectly paid by the Sub-Trust through the net asset value of its investment in the Underlying Sub-Trust.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

4. UNITS

As of May 31, 2019, all issued units were held by one related unitholder, representing 100% interest in the net assets of the Sub-Trust. Investment activities of this shareholder could have a material impact on the Sub-Trust.

(A) Subscriptions. After and including the initial closing date, Units in the Sub-Trust will be issued on each Business Day at the Net Asset Value per unit of the relevant class on the Business Day on which the relevant subscription order was accepted.

In order to be dealt with on a specific Business Day, a Subscription Application Form must be received by the Administrator before the Specified Time (13:00 Luxembourg time) on that Business Day unless otherwise agreed by the Manager. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

Subscription monies should be received by Brown Brothers Harriman & Co. (" the Custodian ") on the fourth Business Day from (and including) the applicable Business Day unless otherwise agreed by the Manager.

Certificates shall not be issued in respect of units but confirmation of the issuance of units (if specifically requested), shall be delivered by the Administrator provided that payment of the subscriptions proceeds has been received by the Custodian.

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any application to subscribe for units in whole or in part in their respective sole discretion.

The unitholder will be required to comply with such anti-money laundering procedures as are required by the Money Laundering Regulations (as amended from time to time), the Terrorism Law (as amended from time to time) and the Proceeds of Crime Law (as amended from time to time) of the Cayman Islands and also by any anti-money laundering legislation applicable to the Administrator.

(B) Repurchases. After and including the initial closing date, unitholders may repurchase all or any of their units on any Business Day. In order for an application for repurchase of units to be dealt with on a Business Day, it must be received by the Administrator before the Specified Time on that Business Day. Any application received after the Specified Time shall be deemed to have been received on the next Business Day.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

4. UNITS (continued)

The Manager, the Trustee and the Administrator reserve the right to decline any order to repurchase units in whole or in part in their respective sole discretion. Repurchase requests may not be revoked by the unit holder, unless the Manager otherwise consents.

The repurchase price of a unit will be the Net Asset Value per unit of the applicable class as of the applicable Business Day. The Administrator may deduct any third party charges or withholding taxes, if applicable, from the repurchase proceeds remitted to the repurchasing unit holder. Repurchases must be made in multiples of 1 unit.

Payment of the repurchase proceeds will generally be made on the fourth Business Day from (and including) the applicable Business Day or as soon as practicable thereafter in such cases where the banks in the relevant markets are not open for settlement.

5. RISK FACTORS

The units are speculative and illiquid securities involving substantial risk of loss and are suitable for investment only by sophisticated persons for which an investment in the Sub-Trust does not represent a complete investment program and who fully understand and are capable of assuming the risks of an investment in the Sub-Trust. The Sub-Trust's debt securities concentration may make it unsuitable for certain portfolios. References to the Sub-Trust and the Sub-Trust's investments and portfolio in the following summary of risks refer to the combined risks relating to the investments and portfolio of the Sub-Trust as well as the Underlying Sub-Trust. The following considerations, which do not purport to be a complete list of all risks involved in an investment in the Sub-Trust, should be carefully evaluated before investing in the Sub-Trust.

(A) Market Risk. Market risk is the risk that one or more markets in which the Sub-Trust invests will go down in value, including the possibility that a market will go down sharply and unpredictably. Selection risk is the risk that the securities that the Sub-Trust's management selects will underperform the markets, the relevant indices or the securities selected by other funds with similar investment objectives and investment strategies.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

5. RISK FACTORS (continued)

(B) Exchange Rate Risk. As the Net Asset Value per unit is calculated in currency other than JPY, the amount to be realized in JPY may be less than the principal amount denominated in JPY due to fluctuations in foreign exchange rate when investment is made in JPY.

AUD-denominated AUD-hedged class

Investment trust securities which the Sub-Trust mainly invests are invested in USD-denominated assets, and are hedged against AUD in the AUD-denominated Hedge Class in principle, as a way of seeking to reduce exchange rate risks. However, the exchange rate risk cannot be wholly eliminated. Please note that if the AUD interest rate is lower than the USD interest rate, investors will incur the cost of hedging the difference between the AUD interest rate and the USD interest rate.

Classes other than USD-denominated USD class and AUD-denominated AUD-hedged class

Investment trust securities, which the Sub-Trust mainly invests, are invested in USD-denominated assets, and are hedged against the respective currency class in principle. Therefore, if a hedging currency of each class becomes stronger against a reference currency of the Net Asset Value per unit of each currency class, the Net Asset Value per unit may increase, and if a hedging currency of each class becomes weaker against a reference currency of the Net Asset Value per unit of each currency class, the Net Asset Value per unit may decline. Please note that if the interest rate of the class being hedged is lower than the USD interest rate, investors will incur the cost of hedging the difference.

Certain currencies may be hedged through non-deliverable forward transactions (“NDF”) that are similar to foreign exchange contract transactions.

The price in NDF may be significantly different from the theoretical amount anticipated based on the difference in interest rates due to supply and demand, expectations regarding the currency or other factors. Therefore, the movement of the Net Asset Value per unit may significantly deviate from the anticipated price movement based on the actual price movement in the relevant exchange market.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

5. RISK FACTORS (continued)

(C) Interest Rate Risk. Generally speaking, if the level of the interest rate increases (or declines) in the country or region where the bonds which are invested substantially are issued, the bond price declines (or increases), which may result in a fluctuating Net Asset Value per unit. The longer the duration*, the greater the fluctuation in the bond price due to interest rate fluctuations. In addition, the price of high yield bonds significantly fluctuates due to changes in the investment environment, such as market conditions, performance of the issuer, and other factors, will cause fluctuations of the Net Asset Value per unit.

* Duration means the volatility of the bond price against interest rate fluctuations and indicates the average period of time required to collect investments in bonds. The higher the bond price, the longer it takes to collect the investment principal and the greater the fluctuations in the bond price due to fluctuations in the interest rate (sensitivity) during that period.

(D) Credit Risk. Credit risk is the risk that the issuer of a security will be unable to pay interest or repay the principal when due. Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may also affect the value of the Sub-Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation. Investments in lower rated or unrated fixed-income securities in which the Sub-Trust may invest indirectly, while generally providing greater opportunity for gain and income than investments in higher rated securities, usually entail greater risk (including the possibility of default or bankruptcy of the issuers of such securities).

The bond price may fluctuate significantly as a result of a change in the bond issuer's rating (credibility) or the possibility of such change due to a change in the issuer's ability to repay debts, and the Net Asset Value per unit also may fluctuate significantly. In addition, the Net Asset Value per unit may decline and cause a loss as a result of insolvency, adverse financial conditions or the credit status of the issuer of the securities which are invested substantially. Generally speaking, low rated bonds such as high yield bonds are considered more likely than high-rated bonds to be exposed to default risks (default and late payment). If an event of default occurs, the bond price may significantly decline. Moreover, in such case, flexible transactions may not be allowed as the liquidity significantly declines.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

5. RISK FACTORS (continued)

(E) Liquidity Risk. Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Sub-Trust's investments in less liquid securities may reduce the returns of the Sub-Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Sub-Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities, derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Sub-Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

(F) Counterparties and Brokers Risk. The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, with which the Sub-Trust or a delegate on behalf of the Sub-Trust trades or invests, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations to the Sub-Trust. Any such default could result in material losses to the Sub-Trust. In addition, the Sub-Trust may pledge collateral to the counterparties in order to secure certain transactions.

The Sub-Trust attempts to reduce its exposure to counterparty credit risk by entering into a master netting agreement with each of its counterparties. The master netting agreement gives the Sub-Trust the right to terminate all transactions traded under such agreement upon deterioration in the credit quality of the counterparty beyond specified levels. The master netting agreement gives each party the right, upon an event of default by the other party or a termination of the agreement, to close out all transactions traded under such agreement and to net amounts owed under each transaction to one payable by one party to the other. The Sub-Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk related to OTC derivatives is generally the aggregate unrealized appreciation and unpaid counterparty payments in excess of any collateral pledged by the counterparty to the Sub-Trust. The Sub-Trust may be required to pledge collateral for the benefit of the counterparties on OTC derivatives in an amount not less than each counterparty's unrealized appreciation on outstanding derivative contracts, subject to certain minimum transfer provisions, and such pledged collateral, if any, is identified in the Schedule of Investments.

(G) Custody Risk. The Sub-Trust does not control the custodianship of all of its securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Sub-Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

5. RISK FACTORS (continued)

(H) Settlement Risk. Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of U.S. investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Sub-Trust to carry out transactions. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of its assets may be uninvested with no return earned thereon for some period. If the Sub-Trust cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, it may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Sub-Trust could be liable for any losses incurred.

(I) Currency Risk. Securities and other instruments in which the Sub-Trust invests must be denominated or quoted in United States Dollar. For this reason, changes in foreign currency exchange rates can affect the value of the Sub-Trust's portfolio. This risk, generally known as "currency risk," means that a strong functional currency of the Sub-Trust may reduce returns to investors while a weak functional currency of the Sub-Trust may increase those returns.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

5. RISK FACTORS (continued)

(J) Derivatives. The Sub-Trust may use derivative instruments to hedge its investments or to seek to enhance returns. Derivatives allow the Sub-Trust to increase or decrease its risk exposure more quickly and efficiently than other types of instruments. Derivatives are volatile and involve significant risks, including:

- Credit Risk - the risk that the counterparty (the party on the other side of the transaction) on a derivative transaction will be unable to honor its financial obligation to the Sub-Trust.
- Leverage Risk - the risk associated with certain types of investments or trading strategies that relatively small market movements may result in large changes in the value of an investment. Certain investments or trading strategies that involve leverage can result in losses that greatly exceed the amount originally invested.
- Liquidity Risk - the risk that certain securities may be difficult or impossible to sell at the time that the seller would like or at the price that the seller believes the security is currently worth.

The Sub-Trust may use derivatives for economic hedging purposes, including anticipatory hedges. Hedging is a strategy in which the Sub-Trust uses a derivative to offset the risks associated with other Sub-Trust holdings. While hedging can reduce losses, it can also reduce or eliminate gains or cause losses if the market moves in a manner different from that anticipated by the Sub-Trust or if the cost of the derivative outweighs the benefit of the hedge. Hedging also involves the risk that changes in the value of the derivative will not match those of the holdings being hedged as expected by the Sub-Trust, in which case any losses on the holdings being hedged may not be reduced and may be increased. There can be no assurance that the Sub-Trust's hedging strategy will reduce risk or that hedging transactions will be either available or cost effective. The Sub-Trust is not required to use hedging and may choose not to do so. Because the Sub-Trust may use derivatives to seek to enhance returns, its investments will expose the Sub-Trust to the risks outlined above to a greater extent than if the Sub-Trust used derivatives solely for hedging purposes. Use of derivatives to seek to enhance returns may be considered speculative.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

5. RISK FACTORS (continued)

(K) High Yield Debt Obligations. The Sub-Trust mainly invests indirectly in high yield debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in U.S. Governments and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

(L) Sovereign and Corporate Debt Obligations. The Sub-Trust mainly invests indirectly in sovereign issuers and corporate debt obligations. The Sub-Trust's investments may be in sovereign issuers and corporations that have leveraging, with other burdens on cash flow, and therefore involve a high degree of financial risk. The Sub-Trust may also make investments in sovereign issuers and corporate debt obligations that have experienced financial or operational difficulties or have been otherwise out-of-favor. Such investments may be considered speculative, and the debt obligations could be adversely affected by interest rate movements, changes in the general economic climate or the economic factors affecting a particular sovereign issuer or industry, or specific developments within jurisdictions and/or corporations.

6. GUARANTEES AND INDEMNIFICATION

Under the Sub-Trust's organization documents, certain parties (including the Trustee and Investment Advisor) are indemnified against certain liabilities that may arise out of the performance of their duties to the Sub-Trust. Additionally, in the normal course of business, the Sub-Trust enters into contracts that contain a variety of indemnification clauses. The Sub-Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown as this would involve future claims that may be made against the Sub-Trust that have not yet occurred. However, the Sub-Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

7. INCOME TAX

The Sub-Trust is subject to the Cayman Islands laws in respect to its tax status. Under current laws of Cayman Islands, there are no tax or duty to be levied on profits, income or on gains or appreciation, or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax, will apply to any property comprised in or any income arising under the Sub-Trust, or the unit holders thereof, in respect of any such property or income. No withholding tax is applicable to distributions by the Sub-Trust or with regard to the payment of Net Asset Value on the repurchase of units. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements.

The Sub-Trust generally intends to conduct its activities so as to avoid being treated as engaged in a trade or business in the United States for U.S. federal income tax purposes. Specifically, the Sub-Trust intends to qualify for safe harbors in the Internal Revenue Code of 1986, as amended, pursuant to which the Sub-Trust will not be treated as engaged in such a business if its activities are limited to trading in stocks and securities or commodities for its own account. If none of the Sub-Trust's income is effectively connected with a U.S. trade or business carried on by the Sub-Trust, certain categories of income (including dividends and certain types of interest income) derived by the Sub-Trust from U.S. sources will be subject to a U.S. tax of thirty percent, which tax is generally withheld from such income.

Authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board-Accounting Standards Codification 740) requires the Trustee to determine whether a tax position of the Sub-Trust is more likely than not to be sustained upon examination, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax amount recognized in the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Trustee has reviewed the Sub-Trust's tax positions and has concluded that no provision for taxes required in the financial statements. There are currently no interests or penalties related to uncertain tax positions.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

7. INCOME TAX (continued)

As of May 31, 2019 the tax years that remain subject to examination vary by the major tax jurisdictions, other than the U.S., under the statute of limitations range from the year 2010 (commencement of operations) through the current fiscal year. The years subject to examination by U.S. federal jurisdiction include the years of 2010 (commencement of operations) through May 31, 2019.

8. FEES AND EXPENSES

(A) Administrator's and Transfer Agent's Fees. Brown Brothers Harriman & Co. (the "Administrator" and "Transfer Agent") receives a fee accrued daily and paid monthly based on the Net Asset Value of the Sub-Trust. The Administrator and Transfer Agent is entitled to receive an annual fee of 0.05% on the first \$500,000,000; 0.04% on the next \$500,000,000 and 0.03% on assets over \$1,000,000,000, subject to an annual minimum of \$45,000. The fees earned by the Administrator and Transfer Agent during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Administrator and Transfer Agent as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(B) Custody Fees. The Trustee has a custody agreement with the Custodian for which the Custodian receives safekeeping fees ranging between 0.01 - 0.04% of net assets. The Custodian earns an annual minimum fee of \$5,000. The Custodian also receives transaction charges for specialized processing ranging from \$10 to \$50 per transaction. The fees earned by the Custodian during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Custodian as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(C) Trustee's Fees. The Trustee receives a fee of 0.01% of the Net Asset Value of the Sub-Trust, subject to a minimum fee of \$10,000 per annum. Fees are accrued daily and paid on a monthly basis. The fees earned by the Trustee during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Trustee as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

8. FEES AND EXPENSES (continued)

(D) Investment Advisor's Fees. The Investment Advisor provides the Manager with investment advice and services and receives an annual fee of 0.38% of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Investment Advisor during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Advisor as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(E) Agent Company's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd. (the "Agent Company") ensures compliance with the rules and requirements of the Japan Securities Dealer's Association and receives an annual fee of 0.05% per annum of the Net Asset Value of each class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Agent Company during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Agent Company as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(F) Distributor's Fees. Mitsubishi UFJ Morgan Stanley Securities Co., Ltd., (the "Distributor") receives a fee of 0.50% per annum of the Net Asset Value of each class of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Distributor during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Distributor as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(G) Manager's Fees. The Manager provides the Sub-Trust with investment management and services and receives a fee of 0.04% per annum of the Net Asset Value of the Sub-Trust. Fees are accrued daily and paid on a quarterly basis. The fees earned by the Manager during the year ended May 31, 2019 and outstanding fees payable to the Manager as of May 31, 2019 have been disclosed in the Statement of Operations and the Statement of Assets and Liabilities, respectively.

(H) Other Expenses. The Sub-Trust may bear other expenses related to its operations that are not covered by the investment advisor, administrative, custody and transfer agent fees including but not limited to governmental fees; brokerage fees and commissions and other portfolio transaction expenses; costs of borrowing money, including interest expenses; extraordinary expenses, including costs of litigation and indemnification expenses; organizational expenses; and audit fees.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

A sub-trust of Kokusai Cayman Trust

(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)

Notes to Financial Statements

May 31, 2019

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Sub-Trust is permitted to enter into forward foreign currency contracts with Brown Brothers Harriman & Co., a related party to the Trustee. The Sub-Trust did not have open forward foreign currency contracts outstanding with Brown Brothers Harriman & Co. as of May 31, 2019. During the year ended May 31, 2019, there was net realized gain of \$1,430 on forward foreign currency contracts with Brown Brothers Harriman & Co. which is disclosed as part of the realized gain or loss on forward foreign currency contracts in the Statement of Operations.

10. RECENT ACCOUNTING PRONOUNCEMENTS

In March 2017, the Financial Accounting Standards Board issued an Accounting Standards Update, ASU 2017-08, Receivable - Nonrefundable Fees and Other Costs (Subtopic 310-20), Premium Amortization on Purchased Callable Debt Securities (the "ASU") which amends the amortization period for certain purchased callable debt securities held at a premium, shortening such period to the earliest call date. The ASU does not require any accounting change for debt securities held at a discount; the discount continues to be amortized to maturity. The ASU is effective for fiscal years beginning after December 15, 2019, and interim periods within fiscal years beginning after December 15, 2020. Management is currently evaluating the application of ASU 2017-08 and its impact, if any, on the Fund's financial statements. At this time, it is not anticipated that this change will have an impact on the financial statements.

On August 28, 2018, the FASB issued an Accounting Standards Update, ASU 2018-13, Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework-Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement ("ASU 2018-13"). ASU 2018-13 modifies the disclosure objective paragraphs of ASC 820 to eliminate (1) "at a minimum" from the phrase "an entity shall disclose at a minimum" and (2) other similar "open ended" disclosure requirements to promote the appropriate exercise of discretion by entities. ASU 2018-13 also eliminates and modifies other requirements under ASC 820. ASU 2018-13 is effective for all entities for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2019. Early application is permitted. At this time, it is not anticipated that this change will have an impact on the financial statements.

Management does not expect the application of ASU 2017-08 and ASU 2018-13 will have a significant impact on the Fund's financial statements.

Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection
A sub-trust of Kokusai Cayman Trust
(An open-ended Cayman Islands Unit Trust)
Notes to Financial Statements
May 31, 2019

11. SUBSEQUENT EVENTS

The Management has evaluated all subsequent transactions and events through November 15, 2019, the date on which these financial statements were available to be issued. During the period June 1, 2019 through November 15, 2019, there were subscriptions of \$3,845,015 and redemptions of \$4,374,443. During the same period, there were distributions of \$3,152,220. There are no other subsequent events to report as relates to the Sub-Trust.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年9月末日現在)

資産総額		78,264,878.12米ドル	8,280,424,105円
負債総額		1,829,767.04米ドル	193,589,353円
純資産総額(-)		76,435,111.08米ドル	8,086,834,752円
発行済口数	米ドル建 米ドルクラス	673,090口	
	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	734,687口	
	米ドル建 中国元ヘッジクラス	1,286口	
	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	34,094口	
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	398,811口	
	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	67,484口	
	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	230口	
	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	1,169口	
1口当たり 純資産価格	米ドル建 米ドルクラス	61.07米ドル	6,461円
	米ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	22.02米ドル	2,330円
	米ドル建 中国元ヘッジクラス	129.01米ドル	13,649円
	米ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	42.29米ドル	4,474円
	豪ドル建 豪ドルヘッジクラス	55.17豪ドル	4,165円
	豪ドル建 ブラジル・リアルヘッジクラス	35.09豪ドル	2,649円
	豪ドル建 中国元ヘッジクラス	176.92豪ドル	13,356円
	豪ドル建 インドネシア・ルピアヘッジクラス	70.82豪ドル	5,346円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

サブ・ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー

取扱場所 米国02109マサチューセッツ州ボストン市ウォーター通り40番

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2) 受益者集会

受託会社または管理会社は、信託証書に従って、いつでも、適切と考える日時および場所において受益者集会を開催することができ、また、受託会社は、発行済受益証券の総額の10分の1以上を有する登録受益者が書面により要求した場合には、受益者集会を開催しなくてはならない。

いずれの受益者集会においても、挙手による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、一議決権を有する。投票による議決の場合には、(個人の場合には)自らまたは代理人により出席しているすべての受益者が、また(法人の場合には)適式に授權された代表者1名または代理人により出席しているすべての受益者が、その保有する受益証券1口につき一議決権を有する。

特別決議は、ファンドのすべてのサブ・ファンドの発行済受益証券総口数の90%の保有者の書面により可決され、または信託証書の規定に基づき適式に招集され開催されたファンドのすべてのサブ・ファンドの受益者集会において受益者の投票総数の4分の3以上の多数により可決される。

(3) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2020年9月末日現在)

払込済資本金の額 187,117,965.90米ドル(約198億円)

発行済株式総数 5,051,655株

管理会社が発行する株式総数の上限については制限がない。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

2015年9月末日	37,117,968.52米ドル
2016年9月末日	37,117,968.52米ドル
2017年9月末日	37,117,968.52米ドル
2017年11月9日	187,117,965.90米ドル
2018年9月末日	187,117,965.90米ドル
2019年9月末日	187,117,965.90米ドル
2020年9月末日	187,117,965.90米ドル

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は年次株主総会において株主によって選任され、6年以内の期間かつ後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まる。取締役は再任されることができる。株主総会の決議により理由のいかんを問わずいつでも解任される。取締役会に欠員がある場合、他の取締役はかかる欠員を、次回の株主総会まで補充する取締役を取締役会の過半数をもって選任することができる。

取締役会は、互選により、会長1名、また1名以上の副会長および株主総会および取締役会の議事録を管理する責務を負う秘書役1名(取締役である必要はない。)を選出することができる。

取締役は、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の絶対多数によるものとする。緊急時において、取締役会の決議は書面により行うこともできる。

取締役会は、管理会社の目的を達成するのに必要または有用なすべての行為をなす広汎な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(2020年9月末日現在)

氏名	役職名
小林 央明	デュプティ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
吉田 勝	シニア・バイス・プレジデント

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、受託会社は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a) 管理会社が清算される場合、(b) 管理会社の事業に関して財産保全面理人が任命された場合、(c) 受託会社が、管理会社の変更が受益者の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d) 法律が許容する限り速やかに管理会社の解任にかかる特別決議(信託証書に定義される。)が定時投資主総会において受益者により可決された場合、または(e) 発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がファンドの管理者でなくなった場合、受託会社は、ファンドの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の事前通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺または(信託証書に定義される)重過失の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは()管理会社の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、前記の者を前記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が故意の不履行、詐欺または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、2020年9月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種別(基本的性格)	本数	純資産価額の総額
ケイマン諸島	アンブレラ・ファンドのサブ・ファンド	32	4,858,130,728.69米ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の最近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝105.80円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

資産

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	31.1、31.3	3,122,139,702	330,322,380	3,714,129,527	392,954,904
金融機関に対するローンおよび貸付金	3、15、31.1、31.3	3,708,799,645	392,391,002	3,533,550,709	373,849,665
a) 要求払い		2,480,378,645	262,424,061	2,311,150,709	244,519,745
b) その他のローンおよび貸付金		1,228,421,000	129,966,942	1,222,400,000	129,329,920
顧客に対するローンおよび貸付金	31.1、31.3	670,745	70,965	372,880	39,451
株式およびその他の変動利回り有価証券	4、31.1、31.3	2,783	294	2,834	300
固定資産	5	3,551,365	375,734	3,783,033	400,245
その他の資産		365	39	257	27
前払金および未収収益	6、15	37,533,722	3,971,068	36,979,553	3,912,437
資産合計	7	6,872,698,327	727,131,483	7,288,818,793	771,157,028

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)
2019年12月31日現在
(単位:米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する負債	15、31.1	1,156,999,949	122,410,595	1,794,570,343	189,865,542
a) 要求払い		1,156,999,949	122,410,595	1,565,940,343	165,676,488
b) 約定満期日あり		0	0	228,630,000	24,189,054
顧客に対する負債	8、15、31.1	5,228,117,398	553,134,821	5,073,055,610	536,729,284
a) 要求払い		5,228,117,398	553,134,821	5,071,655,610	536,581,164
b) 約定満期日あり		0	0	1,400,000	148,120
その他の負債	9	1,232,118	130,358	2,206,816	233,481
未払金および繰延利益	10、15	29,941,563	3,167,817	15,704,349	1,661,520
引当金		21,488,541	2,273,488	18,148,556	1,920,117
a) 納税引当金	11	20,080,003	2,124,464	16,536,604	1,749,573
b) その他の引当金	12	1,408,538	149,023	1,611,952	170,545
発行済み資本	13	187,117,966	19,797,081	187,117,966	19,797,081
準備金	14	197,956,757	20,943,825	158,191,749	16,736,687
繰越損益	14	988	105	3,259	345
当期利益		49,843,047	5,273,394	39,820,145	4,212,971
負債合計	16	6,872,698,327	727,131,483	7,288,818,793	771,157,028

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17、31.1	528,585	55,924	541,339	57,274
<u>内訳:</u>					
保証金および担保証券として 差し入れられた資産		528,585	55,924	541,339	57,274
信託運用	20	80,843,518,883	8,553,244,298	92,427,954,484	9,778,877,584

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2)【損益計算書】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2019年12月31日に終了した年度

(単位:米ドル)

	注記	2019年		2018年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		102,750,017	10,870,952	81,824,073	8,656,987
内訳:					
- 預金に係るマイナス金利		9,159,885	969,116	5,448,991	576,503
- 外貨スワップからの利差益		45,637,424	4,828,439	31,789,988	3,363,381
未払利息および類似費用		(54,594,603)	(5,776,109)	(40,218,579)	(4,255,126)
内訳:					
- ローンおよび貸付金に係る マイナス金利		(18,415,271)	(1,948,336)	(12,070,732)	(1,277,083)
- 外貨スワップからの利差損		(511,746)	(54,143)	(392,542)	(41,531)
有価証券からの収益		0	0	92	10
株式およびその他の変動利回り有価 証券からの収益		0	0	92	10
未収手数料	21	135,532,835	14,339,374	115,660,720	12,236,904
未払手数料		(68,018,470)	(7,196,354)	(56,930,365)	(6,023,233)
金融業務の純利益		3,671,743	388,470	4,336,416	458,793
その他の事業収益	22	1,439,792	152,330	4,322,262	457,295
一般管理費用		(50,532,935)	(5,346,385)	(51,755,210)	(5,475,701)
a) スタッフ費用	24、25	(19,811,185)	(2,096,023)	(20,839,657)	(2,204,836)
内訳:					
- 賃金およびサラリー		(16,226,776)	(1,716,793)	(16,818,051)	(1,779,350)
- 社会保障費		(2,550,297)	(269,821)	(2,632,035)	(278,469)
内訳:					
- 年金に関する 社会保障費		(1,580,110)	(167,176)	(1,596,915)	(168,954)
b) その他の一般管理費用	26、30	(30,721,750)	(3,250,361)	(30,915,553)	(3,270,866)
有形および無形資産に関する価値調整		(1,515,702)	(160,361)	(1,767,494)	(187,001)
その他の事業費用	23	(624,491)	(66,071)	(605,778)	(64,091)
経常収益にかかる税金	11、27.1	(16,495,317)	(1,745,205)	(13,169,369)	(1,393,319)
税引後経常収益		51,612,869	5,460,642	41,696,768	4,411,518
前勘定科目に表示されていないその他 の税金	27.2	(1,769,822)	(187,247)	(1,876,623)	(198,547)
当期利益		49,843,047	5,273,394	39,820,145	4,212,971

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2019年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、当行の資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株主資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。当行の主たる株主2社は、株主資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスに所在する外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関として907648番で登録された。

2016年5月1日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)に変更した。

2017年5月31日に、三菱UFJ信託銀行株式会社は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の議決権株式の100%を取得した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループの専務取締役および独立取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他の全ての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、三菱UFJフィナンシャル・グループのグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注2 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、全ての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約(スワップおよびヘッジ外国為替予約契約)によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、全ての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る未実現損益については、期末においてこれを中立化する。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。先渡取引に係る未実現損失に対する引当金は、2019年は計上されていない(2018年: 0米ドル)。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルクの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、年次決算時にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2019年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった(2018年:0米ドル)。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器:4年

ソフトウェア:4年および5年

その他の無形資産:5年

その他の有形資産:10年

のれん:5年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。納税引当金は、当行が設定した引当金の見積額と、最終税務査定通知未受領の会計年度に関する前払金との差額に相当する。

2.11. 前払金および未収収益

本資産項目は、当期中に発生したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.12. 未払金および繰延利益

本負債項目は、当期中に受領したが次年度以降に係る費用が含まれる。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明確に定義されている損失または債務であって、かつ貸借対照表日付時点で発生する可能性が高いかもしくは発生することが確実だが、金額または発生日が不確定なものを対象とすることが企図されている。

2.14. 収益の認識

当行の主要な収益源は、利息および手数料収益から成る。当行は、顧客に対して提供する多様な業務から報酬および手数料収益を稼得する。

収益は通常、関連する業務の履行時または当該業務が提供された期間を通じて認識される。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
3か月以下	541,421,000	543,400,000
3か月超1年未満	687,000,000	679,000,000
	<u>1,228,421,000</u>	<u>1,222,400,000</u>

注4 株式およびその他の変動利回り有価証券

「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券は全て、2,783米ドル(2018年:2,834米ドル)の未上場有価証券で構成される。

注5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1.有形資産	3,096,039	336,220	(135,335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a)ハードウェア	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b)その他付属品、 家具、機器、 車両	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
2.無形資産	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a)ソフトウェア	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,196	2,724,429
b)有価約因に基づ いて取得したの れん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
固定資産合計	22,279,228	1,352,371	(150,226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未収利息	14,177,184	15,591,714
スワップに係る未収利息収入	1,713,597	1,076,761
管理会社手数料	183,794	921,843
信託業務手数料	1,566,075	2,124,415
全体保管手数料	12,792,274	9,573,008
投資ファンド手数料	5,053,137	5,836,414
その他の未収収益	543,439	483,831
その他の手数料	171,171	162,315
その他の前払金	324,052	664,574
前払一般経費	572,304	481,264
前払法人税	751	765
未回収付加価値税(VAT)	435,944	62,649
	<u>37,533,722</u>	<u>36,979,553</u>

注7 外貨建て資産

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、5,141,994,595米ドル(2018年:5,393,986,107米ドル)である。

注8 顧客未払金

2019年12月31日現在、顧客に対する債務(要求払いのものを除く。)はない(2018年12月31日現在、債務(要求払いのものを除く。)は、1,400,000米ドルであった。)

注9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
優先債務	649,292	618,902
諸債務	582,826	1,587,914
	<u>1,232,118</u>	<u>2,206,816</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
未払手数料	8,943,522	6,908,708
未払一般経費	4,769,237	3,224,725
未払利息	1,612,014	3,347,939
保管報酬に関連する繰延利益	58,141	308,226
外国為替スワップによりカバーされたポジションに係る外国為替実績の中立化(注2.2)	14,380,755	1,717,819
その他の未払費用	114,097	122,543
その他の仮受金(注)	63,797	74,389
	<u>29,941,563</u>	<u>15,704,349</u>

(注) 2019年12月31日より後の関連する受益者に対する未払仮受金の仮勘定

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルクの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日(改正)法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常の場合においては、米ドルがユーロに対して強く(ドル高に)なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

2019年12月31日現在、繰延税金はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は、従業員の報酬引当金により構成されている。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
従業員の報酬引当金	<u>1,408,538</u>	<u>1,611,952</u>
	<u>1,408,538</u>	<u>1,611,952</u>

注13 発行済資本

2019年12月31日現在、当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの5,002,575株およびクラスBの49,080株に対して187,117,966米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2019年1月1日現在の残高	5,404,737	152,787,012	3,259
2018年12月31日終了年度の利益	0	0	39,820,145
利益の処分			
- 株主への配当金支払			(57,409)
- 2019年純資産税準備金への振替		9,981,000	(9,981,000)
- 2013年純資産税準備金からの振替		(3,101,000)	3,101,000
- 任意準備金への割当て		30,894,000	(30,894,000)
- 法定準備金への割当て	1,991,008	0	(1,991,008)
2019年12月31日現在の残高	<u>7,395,745</u>	<u>190,561,012</u>	<u>988</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株主資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの税法に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2019年12月31日現在、総額29,324,927米ドル(2018年:22,444,927米ドル)の純資産税特別準備金が、当行のその他の準備金に含まれている。

2019年3月25日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、9,981,000米ドルを2019年の純資産税特別準備金に割り当て、2013年に構成した利用可能な純資産税特別準備金3,101,000米ドルを戻し入れた。

2019年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

年度	2019年 純資産税準備金 米ドル
2014年 - 2015年	3,019,136
2016年	3,348,440
2017年	4,276,351
2018年	8,700,000
2019年	9,981,000
2019年12月31日現在の残高	<u>29,324,927</u>

注15 関連会社残高

2019年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,313,250,489	3,314,382,591
前払金および未収収益	25,391,063	24,033,836
	<u>3,338,641,552</u>	<u>3,338,416,427</u>

負債

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,121,324,163	1,787,952,744
顧客に対する未払金	790,938,178	1,001,503,360
未払金および繰延利益	5,272,305	5,654,686
	<u>1,917,534,646</u>	<u>2,795,110,790</u>

当行は、2019年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局(CSSF)は、2013年6月26日付規則(EU)575/2013(パート)に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ(三菱UFJフィナンシャル・グループ)に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2019年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、3,383,066,716米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2019年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,311,881,103
前払金および未収収益	14,190,435
外国為替取引(市場リスク手法)	56,995,178
	<u>3,383,066,716</u>

注16 外貨建て負債

2019年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、5,161,213,531米ドル(2018年:3,951,265,679米ドル)である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
発行済念書	528,585	541,339

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	5,226,846	6,499,120

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2019年12月31日および2018年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引(スワップ、アウトライト)

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 未収手数料

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
投資信託に係る報酬	22,712,248	21,506,351
機関顧客からのグローバルカस्टディに係る報酬	99,635,836	80,663,753
信託取引に係る報酬	11,022,939	11,772,959
管理会社に対する業務に係る報酬	700,533	921,843
その他の報酬および手数料	1,461,279	795,814
	135,532,835	115,660,720

未収手数料は、以下により構成される。

投資信託に係る報酬は、保管業務、集中管理、預金およびその他の業務について投資信託に課される報酬および手数料からなる。かかる報酬は、管理を行っているファンドの純資産価額に基づき計算される。

機関顧客からのグローバルカストディに係る報酬は、証券取引管理、決済、法人業務、利益回収および代理投票等のグローバルカストディ業務について、機関顧客に対して課される報酬および手数料からなる。かかる報酬は、保管を行っている資産および取引数に基づき計算される。

信託取引に係る報酬は、保管取引、現金運用およびフィデュシアリー・ノートの発行を含む信託資産により得られる報酬および手数料からなる。かかる報酬は、運用を行っている資産および取引数に基づき計算される。

管理会社に対する業務に係る報酬には、業務レベル契約に基づく職務関連出費およびサポート業務報酬等の報酬が含まれる。

その他の報酬および手数料には、上場代理人報酬、保証報酬、銀行業務報酬およびファンド注文デスク業務報酬等の様々な報酬が含まれる。

注22 その他の事業収益

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
2013年、2014年、2015年および2017年の所得税の調整	0	2,530,324
過年度の手数料の調整	663,382	1,151,445
過年度の一般経費調整からの利益	478,260	414,867
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 (サービス品質保証契約)	78,621	70,598
その他の事業収益	219,529	155,028
	<u>1,439,792</u>	<u>4,322,262</u>

注23 その他の事業費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	170,811	345,919
過年度の手数料	325,550	220,859
過年度の利息	106,282	7,836
その他事業損失	21,848	31,164
	<u>624,491</u>	<u>605,778</u>

注24 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2019年 人数	2018年 人数
上級管理職	30	29
中間管理職	83	71
従業員	56	67
	<u>169</u>	<u>167</u>

注25 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
上級管理職報酬	5,606,190	5,084,843
上級管理職報酬のうち、変動報酬	821,298	875,409
上級管理職報酬のうち、固定報酬	4,784,892	4,209,434

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2019年12月31日および2018年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注26 その他の一般管理費用

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
データ費用	1,286,243	1,372,967
維持費	1,420,213	1,264,913
会員費	3,049,059	2,847,608
専門家報酬	3,356,649	3,550,904
賃借および関連費用	1,207,833	1,141,991
業務契約	5,099,944	4,997,353
業務費用	2,770,636	2,847,497
システム費用	11,351,403	11,679,286
通信費用	393,275	363,250
旅費、交通費、出張費	172,054	203,378
その他の費用	614,441	646,406
	30,721,750	30,915,553

会員費の増加は、2019年に単一破綻処理基金に支払われた費用の増加に起因している(注29)。

注27 税金

27.1. 経常収益にかかる税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
法人税	12,027,260	9,760,432
地方事業税	4,468,057	3,408,937
	16,495,317	13,169,369

27.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
付加価値税(VAT)	1,710,089	1,819,754
その他の税金	59,733	56,869
	<u>1,769,822</u>	<u>1,876,623</u>

注28 親会社

2019年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登記上の事務所を東京都に持つ持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社(100%を出資する子会社)である。

当行の年次決算は、三菱UFJ信託銀行(登録金融機関番号が関東財務局長(登金)第33号であり、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登記上の住所を有する)の連結決算に含まれている。

持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注29 預金保証制度

金融機関および投資会社の再建・破綻に関する枠組みを定める指令(2014/59/EU)ならびに預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関連する指令(2014/49/EU)をルクセンブルグ法に法制化する、金融機関および一定の投資会社の破綻、組織変更および解散に関連し、預金保証スキームおよび投資家補償スキームに関する法律(以下「本法」という。)が2015年12月18日付で可決された。

預金保証制度である「ルクセンブルグ預金保証基金」(以下「FGDL」という。)および投資家補償制度である「ルクセンブルグ投資家補償システム」(以下「SIIIL」という。)は、各預金者の100,000ユーロまでの適格な預金および20,000ユーロまでの投資を対象とする。また、本法は、特定の取引から生じた預金もしくは特定の社会的・その他目的を充足する預金については、100,000ユーロを超える部分について、12か月間は対象となると規定している。

金融機関は毎年、ルクセンブルグの銀行破綻基金である「ルクセンブルグ破綻基金」(以下「FRL」という。)およびFGDLのそれぞれに資金を拠出している。

FRLの拠出金は、本法第107条第1項に定義される通り、2024年末までには、欧州連合全加盟国の認可金融機関全ての対象預金の少なくとも1%に到達する。この拠出金額は、2015年から2024年までの間に徴収される予定である。

FGDLの拠出金の目標レベルは、本法第179条第1項に定義される通り、関連金融機関の対象預金の0.8%に設定されており、年間拠出金によって2018年末までに到達予定である。かかる金額は、2016年から2018年の間に徴収される予定である。0.8%のレベルが達成された場合、ルクセンブルグの金融機関は、本法第180条第1項に定義される通り、対象預金の0.8%の追加セーフティ・バッファを構成するために、追加で8年間拠出を継続する。

2019年12月31日終了年度において、当行のFRLへの年間拠出金は1,924,193ユーロ(2,144,032米ドル)(2018年:1,686,439ユーロ/1,988,649米ドル)であった。

注30 監査報酬

当期において、当行は監査法人およびそのネットワーク全体により、以下の報酬を課された(付加価値税を除く。)。

	2019年 米ドル	2018年 米ドル
監査報酬	273,905	329,206
その他の保証業務	138,827	139,547
税務助言報酬	30,103	39,220
	<u>442,835</u>	<u>507,973</u>

当期において監査法人のネットワーク全体が提供した、その他の保証業務には、以下のものが含まれる。

- 2019年1月1日から2019年12月31日までの期間を対象としたI S A E 3402 / S O C 1タイプ 報告書

当期において監査法人のネットワーク全体が提供した、税務助言業務には、以下のものが含まれる。

- 納税申告書の作成
- 付加価値税申告書の作成

注31 金融商品の開示

31.1. 主要な非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高	3,122,139,702	0	0	0	3,122,139,702
金融機関に対するローン および貸付金	3,021,799,645	687,000,000	0	0	3,708,799,645
顧客に対するローンおよび 貸付金	670,745	0	0	0	670,745
株式およびその他の 変動利回り有価証券	0	0	0	2,783	2,783
金融資産合計	6,144,610,092	687,000,000	0	2,783	6,831,612,875
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,156,999,949	0	0	0	1,156,999,949
顧客に対する負債	5,228,117,398	0	0	0	5,228,117,398
金融負債合計	6,385,117,347	0	0	0	6,385,117,347
偶発債務として開示されて いるオフ・バランス・シート 項目					
保証金	528,585	0	0	0	528,585
保証金合計	528,585	0	0	0	528,585

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
BCL残高	3,714,129,527	0	0	0	3,714,129,527
金融機関に対するローン および貸付金	2,854,550,709	679,000,000	0	0	3,533,550,709
顧客に対するローンおよび 貸付金	372,880	0	0	0	372,880
株式およびその他の 変動利回り有価証券	0	0	0	2,834	2,834
金融資産合計	<u>6,569,053,116</u>	<u>679,000,000</u>	<u>0</u>	<u>2,834</u>	<u>7,248,055,950</u>
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する負債	1,794,570,343	0	0	0	1,794,570,343
顧客に対する負債	5,073,055,610	0	0	0	5,073,055,610
金融負債合計	<u>6,867,625,953</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6,867,625,953</u>
偶発債務として開示されて いるオフ・バランス・シート 項目					
保証金	541,339	0	0	0	541,339
保証金合計	<u>541,339</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>541,339</u>

31.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2019年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,932,042,624	5,842,135	0	0	3,937,884,759	26,049,631
スワップ	1,004,949,710	0	0	0	1,004,949,710	2,872,627
合計	<u>4,936,992,334</u>	<u>5,842,135</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4,942,834,469</u>	<u>28,922,258</u>
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,952,576,741	5,799,199	0	0	3,958,375,940	26,036,732
スワップ	2,408,687,339	0	0	0	2,408,687,339	11,231,097
合計	<u>6,361,264,080</u>	<u>5,799,199</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6,367,063,279</u>	<u>37,267,829</u>

上記の金額には、取引日が2019年12月31日以前で、評価日が2019年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2018年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
(当行はトレーディングポートフォリオを有していない。)の詳細は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3か月以下 米ドル	3か月超 1年以下 米ドル	1年超 5年以下 米ドル	5年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,271,219,543	3,321,504	0	0	3,274,541,047	77,666,609
スワップ	1,394,522,057	0			1,394,522,057	2,067,411
合計	<u>4,665,741,600</u>	<u>3,321,504</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4,669,063,104</u>	<u>79,734,020</u>
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	3,303,598,230	3,270,027	0	0	3,306,868,257	76,992,277
スワップ	854,553,985	0	0	0	854,553,985	2,708,455
合計	<u>4,158,152,215</u>	<u>3,270,027</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4,161,422,242</u>	<u>79,700,732</u>

上記の金額には、取引日が2018年12月31日以前で、評価日が2018年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

31.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 簿価 米ドル	2018年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、BCL残高	3,122,139,702	3,714,129,527
EU加盟国	3,122,139,702	3,714,129,527
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,708,799,645	3,533,550,709
EU加盟国	135,123,430	180,725,105
北および中央アメリカ	894,909,307	722,872,089
アジア	2,674,535,568	2,605,130,138
ヨーロッパ(非EU加盟国)	1,183,449	5,033,138
オーストラリアおよびニュージーランド	3,047,891	19,790,239
顧客に対するローンおよび貸付金	670,745	372,880
EU加盟国	315,164	50,865
北および中央アメリカ	351,379	318,231
アジア	0	4
ヨーロッパ(非EU加盟国)	4,202	3,780
株式およびその他の変動利回り有価証券	2,783	2,834
EU加盟国	2,783	2,834
合計	6,831,612,875	7,248,055,950

31.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2019年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2019年 未払想定元本 米ドル	2019年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	3,136,956,781	17,460,853
アメリカ	752,436,735	8,314,206
アジア	48,491,243	274,572
スワップ		
EU加盟国	1,004,949,710	2,872,627
合計	4,942,834,469	28,922,258

2018年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2018年 未払想定元本 米ドル	2018年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
EU加盟国	3,160,915,130	75,043,013
アメリカ	113,600,617	2,623,478
アジア	25,301	118
スワップ		
EU加盟国	1,394,522,057	2,067,411
合計	4,669,063,105	79,734,020

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET AND OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2019

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019

(in USD)

A S S E T S

	Notes	2019	2018
Cash, balances with central banks and post office banks	31.1., 31.3.	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 31.1., 31.3.	3.708.799.645	3.533.550.709
a) repayable on demand		2.480.378.645	2.311.150.709
b) other loans and advances		1.228.421.000	1.222.400.000
Loans and advances to customers	31.1., 31.3.	670.745	372.880
Shares and other variable-yield securities	4, 31.1., 31.3.	2.783	2.834
Fixed Assets	5	3.551.365	3.783.033
Other assets		365	257
Prepayments and accrued income	6, 15	<u>37.533.722</u>	<u>36.979.553</u>
TOTAL ASSETS	7	<u><u>6.872.698.327</u></u>	<u><u>7.288.818.793</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2019

(in USD)

- continued -

L I A B I L I T I E S

	Notes	2019	2018
Amounts owed to credit institutions	15, 31.1.	1.156.999.949	1.794.570.343
a) repayable on demand		1.156.999.949	1.565.940.343
b) with agreed maturity dates		0	228.630.000
Amounts owed to customers	8, 15, 31.1.	5.228.117.398	5.073.055.610
a) repayable on demand		5.228.117.398	5.071.655.610
b) with agreed maturity dates		0	1.400.000
Other liabilities	9	1.232.118	2.206.816
Accruals and deferred income	10, 15	29.941.563	15.704.349
Provisions		21.488.541	18.148.556
a) provisions for taxation	11	20.080.003	16.536.604
b) other provisions	12	1.408.538	1.611.952
Subscribed capital	13	187.117.966	187.117.966
Reserves	14	197.956.757	158.191.749
Result brought forward	14	988	3.259
Profit for the financial year		<u>49.843.047</u>	<u>39.820.145</u>
TOTAL LIABILITIES	16	<u><u>6.872.698.327</u></u>	<u><u>7.288.818.793</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

OFF BALANCE SHEET ITEMS

December 31, 2019

(in USD)

	Notes	2019	2018
Contingent liabilities	17, 31.1.	528.585	541.339
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		528.585	541.339
Fiduciary operations	20	80.843.518.883	92.427.954.484

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2019

(expressed in USD)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

PROFIT AND LOSS ACCOUNT

Year ended December 31, 2019

(in USD)

	Notes	2019	2018
Interest receivable and similar income		102.750.017	81.824.073
<u>of which:</u>			
- Negative interest received on deposits		9.159.885	5.448.991
- Interest Gain from foreign currency swap		45.637.424	31.789.988
Interest payable and similar charges		(54.594.603)	(40.218.579)
<u>of which:</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(18.415.271)	(12.070.732)
- Interest Loss from foreign currency swap		(511.746)	(392.542)
Income from securities		0	92
Income from shares and other variable yield securities		0	92
Commission receivable	21	135.532.835	115.660.720
Commission payable		(68.018.470)	(56.930.365)
Net profit on financial operations		3.671.743	4.336.416
Other operating income	22	1.439.792	4.322.262
General administrative expenses		(50.532.935)	(51.755.210)
a) staff costs	24, 25	(19.811.185)	(20.839.657)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(16.226.776)	(16.818.051)
- social security costs		(2.550.297)	(2.632.035)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1.580.110)	(1.596.915)
b) other administrative expenses	26, 30	(30.721.750)	(30.915.553)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(1.515.702)	(1.767.494)
Other operating charges	23	(624.491)	(605.778)

	Notes	2019	2018
Tax on profit on ordinary activities	11, 27.1.	<u>(16.495.317)</u>	<u>(13.169.369)</u>
Profit on ordinary activities after tax		51.612.869	41.696.768
Other taxes not shown under the preceding items	27.2.	<u>(1.769.822)</u>	<u>(1.876.623)</u>
Profit for the financial year		<u><u>49.843.047</u></u>	<u><u>39.820.145</u></u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (the "Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a société anonyme.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the Bank became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the Bank has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of the Bank hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

On May 31, 2017, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation obtained 100% of the voting shares of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A..

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and Independent Directors. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. In case of unrealised results on position covered by foreign exchange swap, these are neutralized at year end.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value. There is no provision for unrealized losses on forward deals recorded for the year 2019 (2018: USD nil).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the Directeur des Contributions on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2019 (2018: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

- Hardware equipment: 4 years;
- Software: 4 years and 5 years;
- Other intangible assets: 5 years;
- Other tangible assets: 10 years;
- Goodwill: 5 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate. Provision for taxation corresponds to the difference between the estimated provisions created by the Bank and the advance payments for the financial years for which no final tax assessment notices have been received yet.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

2.14. Revenue recognition

The Bank's main streams of revenue are comprised of interests and commissions income. The Bank earns fee and commission income from a wide range of services it provides to its customers.

Revenue is generally recognized when the related services are performed or recognized over the period that the services are provided.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Not more than three months	541.421.000	543.400.000
More than three months but less than one year	687.000.000	679.000.000
	<u>1.228.421.000</u>	<u>1.222.400.000</u>

NOTE 4 - SHARES AND OTHER VARIABLE YIELD SECURITIES

Transferable securities shown under the item "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 2.783 (2018: 2.834).

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2019
- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year	Additions	Disposals	Exchange difference	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments	Net value at the end of the financial year
	USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
1. Tangible assets	3,096,039	336,220	(135,335)	(55,927)	3,240,997	2,414,061	826,936
a) Hardware	739,476	198,135	(134,010)	(13,358)	790,243	509,876	280,367
b) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,356,563	138,085	(1,325)	(42,569)	2,450,754	1,904,185	546,569
2. Intangible assets	19,183,189	1,016,151	(14,891)	(311,385)	19,873,064	17,148,635	2,724,429
a) Software	17,237,750	1,016,151	(14,891)	(311,385)	17,927,625	15,203,196	2,724,429
b) Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Total Fixed Assets	22,279,228	1,352,371	(150,226)	(367,312)	23,114,061	19,562,696	3,551,365

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued interest income	14.177.184	15.591.714
Accrued Interest income on swaps	1.713.597	1.076.761
Commission from the Management Company	183.794	921.843
Commission on fiduciary operations	1.566.075	2.124.415
Commission on global custody	12.792.274	9.573.008
Commission on investment funds	5.053.137	5.836.414
Other accrued income	543.439	483.831
Other Commissions	171.171	162.315
Other prepayments	324.052	664.574
Prepaid general expenses	572.304	481.264
Prepaid income taxes	751	765
VAT recoverable	435.944	62.649
	37.533.722	36.979.553

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2019, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 5.141.994.595 (2018: USD 5.393.986.107).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2019, there is no debts other than those repayable on demand owed to customers. (as at December 31, 2018 debts other than repayable on demand amounted to USD 1.400.000).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Preferential creditors	649.292	618.902
Sundry creditors	582.826	1.587.914
	1.232.118	2.206.816

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Accrued commission	8.943.522	6.908.708
Accrued general expenses	4.769.237	3.224.725
Accrued interest expenses	1.612.014	3.347.939
Deferred income related to custody fees	58.141	308.226
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap (note 2.2.)	14.380.755	1.717.819
Other accrued expenses	114.097	122.543
Other suspense receipts (*)	63.797	74.389
	29.941.563	15.704.349

(*) Transitory account for suspense receipts payable after the 31/12/2019 to the related beneficiary.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

As at December 31, 2019, there are no deferred tax.

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions are made of provision for staff remuneration.

	2019	2018
	USD	USD
Provision for staff remuneration	1.408.538	1.611.952
	<u>1.408.538</u>	<u>1.611.952</u>

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

As of December 31, 2019, the Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 187.117.966 for 5.002.575 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve USD	Other reserves USD	Result brought forward USD
Balance at January 1, 2019	5.404.737	152.787.012	3.259
Profit for the year ended December 31, 2018	0	0	39.820.145
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(57.409)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax 2019		9.981.000	(9.981.000)
- Transfer from Reserve for Net Worth Tax 2013		(3.101.000)	3.101.000
- Allocation to Free reserve		30.894.000	(30.894.000)
- Allocation to Legal reserve	1.991.008	0	(1.991.008)
Balance at December 31, 2019	<u>7.395.745</u>	<u>190.561.012</u>	<u>988</u>

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

As of December 31, 2019, the special reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 29.324.927 (2018: USD 22.444.927).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As resolved in the Annual General Meeting dated March 25, 2019, the Bank has allocated an amount of USD 9,981,000 to special reserve for Net Worth Tax 2019 and reversed the available special reserve for Net Worth Tax constituted in 2013 which amounted to USD 3,101,000.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2019.

Years	2019 Reserve for Net Worth Tax USD
2014 - 2015	3,019,136
2016	3,348,440
2017	4,276,351
2018	8,700,000
2019	9,981,000
Balance at December 31, 2019	<u>29,324,927</u>

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2019, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2019 USD	2018 USD
Loans and advances to credit institutions	3,313,250,489	3,314,382,591
Prepayments and accrued income	25,391,063	24,033,836
	<u>3,338,641,552</u>	<u>3,338,416,427</u>

LIABILITIES

	2019 USD	2018 USD
Amounts owed to credit institutions	1,121,324,163	1,787,952,744
Amounts owed to customers	790,938,178	1,001,503,360
Accruals and deferred income	5,272,305	5,654,686
	<u>1,917,534,646</u>	<u>2,795,110,790</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2019 and for the year then ended.

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2019, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 3.383.066.716 and can be analysed as follows:

	2019
	USD
Loans and advances to credit institutions	3.311.881.103
Prepayments and accrued income	14.190.435
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	56.995.178
	<u>3.383.066.716</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2019, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 5.161.213.531 (2018: USD 3.951.265.679).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>528.585</u>	<u>541.339</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	5.226.846	6.499.120
	5.226.846	6.499.120

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2019 and 2018:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 21 - COMMISSIONS RECEIVABLE

	2019	2018
	USD	USD
Fees on Investment Funds	22.712.248	21.506.351
Fees on Global custody from Institutional customers	99.635.836	80.663.753
Fees on Fiduciary transactions	11.022.939	11.772.959
Fees on Services to Management Company	700.533	921.843
Other fees and commissions	1.461.279	795.814
	<u>135.532.835</u>	<u>115.660.720</u>

Commissions receivable consist of the following:

Fees on Investment Funds consist of fees and commissions charged to Investment Funds for custody services, central administration, depositary and other services. The fees are calculated on the basis of the value of net assets of the funds under administration.

Fees on Global custody from Institutional customers consist of fees and commissions charged to institutional customers for global custody services including securities trade management, settlement, corporate actions, income collection and proxy voting. The fees are calculated on the basis of the assets held under custody and the number of transactions.

Fees on Fiduciary transactions consist of fees and commissions earned on fiduciary assets including custody transactions, cash management and fiduciary notes issuance. The fees are calculated on the basis of the assets held under management and the number of transactions.

Fees on Services to Management Company include fees covering functional expenditures and fees for support services in accordance with the Service Level Agreement.

Other fees and commissions include various fees such as listing agent fees, guarantee fees, banking services fees and fund order desk services fees.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 22 - OTHER OPERATING INCOME

	2019	2018
	USD	USD
Adjustment of Income taxes 2013-2014-2015-2017	0	2.530.324
Adjustment for commission previous years	663.382	1.151.445
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	478.260	414.867
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	78.621	70.598
Other operating income	219.529	155.028
	<u>1.439.792</u>	<u>4.322.262</u>

NOTE 23 - OTHER OPERATING CHARGES

	2019	2018
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	170.811	345.919
Commission on previous years	325.550	220.859
Interest on previous years	106.282	7.836
Others operating losses	21.848	31.164
	<u>624.491</u>	<u>605.778</u>

NOTE 24 - STAFF NUMBERS

The average number or persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2019	2018
	Number	Number
Senior management	30	29
Middle management	83	71
Employees	56	67
	<u>169</u>	<u>167</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 25 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2019	2018
	USD	USD
Senior management	5.606.190	5.084.843
Of which variable remuneration	821.298	875.409
Of which fix remuneration	4.784.892	4.209.434

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2019 and 2018, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

NOTE 26 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2019	2018
	USD	USD
Data charges	1.286.243	1.372.967
Maintenance	1.420.213	1.264.913
Membership fees	3.049.059	2.847.608
Professional fees	3.356.649	3.550.904
Rent and related expenses	1.207.833	1.141.991
Service contracts	5.099.944	4.997.353
Service fee	2.770.636	2.847.497
System cost	11.351.403	11.679.286
Telecommunication expenses	393.275	363.250
Travelling, moving, business trips	172.054	203.378
Other expenses	614.441	646.406
	30.721.750	30.915.553

The increase of the costs for Memberships is due to the increase of the fees paid to Single Resolution Funds during the year 2019 (Note 29).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 27 - TAX

27.1. Tax on profit on ordinary activities

	2019	2018
	USD	USD
Corporate Income Tax	12.027.260	9.760.432
Municipal Business Tax	4.468.057	3.408.937
	<u>16.495.317</u>	<u>13.169.369</u>

27.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2019	2018
	USD	USD
VAT	1.710.089	1.819.754
Other taxes	59.733	56.869
	<u>1.769.822</u>	<u>1.876.623</u>

NOTE 28 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2019, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 100 %, which are under the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 29 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes (the "Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee scheme ("Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FGDL)) and the investor compensation system ("Système d'indemnisation des investisseurs Luxembourg" (SIIL)) cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

Credit institutions contribute on an annual basis to the Luxembourg banking resolution fund ("Fonds de resolution Luxembourg" (FRL)), respectively to the FGDL.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 107(1) of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected during the years 2015 to 2024.

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 179(1) of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. This amount will be collected during the years 2016 to 2018. When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0.8% of covered deposits as defined in article 180(1) of the Law.

For the year end December 31, 2019, the Bank's annual contribution for FRL amounted to EUR 1.924.193 (USD 2.144.032). (2018 : EUR 1.686.439 / USD 1.988.649).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 30 - AUDIT FEES

During the financial year, the Bank has been charged by the Audit firm and its entire network with the following fees (excluding VAT):

	2019	2018
	USD	USD
Audit fees	273.905	329.206
Other assurance services	138.827	139.547
Tax Advisory fees	30.103	39.220
	<u>442.835</u>	<u>507.973</u>

The other assurance services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following Service:

- ISAE 3402 / SOC 1 Type II Report for the period from January 1, 2019 to December 31, 2019.

The Tax Advisory services provided during the financial year by the entire network of the Audit firm included the following services:

- Preparation of tax returns;
- Preparation of VAT returns.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

NOTE 31 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

31.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²⁴ / ₆₄ 3 months	> 3 months ²² / ₆₄ 1 year	> 1 year ²² / ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL	3.122.139.702	0	0	0	3.122.139.702
Loans and advances to credit institutions	3.021.799.645	687.000.000	0	0	3.708.799.645
Loans and advances to customers	670.745	0	0	0	670.745
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2.783	2.783
Total Financial Assets	6.144.610.092	687.000.000	0	2.783	6.831.612.875
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.156.999.949	0	0	0	1.156.999.949
Amounts owed to customers	5.228.117.398	0	0	0	5.228.117.398
Total Financial Liabilities	6.385.117.347	0	0	0	6.385.117.347
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees	528.585	0	0	0	528.585
Total Guarantees	528.585	0	0	0	528.585

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² / ₆₄ 3 months	> 3 months ²² / ₆₄ 1 year	> 1 year ²² / ₆₄ 5 years	> 5 years	Total
At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Balances with the BCL	3.714.129.527	0	0	0	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	2.854.550.709	679.000.000	0	0	3.533.550.709
Loans and advances to customers	372.880	0	0	0	372.880
Shares and other variable yield securities	0	0	0	2.834	2.834
Total Financial Assets	<u>6.569.053.116</u>	<u>679.000.000</u>	<u>0</u>	<u>2.834</u>	<u>7.248.055.950</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1.794.570.343	0	0	0	1.794.570.343
Amounts owed to customers	5.073.055.610	0	0	0	5.073.055.610
Total Financial Liabilities	<u>6.867.625.953</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6.867.625.953</u>
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees	541.339	0	0	0	541.339
Total Guarantees	<u>541.339</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>541.339</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² / _{6.4} 3 months	> 3 months ²² / _{6.4} 1 year	> 1 year ²² / _{6.4} 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.932.042.624	5.842.135	0	0	3.937.884.759	26.049.631
Swaps	<u>1.004.949.710</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.004.949.710</u>	<u>2.872.627</u>
Total	<u>4.936.992.334</u>	<u>5.842.135</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.942.834.469</u>	<u>28.922.258</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.952.576.741	5.799.199	0	0	3.958.375.940	26.036.732
Swaps	<u>2.408.687.339</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2.408.687.339</u>	<u>11.231.097</u>
Total	<u>6.361.264.080</u>	<u>5.799.199</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6.367.063.279</u>	<u>37.267.829</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2019 and a value date after December 31, 2019.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

	²² / _{6.4} 3 months	> 3 months ²² / _{6.4} 1 year	> 1 year ²² / _{6.4} 5 years	> 5 years	Total	Fair value
At notional payable amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.271.219.543	3.321.504	0	0	3.274.541.047	77.666.609
Swaps	<u>1.394.522.057</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1.394.522.057</u>	<u>2.067.411</u>
Total	<u>4.665.741.600</u>	<u>3.321.504</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.669.063.104</u>	<u>79.734.020</u>
FINANCIAL LIABILITIES						
Instrument class						
Foreign exchange transactions						
Forwards	3.303.598.230	3.270.027	0	0	3.306.868.257	76.992.277
Swaps	<u>854.553.985</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>854.553.985</u>	<u>2.708.455</u>
Total	<u>4.158.152.215</u>	<u>3.270.027</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4.161.422.242</u>	<u>79.700.732</u>

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2018 and a value date after December 31, 2018.

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2019 Carrying amount in USD	2018 Carrying amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	3.122.139.702	3.714.129.527
EU member countries	3.122.139.702	3.714.129.527
Loans and advances to credit institutions	3.708.799.645	3.533.550.709
EU member countries	135.123.430	180.725.105
North & Central America	894.909.307	722.872.089
Asia	2.674.535.568	2.605.130.138
Europe, non-EU member countries	1.183.449	5.033.138
Australia and New Zealand	3.047.891	19.790.239
Loans and advances to customers	670.745	372.880
EU member countries	315.164	50.865
North & Central America	351.379	318.231
Asia	0	4
Europe, non-EU member countries	4.202	3.780
Shares and other variable yield securities	2.783	2.834
EU member countries	2.783	2.834
Total	6.831.612.875	7.248.055.950

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

31.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2019, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2019 Notional/ payable amount in USD	2019 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	3.136.956.781	17.460.853
America	752.436.735	8.314.206
Asia	48.491.243	274.572
Swaps		
EU member countries	1.004.949.710	2.872.627
Total	<u>4.942.834.469</u>	<u>28.922.258</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2019

- continued -

As at December 31, 2018, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2018 Notional/ payable amount in USD	2018 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
EU member countries	3.160.915.130	75.043.013
America	113.600.617	2.623.478
Asia	25.301	118
Swaps		
EU member countries	1.394.522.057	2.067.411
Total	4.669.063.105	79.734.020

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2020年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=105.80円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

資産

米ドル

千円

	米ドル	千円
現金および中央銀行における現金残高ならびにその他の当座預金	4,337,018,208	458,856,526
手元現金		
中央銀行の現金残高	2,855,171,572	302,077,152
その他の当座預金	1,481,846,636	156,779,374
売買目的で保有される金融資産	27,207,999	2,878,606
デリバティブ	27,207,999	2,878,606
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産	0	0
持分証券		
債務証券		
ローンおよび貸付金		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産	0	0
債務証券		
ローンおよび貸付金		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	2,784	295
持分証券	2,784	295
債務証券		
ローンおよび貸付金		
償却原価で測定される金融資産	3,021,982,786	319,725,779
債務証券		
ローンおよび貸付金	3,021,982,786	319,725,779
デリバティブ - ヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資		
有形資産	5,168,539	546,831
有形固定資産	5,168,539	546,831
投資不動産		
無形資産	3,009,484	318,403
のれん		
その他の無形資産	3,009,484	318,403
税金資産	751	79
当期税金資産	751	79
繰延税金資産		
その他の資産	25,770,032	2,726,469
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
資産合計	7,420,160,584	785,052,990

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

負債

	米ドル	千円
売買目的で保有される金融負債	45,589,584	4,823,378
デリバティブ	45,589,584	4,823,378
ショート・ポジション		
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債	0	0
預金		
発行済み債務証券		
その他の金融負債		
償却原価で測定される金融負債	6,884,536,105	728,383,920
預金	6,880,136,553	727,918,447
発行済み債務証券		
その他の金融負債	4,399,552	465,473
デリバティブ-ヘッジ会計		
金利リスクのポートフォリオ・ヘッジにおけるヘッジ項目の公正価値変動		
引当金	0	0
年金およびその他の退職後確定給付債務		
その他の長期雇用給付金債務		
再編		
係属中の法的問題および租税訟務		
契約債務および付与済保証		
その他の引当金		
税金負債	14,432,457	1,526,954
当期税金負債	14,159,986	1,498,127
繰延税金負債	272,471	28,827
要求払株式資本		
その他の負債	16,811,084	1,778,613
売却目的保有に分類される売却グループに含まれる負債		
負債合計	6,961,369,230	736,512,865

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2020年6月30日現在

(単位:米ドル)

資本

米ドル

千円

	米ドル	千円
資本	187,117,966	19,797,081
払込資本	187,117,966	19,797,081
請求済未払込資本		
株式発行差金		
資本以外の発行済み持分証券	0	0
複合金融商品のエクイティ部分		
その他の発行済み持分証券		
その他の資本		
その他の包括利益累計額	0	0
利益または損失に再分類されない資産	0	0
有形資産		
無形資産		
確定給付型年金制度の保険数理上の利益または損失(-)		
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値ヘッジに係るヘッジ非有効部分		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動(ヘッジ項目)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される持分証券の公正価値変動(ヘッジ商品)		
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債の公正価値変動のうち当該負債の信用リスクの変動に起因するもの		
利益または損失に再分類されうる資産	0	0
在外営業活動体に対する純投資のヘッジ(有効部分)		
外貨換算		
ヘッジ・デリバティブ、キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金(有効部分)		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務証券の公正価値変動		
ヘッジ商品(指定されない部分)		
売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループ		
その他の子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資による認識済収益および費用の持分		
利益剰余金	1,810	191
再評価準備金		
その他の準備金	247,675,774	26,204,097
持分法で会計処理される子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社投資の準備金または累積損失		
その他	247,675,774	26,204,097
自己株式(-)		
親会社株主に係る利益または損失	23,995,804	2,538,756
中間配当(-)		
少数株主持分(非支配持分)	0	0
その他の包括利益累計額		
その他		
資本合計	458,791,354	48,540,125
資本および負債合計	7,420,160,584	785,052,990

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2020年6月30日に終了した期間

(単位:米ドル)

米ドル

千円

	米ドル	千円
利息収益	34,935,989	3,696,228
売買目的で保有される金融資産	15,216,383	1,609,893
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融資産	14,121,622	1,494,068
デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク		
その他の資産	646,408	68,390
貸付けの利息収益	4,951,576	523,877
(支払利息)	14,741,325	1,559,632
(売買目的で保有される金融負債)	89,472	9,466
(純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債)		
(償却原価で測定される金融負債)	3,914,625	414,167
(デリバティブ・ヘッジ会計、金利リスク)		
(その他の負債)	1,338	142
(資産に係る支払利息)	10,735,889	1,135,857
(要求払株式資本に係る費用)		
受取配当	0	0
売買目的で保有される金融資産		
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
持分法以外で会計処理される子会社、ジョイント・ベンチャー および関連会社への投資		
受取手数料	70,505,130	7,459,443
(支払手数料)	35,524,547	3,758,497
純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および負債の認識の中止 に係る利益(損失)、純額(+/-)	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融負債		
その他		
売買目的で保有される金融資産および負債に係る利益(損失)、純額 (+/-)	4,699,042	497,159
純損益を通じて公正価値で測定することが義務づけられる 非トレーディング金融資産に係る利益(損失)、純額(+/-)		
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および 負債に係る利益(損失)、純額(+/-)		
ヘッジ会計からの利益(損失)、純額(+/-)		
為替差額(利益または損失)、純額(+/-)		
非金融資産の認識の中止に係る利益(損失)、純額(+/-)		
その他の営業収益	1,263,523	133,681
(その他の営業費用)	1,095,269	115,879
総営業収益、純額	60,042,543	6,352,501

米ドル

千円

	米ドル	千円
(一般管理費用)	24,876,507	2,631,934
(従業員費用)	10,360,793	1,096,172
(その他の管理費用)	14,515,714	1,535,763
(破綻処理基金および預金保証制度への現金拠出)	1,594,626	168,711
(減価償却)	1,352,769	143,123
(有形固定資産)	719,564	76,130
(投資不動産)		
(その他の無形資産)	633,205	66,993
条件変更による利益(損失)、純額(+/-)	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
(引当金またはその戻入(-))	0	0
(破綻処理基金および預金保証制度へのペイメント・コミットメント)		
(契約債務および付与済保証)		
(その他の引当金)		
(純損益を通じて公正価値で測定されない金融資産に係る減損またはその戻入(-))	378,022	39,995
(その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産)	0	0
(償却原価で測定される金融資産)	378,022	39,995
(子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資に係る減損またはその戻入(-))		
(非金融資産に係る減損またはその戻入(-))	0	0
(有形固定資産)		
(投資不動産)		
(のれん)		
(その他の無形資産)		
(その他)		
純損益で認識される負ののれん		
持分法で会計処理される子会社、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社への投資における利益または損失(-)の持分		
非継続事業の要件を満たさない売却目的保有に分類される非流動資産および売却グループからの損益(+/-)		
継続事業からの税引前損益(+/-)	31,840,619	3,368,737
(継続事業からの損益に関する税金費用(収入)(+/-))	7,844,815	829,981
継続事業からの税引後損益(+/-)	23,995,804	2,538,756
非継続事業からの税引後損益(+/-)	0	0
非継続事業からの税引前損益(+/-)		
(非継続事業に関する税金費用(収入)(+/-))		
当期利益または損失(+/-)	23,995,804	2,538,756
少数株主持分(非支配持分)に帰属する損益		
親会社株主に帰属する損益	23,995,804	2,538,756

4【利害関係人との取引制限】

サブ・ファンドの投資顧問会社、管理会社および受託会社の関係で利益相反が生じることがある。利益相反は投資顧問会社、管理会社および受託会社とサブ・ファンドの運用成績に影響する可能性がある。各当事者は、常に、かかる利益相反の問題を公正に解消するために合理的な努力を行う。

管理会社および投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資対象の運用において最善の努力を行うことを合意しているが、管理会社、投資顧問会社および投資顧問会社関係者は、ファンドまたはサブ・ファンドについて完全にまたは相当程度専念する義務を負うものではない。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドと類似した投資方針を有する投資信託を含む他の数多くの投資信託やサブ・ファンドと同一の投資対象を数多く保有するその他の顧客に対して助言を与えることができる。投資顧問会社関係者は、サブ・ファンドに対して特定の投資機会を提供する義務を負うものではない。

管理会社および投資顧問会社は、ファンドと類似の法主体を運営または組織することができる。

投資顧問会社関係者または投資顧問会社関係者が助言を行う顧客は、随時、ファンドもしくはサブ・ファンドが投資を行い、そこから投資を回収しまたは投資を行わない主体について、投資を行い、そこから投資を回収することができる。さらに、投資顧問会社または副投資顧問会社は、助言を提供している他の顧客が売却または取得を行う投資対象についてファンドまたはサブ・ファンドに対して取得または売却を推奨することができる。

投資顧問会社関係者は、顧客勘定および自己勘定の双方で様々な証券に直接投資することができる。投資顧問会社関係者は、顧客勘定または自己勘定で取引を行う際、ファンドの運用を行う過程で投資顧問会社関係者が取得した情報を利用することができる。投資顧問会社関係者は、かかる情報の利用から得た収益についてファンドおよびサブ・ファンドに説明を行い、またはかかる情報の受領についてファンドまたはサブ・ファンドに対して補償を行う義務を負わない。

かかる行動および利益相反は、受益者による受益証券の購入の必要な条件として、各受益者によって明示的に認識され、かつ承諾される。

受託会社、管理会社および投資顧問会社のそれぞれは、サブ・ファンドの活動に対して、適切かつ受託義務に合致する時間および支援を費やす。信託証書および投資顧問契約のいずれも、受託会社、管理会社および投資顧問会社またはそれぞれの主要業務担当者がその他の受託、管理または投資顧問関係を結ぶことまたはその他の業務活動に従事することを(かかる業務活動が、サブ・ファンドと競合する可能性および/または相当な時間および支援を伴う可能性がある場合においても)制限しない。投資顧問会社は、サブ・ファンドの目的と同一か類似する目的を有するその他の投資信託の投資運用会社および/または投資顧問会社を務めるか将来務めることがある。かかる活動は、投資顧問会社の支援ならびに社員の時間および努力が、サブ・ファンドの事業のみに費やされるのではなく、事業およびその他の活動間に配分されなければならない場合において、利益相反を引き起こすと考えられる可能性がある。

利益相反はまた、サブ・ファンド、投資顧問会社および/またはその関連会社が関与しているその他の投資ピークル、投資顧問会社のその他の顧問クライアント、投資顧問会社の主要業務担当者、従業員および関連会社ならびに投資顧問会社自身の勘定で行われる投資に関連して発生する可能性がある。かかる投資は、特にサブ・ファンドもしくはその他のクライアントに対する特定の投資活動の適切性もしくは適格性に影響を及ぼす投資目的、投資戦略もしくはその他の要因の違いまたは特定の投資もしくは取引機会の利用可能性に対する制限に起因して、内容、時期および価格に差異が生じることがある。特に、サブ・ファンドは、投資顧問会社、その関連会社または投資顧問会社が運用するその他の投資信託が利害関係を有するかまたは収益分配契約に合意したその他の投資信託に投資することがある。投資顧問会社は、各投資信託の目的、戦略、制限および投資に利用できる資本を考慮し公正であると判断する方法で運用する様々な投資信託間に投資機会を配分する。投資顧問会社およびその主要業務担当者、関連会社または従業員のいずれも、サブ・ファンドまたはその他の投資信託に特定の投資機会を提供する義務またはサブ・ファンドにとって有益である可能性のある投資機会を活用することを自制する義務を有しない。投資顧問会社は、サブ・ファンドに対して、投資顧問会社および/またはその関連会社が投資対象もしくはその他の持分または関係を有する会社により発行される証券に投資させることがある。

投資顧問会社は時に、投資先ファンドの資産の評価に関して管理会社および管理事務代行会社に助言をすることまたは管理会社および管理事務代行会社と協議をすることがある。投資顧問会社は、資産の価額の下落が投資顧問会社が受領することができる運用報酬の額の減少をもたらすため、かかる評価決定のいずれかについて提言を行う際に利益相反に直面することがある。

受託会社の利益相反

受託会社または受託会社の関連会社は、第三者または顧客(場合による。)に対する場合と同一の条件で、結果として生じる利益につき説明することなく、サブ・ファンドに関する管理事務代行者、保管者、銀行またはその他の業務提供者として行為し、また、サブ・ファンドに関する業務を遂行することができる。受託会社は、受託会社の関連会社に口座を設定し、これらと業務に関する契約を締結することができる。利益相反を理由としてかかる取引を制限する法の原則または支配は適用されない。

受託会社およびその従業員または関連会社は、他の事業(証券業界および投資顧問業界における事業を含むがこれらに限られない。)を行うことができる。上記の一般性を制限することなく、受託会社およびその従業員または関連会社は、他者の投資顧問、投資運用者、受託者、受託者、管理事務代行者、保管者もしくは投資業務もしくはデータの提供者としてまたは類似の立場において行為すること、他者のために資金または資本を運用すること、自己名義または他の法主体を通じて投資対象を保有し、投資を行い、かつ維持すること、一または複数の投資信託、パートナーシップ、証券会社または助言会社のコンサルタント、受託者、管理者、パートナーもしくは株主としてまたは類似の立場において行為すること、および、会社の取締役、役員もしくは従業員、信託の受託者、財団の執行人もしくは管財人、またはその他の事業主体の管理役員として行為することができる。

受託会社またはその従業員もしくは関連会社は、信託証書に基づき遂行される業務に類似する業務、および投資助言、運用、管理事務または保管業務を他の法主体に対して提供することができる。かかる他の法主体は、管理会社もしくはその関連会社、またはサブ・ファンドもしくは受益者がファンドと同一または類似の構造による投資を随時行うことができる他の投資信託に対し、投資を行うことができる。かかる他の法主体は、ファンドと同一または実質的に類似するポートフォリオ、投資信託、管理者または他の投資ビークルに対し、他の商品、証券または契約を通じて投資を行うことができる。異なるポートフォリオに保有される資産は、規模および構成の両方において異なっていることがあり、そのため、受託会社は、他の法主体に関するその責務の履行において受託会社が提供する情報と異なるかまたはかかる情報とは正反対の情報または助言を提供し、措置を講じ、または措置を講じる旨決定することができる。受託会社は、かかる他の法主体に関する情報を受益者に提供することを要せず、また、受託会社、その従業員または関連会社のいずれも、他の活動を控えることまたはかかる活動からの利益を返還することを要しない。

5【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または管理会社の自発的解散もしくは清算に関しては、株主総会の決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

管理会社は、C S S Fの事前の承認を受けた上で、ルクセンブルグの一般原則に基づき、金融機関として認可されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができる。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続する。管理会社に対する認可付与の条件が充足されなくなった場合、管理会社が12か月間認可を利用せず、明示的に認可を放棄し、もしくは直前の6か月間にわたり業務を行わなかった場合、虚偽の申告もしくはその他の不正な方法により認可が取得された場合、または、管理会社がその債権者に対する債務を履行することができなくなった場合、C S S Fは、1993年4月5日法(随時改正される。)に基づき、管理会社に対する認可を撤回することができる。

(3) 出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびサブ・ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(Brown Brothers Harriman Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2020年4月末日現在、200万米ドル(約2億1,160万円)

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、ファンドの受託者(以下「受託会社」という。)として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(2013年改訂)に基づいて信託会社として業務を行う免許を受けている。受託会社はまた、信託法に基づき、投資信託管理者としての免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)(「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2020年4月末日現在、10億1,000万米ドル(約1,068億5,800万円)

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(3) MUFGLux Management Company S.A.(MUFGLux Management Company S.A.)(「副管理会社」)

(イ) 資本金の額

2020年9月末日現在、7,375,000ユーロ(約9億1,575万円)

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=124.17円)による。

(ロ) 事業の内容

三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である副管理会社は、ルクセンブルグの法律に基づき、無期限の存続期間を有する株式会社として1995年1月4日付公正証書によって設立され、1995年4月5日にメモリアルに公告された。副管理会社は、投資信託の運用管理を行うことを目的とする運用管理会社である。副管理会社は、ルクセンブルグの商業および会社登録簿にB49.759番として登録されている。

副管理会社は、運用管理会社として、ファンドおよびそのポートフォリオを含め、様々な投資戦略(ヘッジファンド、不動産およびプライベートエクイティファンド)によるすべてのルクセンブルグの法的ファンド構造(UCITSおよびAIF)を対象とする幅広い投資信託を運営し、組入証券を売買・買付けおよび交換する権限を正式に与えられており、その運営管理するファンド資産およびその他の契約型投資信託に関連するすべての権利を行使することができる。副管理会社は1995年に活動を開始し、現在は、2010年12月17日集団投資事業に関するルクセンブルグ法(以下「2010年法」という。)(随時改正される。)第15章に従って設立および公認されたUCITS運用管理会社の役割を果たしている。2014年7月2日以来、副管理会社は、2013年7月12日オルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律(以下「2013年法」という。)(随時改正される。)第2章第5条に従って設立および公認されたオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)となることでその活動領域を広げた。既存顧客のサポートを保証し、および事業を拡大するため、副管理会社は、不動産およびプライベートエクイティについてライセンス延長を申請し、「金融監督委員会(以下「CSSF」という。)」は2015年7月22日にこれを承認した。したがっ

て、副管理会社は現在、ヘッジファンド、不動産ファンドおよびプライベートエクイティファンドといったAIFのUCITSおよびAIFMの運用管理会社としての役割を果たす権限を有している。投資リスクを分散させるため、ならびに2010年法および2013年法の規定および該当するCSF文書に従った投資目的および方針に照らして、投資者に対してかかる資産の運用結果の利益を確保するため、副管理会社は、自身の資産の中のファンドの集団投資のみを目標としている。副管理会社は、その管理運営する他の投資信託の受益証券の発行および買戻しを実行し、それらの会計記録を維持することができる。副管理会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社の100%子会社である。

(4) 三菱UFJ国際投信株式会社(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2020年9月末日現在、20億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った投資運用業者、投資助言・代理業者、第二種金融商品取引業者であり、投資信託の運用に関する業務、投資一任および投資助言に関する業務を行っている。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2020年3月末日現在、405億円

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2【関係業務の概要】

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドの受託業務を行う。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管会社」、「管理事務代行会社」兼「名義書換事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき、サブ・ファンド資産の保管業務、管理事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。

(3) MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.(「副管理会社」)

投資運用およびリスク・マネジメント委託契約(随時変更され、または補足される。)に基づき、サブ・ファンドのリスク・マネジメント業務およびサブ・ファンド資産のポートフォリオ・マネジメント業務を行う。

(4) 三菱UFJ国際投信株式会社(「投資顧問会社」)

投資顧問契約(随時変更され、または補足される。)に基づき、サブ・ファンドの資産に関する投資顧問業務の提供を行う。

(5) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」兼「代行協会員」)

受益証券の日本における申込みおよび買戻しの取扱業務および代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.、MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社および三菱UFJ国際投信株式会社の最終的な親会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループである。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には特に投資信託を規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営しているユニット・トラストの法人受託者は銀行・信託会社法(2020年改正)(以下「銀行・信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法(2018年改正)または地域会社(管理)法(2019年改正)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドが1960年代後半に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託に関して二つの異なる法体系を有している。
- (a) 「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドおよびミューチュアル・ファンド管理者を規制するミューチュアル・ファンド法(2020年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)。同法は1993年7月に施行され、直近の改正は2020年に施行された。
- (b) 「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制する2020年プライベート・ファンド法(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)。同法は、2020年2月に施行された。
- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及する場合(または投資信託一般への言及により、黙示的に言及される場合)を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運営について記載し、「ミューチュアル・ファンド」の用語はこれに従い解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制を受けている活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857本(2,886本のマスター・ファンドを含む。)であった。これらに加え、当該時点において利用可能な適用除外に該当する未登録ファンド(クローズド・エンド型ファンド(2020年2月からプライベート・ファンド法に基づき規制されることとなる。)および限定投資者向けファンド(以下に定義される。)(2020年2月から原則としてミューチュアル・ファンド法に基づき規制されることとなる。))を含むが、これらに限定されない。)が多数存在する。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 ファンド法に基づきミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を負うのは、金融庁法(2020年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)である。CIMAは、銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーも監督している。CIMAは、証券監督者国際機構(以下「IOSCO」という。)およびオフショア・バンキング監督者グループ(以下「OGBS」という。)のメンバーでもある。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の目的上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資

者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法の目的上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分の募集および発行を主たる事業とする会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ当該会社等による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受できるようにする目的または効果を有し、以下に該当するものをいう。

(a) 投資対象の取得、保有、運用または処分について投資持分の保有者が日常的なコントロールを有しておらず、かつ

(b) 投資が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されており、その報酬が会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの資産または利益に基づくもの

ただし、以下を除く。

(a) 銀行・信託会社法(2020年改正)または2010年保険法に基づき免許を付与された者

(b) 住宅金融組合法(2020年改正)または友愛組合法(1998年改正)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメントの表に該当するもの)

2.4 ミューチュアル・ファンド法上、ミューチュアル・ファンド(フィーダー・ファンドであり、かつそれ自体CIMAによって規制されるもの)(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして機能するケイマン諸島の事業体に係る規制についてもまた、CIMAが責任を有している。大要、かかるマスター・ファンドが少なくとも一つの規制フィーダー・ファンドを含む1以上の投資者に対して(直接的または間接的に、または仲介を通じて)持分を発行し、規制フィーダー・ファンドの全体的な投資戦略の実施を主たる目的として投資対象を保有し、取引活動を行う場合、マスター・ファンドは、CIMAへの登録を義務づけられることがある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正する2020年ミューチュアル・ファンド(改正)法(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その持分への投資者が15人を超えず、かつその投資者の過半数をもってミューチュアル・ファンド運営者を選任または解任できることに基づき従前登録が免除されていたケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンドについて、CIMAへの登録を規定する(以下「限定投資者向けファンド」という。)

2.6 ファンド法は、その規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法上、四つのミューチュアル・ファンドの規制の種類が存在する。

3.1 免許ミューチュアル・ファンド

一つ目は、CIMAに対し、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許を申請する方法である。CIMAに所定の様式でオンライン申請を行い、募集書類の提出および適用される申請手数料のCIMAへの支払が必要となる。各設立計画推進者が健全な評判を有しており、十分な専門性を有する、取締役(または、場合により、それぞれの地位におけるマネージャーまたは役員)として適格かつ適正な者によりミューチュアル・ファンドの管理が行われ、かつファンドの業務が適切な方法で行われるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この方法は、著名かつ定評のある機関が設立計画推進者であって、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者が選任されないミューチュアル・ファンドに適している。

3.2 管理ミューチュアル・ファンド

二つ目は、ミューチュアル・ファンドがそのケイマン諸島における主たる事務所として免許ミューチュアル・ファンド管理者の事務所を指定する方法である。この場合、所定の法定様式とともに募集書

類をCIMAに対してオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払わなければならない。管理者に関するオンライン提出も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体が免許を取得する必要はない。その代わりに、ミューチュアル・ファンド管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、ミューチュアル・ファンド管理の十分な専門性を有する健全な評判の者によりミューチュアル・ファンドが管理されること、ミューチュアル・ファンドの業務および持分の募集が適切な方法で行われることを充足することが要求される。ミューチュアル・ファンド管理者は、主たる事務所を提供しているミューチュアル・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に違反している、支払不能となっている、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録ファンド(第4(3)条ミューチュアル・ファンドとも称される。)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に従い登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、下記のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資者当たりの最低当初投資額が80,000ケイマン諸島ドル(CIMAにより100,000米ドル相当とされる。)であるもの、または

(b) 持分が公認の証券取引所に上場されているもの

登録ファンドについては、免許の取得やケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による主たる事務所の提供に関する要件は存在しない。募集書類を所定の詳細とともにオンラインで提出し、適用される申請手数料を支払ってCIMAに登録すれば足りる。

3.4 限定投資者向けファンド

限定投資者向けファンドは、2020年2月より前は登録を免除されていたが、現在はCIMAへの登録が義務付けられている。限定投資者向けファンドの義務は、CIMAに対する初回登録手数料および年間手数料の支払を含め、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、両者には重要な相違点がある。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資者向けファンドの投資者は、15名を超えてはならず、かかる投資者はその過半数をもってミューチュアル・ファンドの運営者(取締役、ジェネラル・パートナー、受託者またはマネージャーである者)を選任または解任することができなければならない。もう一つの重要な違いは、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されたミューチュアル・ファンドの投資者は、法定の最低当初投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドル相当)の対象となるのに対し、限定投資者向けファンドの投資者に適用される法定の最低当初投資額は存在しないことである。

4. ミューチュアル・ファンドの継続的要件

4.1 限定投資者向けファンドの場合を除き、いずれの規制ミューチュアル・ファンドも、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければならない。限定投資者向けファンドは、募集書類、募集要項または販売用資料のいずれかの提出を選択することができる。募集書類がないマスター・ファンドの場合、通常、マスター・ファンドに関する所定の詳細は規制リーダー・ファンドの募集書類に記載されており、当該募集書類のCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内にCIMAに対して改訂された募集書類(限定投資者向けファンドについては、募集要項または販売用資料(提出された場合))を提出する義務を負う。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示する特定の権限を持たないが、募集書類の内容に関して規則または方針を公表することができる。

4.2 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にその監査済み年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でミューチュアル・ファンドが以下のいずれかに該当するという情報を

入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) ミューチュアル・ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許ミューチュアル・ファンドのみに関しては、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制ミューチュアル・ファンドは、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託者の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、適用される規制の種類(および適用される条件)によって異なり、当該変更の前提条件として通知が要求される場合や、当該変更が実施されてから21日以内に通知を行うとされる場合等がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたミューチュアル・ファンド(年次申告書)規則(2018年改正)に従って、すべての規制ミューチュアル・ファンドは、ミューチュアル・ファンドの各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、ミューチュアル・ファンドに関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制ミューチュアル・ファンドの運営者は、ミューチュアル・ファンドにこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制ミューチュアル・ファンドの運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. ミューチュアル・ファンド管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法上、管理者が取得できる免許には、「ミューチュアル・ファンド管理者」の免許および「制限的ミューチュアル・ファンド管理者」の免許の二つのタイプがある。ミューチュアル・ファンドの管理を行おうとする場合には、そのいずれかの免許が要求される。ミューチュアル・ファンドの管理とは、ミューチュアル・ファンドのすべてまたは実質的にすべての資産の支配を含むミューチュアル・ファンドの管理運用、ミューチュアル・ファンドの管理事務代行、ミューチュアル・ファンドへの主たる事務所の提供、またはミューチュアル・ファンドの受託者もしくは取締役の提供(免除会社かユニット・トラストかによる。)をいう。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ型のミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーとしての活動および法定・法的記録が保管される登録事務所または会社の秘書業務が行われる登録事務所の提供である。

5.2 いずれのタイプの免許を受ける者も、規制ミューチュアル・ファンドを管理するのに十分な専門性を有する健全な評判の者であり、かつ、ミューチュアル・ファンド管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。ミューチュアル・ファンド管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的ミューチュアル・ファンド管理者には、最低純資産額の要件は課されない。ミューチュアル・ファンド管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する

本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数のミューチュアル・ファンドのために行為することができる。

- 5.3 ミューチュアル・ファンド管理者の責任は、まず受諾できるミューチュアル・ファンドにのみ主たる事務所を提供し(該当する場合)、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、CIMAが承認する規制ミューチュアル・ファンド(CIMAは現在、10本のファンドを上限として承認する方針である。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンにファンド・マネージャーの会社を創設した設立計画推進者が、関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的ミューチュアル・ファンド管理者は、ミューチュアル・ファンドに対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理業務を提供する各規制ミューチュアル・ファンドは、登録ファンドまたは限定投資者向けファンドに該当しない限り、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 ミューチュアル・ファンド管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者またはミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の法令等に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
- () 免許を受けた者が次のいずれか(以下、(A)から(C)を併せて「受益的所有権法」という。)において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」にも該当する場合は、受益的所有権法
- (A) 会社法(2020年改正)(以下「会社法」という。)第XVIIA編
- (B) 有限責任会社法(2020年改正)第12編
- (C) 2017年有限責任パートナーシップ法第8編
- 5.6 CIMAはミューチュアル・ファンド管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 ミューチュアル・ファンド管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理するファンドの数による。)、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有するミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理するファンドの数による。)、また、制限的ミューチュアル・ファンド管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的なミューチュアル・ファンドの手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)有限責任の免除会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、ミューチュアル・ファンドにしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の設立当初の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書(とりわけ定款)は、通常、ファンドの要項案をより正確に反映するため、ミューチュアル・ファンドの組成と運用開始の間に変更される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいっただん設立された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、関連する受益的所有権法を遵守しなくてはならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を置かななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行なわなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から全額払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、免除会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書および登録料と共に、信託証書が信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドに使用されている。一部の法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈でケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを利用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数には制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律に基づき別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を規制する、ケイマン諸島の主要な法規である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、デラウェア州をはじめとする他の法域のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を取り込んだ様々な修正が加えられている。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法制度は、米国の弁護士には非常に分かりやすいものとなっている。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島または他の所定の法域の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録または設立された者でありうる。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は公に入手可能ではない。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登録行為によって、リミテッド・パートナーに有限責任の法律上の保護が与えられる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの外部との業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーがパートナーではない者との業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任

たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

- (e) ジェネラル・パートナーは、常に誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定と矛盾する場合を除き、パートナーシップに適用されるケイマン諸島のパートナーシップ法(2013年改正)によって修正された衡平法およびコモン・ローの規定は、免除リミテッド・パートナーシップに適用される(一定の例外がある。)
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2017年改正)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないとする要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップの解散を招くことなく償還し、取り消しまたは買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条件に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容を変更する場合、ならびにその正式な清算が開始された場合および解散の場合には、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に非常によく似た、追加的な組織組成の方法を求めた利害関係者からの要請に、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は(免除会社のように)別個の法人格を有し、その構成員は有限責任を有する。ただし、有限責任会社契約は柔軟なガバナンスの取り決めを提供し、免除リミテッド・パートナーシップと類似の方法で資本勘定の仕組みを導入するために利用することができる。また、有限責任会社では、免除会社の運営に必要とされるよりも簡素化された柔軟な運営(例えば、構成員の投資価値の監視または計算を行うより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念を含む。)が可能となる。
- (c) 有限責任会社は、例えば、ジェネラル・パートナーのピークル、クラブ・ディールおよび従業員インセンティブ/プランのピークルを含む多くの種類の取引で広く使われている。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法律上、税務上または規制上の考慮のために別の法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(オルタナティブ投資ピークルを含む。)の文脈でますます採用されるようになっている。

- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンドの仕組みにおいて、オンショアのピークルとの整合性を高めることができるため、運営の容易性とコスト効率を高めることができ、そのような仕組みにおける異なるピークルの投資者の権利の足並みを揃えることができる。2014年契約法(第三者の権利)が提供する柔軟性は、有限責任会社の文脈でも利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長50年間、税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制ミューチュアル・ファンドに対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制ミューチュアル・ファンドに対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制ミューチュアル・ファンドの運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、上記第7.1項に従いミューチュアル・ファンドに対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制ミューチュアル・ファンドが指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)にミューチュアル・ファンドの投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制ミューチュアル・ファンドが以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制ミューチュアル・ファンドがその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制ミューチュアル・ファンドがその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制ミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許ミューチュアル・ファンドの場合、免許ミューチュアル・ファンドがそのミューチュアル・ファンド免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制ミューチュアル・ファンドの指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制ミューチュアル・ファンドの取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 CIMAは、第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンドに対して発した指示に従ってその名称を変更すること

- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制ミューチュアル・ファンドに関しCIMAがとる行為は以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条(管理ミューチュアル・ファンド)、第4(3)条(登録ミューチュアル・ファンド)または第4(4)(a)条(限定投資者向けファンド)に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録を取り消すこと
 - (b) ミューチュアル・ファンドが保有するいずれかのミューチュアル・ファンドライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) ミューチュアル・ファンドの推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) ミューチュアル・ファンドの事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAはミューチュアル・ファンドに関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、ミューチュアル・ファンドの投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該ミューチュアル・ファンドの費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、ミューチュアル・ファンドがCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除してミューチュアル・ファンドの事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定するミューチュアル・ファンドに関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドに関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合はミューチュアル・ファンドに関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項によりミューチュアル・ファンドに関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該ミューチュアル・ファンドに関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 ミューチュアル・ファンドに関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法でミューチュアル・ファンドに関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) ミューチュアル・ファンドが会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること

- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、ミューチュアル・ファンドの投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制ミューチュアル・ファンドがケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従いミューチュアル・ファンドの免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対してミューチュアル・ファンド資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドがミューチュアル・ファンドとして事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(b)条(管理ミューチュアル・ファンド)、第4(3)条(登録ファンド)または第4(4)(a)条(限定投資者向けファンド)に基づきミューチュアル・ファンドについて有効なミューチュアル・ファンドの許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. ミューチュアル・ファンド管理者に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許ミューチュアル・ファンド管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許ミューチュアル・ファンド管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許ミューチュアル・ファンド管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反してミューチュアル・ファンド管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されているミューチュアル・ファンドの投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者がミューチュアル・ファンド管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、ミューチュアル・ファンド管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許ミューチュアル・ファンド管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (c) 受益的所有権法において定義される「コーポレート・サービス・プロバイダー」に該当する免許
ミューチュアル・ファンド管理者が受益的所有権法に違反した場合
 - (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者が管理しているミューチュアル・ファンドの投資者または
ミューチュアル・ファンド管理者の債権者またはミューチュアル・ファンドの債権者を害するような
方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場
合
 - (e) 免許ミューチュアル・ファンド管理者がミューチュアル・ファンド管理の業務をそのミューチュア
ル・ファンド管理者免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (f) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されてい
ない場合
 - (g) 免許ミューチュアル・ファンド管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者
が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (h) 上場されている免許ミューチュアル・ファンド管理業務を支配または所有する者が、当該支配ま
たは所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため
に、規制ミューチュアル・ファンドの以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、確認す
るものとする。
- (a) 免許ミューチュアル・ファンド管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制ミューチュアル・ファンドの主要事務所の提供を開始したことを通知する
こと、規制ミューチュアル・ファンドに関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () ミューチュアル・ファンド、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満た
されていること
 - () 規制ミューチュアル・ファンドの事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出する
こと
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任
すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許ミューチュアル・ファンド管理者についてCIMAがとりうる行為は以下
の通りである。
- (a) ミューチュアル・ファンド管理者が保有するミューチュアル・ファンド管理者免許を撤回すること
 - (b) そのミューチュアル・ファンド管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変
更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、そのミューチュアル・ファンド管理の適正な遂行について助言を行う者を選任する
こと
 - (e) ミューチュアル・ファンド管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当
該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を
保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるも
のとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理されるファンドの投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除してミューチュアル・ファンドに関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、ミューチュアル・ファンドの管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けたミューチュアル・ファンド管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定するミューチュアル・ファンドの管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者がミューチュアル・ファンドの管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
- (c) 第(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
- (b) ミューチュアル・ファンド管理者としての義務を満足できる形で実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許ミューチュアル・ファンド管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で管理者に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理するファンドの投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでもミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者がミューチュアル・ファンド管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許ミューチュアル・ファンド管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、そのミューチュアル・ファンド管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 ミューチュアル・ファンド管理者が免許信託会社の場合、たとえば、ミューチュアル・ファンドの受託者である場合、銀行・信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制ミューチュアル・ファンド
- (b) 免許ミューチュアル・ファンド管理者
- (c) 規制ミューチュアル・ファンドであった人物、または
- (d) 免許ミューチュアル・ファンド管理者であった人物

- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益的所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益的所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益的所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法および金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報であって、CIMAが法令に基づき職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したものを開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) ミューチュアル・ファンドに関する事柄
 - (c) ミューチュアル・ファンド管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) ケイマン諸島内の裁判所により開示が合法的に要求されまたは許可された場合(例えば2016年秘密情報開示法、犯罪収益法(2020年改正)または薬物濫用法(2017年改正)等に基づく場合)
 - (b) CIMAが金融庁法により付与された職務を行うことを補助する目的のために行われる場合
 - (c) 免許を受ける者、その顧客、構成員、依頼者もしくは保険契約者、または免許を受ける者が管理する会社もしくはミューチュアル・ファンドの業務に関して、場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、依頼者、保険契約者、会社またはミューチュアル・ファンドの任意の同意を得た場合
 - (d) ケイマン諸島政府の内閣が金融庁法に基づき付与された機能を行行使することを可能にする、もしくは補助する目的のために行われる場合、またはCIMAが法律に基づきその機能を行行使する際の内閣とCIMAとの間のやり取りに関連する場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源から一般に入手可能であるかまたは入手可能であった場合
 - (f) 開示される情報が要約または統計的なものであって、免許を受ける者または投資者の身元を開示することのない場合(別途当該開示が許される場合を除く)。

- (g) ケイマン諸島の検察局長または法執行機関に対して、刑事手続の開始の観点または刑事手続の目的のために開示される場合
- (h) マネー・ロンダリング防止規則に従い開示される場合
- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示される場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) ミューチュアル・ファンド、ミューチュアル・ファンド管理者またはミューチュアル・ファンドの受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

募集書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。募集書類の条件では、募集書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、募集書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、募集書類の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法(1996年改正)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込みの受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込みを許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることではないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 募集書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島ミューチュアル・ファンドの受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改正)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2019年改正)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、ミューチュアル・ファンドまたはミューチュアル・ファンド管理者が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社がミューチュアル・ファンドを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、清算および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令

(参照：第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登録が削除されまたは正式に清算されることがある。清算の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に似たものである。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンドに対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.1(g)項、第6.1(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. 一般投資家向けミューチュアル・ファンド(日本)規則(2018年改正)

- 14.1 一般投資家向けミューチュアル・ファンド(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップであるミューチュアル・ファンドをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在しているミューチュアル・ファンド、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定したミューチュアル・ファンドは、本規則に基づく「一般投資家向けミューチュアル・ファンド」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向けミューチュアル・ファンドに交付するミューチュアル・ファンド免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向けミューチュアル・ファンドは本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該ミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者は、運営者が知る限り、当該ミューチュアル・ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該ミューチュアル・ファンドは投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場

合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該ミューチュアル・ファンドから確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該ミューチュアル・ファンドの業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該ミューチュアル・ファンドの運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向けミューチュアル・ファンドを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法(2020年改正)第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向けミューチュアル・ファンドは変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該ミューチュアル・ファンドの投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向けミューチュアル・ファンドに対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該ミューチュアル・ファンドの証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該ミューチュアル・ファンドの資本および収益の充

当らびに当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドはケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向けミューチュアル・ファンドにより、または一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2020年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいてミューチュアル・ファンド免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが受取った申込代金が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの収益が当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産が、当該ミューチュアル・ファンドの設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該ミューチュアル・ファンドの投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向けミューチュアル・ファンドに関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該ミューチュアル・ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該ミューチュアル・ファンドの純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情(一般投資家向けミューチュアル・ファンドと別のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の健全な運営または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値が当該ミューチュアル・ファンドの純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(ミューチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドが会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドが発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向けミューチュアル・ファンドの受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () ミューチュアル・ファンド、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

- (a) 本規則パート は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告に充てられている。一般投資家向けミューチュアル・ファンドは、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該ミューチュアル・ファンドの設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向けミューチュアル・ファンドの監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドは最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該ミューチュアル・ファンドの監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書は当該ミューチュアル・ファンドの登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () ミューチュアル・ファンド会社である一般投資家向けミューチュアル・ファンドの授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明

- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向けミューチュアル・ファンドの重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドから運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドとその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドがケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向けミューチュアル・ファンドの財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付したミューチュアル・ファンド免許は、一般投資家向けミューチュアル・ファンドのパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向けミューチュアル・ファンドの損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

本会計年度中、サブ・ファンドについては下記の書類が関東財務局長に提出されている。

2019年11月29日 有価証券届出書 / 有価証券報告書(第9期)

2020年2月28日 半期報告書(第10期中) / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙A

定義

管理事務代行契約	受託会社および管理事務代行会社間で締結された2008年11月付管理事務代行契約をいう。
管理事務代行会社	管理事務代行会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーをいう。
代行協会員	日本における代行協会員としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。
AIFM	AIFMD(随時変更され、または補足される。)で定められた意味を有する。
AIFMD	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいう。
豪ドル	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
営業日	(1) ロンドン、ニューヨークおよび東京における国、州または地域の銀行が営業を行っている日、かつ(2) ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所が取引を行っている日、または管理会社が随時決定するその他の日をいう。
CIMA	ケイマン諸島金融庁をいう。
クラス	受益証券の個別のクラスをいう。
CSF	ルクセンブルクの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)をいう。
保管会社	保管会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーをいう。
保管契約	受託会社および保管会社間で締結された2008年11月付保管契約をいう。当該契約に従い、受託会社は、保管会社に対し、トラストの資産の保管に関する責任を委託している。
取引日	営業日をいう。
日本における販売会社	サブ・ファンドの日本における販売会社としての地位を有する三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいう。

公課・費用	信託証書に定義される公課・費用をいう。
適格投資家	非米国人またはEU非加盟国の者で、以下のいずれにも該当しない者をいう。すなわち、()適用ある法令に違反しない限り受益証券を取得できず、または保有できない者、会社もしくは法主体、または()いずれかのEU加盟国においてまたはいずれかのEU加盟国の法律に基づき創設され、創立され、または設立され、かつ/またはいずれかのEU加盟国に主たる事業所を有する会社、パートナーシップその他の法主体の保管人、名義人もしくは受託者である。 疑義を避けるために付言すると、ケイマン諸島に居住し、または住所を有する者(ケイマン諸島の免除会社もしくは通常の非居住会社または慈善信託もしくは慈善団体の目的を除く。)は、適格投資家とみなされない。
EU加盟国	欧州連合の加盟国である、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国、ならびに随時欧州連合に参加するその他の国々をいう。
ユーロ	欧州連合の参加国の法定通貨であるユーロをいう。
特別決議	すべてのサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催されたすべてのサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
会計年度	毎年6月1日に開始し5月31日に終了する期間をいう。ただし、最初の会計年度は、2010年9月28日から2011年5月31日までの期間とする。
ハイ・イールド債	格付機関によりBB+以下もしくはBa1以下の格付を付与されているか、または投資先ファンドの投資顧問会社がそれらと同等の信用格付状況にあるとみなす社債をいう。
英文目論見書	募集に関連し随時発行される、サブ・ファンドの受益証券の英文目論見書(随時修正済)をいう。

被補償者	受託会社および受託会社により任命される一切の役員、取締役、従業員、代理人、使用人その他の者をいう。
当初申込期間	2010年8月23日から2010年9月24日までの期間をいう。
投資顧問会社	投資顧問会社としての地位を有する三菱UFJ国際投信株式会社をいう。
投資顧問会社関係者	投資顧問会社の主要業務担当者および関連会社をいう。
投資対象	信託証書に定義される投資対象をいう。
円	日本の法定通貨である日本円をいう。
ミューチュアル・ファンド法	ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(2020年改訂)をいう。
管理会社	管理会社としての資格におけるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.をいう。
純資産価額	本書および信託証書に従い計算される、ファンドまたはサブ・ファンド(場合による。)の資産総額からファンドまたはサブ・ファンド(場合による。)の負債総額を控除した額をいう。
1口当たり純資産価格	サブ・ファンドまたは受益証券の各クラスの純資産価額を当該時点における当該サブ・ファンドまたはクラスの発行済受益証券口数で除した額をいう。
NDFまたは直物為替先物取引	一種の外国為替先物取引であり、決済時に元本部分への受渡しを行わずに、取引時に決定した取引レートと決済レートの差、および元本により計算された額の受渡しを行う取引をいう。
買戻価格	信託証書に従い算定される、受益証券が買い戻される価格をいう。
証券業協会規則	日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則をいう。
米国証券法	1933年米国証券法をいう。
指定時刻	ルクセンブルグ時間午後1時をいう。
副管理会社	MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.または副管理会社およびファンドのAIFMとして任命されるその他の者をいう。

サブ・ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションをいう。
サブ・ファンド決議	関連するサブ・ファンドの発行済受益証券の90%にあたる受益者による書面により可決される決議、または信託証書に規定された条項に従い正当に招集され、開催された関連するサブ・ファンドの受益者集会において、挙手により投票する当該サブ・ファンドの受益者により投じられた票の4分の3以上を構成する多数により支持される決議か、もしくは投票が正当に要求された場合には当該投票において投じられた投票数の4分の3以上を構成する多数により可決される決議をいう。
買付申込書	受益証券の購入を希望する適格投資家により記入される様式をいう。
発行価格	適用ある取引日における受益証券1口当たり純資産価格であるクラス受益証券の価格をいう。
ファンド	コクサイ・ケイマン・トラストの名称で知られる、信託証書により設立されるオープンエンド型アンブレラ型免税ユニット・トラストをいう。
受託会社	受託会社としての地位を有するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドをいう。
信託証書	ファンドに関し受託会社および管理会社間で締結された2010年8月3日付信託証書(随時補足され、または変更される。)をいう。
ファンド設立費用	ファンドの設立に関連する費用および経費をいう。
投資先ファンド	ケイマン諸島のユニット・トラストであるコクサイ・トラストのサブ・ファンドである、US・ハイ・イールド・ボンド・ファンドのUSHYFノン・ヘッジ・クラスをいう。
受益者	サブ・ファンドの受益証券の保有者をいう。
受益証券	サブ・ファンドに関して、その1個の不可分の持分をいい、文脈に応じて、サブ・ファンドのクラスの1個の受益証券をいい、当該受益証券の端数を含む。
米ドル	米国の法定通貨である米ドルをいう。
評価日	取引日である毎営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいう。

別紙B

レギュレーションSに定める米国人の定義

- (1) 米国証券法のレギュレーションSに基づき、「米国人」とは以下のいずれかに該当する者をいう。
- () 米国に居住する自然人
 - () 米国の法律に基づいて組織または設立されたパートナーシップまたは会社
 - () 執行人または管財人が米国人である財団
 - () 受託者が米国人である信託
 - () 米国外の法主体の米国に所在する代理機関または支店
 - () 米国人のためまたは米国人の勘定でディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
 - () 米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の受託者により保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)
 - () 以下に該当するパートナーシップまたは法人
 - (a) 米国以外の法域の法律に基づき組織または設立され、かつ
 - (b) 米国証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されたパートナーシップまたは法人。ただし、自然人、財団または信託ではない認可投資家(米国証券法に基づくルール501(a)に定義される。)により組織または設立され、これにより所有されている場合を除く。
- (2) 前記(1)にかかわらず、米国で組織もしくは設立された、または(自然人の場合)米国に居住する、ディーラーまたはその他の専門的受託者により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保有される一任運用口座または類似の口座(財団または信託を除く。)は、「米国人」とはみなされない。
- (3) 前記(1)にかかわらず、執行人または管財人を務める専門的受託者が米国人である財団は、以下のすべてに該当する場合には米国人とはみなされない。
- () 米国人ではない財団の執行人または管財人が、財団の資産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ
 - () 財団が米国以外の法域の法律に準拠する場合。
- (4) 前記(1)にかかわらず、受託者を務める専門的受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共同の投資裁量権を有しており、かつ信託の受益者(および信託が取消可能な場合の信託委託者)が米国人ではない場合には、米国人とはみなされない。
- (5) 前記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習的実務および文書記録に従って設定され管理されている従業員福利制度は、米国人とはみなされない。
- (6) 前記(1)にかかわらず、米国人の米国外に所在する代理機関または支店は、以下のすべてに該当する場合には「米国人」とはみなされない。
- () 代理機関または支店が有効な事業上の理由により運営されており、かつ
 - () 代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しており、かつその所在する法域において実質的に保険または銀行業に関する規制をそれぞれ受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびそれらの機関、関係者ならびに年金プラン、ならびにその他類似の国際組織、その機関、関係者ならびに年金プランは、「米国人」とはみなされない。

独立監査人の報告書

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの受託会社としての地位のみにおけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド御中

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)の2019年5月31日現在の資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライトについて監査を実施した。これらの財務書類および財務ハイライトを以下、総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の立案、実施および維持することが含まれる。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断によって選定される。我々は当該リスク評価を行うにあたって、サブ・ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、我々はかかる意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの2019年5月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトは、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
2019年11月15日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (the "Sub-Trust"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of May 31, 2019, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection as of May 31, 2019, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers

November 15, 2019

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の報告書

外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの受託会社としての地位のみにおけるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド御中

我々は、コクサイ・ケイマン・トラストのサブ・ファンドである、外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクション(以下「サブ・ファンド」という。)の2020年5月31日現在の資産負債計算書および投資有価証券明細表ならびに同日に終了した年度の損益計算書および純資産変動計算書ならびに財務ハイライトについて監査を実施した。これらの財務書類および財務ハイライトを以下、総称して「財務書類」という。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示する責任を負う。かかる責任には、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成および適正表示に関する内部統制の立案、実施および維持することが含まれる。

監査人の責任

我々は、我々の監査に基づいて、本財務書類に対し意見を表明することについて責任を負う。我々は、アメリカ合衆国において一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠してこれらの財務書類の監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽記載がないことの合理的な確証を得るために我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を裏付ける監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重大な虚偽記載のリスク評価を含む我々の判断によって選定される。我々は当該リスク評価を行うにあたって、サブ・ファンドの財務書類の作成および公正な表示に関連する内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を設計するためであって、サブ・ファンドの内部統制の有効性に意見を表明するためではない。したがって、我々はかかる意見を表明しない。監査はまた、経営陣により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見表明のための基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、外貨建 米国ハイ・イールド・ボンド・オープン・カレンシー・セレクションの2020年5月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績、純資産変動および財務ハイライトは、アメリカ合衆国において一般に公正と認められる会計原則に準拠して、すべての重要な事項について適正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース
2020年9月29日

[次へ](#)

Report of Independent Auditors

To the Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection

We have audited the accompanying financial statements of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection (the "Sub-Trust"), a sub-trust of Kokusai Cayman Trust, which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments, as of May 31, 2020, and the related statements of operations and of changes in net assets and the financial highlights for the year then ended. These financial statements and financial highlights are hereafter collectively referred to as "financial statements".

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America; this includes the design, implementation, and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on the financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States of America. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the Sub-Trust's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Gaikadate US High Yield Bond Open Currency Selection as of May 31, 2020, and the results of its operations, changes in its net assets and the financial highlights for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in the United States of America.

PricewaterhouseCoopers
September 29, 2020

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.
取締役会各位

承認された監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書および財務書類に対する注記(重要な会計方針の要約を含む。)から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「本銀行」という。)の財務書類について監査を行った。

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い、本銀行の2019年12月31日現在の財務状態および同日に終了した年度の営業成績を、すべての重要な点において真正かつ公正な概観を表示しているものと認める。

意見の基礎

我々は、EU規則第537/2014号、監査専門職に関する2016年7月23日法(以下「2016年7月23日法」という。)および金融監督委員会(以下「CSSF」という。)によってルクセンブルグに採用された国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を実施した。EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに採用されたISAに基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する承認された監査人の責任」で詳述する。また、我々は、CSSFによってルクセンブルグに採用された国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(IESBA規程)および我々による本財務書類の監査に関連する倫理上の義務に従って本銀行から独立しており、当該倫理上の義務に基づくその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の意見の基礎を提供するために十分かつ適切なものであると確信している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、我々の専門的判断において、当期の財務書類の監査上最も重要であった事項をいう。我々は、これらの事項について、財務書類全体に対する監査の観点から、財務書類に対する監査意見の形成にあたり検討しており、これらの事項に関して個別の意見を提供しない。

収益認識 未収手数料	
監査上最も重要な事項の一つであると判断した理由	監査における対応方法
<p>我々は、財務書類のうち、「重要な会計方針の要約 注記2.14 収益認識」および「注記21 未収手数料」について言及する。</p> <p>2019年12月31日現在の未収手数料は135,532,835米ドルであった。未収手数料は、主にファンド管理事務、信託業務およびグローバルカストディ業務から生じている。</p> <p>原投資対象、合意された条件および提供される業務によって適用される基準およびレートが異なる。</p> <p>本銀行の未収手数料認識プロセスは、人の手による重大な介入を伴う。</p> <p>したがって、未収手数料の計算は、関連する金額が大きく、かつ未収手数料の計算に関し複雑性および運用上のリスクが存在することから、監査上の主要な事項とみなされる。</p>	<p>我々は、未収手数料認識プロセスを理解した上で、当該プロセスにおける主要な統制について検討した。人の手による未収手数料の処理に関連する不備が判明したため、我々は統制信頼性アプローチを用いず、詳細テストと分析的実証手続の組み合わせで構成される監査実証手続に基づいて確証を得た。</p> <p>我々は、手数料収入の種類ごとの合計額について予測を策定し、当該予測額を本銀行により計上された金額と比較した。</p> <p>異なる種類の手数料の実例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我々は、手数料について別途再計算を行うことにより未収手数料をテストした。これには、外部証拠に対する基礎的根拠の修正も含まれた。 ・我々は、爾後の支払に対する手数料の受領を承認した。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に記載される情報から構成されるが、財務書類およびそれに対する承認された監査人の報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関して、我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程において、その他の情報に、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と重大な不一致があるか、または重大な虚偽記載があると思われるかについて検討することである。我々が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があるという結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。この点に関し、我々が報告すべき事実はない。

財務書類に対する取締役会およびガバナンス担当者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に従い本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類を作成するために必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、継続企業としての本銀行の存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示(該当する場合)および継続企業の前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、取締役会が本銀行を清算もしくはその業務を停止する意向を有する場合、またはそうするより他に現実的な代替方法がない場合を除く。

ガバナンス担当者は、本銀行の財務報告プロセスの監督について責任を負う。

財務書類の監査に対する承認された監査人の責任

我々の監査の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む承認された監査人の報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに採用されたISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、本財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

EU規則第537/2014号、2016年7月23日法およびCSSFによってルクセンブルグに採用されたISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- 状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これは本銀行の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- 取締役会が採用した会計原則の適切性および取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- 取締役会が継続企業的前提による会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、本銀行の継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在するとの結論に至った場合、承認された監査人の報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、承認された監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事由または状況により、本銀行が継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容(開示を含む。)ならびに財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているかを評価する。

我々は、ガバナンス担当者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項(監査の過程で我々が発見した内部統制の重要な不備を含む。)に関して協議する。

また、我々はガバナンス担当者に対し、独立性に関する関連する倫理上の義務を遵守している旨を書面で伝え、我々の独立性および(該当する場合)関連する予防手段に影響を与えると合理的に考えられるすべての関係およびその他の事項を伝達する。

我々は、ガバナンス担当者に伝達した事項のうち、当期の財務書類の監査上最も重要であった事項、すなわち監査上の主要な事項を決定する。我々は、法律または規則により当該事項の公表が認められない場合を除き、当該事項を当報告書に記載する。

その他の法律および規制の要件に関する報告

我々は、2019年3月24日に取締役会によって、承認された監査人に任命され、これまでの更新および再任を含む我々の連続する監査契約期間は45年間である。

経営者報告書は、本財務書類と整合しており、適用される法的要件に従い作成されたものである。

我々は、EU規則第537/2014号で言及される禁止対象の非監査業務を提供しておらず、監査を行う上で我々が引き続き本銀行から独立していたことを確認する。

デロイト・オーディット、承認された監査法人

〔署名〕

マルティン・フローネ、承認された監査人

パートナー

2020年3月10日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the Audit of the Annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A. (the "Bank"), which comprise the balance sheet as at December 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of, in all material respects, the financial position of the Bank as at December 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Our responsibilities under the EU Regulation No 537/2014, the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the "Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts" section of our report. We are also independent of the Bank in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual account, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key Audit Matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the annual accounts of the current period. These matters were addressed in the context of the audit of the annual accounts as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Revenues recognition - Commission receivable	
Why the matter was considered to be one of most significant in the audit	How the matter was addressed in the audit
<p>We refer to Summary of significant accounting policies - Note 2.14 - Revenue Recognition and Note 21 on Commission Receivable of the annual accounts.</p> <p>Commission receivable amounted to USD 135,532,835 as of December 31, 2019. Commission receivable mainly derives from fund administration, fiduciary and global custody operations.</p> <p>Different underlying bases and rates are applicable depending on the underlying investments, agreed terms and services provided.</p> <p>The process of commission receivable recognition for the Bank includes significant manual interventions.</p> <p>Accordingly, the calculation of commission receivable are considered to be a key audit matter due to the significance of the amounts involved, combined with the complexity and operational risk associated with determining the calculation of the commission receivable.</p>	<p>We obtained an understanding of the commission receivable recognition process, and we reviewed key controls in the process. Due to deficiencies identified related to the manual processing of commission receivable, we did not use a control reliance approach and our assurance was obtained based on substantive audit procedures, consisting of a combination of tests of details and substantive analytical procedures.</p> <p>We developed expectations for the aggregate amounts per type of commission income and we compared the expectations to the amounts recorded by the Bank.</p> <p>For a sample of the different types of commissions:</p> <ul style="list-style-type: none"> • we tested commission receivable by performing independent recalculation of the commissions. This also included the reconciliation of the underlying basis to external evidence; • we agreed the receipt of the commissions to subsequent payments.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the management report but does not include the annual accounts and our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of and Those Charged with Governance for the Annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Bank's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Bank or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Bank's financial reporting process.

Responsibilities of the Réviseur d'Entreprises Agréé for the Audit of the Annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the Réviseur d'Entreprises Agréé that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the EU Regulation N° 537/2014, the Law of July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Bank's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Bank's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the Réviseur d'Entreprises Agréé. However, future events or conditions may cause the Bank to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

We also provide those charged with governance with a statement that we have complied with relevant ethical requirements regarding independence, and to communicate with them all relationships and other matters that may reasonably be thought to bear on our independence, and where applicable, related safeguards.

From the matters communicated with those charged with governance, we determine those matters that were of most significance in the audit of the annual accounts of the current period and are therefore the key audit matters. We describe these matters in our report unless law or regulation precludes public disclosure about the matter.

Report on Other Legal and Regulatory Requirements

We have been appointed as Réviseur d'Entreprises Agréé by the Board of Directors on March 24, 2019 and the duration of our uninterrupted engagement, including previous renewals and reappointments, is 45 years.

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

We confirm that the prohibited non-audit services referred to in the EU Regulation N° 537/2014 were not provided and that we remained independent of the Bank in conducting the audit.

For Deloitte Audit, Cabinet de Révision Agréé

Martin Flaunet, Réviseur d'Entreprises Agréé
Partner

March 10, 2020

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は管理会社が別途保管している。